

官報

号外 昭和二十四年五月二十七日

第五回 参議院會議錄第三十五号

昭和二十四年五月二十六日(木曜日)午前十一時二十三分開議

議事日程 第三十四号

昭和二十四年五月二十六日

午前十時開議

第一 國家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)(前會の續)

第二 國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)(前會の續)

第三 水産金融に關する決議案(木下辰雄君外八名発議)(委員

會審査會要求事件)

第四 引揚者に連合軍放出衣料品優先拂下げの請願(委員長報告)

第五 厚生通關消費組合に連合軍放出衣料品拂下げの請願(委員長報告)

第六 引揚者事業体に住宅建設費材優先発註の請願(二件)(委員長報告)

第七 引揚者を行政整理より除外するの請願(委員長報告)

第八 引揚者住宅対策に關する請願(二件)(委員長報告)

第九 中共地区の一般米需糧者に對する給與の請願(委員長報告)

第二〇 上維新水力発電所建設に引揚者優先起用の請願(委員長報告)

第二一 戰爭犠牲者に佐世保引揚援護局所管の自動車等優先拂下げの請願(委員長報告)

第二二 帰還者課税特別法制定等に關する請願(委員長報告)

第二三 引揚者新規雇傭業者に漁業資材継続優先配給の請願(委員長報告)

第二四 引揚者の消費生活協同組合に對する融資等の請願(委員長報告)

第二五 在外同胞引揚促進等に關する請願(委員長報告)

第二六 難民救済借入金金の償還に關する請願(委員長報告)

第二七 特別米需糧者給與法第一條改正に關する請願(委員長報告)

第二八 在外同胞引揚促進に關する陳情(委員長報告)

第二九 認知の訴の特例に關する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

第三〇 弁護士法案(衆議院提出)(委員長報告)

第三一 地方財政法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三二 地方税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

る法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三三 國立學校設置法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三四 協同組合による金融事業に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三五 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三六 自轉車競技法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

第三七 競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

第三八 農業災害補償法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

第三九 競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

第四〇 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出貨品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三一 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三二 海上運送法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三三 兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三四 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案(本院提出、衆議院回付)(委員長報告)

第三五 優生保護法の一部を改正する法律案(本院提出、衆議院回付)(委員長報告)

第三六 維内市官公吏勤務地手当支給に關する請願(委員長報告)

第三七 大阪府豊能郡内郵便局従業員の地域給引上げに關する請願(委員長報告)

第三八 還付期限後拾得物を自治体警察に充當の請願(委員長報告)

第三九 遺失物法改正に關する請願(委員長報告)

第四〇 栃木縣小山町に簡易裁判所及び檢察廳設置の請願(委員長報告)

第四一 福島市の東北少年院に關する請願(委員長報告)

第四二 軍事貯金拂戻に關する請願(委員長報告)

第四三 学童用水彩絵具の物品税撤廃に關する請願(委員長報告)

第四四 医薬品等の取引高税免除に關する請願(委員長報告)

第四五 授産場の購入する必要原料、資材の取引高税免除に關する請願(委員長報告)

第四六 授産場製品の取引高税免除に關する請願(委員長報告)

第四七 重要産業労働者住宅建設資金融資に關する請願(委員長報告)

第四八 國立病院に特別會計制實施反對の請願(十一件)(委員長報告)

第四九 船員失業保險料引下げに關する請願(委員長報告)

第五〇 健康保險法及び生活保護法による診療報酬支拂促進等に關する請願(三件)(委員長報告)

第五一 國民健康保險法中一部改正に關する請願(委員長報告)

第五二 未亡人の保護對策促進に關する請願(委員長報告)

第五三 廣島縣下の兒童福祉施設費國庫補助に關する請願(委員長報告)

第五四 兒童福祉法中一部改正に關する請願(委員長報告)

第五五 戰爭犠牲者遺族の援護強化に關する請願(二件)(委員長報告)

第五六 戰爭犠牲者遺族の保護對策強化に關する請願(二件)(委員長報告)

第五七 國立國府台病院の整備拡充に關する請願(委員長報告)

第五八 神戸市の多井畑療養所施設市營復元に關する請願(委員長報告)

第五九 國立療養所の病床増設に關する請願(委員長報告)

第六〇 保健婦の法的裏付け實現に關する請願(委員長報告)

第六一 済生会の機構改革に關する請願(委員長報告)

第六二 妙高山地帯を國立公園に指定の請願(委員長報告)

- 第六三 朝日通峰、出羽三山、島
海山一帯及び莊内海岸を國立公
園に指定の請願 (委員長報告)
- 第六四 大阪市周辺地区の水害防
止のため下水道工事施行に關す
る請願 (委員長報告)
- 第六五 都市清掃事業に關する請
願 (委員長報告)
- 第六六 組合立傳染病院建設費國
庫補助等に關する請願 (委員長報告)
- 第六七 青函連絡船船檢疫證明方
法改善に關する請願 (委員長報告)
- 第六八 優生保護法中一部改正に
關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第六九 青少年禁酒法制定に關す
る請願 (委員長報告)
- 第七〇 厚生省公衆衛生、予防兩
局存置等に關する請願 (委員長報告)
- 第七一 厚生省予防局存置に關す
る請願 (委員長報告)
- 第七二 厚生省藥務局存置に關す
る請願 (十一件) (委員長報告)
- 第七三 厚生省兒童局廢止反對に
關する請願 (三件) (委員長報告)
- 第七四 未復員者災害給與法中一
部改正に關する請願 (委員長報告)
- 第七五 未復員者給與法中一部改
正に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第七六 未復員者災害給與法の療
養費中食費に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第七七 公益質屋事業振興に關す
る請願 (委員長報告)
- 第七八 森林組合技師員設置費國
庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第七九 茨城縣の農業災害復旧對
策等に關する請願 (委員長報告)
- 第八〇 未墾地買收反對に關する
請願 (委員長報告)
- 第八一 北海道の土地改良事業に
關する請願 (委員長報告)
- 第八二 十三湖干拓事業促進に關
する請願 (委員長報告)
- 第八三 長崎縣耕地災害復旧費國
庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第八四 阿仁合未墾地買收反對に
關する請願 (委員長報告)
- 第八五 廣島縣の治山事業費國庫
補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第八六 林務行政完べきに關する
請願 (委員長報告)
- 第八七 滋賀縣の土地改良事業費
等國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第八八 未墾地不當買收計畫反對
に關する請願 (委員長報告)
- 第八九 鹿兒島縣日置村官有林拂
下げに關する請願 (委員長報告)
- 第九〇 茨城縣の土地改良事業費
國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第九一 奈良縣の土地改良事業費
國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第九二 開拓者に対する國庫助成
の請願 (委員長報告)
- 第九三 林道擴充事業費國庫補助
に關する請願 (委員長報告)
- 第九四 岡山市福田地先用水路復
旧事業費國庫補助等に關する請
願 (委員長報告)
- 九五 川南原開拓水利事業促進
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六 宇津内原野開墾事業施行
に關する請願 (委員長報告)
- 第九七 災害復旧農業土木費國庫
補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第九八 薪炭の買上げ再開に關す
る請願 (委員長報告)
- 第九九 甲子山開墾のための國營
林道開さくに関する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 自作農創設特別措置法
中一部改正に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第一〇一 官行造林の実施等に關
する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 林道開設予算増額に關
する請願 (委員長報告)
- 第一〇三 中國四縣林道開設事業
費國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 木炭簡易倉庫設置に關
する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 開拓地營農資金國庫補
助増額等に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 茨城縣神崎村開拓事業
中止に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七 群馬縣片品村地内の牧
野買收計畫中止に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 兵庫縣のかん害恒久對
策事業費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 造林振興對策に關する
請願 (委員長報告)
- 第一一〇 水力發電増強のための
森林對策に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一 造林勞務者に加配米交
付の請願 (委員長報告)
- 第一一二 未墾地買收審查委員會
設置に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三 農地調整法に基く使用
權設定の請願 (委員長報告)
- 第一一四 燃料綜合國策樹立に關
する請願 (委員長報告)
- 第一一五 開墾不適地、放棄地の
処理に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六 土地改良事業費等助成
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一七 東北信越地方の土地改
良、耕地災害復旧同事業費國庫
補助復活に關する請願 (委員長報告)
- 第一一八 國營福島競馬開催に關
する請願 (委員長報告)
- 第一一九 農家に純木綿織物特配
の請願 (委員長報告)
- 第一二〇 農家超過供出物代金即
時拂に關する請願 (委員長報告)
- 第一二一 農家に肥料増配の請願
 (委員長報告)
- 第一二二 縣單位農業協同組合連
合会統合に關する請願 (四件) (委員長報告)
- 第一二三 農業災害補償法の強化
擴充に關する請願 (十五件) (委員長報告)
- 第一二四 養蜂研究機關増強に關
する請願 (委員長報告)
- 第一二五 農地委員會機關縮小反
對に關する請願 (委員長報告)
- 第一二六 輸出製糸經營安定に關
する請願 (委員長報告)
- 第一二七 乳製品の高質、包裝及
び價格改善に關する請願 (委員長報告)
- 第一二八 農業協同組合法中一部
改正等に關する請願 (委員長報告)
- 第一二九 種子じやがいもの配給
統制改善に關する請願 (委員長報告)
- 第一三〇 愛媛縣南予地区の農業
計畫特別取扱に關する請願 (委員長報告)
- 第一三一 漁業勞務者の加配米制
度設定に關する請願 (委員長報告)
- 第一三二 農業災害復旧費國庫補
助等に關する請願 (委員長報告)
- 第一三三 農業技術態勢確立に關
する請願 (委員長報告)
- 第一三四 農業協同組合医療施設
に關する請願 (委員長報告)
- 第一三五 蚕糸業振興に關する請
願 (二件) (委員長報告)
- 第一三六 農業協同組合活動の適
正化に關する請願 (委員長報告)
- 第一三七 主要食糧供出關係經費
全額國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第一三八 北見種畜牧場施設拂下
げに關する請願 (委員長報告)
- 第一三九 水害耕地復旧事業費等
國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第一四〇 獸医師法案附則第六項
修正に關する請願 (委員長報告)

第二四一 轉落農家に食糧配給の請願 (委員長報告)

第二四二 水田單作地帯の諸施策に關する請願 (委員長報告)

第二四三 東北七縣の農家負担軽減等に關する請願 (委員長報告)

第二四四 長崎縣富江港の漁港施設費國庫補助に關する請願 (委員長報告)

第二四五 岡山縣樫木定置漁業者に兒島灣干拓工事による損害補償の請願 (委員長報告)

第二四六 寒天原そり統制撤廃反對等に關する請願 (委員長報告)

第二四七 道路運送監理事務所の地方移讓反對に關する請願 (九件) (委員長報告)

第二四八 草津、石山兩駅間に瀬田駅設置の請願 (委員長報告)

第二四九 滋賀縣に地方陸運局分署設置の請願 (委員長報告)

第二五〇 興津神燈台設置に關する請願 (委員長報告)

第二五一 北見市に道路運送監理事務所附設に伴う新機軸設置の請願 (委員長報告)

第二五二 札幌地方施設部存置に關する請願 (委員長報告)

第二五三 小名浜測候所業務縮小反對に關する請願 (委員長報告)

第二五四 岡山縣新見、成羽兩町間に國營自動車運轉開始の請願 (委員長報告)

第二五五 國鉄電化促進等に關する請願 (委員長報告)

第二五六 山梨縣に陸運局分局設置の請願 (委員長報告)

第二五七 糸魚川機關區存置に關する請願 (委員長報告)

第二五八 人吉駅、榎木間外二路線に國營自動車運轉開始の請願 (委員長報告)

第二五九 門司鐵道局小倉工機部熊本分工場存置に關する請願 (委員長報告)

第二六〇 須賀川、小野新町兩町間外二路線に國營自動車運轉開始の請願 (委員長報告)

第二六一 福島縣に陸運局分室設置の請願 (委員長報告)

第二六二 買收鐵道引續職員の退職金制度補正に關する請願 (委員長報告)

第二六三 名古屋工機部伊那松島電氣工場存置に關する請願 (委員長報告)

第二六四 奥市の失業救済施設對策に關する請願 (委員長報告)

第二六五 農業協同組合に労働基準法適用除外の請願 (委員長報告)

第二六六 戰爭犠牲者に佐世保引揚機務局所管の自動車等優先拂下げの請願 (委員長報告)

第二六七 島根縣津和野町に簡易裁判所及び區檢察廳設置の陳情 (委員長報告)

第二六八 きよう正保護事業費全國國庫補助等に關する陳情 (委員長報告)

第二六九 網走司法事務局長樹出張所存置及び昇格に關する陳情 (委員長報告)

第二七〇 國立病院に特別會計制實施反對に關する陳情 (委員長報告)

第二七一 國民健康保險法中一部改正等に關する陳情 (委員長報告)

第二七二 兒童福祉法一部改正に關する陳情 (三件) (委員長報告)

第二七三 戰爭犠牲者遺族の保護對策強化に關する陳情 (委員長報告)

第二七四 北海道の厚生省医務局出張所存置に關する陳情 (委員長報告)

第二七五 櫻島、屋久島間一帯を國立公園に指定の陳情 (委員長報告)

第二七六 京都市のグフテリア子防注射事故解決に關する陳情 (委員長報告)

第二七七 社會保險診療報酬支拂基金法改正反對に關する陳情 (委員長報告)

第二七八 厚生省藥務局存置に關する陳情 (四件) (委員長報告)

第二七九 未復員者災害給與法の療養費中食費に關する陳情 (委員長報告)

第二八〇 長野縣小諸町地内植林地存置に關する陳情 (委員長報告)

第二八一 苗木の輸送助成に關する陳情 (委員長報告)

第二八二 廣島縣御幸村外九箇村の片山病撲滅のための耕地整理等の諸對策に關する陳情 (委員長報告)

第二八三 造林事業費國庫補助増額等に關する陳情 (委員長報告)

第二八四 新潟縣の土地改良事業費國庫補助に關する陳情 (委員長報告)

第二八五 林道開設予算増額に關する陳情 (委員長報告)

第二八六 兵庫縣のかん苅恒久對策事業費國庫補助に關する陳情 (委員長報告)

第二八七 長崎縣の災害復旧耕地事業費國庫補助に關する陳情 (委員長報告)

第二八八 中國四縣林道開設事業費國庫補助増額に關する陳情 (委員長報告)

第二八九 山林復興對策に關する陳情 (二件) (委員長報告)

第二九〇 開拓地の電氣設備費國庫補助に關する陳情 (委員長報告)

第二九一 養魚場を未墾地収收の對象より除外するの陳情 (委員長報告)

第二九二 農地委員會に對する國庫補助の陳情 (委員長報告)

第二九三 供出に要する經費國庫補助の陳情 (委員長報告)

第二九四 食糧増產施策に關する陳情 (委員長報告)

第二九五 農業災害補償法の強化拡充に關する陳情 (四件) (委員長報告)

第二九六 農業災害補償法に基く共済團休事務費國庫補助の陳情 (委員長報告)

第二九七 酪農業の拡充強化に關する陳情 (二件) (委員長報告)

第二九八 農林復興與興資のわく復活並びに増額の陳情 (委員長報告)

第二九九 食糧追加供出等に關する陳情 (委員長報告)

第三〇〇 畜養業振興に關する陳情 (三件) (委員長報告)

第三〇一 農地委員會機構縮小反對に關する陳情 (委員長報告)

第三〇二 繭の檢定、格付等の改善に關する陳情 (委員長報告)

第三〇三 養蠶業振興に關する陳情 (委員長報告)

第三〇四 過少農家に對する主要食糧配給の陳情 (委員長報告)

第三〇五 農業共済團休事務費國庫補助増額に關する陳情 (委員長報告)

第三〇六 京都市に國際觀光ホテル建設の陳情 (委員長報告)

第三〇七 鹿兒島、指宿兩駅間に列車増發の陳情 (委員長報告)

第三〇八 松江市に陸運局分室設置に關する陳情 (委員長報告)

第三〇九 栃木縣に陸運局分局設置の陳情 (委員長報告)

第三一〇 燒津、藤枝兩駅間に新駅設置の陳情 (委員長報告)

第三一一 常磐線電化促進に關する陳情 (委員長報告)

第三一二 林野行政と砂防行政の一元化に關する請願 (二件) (委員長報告)

第三一三 砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する請願 (二件) (委員長報告)

第三一四 砂防事業の一元化に關する請願 (委員長報告)

第三一五 水道行政の一元化に關する請願 (委員長報告)

第三一六 東京芝浦電氣株式會社に對する過度經濟力集中排除法

適用除外に關する請願(二件)

- 第二一七 恩給法臨時特例改正に關する請願(二十八件) (委員長報告)
- 第二一八 主要統計調査費全額國庫補助に關する請願(委員長報告)
- 第二一九 機械行政の一元化に關する請願 (委員長報告)
- 第二二〇 林野行政と砂防行政の一元化に關する陳情(二件) (委員長報告)
- 第二二一 砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(四件) (委員長報告)
- 第二二二 砂防事業の一元化に關する陳情 (委員長報告)
- 第二二三 六三制學校建築費國庫補助に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第二二四 新制中學校建築費算増額に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第二二五 六三制學校建築のため國庫助成及び地方起債等に關する請願 (委員長報告)
- 第二二六 新制中學校建築整備費國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第二二七 六三制學校建築費算に關する請願 (委員長報告)
- 第二二八 六三制學校整備費國庫補助復活に關する請願 (委員長報告)
- 第二二九 六三制學校建築費國庫補助増額に關する請願(四件) (委員長報告)
- 第二三〇 六三制教育制度整備費全額國庫補助等に關する請願 (委員長報告)

第三一 定時制高等學校施設費國庫補助増額に關する請願

- 第三二 教育予算増額等に關する請願 (委員長報告)
- 第三三 六三制學校建築費國庫補助等に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第三四 六三制學校整備費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第三五 六三制教育予算増額に關する請願(五件) (委員長報告)
- 第三六 六三制教育予算復活に關する請願(三件) (委員長報告)
- 第三七 六三制教育予算に關する請願 (委員長報告)
- 第三八 六三制學校整備費國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第三九 新制中學校制度の再検討に關する請願 (委員長報告)
- 第四〇 教育予算増額に關する請願 (委員長報告)
- 第四一 國立學校授業料等及及び減免制確立に關する請願 (委員長報告)
- 第四二 松江城修繕に關する請願 (委員長報告)
- 第四三 奈良縣内の國宝保存のための修理費國庫補助増額等に關する請願 (委員長報告)
- 第四四 國寶富貴寺大堂修理費國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第四五 法隆寺及びその他の國寶保存に關する請願(委員長報告)
- 第四六 國立史料館設置に關する請願 (委員長報告)

第二四七 平泉中尊寺の生徒團體見學禁止緩和に關する請願

- 第二四八 國寶中尊寺修理費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第二四九 日光の國寶建造物修費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第二五〇 群馬縣世良田村長樂寺宝物保存に關する請願 (委員長報告)
- 第二五一 習字教育振興に關する請願(五件) (委員長報告)
- 第二五二 青少年指導に關する研究調査機關設置の請願 (委員長報告)
- 第二五三 日光關係出版物用紙關當に關する請願 (委員長報告)
- 第二五四 教育映画の擁護に關する請願 (委員長報告)
- 第二五五 ニュース、教育映画事業助成に關する請願 (委員長報告)
- 第二五六 教育公務員特例法施行令中附則第十六條改正に關する請願 (委員長報告)
- 第二五七 著作權法中一部改正の請願 (委員長報告)
- 第二五八 東北地方の六三制學校建築費國庫補助に關する陳情 (委員長報告)
- 第二五九 東京都教育委員會制度確立並びに六三制教育予算増額の陳情 (委員長報告)
- 第二六〇 教育予算増額に關する陳情 (委員長報告)
- 第二六一 新制中學校教員定数に關する陳情 (委員長報告)

第二六二 六三制中學校建築費國庫補助に關する陳情(委員長報告)

- 第二六三 六三制學校建築費算増額に關する陳情(二件) (委員長報告)
- 第二六四 六三制教育予算復活に關する陳情(二件) (委員長報告)
- 第二六五 六三制學校建築費國庫補助増額に關する陳情(二件) (委員長報告)
- 第二六六 六三制教育予算増額に關する陳情 (委員長報告)
- 第二六七 法隆寺金堂壁面原寸写真原板の保存及び複製に關する陳情 (委員長報告)
- 第二六八 宗教法制定に關する陳情 (委員長報告)
- 第二六九 育英制度に關する陳情 (委員長報告)
- 第二七〇 習字教育振興に關する陳情 (委員長報告)

案(三好始君免職)

同日議員から左の懲罰動議を提出した。
金子洋文君、中西功君、岩間正男君、原虎一君、板野勝次君、細川嘉六君、中村正雄君、カニエ邦彦君、天田勝正君を懲罰に付するの動議(眞葉園園外一名提出)
松嶋孝作君、淺岡信夫君、加藤常太郎君、池田宇右衛門君、岡元義人君、北村一男君、矢野西雄君を懲罰に付するの動議(木下源吉君外四名免職)
同日委員長から左の報告書を提出した。
行政機關職員定員法案可決報告書
文部委員會請願審査報告書第一号
文部委員會請願特別報告第一号
文部委員會陳情審査報告書第一号
同日内閣委員カニエ邦彦君から左の少数意見報告書を提出した。
行政機關職員定員法案に対する少数意見報告書
○副議長(松嶋孝作君) これより今日の會議を開きます。
この際お諮りいたします。本日北村一男君より懲罰委員辭任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○副議長(松嶋孝作君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として中山壽彦君を指名いたします。
○副議長(松嶋孝作君) 次に天田勝正君外二十二名免職の議長不信任決議案及び梅津錦一君外二十七名免職の副議長不信任決議案の上程はこれを後に廻

し、これより本日の議事日程に入りた
いと存じます。御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと
認めます。

日程第一、國家公務員に対する寒冷
地手当及び石炭手当の支給に関する法
律案、(衆議院提出) 日程第二、國家
公務員法の一部を改正する法律案、(内
閣提出、衆議院送付)(いずれも前会の
議決を議題といたします。去る二十三
日休憩のため途中で中止されました両
案の委員長報告をこの際引続き行いま
す。人事委員長中井光次君。

〔中井光次君登壇、拍手〕

○中井光次君 先般は定員数を欠きま
して、御報告の中途でありましたの
で、改めて初めから申し上げます。

只今議題となりました國家公務員に
対する寒冷地手当及び石炭手当の支給
に関する法律案並びに國家公務員法の
一部を改正する法律案につきまして、
人事委員会における審議の経過並びに
結果を御報告申し上げます。

先ず國家公務員に対する寒冷地手当
及び石炭手当の支給に関する法律案は
衆議院提出のものでありまして、その
提案理由及び主なる内容について申上
げますれば、寒冷積雪地方における多
特殊生計費の膨張は、これら地方に在
る政府職員の生活に多大の影響を
及ぼすのでありますが、この特殊生計
費の増加は冬季間に限られるものであ
り、且つ地方により異なるので、これ
を本俸に織り込むことは困難がありま
すので、ここにこの特別措置を講ぜん
とするものであります。殊に民間会社

においても寒冷地手当を支給しておる
実情に鑑み、これとの衡上も亦この
措置を認める必要があるとの理由であ
ります。その主な内容は、第一に本法
による特殊手当は寒冷地手当及び石炭
手当の二種とすること、第二は寒冷地
手当として支給する額は、職員の俸給
月額と扶養手当との月額の百分の二十
に相当する額の四ヶ月分を超えざるこ
と、第三に、石炭手当は北海道在勤者
に限り、石炭の一定量を公定小賣價格
によつて換算したる額を支給すること
と、第四に、これら寒冷地手当、石炭
手当の支給地域、支給方法等は人事院
の勧告に基いて、従前の例により内閣
總理大臣がこれを定めること、以上が
本案の主なる内容であります。人事委
員会におきましては審議をいたしまし
た結果、全会一致を以て本法案は原案
通り可決すべきものと決定いたしました

次に國家公務員法の一部を改正する
法律案について、先ず法案の内容を御
説明申し上げます。改正の第一点は、内
閣法及び各省設置法等の改正及び制定
に伴ひまして、現在の行政機関の機構
名称が改定されることになりました場
合、これに即應いたしまして、國家公
務員法中に、これら諸法案に關係のあ
る諸條項に改正を加えんとするもので
あります。次に公團職員を人事院の
指定するところに従ひまして
特別職とする規定が本年七月一日
よりその効力を失ふことになつており
ますのを、公團の存続する期間だけ延
長いたしますことと、更に緊急失業對
策法の施行に伴ひまして、失業者とし
て國に雇用されます者を、そのうち、

技術者、技能者、監督者及び行政事務
を担当する者を除きまして、特別職と
して指定しようとするものでありま
す。本案につきましても、人事委員会
において政府側より提案理由の説明を
求め、簡單な質疑應答の末、採決いた
しました結果、全会一致を以て可決い
たしました。以上を以て上程二案の御
報告といたします。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言も
なければ、これより兩案の採決をいた
します。兩案全部を問題に供します。
兩案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認
めます。よつて兩案は全会一致を以て
可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程
第三を後に廻し、日程第四より第十七
までの諸議及び日程第十八の陳情を一
括して議題とすることに御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないも
のと認めます。先ず委員長の報告を求
めます。在外同胞引揚問題に関する特
別委員長紅霞みつ君。

在外同胞引揚問題に関する特別
委員会請願審査報告書第二号
一 議院の會議に付するを要するも
の。

第五百五十九号 厚生連盟消費
組合に連合軍放出衣料品拂下
げの請願
第七百三十九号 引揚者事業体
第八百八十一号 住宅建設資材優先
に住宅建設資材優先の請願

第七百四十号 引揚者に連合軍
放出衣料品優先拂下げの請願
第七百四十一号 引揚者を行政
整理より除外するの請願
第七百四十二号 引揚者住宅對
策に関する請願
第七百四十三号 中共地区の一
般未帰還者に対する給與の請願

第七百四十四号 上樵薬水電力電
所建設に引揚者優先起用宛の
請願
第七百四十五号 戦争犠牲者に
佐世保引揚援護局所管の自動
車等優先拂下げの請願
第八百二十五号 帰還者課税特
例法制定等に関する請願
第八百八十号 引揚者住宅對策
に関する請願
第八百八十二号 引揚者新規着
漁業者に漁業資材継続優先配
給の請願

第九百三十一号 引揚者の消費
生活協同組合に対する融資等
の請願
第九百四十号 在外同胞引揚促
進等に関する請願
第九百四十七号 難民救済借入
資金の償還に関する請願
第九百四十八号 特別未帰還者
給與法第一條改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。
昭和二十四年五月十六日
在外同胞引揚問
題に関する特別 圓元 義人
委員長理事
參議院議長松平恒雄殿

在外同胞引揚問題に関する特別
委員会請願特別報告第二号
在 外 同 胞 引 揚 問 題 関 連 特 別 委 員 長 紅 霞 みつ 君

在 外 同 胞 引 揚 問 題 関 連 特 別 委 員 長 紅 霞 みつ 君

在 外 同 胞 引 揚 問 題 関 連 特 別 委 員 長 紅 霞 みつ 君

在外同胞引揚問題に関する特別
委員会請願特別報告第二号
厚生連盟消費組合に連合軍放出衣
料品拂下げの請願
第五百五十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者事業体に住宅建設資材優先
発注の請願
第七百三十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
第八百八十一号 佐賀市役所
内佐賀縣更生会内 石井龍猪
提出
引揚者に連合軍放出衣料品優先拂
下げの請願
第七百四十号 鹿兒島市西千石
町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者を行政整理より除外するの
請願
第七百四十一号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
引揚者住宅對策に関する請願
第七百四十二号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
中共地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
第七百四十三号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
上樵薬水電力電所建設に引揚者優
先起用の請願
第七百四十四号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出

在外同胞引揚問題に関する特別
委員会請願特別報告第二号
厚生連盟消費組合に連合軍放出衣
料品拂下げの請願
第五百五十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者事業体に住宅建設資材優先
発注の請願
第七百三十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
第八百八十一号 佐賀市役所
内佐賀縣更生会内 石井龍猪
提出
引揚者に連合軍放出衣料品優先拂
下げの請願
第七百四十号 鹿兒島市西千石
町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者を行政整理より除外するの
請願
第七百四十一号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
引揚者住宅對策に関する請願
第七百四十二号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
中共地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
第七百四十三号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
上樵薬水電力電所建設に引揚者優
先起用の請願
第七百四十四号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出

在外同胞引揚問題に関する特別
委員会請願特別報告第二号
厚生連盟消費組合に連合軍放出衣
料品拂下げの請願
第五百五十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者事業体に住宅建設資材優先
発注の請願
第七百三十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
第八百八十一号 佐賀市役所
内佐賀縣更生会内 石井龍猪
提出
引揚者に連合軍放出衣料品優先拂
下げの請願
第七百四十号 鹿兒島市西千石
町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者を行政整理より除外するの
請願
第七百四十一号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
引揚者住宅對策に関する請願
第七百四十二号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
中共地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
第七百四十三号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
上樵薬水電力電所建設に引揚者優
先起用の請願
第七百四十四号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出

在外同胞引揚問題に関する特別
委員会請願特別報告第二号
厚生連盟消費組合に連合軍放出衣
料品拂下げの請願
第五百五十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者事業体に住宅建設資材優先
発注の請願
第七百三十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
第八百八十一号 佐賀市役所
内佐賀縣更生会内 石井龍猪
提出
引揚者に連合軍放出衣料品優先拂
下げの請願
第七百四十号 鹿兒島市西千石
町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者を行政整理より除外するの
請願
第七百四十一号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
引揚者住宅對策に関する請願
第七百四十二号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
中共地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
第七百四十三号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
上樵薬水電力電所建設に引揚者優
先起用の請願
第七百四十四号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出

在外同胞引揚問題に関する特別
委員会請願特別報告第二号
厚生連盟消費組合に連合軍放出衣
料品拂下げの請願
第五百五十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者事業体に住宅建設資材優先
発注の請願
第七百三十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
第八百八十一号 佐賀市役所
内佐賀縣更生会内 石井龍猪
提出
引揚者に連合軍放出衣料品優先拂
下げの請願
第七百四十号 鹿兒島市西千石
町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者を行政整理より除外するの
請願
第七百四十一号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
引揚者住宅對策に関する請願
第七百四十二号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
中共地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
第七百四十三号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
上樵薬水電力電所建設に引揚者優
先起用の請願
第七百四十四号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出

在外同胞引揚問題に関する特別
委員会請願特別報告第二号
厚生連盟消費組合に連合軍放出衣
料品拂下げの請願
第五百五十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者事業体に住宅建設資材優先
発注の請願
第七百三十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
第八百八十一号 佐賀市役所
内佐賀縣更生会内 石井龍猪
提出
引揚者に連合軍放出衣料品優先拂
下げの請願
第七百四十号 鹿兒島市西千石
町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者を行政整理より除外するの
請願
第七百四十一号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
引揚者住宅對策に関する請願
第七百四十二号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
中共地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
第七百四十三号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
上樵薬水電力電所建設に引揚者優
先起用の請願
第七百四十四号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出

在外同胞引揚問題に関する特別
委員会請願特別報告第二号
厚生連盟消費組合に連合軍放出衣
料品拂下げの請願
第五百五十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者事業体に住宅建設資材優先
発注の請願
第七百三十九号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
第八百八十一号 佐賀市役所
内佐賀縣更生会内 石井龍猪
提出
引揚者に連合軍放出衣料品優先拂
下げの請願
第七百四十号 鹿兒島市西千石
町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
引揚者を行政整理より除外するの
請願
第七百四十一号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
引揚者住宅對策に関する請願
第七百四十二号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出
中共地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
第七百四十三号 佐賀市役所内
引揚者團休九州地方連合会内
西山武八外一名提出
上樵薬水電力電所建設に引揚者優
先起用の請願
第七百四十四号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟内
種子島蕃提出

戦時犠牲者に在る保引揚援護局所
管の自動車等優先拂下げの請願
第七百四十五号 鹿兒島市西千
石町七〇鹿兒島縣厚生連盟
内 種子島縣提出

留選者課税特例法制定等に関する
請願
第八百二十五号 三重縣四日市
大字六呂見三七二 東末松
外十一名提出

引揚者住宅対策に関する請願
第八百八十号 佐賀市役所内佐
賀縣更生会内 石井龍猪提出
引揚者新規漁業者に漁業資材給
統優先配給の請願
第八百八十二号 佐賀市役所内
佐賀縣更生会内 石井龍猪提
出

引揚者の消費生活協同組合に對す
る融資等の請願
第九百三十一号 東京都中央区
築地三ノ二築地本願寺内社團
法人引揚者團休全國連合会理
事長穂積眞六郎提出
在外同胞引揚促進等に関する請願
第九百四十号 栃木縣下都賀郡
壬生町 高田弘一外四百七十
七名提出

難民救済借入金金の償還に関する
請願
第九百四十七号 東京都中央区
日本橋江戸橋一ノ一五 財團
法人滿蒙同胞援護會長 平島
敏夫外一名提出
特別未帰還者給與法第一條改正に
關する請願
第九百四十八号 東京都中央区
日本橋江戸橋一ノ一五 財團

法人滿蒙同胞援護會長 平島
敏夫外一名提出
右十六件の請願は内閣に送付するを
要しないものと審査決定した。よつ
て別紙意見書を附して報告する。
昭和二十四年五月十六日
在外同胞引揚
委員會理事 岡元 龍人
參議院議長松平 恒雄殿
意見書案
厚生連盟消費組合に連合軍放出品
料品拂下げの請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
政府は最近米國放出品資(シャツ、
外とう、毛布等)の拂下げを受けて
希望者に販賣を許可される由である
が、当厚生連盟消費組合では衣料品
の荷受及び小賣を許可されて、
引揚促進及び引揚者の定着援護等の
事業費一切に充てているが、現在の
経済状態では所期の実績を挙げるこ
とができない実情であるから引揚者
困難者等のために本組合に對し連合
軍放出品料品の全面的配給を許可さ
れたことの趣旨であつて參議院は、
願意の大体は妥當なものなりと思
う。よつて内閣は鋭意これが實現に
努力せられたい。ここに國會法第八
十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者事業体に住宅建設資材優先

注記の請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
住宅難は引揚者にとつて最も切実且
つ深刻な問題であるから、引揚同胞
對策審議會で決議した引揚者住宅緊
急対策を、すみやかに具体化され美
加されるときに、住宅建設に當り
疊、屋根瓦等の資材を差配される場
合には、更生事業育成のため引揚者
事業体に優先的にこれを差配された
ことの趣旨であつて參議院は、願意
の大体は妥當なものなりと思ふ。よ
つて内閣は鋭意これが實現に努力せ
られたい。ここに國會法第八十一條
により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者に連合軍放出品優先拂
下げの請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
引揚者に対する衣料品の特配にあた
り個々の引揚者が受けた現在までの
量は極めて少く、まだ四季の最低衣
料を備へ得ない者が多く、しかも現
下衣料品の価格は騰貴し、殆んど購
入困難で日々の仕事にも支障をきた
している状況であるから、この際連

合軍から放出せられたシャツ類、外
とう、軍服、毛布等の中古品を適當
價格で優先的に拂下げられるよう
措置を講ぜられたことの趣旨であつて
參議院は、願意の大体は妥當なもの
なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これ
が實現に努力せられたい。ここに國
會法第八十一條により別冊を送付す
る。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者を行政整理より除外するの
請願
請願者 佐賀市役所内引揚者團
休九州地方連合会内 西山武
外一名
右の請願は
今回実施せられる行政整理に際して
は、就任年限の短い者が整理の對象
となるものがあるが、若しこ
れが事實とすれば、引揚者は殆んど
全部これに該当することになり、裸
一貫から漸く就職し、辛うじて最低
生活を維持している引揚者を再び生
活不安に陥し入れるものであるか
ら、今回の整理より引揚者を除外せ
られたいとの趣旨であつて參議院
は、願意の大体は妥當なものなりと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現
に努力せられたい。ここに國會法八
十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
中央地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
請願者 佐賀市役所内引揚者團
休九州地方連合会内 西山武
外一名
右の請願は
今回ソ連地区において未復員者と同
様の実情にある一般未帰還者のため
に、特殊未帰還者給與法が制定され

意見書案
引揚者住宅対策に関する請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
現下の住宅難に最も切実な悩みを味
わつてゐるものは、海外から引き揚
げて來た同胞である。鹿兒島縣内の
引揚者について調査したところによ
ると、必要家屋一万户以上で間借
り、同居などでみじめな状況を示し
ている。生活の基礎である住居が、こ
のような状態では、勤勞の意欲も衰
え且つ家庭悲劇の要因をなすもので
あるから、引揚者住宅に對して強力
な緊急対策を講ぜられ、同時に、引
揚者の住宅建築に對し住宅金融公社
を設立し優先的資金の貸與、官公有地
等の開放、建築諸税の免稅等の措置
を採られたいとの趣旨であつて參議
院は、願意の大体は妥當なものなり
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが實
現に努力せられたい。ここに國會法
第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
中央地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
請願者 佐賀市役所内引揚者團
休九州地方連合会内 西山武
外一名
右の請願は
今回ソ連地区において未復員者と同
様の実情にある一般未帰還者のため
に、特殊未帰還者給與法が制定され

意見書案
引揚者住宅対策に関する請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
現下の住宅難に最も切実な悩みを味
わつてゐるものは、海外から引き揚
げて來た同胞である。鹿兒島縣内の
引揚者について調査したところによ
ると、必要家屋一万户以上で間借
り、同居などでみじめな状況を示し
ている。生活の基礎である住居が、こ
のような状態では、勤勞の意欲も衰
え且つ家庭悲劇の要因をなすもので
あるから、引揚者住宅に對して強力
な緊急対策を講ぜられ、同時に、引
揚者の住宅建築に對し住宅金融公社
を設立し優先的資金の貸與、官公有地
等の開放、建築諸税の免稅等の措置
を採られたいとの趣旨であつて參議
院は、願意の大体は妥當なものなり
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが實
現に努力せられたい。ここに國會法
第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
中央地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
請願者 佐賀市役所内引揚者團
休九州地方連合会内 西山武
外一名
右の請願は
今回ソ連地区において未復員者と同
様の実情にある一般未帰還者のため
に、特殊未帰還者給與法が制定され

意見書案
引揚者住宅対策に関する請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
現下の住宅難に最も切実な悩みを味
わつてゐるものは、海外から引き揚
げて來た同胞である。鹿兒島縣内の
引揚者について調査したところによ
ると、必要家屋一万户以上で間借
り、同居などでみじめな状況を示し
ている。生活の基礎である住居が、こ
のような状態では、勤勞の意欲も衰
え且つ家庭悲劇の要因をなすもので
あるから、引揚者住宅に對して強力
な緊急対策を講ぜられ、同時に、引
揚者の住宅建築に對し住宅金融公社
を設立し優先的資金の貸與、官公有地
等の開放、建築諸税の免稅等の措置
を採られたいとの趣旨であつて參議
院は、願意の大体は妥當なものなり
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが實
現に努力せられたい。ここに國會法
第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
中央地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
請願者 佐賀市役所内引揚者團
休九州地方連合会内 西山武
外一名
右の請願は
今回ソ連地区において未復員者と同
様の実情にある一般未帰還者のため
に、特殊未帰還者給與法が制定され

意見書案
引揚者住宅対策に関する請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
現下の住宅難に最も切実な悩みを味
わつてゐるものは、海外から引き揚
げて來た同胞である。鹿兒島縣内の
引揚者について調査したところによ
ると、必要家屋一万户以上で間借
り、同居などでみじめな状況を示し
ている。生活の基礎である住居が、こ
のような状態では、勤勞の意欲も衰
え且つ家庭悲劇の要因をなすもので
あるから、引揚者住宅に對して強力
な緊急対策を講ぜられ、同時に、引
揚者の住宅建築に對し住宅金融公社
を設立し優先的資金の貸與、官公有地
等の開放、建築諸税の免稅等の措置
を採られたいとの趣旨であつて參議
院は、願意の大体は妥當なものなり
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが實
現に努力せられたい。ここに國會法
第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
中央地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
請願者 佐賀市役所内引揚者團
休九州地方連合会内 西山武
外一名
右の請願は
今回ソ連地区において未復員者と同
様の実情にある一般未帰還者のため
に、特殊未帰還者給與法が制定され

意見書案
引揚者住宅対策に関する請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
現下の住宅難に最も切実な悩みを味
わつてゐるものは、海外から引き揚
げて來た同胞である。鹿兒島縣内の
引揚者について調査したところによ
ると、必要家屋一万户以上で間借
り、同居などでみじめな状況を示し
ている。生活の基礎である住居が、こ
のような状態では、勤勞の意欲も衰
え且つ家庭悲劇の要因をなすもので
あるから、引揚者住宅に對して強力
な緊急対策を講ぜられ、同時に、引
揚者の住宅建築に對し住宅金融公社
を設立し優先的資金の貸與、官公有地
等の開放、建築諸税の免稅等の措置
を採られたいとの趣旨であつて參議
院は、願意の大体は妥當なものなり
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが實
現に努力せられたい。ここに國會法
第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
中央地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
請願者 佐賀市役所内引揚者團
休九州地方連合会内 西山武
外一名
右の請願は
今回ソ連地区において未復員者と同
様の実情にある一般未帰還者のため
に、特殊未帰還者給與法が制定され

意見書案
引揚者住宅対策に関する請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
現下の住宅難に最も切実な悩みを味
わつてゐるものは、海外から引き揚
げて來た同胞である。鹿兒島縣内の
引揚者について調査したところによ
ると、必要家屋一万户以上で間借
り、同居などでみじめな状況を示し
ている。生活の基礎である住居が、こ
のような状態では、勤勞の意欲も衰
え且つ家庭悲劇の要因をなすもので
あるから、引揚者住宅に對して強力
な緊急対策を講ぜられ、同時に、引
揚者の住宅建築に對し住宅金融公社
を設立し優先的資金の貸與、官公有地
等の開放、建築諸税の免稅等の措置
を採られたいとの趣旨であつて參議
院は、願意の大体は妥當なものなり
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが實
現に努力せられたい。ここに國會法
第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
中央地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
請願者 佐賀市役所内引揚者團
休九州地方連合会内 西山武
外一名
右の請願は
今回ソ連地区において未復員者と同
様の実情にある一般未帰還者のため
に、特殊未帰還者給與法が制定され

意見書案
引揚者住宅対策に関する請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島
右の請願は
現下の住宅難に最も切実な悩みを味
わつてゐるものは、海外から引き揚
げて來た同胞である。鹿兒島縣内の
引揚者について調査したところによ
ると、必要家屋一万户以上で間借
り、同居などでみじめな状況を示し
ている。生活の基礎である住居が、こ
のような状態では、勤勞の意欲も衰
え且つ家庭悲劇の要因をなすもので
あるから、引揚者住宅に對して強力
な緊急対策を講ぜられ、同時に、引
揚者の住宅建築に對し住宅金融公社
を設立し優先的資金の貸與、官公有地
等の開放、建築諸税の免稅等の措置
を採られたいとの趣旨であつて參議
院は、願意の大体は妥當なものなり
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが實
現に努力せられたい。ここに國會法
第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
中央地区の一般未帰還者に対する
給與の請願
請願者 佐賀市役所内引揚者團
休九州地方連合会内 西山武
外一名
右の請願は
今回ソ連地区において未復員者と同
様の実情にある一般未帰還者のため
に、特殊未帰還者給與法が制定され

ことは喜びに堪えないところであるが、中國共産黨の治下にあつて一般未帰還者と同様の事情にある同胞に対して、本法が適用されないことは遺憾である。一面現在中共地区残留者は七、八万と推定されているが、この中から未帰還者を除けば一般未帰還者はその一少部分に過ぎないのであり、國家財政の面からみても負担に堪えないことは考えられないから、一般未帰還者に対してすみやかに特別未帰還者給與法を適用せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
上榊水電力発電所建設に引揚者優先起用の請願

請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島 善

右の請願は第二回會において引揚同胞を救済するために「引揚者の知識と技術を活かし、且つ彼等の希望を達せしめるために機会を均等にし門戸開放の対策をとる必要がある。これがため勤勞希望者には職業を事業經營希望者には資金資材と企業権を計画的に配當すべきである。」と決議されたのであるが、効果的な施策が現実に施されていない現状であるから、二十四年度における九州電力増強のための宮崎縣上榊水電力発電所の建設工

事にあたつては、引揚者を優先的に起用せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案

戰爭犠牲者に佐世保引揚援護局所管の自動車等優先拂下げの請願
請願者 鹿兒島市西千石町七〇
鹿兒島縣厚生連盟内 種子島 善

右の請願は引揚者、傷亡者、未亡人等の戰爭犠牲者が生活再建をはかり經濟復興に參加するためには、國家の積極的な援助を不可欠條件として要望されるのであるが、これについて近く佐世保引揚援護局が開設される機会に同局所管の貨物自動車、被服類その他の國有財産を戰爭犠牲者に対し、更生用として優先的に拂下げられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者課税特例法制定等に関する請願

海外からの帰還者、未帰還者留守家族及び遺族の生活は、インフレーションに伴いその生活苦と精神的苦悩のために今や死の一步前という悲惨な実情に達している。しかして國民が平等に負担すべき戰爭犠牲性が、これら一部の國民に負わされていることは、國家再建に及ぼす思想上の影響も重大であるから、これらの人々が最低生活を維持し、希望をもつて民主日本を再建に起り上れるより、第二回會において決議された帰還者課税特別法案をすみやかに制定実施するとともに、未帰還者留守家族及び遺族にも適用せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

請願者 三重縣四日市大字六呂見三七一二 東末松外十一名
右の請願は海外からの帰還者、未帰還者留守家族及び遺族の生活は、インフレーションに伴いその生活苦と精神的苦悩のために今や死の一步前という悲惨な実情に達している。しかして國民が平等に負担すべき戰爭犠牲性が、これら一部の國民に負わされていることは、國家再建に及ぼす思想上の影響も重大であるから、これらの人々が最低生活を維持し、希望をもつて民主日本を再建に起り上れるより、第二回會において決議された帰還者課税特別法案をすみやかに制定実施するとともに、未帰還者留守家族及び遺族にも適用せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者新規漁業者に漁業資材供給優先配給の請願

請願者 佐賀市役所内佐賀縣更生會内 石井龍雄
右の請願は第二回會の「引揚同胞対策に関する決議」の具体化として昭和二十三年度第二、四半期分より漁業希望者に対し新規漁業分として漁業資材が配給されるようになったが、佐賀縣においては同年第三、四半期分として申請した数量に対して約七分の一の割當しかなく、しかもこの第三、四半期をもつて引揚者に対する割當は打ち切られることであるが、このようなことは、漁業に唯一の活路を求めようとしている引揚者の大部分に生活に対する失望を起させ、社會問題として重大であるから、引揚者資材の配當を行われたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者の消費生活協同組合に対する融資等の請願

請願者 東京都中央区築地三ノ一 築地本願寺内社団法人引揚者團體全國連合會理事長 櫻井眞六郎
右の請願は消費生活の合理化及び流通機構の整備は、わが國經濟再建上極めて重要である。政府は消費生活協同組合法を制定公布したが、組合育成の二大根柢である融資のあつた、營業権の保護について何等の措置も採られていないため、その効果を著げることができない。殊に引揚者の組合は、既存業者に比して資金、地盤の面でいちじるしく不利な実情にあるから、國民經濟再建及び引揚者の更生援護のため、消費生活協同組合に対する融資、配給権等について特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者の消費生活協同組合に対する融資等の請願

請願者 東京都中央区築地三ノ一 築地本願寺内社団法人引揚者團體全國連合會理事長 櫻井眞六郎
右の請願は消費生活の合理化及び流通機構の整備は、わが國經濟再建上極めて重要である。政府は消費生活協同組合法を制定公布したが、組合育成の二大根柢である融資のあつた、營業権の保護について何等の措置も採られていないため、その効果を著げることができない。殊に引揚者の組合は、既存業者に比して資金、地盤の面でいちじるしく不利な実情にあるから、國民經濟再建及び引揚者の更生援護のため、消費生活協同組合に対する融資、配給権等について特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者の消費生活協同組合に対する融資等の請願

請願者 東京都中央区築地三ノ一 築地本願寺内社団法人引揚者團體全國連合會理事長 櫻井眞六郎
右の請願は消費生活の合理化及び流通機構の整備は、わが國經濟再建上極めて重要である。政府は消費生活協同組合法を制定公布したが、組合育成の二大根柢である融資のあつた、營業権の保護について何等の措置も採られていないため、その効果を著げることができない。殊に引揚者の組合は、既存業者に比して資金、地盤の面でいちじるしく不利な実情にあるから、國民經濟再建及び引揚者の更生援護のため、消費生活協同組合に対する融資、配給権等について特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者の消費生活協同組合に対する融資等の請願

請願者 東京都中央区築地三ノ一 築地本願寺内社団法人引揚者團體全國連合會理事長 櫻井眞六郎
右の請願は消費生活の合理化及び流通機構の整備は、わが國經濟再建上極めて重要である。政府は消費生活協同組合法を制定公布したが、組合育成の二大根柢である融資のあつた、營業権の保護について何等の措置も採られていないため、その効果を著げることができない。殊に引揚者の組合は、既存業者に比して資金、地盤の面でいちじるしく不利な実情にあるから、國民經濟再建及び引揚者の更生援護のため、消費生活協同組合に対する融資、配給権等について特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
引揚者の消費生活協同組合に対する融資等の請願

請願者 東京都中央区築地三ノ一 築地本願寺内社団法人引揚者團體全國連合會理事長 櫻井眞六郎
右の請願は消費生活の合理化及び流通機構の整備は、わが國經濟再建上極めて重要である。政府は消費生活協同組合法を制定公布したが、組合育成の二大根柢である融資のあつた、營業権の保護について何等の措置も採られていないため、その効果を著げることができない。殊に引揚者の組合は、既存業者に比して資金、地盤の面でいちじるしく不利な実情にあるから、國民經濟再建及び引揚者の更生援護のため、消費生活協同組合に対する融資、配給権等について特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

意見書案

在外同胞引揚促進等に関する請願

請願者 栃木縣下都賀郡壬生町
高田弘一 外四百七十七名

右の請願は

現在海外に抑留されている同胞は、主として一家の柱石であり、且つ新生日本建設の中堅人物であるから、いつまでも無爲に放置しておくことは、國家的な損失である。又留守家族の大半は社会情勢の窮迫によつて生活維持が困難となり、思想的にも重大な影響を及ぼしつつあるから、平和國家建設と引揚者及びその家族の更生のため、(一)早期引揚の完遂、(二)引揚者に対する課税免除、(三)引揚者の職業あつ旋等の積極的な施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

難民救済資金の償還に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江
戸橋一ノ一五財團法人満蒙同
胞援護会長 平島敏夫 外一名

右の請願は
難民救済資金の償還に関しては、第三回國會において政府の債務として確認され、その返済に関する決議がなされ、今次國會に具体化した法案を提出される由であるが、その具体

化については、(一)個人の債権として確認する措置を講ずること、(二)支拂の時期と方法については一日も早く直接現金支拂いのこと、但し今日の國家財政その他の事情で困難な場合には支拂時期及び方法を明示した債券が借入証を発行交付せられること、(三)具体化に際し処理委員会が予想されるが、その構成員中資金提供者を代表している民衆の代表を地域別に加えること、等の点を考慮されしむやかにその実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特別未帰還者給與法第一條改正に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江
戸橋一ノ一五財團法人満蒙同
胞援護会長 平島敏夫 外一名

右の請願は
現在東北地区(旧満洲)に留一一般邦人は地域的の關係において特別未帰還者給與法の適用から除外されているが、これらの人々は大部分保護關係要員、農、漁従事者等で終戦後ソ連側に抑留されて後、本人の意思いかんにかかわらず中共及び中國側の要求によつて東北地区に留用を命ぜられたもので、現在引き続き拘束を受けているから、現行法の地域的制限を

緩和して未復員者と同様の実情にある前記未帰還者に対しても等しく特別未帰還者給與法を適用せられるよう改正されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情審査報告書第二号
一議院の會議に付するを要するもの。

陳第三百八十八号 在外同胞引揚促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十六日

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情

特別委員会陳情 岡元 義人

参議院議長松平恒雄殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情特別報告第二号

在外同胞引揚促進に関する陳情

第三百八十八号 大阪府議會議長 淺野豊行 外二百八十五名

提出
右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十六日

問題同胞引揚特別委員会陳情

在外委員長 岡元 義人

参議院議長松平恒雄殿

意見書案
在外同胞引揚促進に関する陳情(十通)
陳情者 大阪府議會議長 淺野
豊行 外二百八十五名

右の陳情は
終戦以來すでに四箇年、ソ連及び中共地区に抑留の逆境とたたかいながら未だに帰還できない同胞が、四十万に達しており、抑留同胞中には大阪府出身者も四千余名と推定されているが、これらの家族は一日千秋の思いで引揚を待つてゐる次第であるから、この際万難を排して、すみやかに、完全引揚を終了するより最善の努力を傾倒せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

〔紅雲みつ君登壇、拍手〕
〔副議長退席、議長著席〕
○紅雲みつ君 只今議題となりました請願並びに陳情につきまして、在外同胞引揚問題に関する特別委員会の審議の結果を御報告申し上げます。

請願第七百四十号、引揚者に連合軍放出衣料品優先拂下げの請願、同じく第五百五十九号、厚生連盟消費組合に連合軍放出衣料品拂下げの請願、同じく第七百三十九号及び第八百八十一号、引揚者事業体に住宅建設資材優先

貸付の請願、同じく第七百四十一号、引揚者を行政整理より除外するの請願、同じく第七百四十二号及び第八百八十八号、引揚者住宅対策に関する請願、同じく第七百四十三号、中共地区の一般未帰還者に対する給與の請願、同じく第七百四十四号、上樵木水力発電所建設に引揚者優先起用の請願、同じく第七百四十五号、戦争犠牲者に佐世保引揚援護局所管の自動車等優先拂下げの請願、同じく第八百二十五号、帰還者課税特例法制定等に関する請願、同じく第八百八十二号、引揚者新規漁業者に漁業用資材継続優先配給の請願、同じく第九百三十一号、引揚者の消費生活協同組合に対する融資等の請願、同じく第九百四十号、在外同胞引揚促進等に関する請願、同じく第九百四十七号、難民救済資金の償還に関する請願、同じく第九百四十八号、特別未帰還者給與法第一條改正に関する請願、陳情第三百八十八号、在外同胞引揚促進に関する陳情、以上議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました次第でございます。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) 日程第三、水産金融に関する決議案(木下辰雄君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。本案は発議者木下辰雄君外八名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。木下辰雄君。

水産金融に関する決議案
右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十四年五月二十一日

発議者

木下 辰雄 千田 正
青山 正一 松下松治郎
浅岡 信夫 西山 龜七
田中 信儀 江熊 哲翁
矢野 西雄

参議院議長松平恒雄殿

水産金融に関する決議

最近の水産業は数年来の海流の異変による漁況の不良とたたかいたが、最近増進に努力しているが、この漁業条件の悪化に加えるに昨年来の資金難は今年に入りますます甚だしくなり、漁船の建造等の設備資金の欠乏はもとより燃料、漁網等の資材の購入資金にさへ事欠く有様で、これをこのままに放任するときは漁業生産に大きな影響を及ぼし、ひいては國民の食生活に重大な脅威を與えることとなる。

よつて本院は、政府がこの際至急に日本銀行に信用保証基金を設け、その支拂保証によつて漁業手形を全般に普及して運轉資金を補助するとともに、設備資金として対日援助資金及び預金部資金から絶対必要額の資金を得て、当面の金融難を救い水産業の安定を図ることを要求する。
政府は、この要求に対し速かに具休案を策定して本院に報告することをおわせて要求する。
右決議する。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今上程されました水産金融に関する決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。
先ず決議案を朗読いたします。

水産金融に関する決議

最近の水産業は数年来の海流の異変による漁況の不良とたたかいたが、最近増進に努力しているが、この漁業条件の悪化に加えるに昨年来の資金難は今年に入りますます甚だしくなり、漁船の建造等の設備資金の欠乏はもとより燃料、漁網等の資材の購入資金にさへ事欠く有様で、これをこのままに放任するときは漁業生産に大きな影響を及ぼし、ひいては國民の食生活に重大な脅威を與えることとなる。
よつて本院は、この際至急に日本銀行に信用保証基金を設け、その支拂保証によつて漁業手形を全般に普及して運轉資金を補助するとともに、設備資金として対日援助資金及び預金部資金から絶対必要額の資金を得て、当面の金融難を救い水産業の安定を図ることを要求する。

政府は、この要求に対し速かに具休案を策定して本院に報告することをおわせて要求する。
右決議する。

以上であります。

次にその趣旨を簡単に御説明申し上げます。御承知の通り、第四國會におきまして水産金融打開に関する決議案が満場一致を以て本院を通過いたしましたのであります。当時即ち昨年の夏から秋にかけて、潮流異変が深刻になつたために、我が水産業界は未曾有の不況に際会いたしましたのであります。特に、我が漁業界の花形であり、主流漁業であるところの関東北の鰺揚網漁業、鰹船漁業、機船底曳網漁業及び定置網漁業のごときは最も甚大なる打撃を蒙つたのであります。これに對し、漁業手形制度を実施して、凡そ十七億円の緊急資金を調達の途を講ずるよう決議を以て政府に要求いたしましたのであります。政府はこの決議の趣旨を尊重して、関東北の鰺揚網漁業に對しては二億八千万円の漁業手形融資を実施いたし、倒壊寸前の同漁業に活路を與へましたことに對しましては、私共敬意を表するのであります。然るに本年度においては、水産業全般に對して、運轉資金も、企業設備資金も、その貸出に對して政府においては何らの措置も決定していないのであります。全く無一文、皆無の状態であります。我が水産業は未だ復興の途上にあると申せ、昭和二十三年度におきましては、その生産額約九億貫に達し、その総売上高は二千億円を突破するという重要産業でありまして、國民に對する動物性蛋白質の重要な供給源であります。この重要な産業に對し、政府は余りにも無関心であると云わざるを得ません。漁業者は、連合軍最高司令部の好意によりまして、重油、漁網網などの漁業用資材の輸入を仰いでおりますが、極端なる金融難のために、その資材の購入資金にすら事欠いておるのであります。又設備資金の不足のために、漁船の建造或いは修理等ができません。漁期に際して出漁することができないうつ窮乏を呈しておるのであります。幸い本年度は部分的には豊漁の徴候が傳へられておりますが、かくのごとき何らの金融措置がなされなければ、漁業者は魚群を見ながら拱手傍觀するより外はないのであります。よつてこの際我々の要求するところは、至急に日本銀行に信用保証基金を設定して、一般漁業に對し、一・四半期に十億円程度の漁業手形融資を行い、資材購入の途を開くと共に、対日援助資金及び預金部資金から企業設備資金として少くとも緊急を要する二十億円の貸出をなし、以て漁業の経営を安定せしめ、水産食糧の増産を図るべきであります。

〔拍手〕

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。只今の決議に對し政府より発言を求められました。農林大臣。

〔國務大臣森幸太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(森幸太郎君) 只今御決議になりました水産業資金に對しましては、水産業は我が國食糧事情から申しましても重大なる位置にありますので、水産業の振興のために、政府はできるだけの資金の確保をいたしまして、水産業各般の事業の振興に努力いたしたいと、かように考へておるわけでありまして、御決議の趣旨を尊重いたしまして、できるだけ資金の面において努力いたすつもりであります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 水産金融の重要性に鑑みまして、只今御決議になりました決議案の趣旨に關つて具休案を至急立案する覚悟であります。お話しにもありましたように、漁業手形は昨年来以來相當普及して参りました。而してこの手形に對しまして復金の保証がなくなりました關係上、お話のように、これに代る制度を設けたいと思ふのであります。幸い預金部資金にも相当余裕がございますので、この方面に對しまして預金部資金の運用を只今関係方面と折衝中でございます。いづれ早急に具休案を出しまして、水産金融に万全を期したいと考へております。(拍手)

○議長(松平恒雄君) この際、日程第十九、閣議の辨の特例に關する法律案、日糧第二十、外國土法案、(いづれも衆議院提出)以上四案を一括して議題とすることに御同意ございませぬか。

「認知的」と呼ぶ者あり
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事岡部常君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

認知的訴の特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月十二日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

認知的訴の特例に関する法律

今次の戦争において、戦地若しくはこれに準ずる地域に臨み、又は國外において未復員中その他これらと同様の実情にあつて死亡した者について、子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人が認知的訴を提起する場合に、民法(昭和二十二年法律第二百二十二号)第七百八十七條但書の規定にかかわらず、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十四條の戸籍の訂正による死亡の記載、同法第八十六條の死亡の届出又は同法第八十九條の死亡の報告があつた日から三年以内これをすることが出来る。但し、この法律施行の際すでにその死亡の記載、届出又は報告があつた死亡者については、この法律施行の日をもつてその死亡の記載、届出又は報告があつた日とみなす。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律中、戸籍法第四十四條、第八十六條又は第八十九條とあるのは、従前の戸籍法(大正三年法律第三十六号)第六十四條、第一百六條又は第一百九條を含むものとする。

るのは、従前の戸籍法(大正三年法律第三十六号)第六十四條、第一百六條又は第一百九條を含むものとする。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

弁護士法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月十日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

弁護士法

弁護士法(昭和八年法律第五十三号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 弁護士の使命及び職務
(第一條—第三條)
- 第二章 弁護士の資格(第四條—第七條)
- 第三章 弁護士の名簿(第八條—第十九條)
- 第四章 弁護士の権利及び義務(第二十條—第三十條)
- 第五章 弁護士法(第三十一條—第四十四條)
- 第六章 日本弁護士連合会(第四十五條—第五十條)
- 第七章 資格審査会(第五十一條—第五十五條)
- 第八章 懲戒(第五十六條—第六十四條)
- 第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会(第六十五條—第七十一條)
- 第十章 法律事務の取扱に関する取締(第七十二條—第七十四條)

第十一章 罰則(第七十五條—第七十九條)

附則(第八十條—第九十二條)

第一章 弁護士の使命及び職務

(弁護士の使命)

第一條 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

(弁護士の職責の根本基準)
第二條 弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。

(弁護士の職務)
第三條 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び訴願、審査の請求、異議の申立等行政訴訟に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税務代理士の事務を行うことができる。

第二章 弁護士の資格

(弁護士の資格)

第四條 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。(弁護士の資格の特例)

第五條 左に掲げる者は、前條の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 最高裁判所の裁判官の職に在つた者。

二 司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務府事務官又は司法研修所若しくは法務府研修所の教官の職に在つた者。

三 五年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教の職にあつた者。

四 前二号に掲げる職の二以上に在つて、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第二号に掲げる職については、司法修習生となる資格を得た後の在職年数に限る。

(弁護士の欠格事由)
第六條 左に掲げる者は、前二條の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

一 禁以上の刑に処せられた者。

二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者。

三 懲戒の処分により、弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を失つ消され、税務代理士であつて許可を取り消され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を経過しない者。

四 禁治産者又は準禁治産者。破産者であつて復権を得ない者。

(外國の弁護士となる資格を有する者の特例)
第七條 外國の弁護士となる資格を有し、且つ、日本國の法律につき

相當の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行うことができる。但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

2 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、外國人又は外國法に關し、第三條に規定する事務を行うことができる。但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

3 最高裁判所は、前二項の承認をする場合には、試験又は選考することが出来る。

4 第一項又は第二項の承認を受けた者には、第一條、第二條、第二十條第三項及び第二十三條乃至第二十九條の規定を準用する。

5 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項又は第二項の承認を取り消すことができる。

6 最高裁判所が第一項又は第二項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

第三章 弁護士の名簿

(弁護士の登録)

第八條 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。(登録の請求)

第九條 弁護士となるには、入会しよとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

(登録換の請求)
第十條 弁護士は、所属弁護士会を変更するには、新たに入会しよう

とする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしななければならない。

2 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所属弁護士会にその旨を届け出なければならない。

(登録取消の請求)

第十一條 弁護士がその業務をやめようとするときは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録取消の請求をしななければならない。

(登録又は登録換の請求の進達の拒絶)

第十二條 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害する虞がある者又は左の場合に該当し弁護士職務を行わせることがその適正を欠く虞がある者について、資格審査会の議決に基づき、登録又は登録換の請求の進達を拒絶することができる。

一 心身に故障があるとき。
二 第六條第三号にあたる者が、除名、業務禁止、登録まつ消、許可取消又は免職の処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

2 登録又は登録換の請求前一年以内に当該弁護士会の地域内において常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域内において弁護士の職務を行わせることが特にその適正を欠く虞があるものについてもまた前項と同様とする。

3 弁護士会は、前二項の規定により請求の進達を拒絶する場合に、登録又は登録換を請求した者に、すみやかに、その旨を通知しななければならない。

に、すみやかに、その旨を通知しななければならない。

(弁護士会による登録取消の請求)

第十三條 弁護士会は、弁護士が前條第一項第一号、第二号及び第二項に掲げる事項について虚偽の申告をしていたときは、資格審査会の議決に基づき、日本弁護士連合会に登録取消の請求をすることができる。

弁護士会は、前項の請求をした場合には、その弁護士に、すみやかに、その旨を通知しななければならない。

(進達の拒絶等に対する異議の申立)

第十四條 前二條の規定により登録若しくは登録換の請求の進達を拒絶され、又は登録取消の請求をされた者は、その通知を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立をすることができる。

2 弁護士会が登録又は登録換の請求の進達を求められた後三箇月を経てもなお日本弁護士連合会にその進達をしないときは、その登録又は登録換の請求をした者は、これを拒絶されたものとみなし、その後三十日以内に前項の異議の申立をすることができる。

3 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合においては、資格審査会の議決に基づき、その申立に理由があるか認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないと認めるときは、これを棄却しななければならない。

4 日本弁護士連合会は、前項の処分をした場合には、異議の申立をした者に、すみやかに、その旨を通知しななければならない。

(登録及び登録換の拒絶)

第十五條 日本弁護士連合会は、弁護士会から登録及び登録換の請求の進達を受けた場合において、第十二條第一項又は第二項に掲げる事由があつて登録又は登録換を拒絶することを相当と認めるときは、資格審査会の議決に基づき、その登録又は登録換を拒絶することができる。

(2) 日本弁護士連合会は、前項の規定により登録又は登録換を拒絶する場合に、登録又は登録換を請求した者及びこれを進達した弁護士会に、すみやかに、その旨を通知しななければならない。

(訴の提起及び手続)

第十六條 第十四條に規定する異議の申立を棄却され、前條の規定により登録又は登録換を拒絶された者は、その処分につき違法又は不当を理由としてその通知を受けた後三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することができる。

2 日本弁護士連合会が第十四條第一項若しくは第二項の異議の申立を受けた後三箇月を経てもなお同條第三項の処分をせず、又は登録若しくは登録換の請求の進達を受けた後三箇月を経てもなお弁護士名簿に登録若しくは登録換をしないときは、異議の申立をなし又は登録若しくは登録換の請求をした者は、その申立を棄却され又は登録若しくは登録換を拒絶されたものとみなし、その後三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することができる。

者は、その申立を棄却され又は登録若しくは登録換を拒絶されたものとみなし、その後三十日以内に前項の訴を提起することができる。

3 前二項の訴は、日本弁護士連合会を被告として提起しななければならない。

4 裁判所は、必要と認める場合には、職権で決定をもつて、訴訟の結果について利害関係のある弁護士会を訴訟に参加させることができる。

5 裁判所は、必要と認める場合には、職権で証拠調をすることができ。但し、その証拠調の結果について当事者の意見をきかなければならない。

6 第一項及び第二項の訴訟については、本條によるの外、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の定めるところによる。

(登録取消の事由)

第十七條 日本弁護士連合会は、左の場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

一 弁護士が第六條第一号及び第三号乃至第五号の一に該当するに至つたとき。
二 弁護士が第十一條の規定により登録取消の請求をしたとき。
三 弁護士について退会命令、除名又は第十三條の規定による登録取消が確定したとき。
四 弁護士が死亡したとき。

士に弁護士名簿の登録取消の事由があると認めるときは、日本弁護士連合会に、すみやかに、その旨を報告しななければならない。

(登録等の通知及び公告)

第十九條 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、すみやかに、日本弁護士連合会から当該弁護士の所属弁護士会に通知し、且つ、官報をもつて公告しななければならない。

第四章 弁護士の権利及び義務

(法律事務所)

第二十條 弁護士の事務所は、法律事務所と称する。

2 法律事務所は、その弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。

3 弁護士は、いかなる名義をもつてしても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。但し、他の弁護士の法律事務所において執務することを妨げない。

(法律事務所の届出義務)

第二十一條 弁護士が法律事務所を設け、又はこれを移轉したときは、直ちに、所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

(会則を守る義務)

第二十二條 弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則を守らなければならない。

(秘密保持の権利及び義務)

第二十三條 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負ふ。但し、法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

ある場合は、この限りでない。

(委員事項等を行う義務)

第二十四條 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めるところにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞することができない。

(職務を行ない得ない事件)

第二十五條 弁護士は、左に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。但し、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件。

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基くと認められるもの。

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件。

四 公務員として職務上取り扱つた事件。

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件。

(汚職行為の禁止)

第二十六條 弁護士は、受任している事件に関し相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。

(非弁護士との提携の禁止)

第二十七條 弁護士は、第七十二條乃至第七十四條の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

(係争権利の譲受の禁止)

第二十八條 弁護士は、係争権利を譲り受けることができない。

(依頼不承諾の通知義務)

第二十九條 弁護士は、事件の依頼を承諾しないときは、依頼者に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。

(兼職及び営業等の制限)

第三十條 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。

2 弁護士は、所属弁護士会の許可を受けなければ、営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役若しくは使用人となること

ができない。

第五章 弁護士会

(目的及び法人格)

第三十一條 弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

2 弁護士会は、法人とする。

(設立の基準となる区域)

第三十二條 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない。

(会則)

第三十三條 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。

2 弁護士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地。

二 会長、副会長その他の会の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定。

三 入会及び退会に関する規定。

四 資格審査会に関する規定。

五 会費に関する規定。

六 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消の請求の進達並びに

第三十三條の規定による登録取消の請求に関する規定。

七 弁護士道徳その他の会員の綱紀保持に関する規定。

八 弁護士の報酬に関する標準を示す規定。

九 無資力者のために法律扶助に関する規定。

十 官公署その他に対する弁護士の推薦に関する規定。

十一 司法修習生の修習に関する規定。

十二 会員の職務に関する紛議の調停に関する規定。

十三 建議及び答申に関する規定。

十四 懲戒、懲戒委員会及び調紀委員会に関する規定。

十五 会費に関する規定。

十六 会計及び資産に関する規定。

3 前項に掲げる事項を変更するときは、日本弁護士連合会の承認を受けなければならない。

(登記)

第三十四條 弁護士会は、その所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 弁護士会の設立の登記には、左の事項を登記しなければならない。

一 名称。

二 設立の基準となる地方裁判所の名称及び管轄区域。

三 事務所。

四 会長及び副会長の氏名及び住所。

3 弁護士会が解散したときは、二週間以内に解散の登記をしなければならない。

4 第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

5 弁護士会において登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

6 この法律に規定するものの外、弁護士会の登記の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

(会長及び副会長)

第三十五條 弁護士会の代表者は、会長とする。

2 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこの法律及び会則に規定する会長の職務を行う。

3 会長及び副会長は、法令によつて公務に従事する職員とする。

(入会及び退会)

第三十六條 弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、入会しようとする弁護士会の会員とな

り、登録換を受けた場合には、これによつて旧所屬弁護士会を退会するものとする。

2 第十一條に規定する請求により登録取消を受けた者は、当然、所屬弁護士会を退会するものとする。

(總會)

第三十七條 弁護士会は、毎年定期總會を開かなければならない。

2 弁護士会は、必要と認める場合には、臨時總會を開くことができる。

(總會の決議等の報告)

第三十八條 弁護士会は、總會の決議並びに役員就任及び退任を日本弁護士連合会に報告しなければならない。

(總會の決議を必要とする事項)

第三十九條 弁護士会の会則の変更、予算及び決算は、總會の決議によらなければならない。

(總會の決議の取消)

第四十條 弁護士会の總會の決議が公益を害するときその他法令又はその弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反するときは、日本弁護士連合会は、その決議を取り消すことができる。

(紛議の調停)

第四十一條 弁護士会は、弁護士の職務に関する紛議につき、弁護士又は当事者その他関係人の請求により調停を行うことができる。

(答申及び建議)

第四十二條 弁護士会は、日本弁護士連合会から諮問又は協議を受けた事項につき答申しなければならない。

2 弁護士会は、弁護士事務その他司法事務に關して官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(合併及び解散)

第四十三條 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、総会の決議により合併又は解散する。

2 合併については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第百條及び第百三條の規定を準用し、解散については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至第八十條及び第八十二條並びに民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第二十六條及び第二十七條の規定を準用する。

3 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所屬した弁護士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会の会員となる。

4 第十條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

(弁護士会連合会)

第四十四條 同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。

第六章 日本弁護士連合会

(設立、目的及び法人格)

第四十五條 全國の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に關する事務を行うことを目的とする。

(会則)

第四十六條 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。

2 日本弁護士連合会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 第三十三條第二項第一号乃至第十五号、第七号乃至第十一号、第十二号及び第十四号（但し、綱紀委員会に關する事項を除く。）乃至第十六号に掲げる事項。
二 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消に關する規定。

(会員)

第四十七條 弁護士及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。

(調査の依頼)

第四十八條 日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に關する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。

(最高裁判所の権限)

第四十九條 最高裁判所は、必要と認める場合には、日本弁護士連合会に、その行う事務について報告

を求め、又は弁護士及び弁護士会に關する調査を依頼することができる。

(準用規定)

第五十條 第三十四條、第三十五條、第三十七條、第三十九條及び第四十二條第二項の規定は、日本弁護士連合会に準用する。

第七章 資格審査会

(設置及び機能)

第五十一條 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ資格審査会を置く。

2 資格審査会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、登録、登録換及び登録取消の請求に關して必要な審査をする。

(組織)

第五十二條 資格審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。

2 会長は、その資格審査会の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会長をもつてこれに充てて。

3 委員は、弁護士、裁判官、檢察官及び學識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁護士会の資格審査会においては、裁判官又は檢察官である委員はその地の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等檢察廳檢察長若しくは地方檢察廳檢察正の推薦に基き、その他の委員はその弁護士会の総会の決議に基き、日本弁護士連合会の資格審査会においては、裁判官又は檢察官である委員は最高裁判所又は檢察總長の推薦に基き、その他の委員は日本弁護士連合会の總

会の決議に基かなければならぬ。

4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(予備委員)

第五十三條 資格審査会に予備委員若干人を置く。

2 前條第三項及び第四項の規定は、予備委員に準用する。

3 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、会長は、同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を命ずる。

(会長の職務及びその身分等)

第五十四條 会長は、会務を總理する。

2 会長、委員及び予備委員は、法令によつて公務に従事する職員とする。

(審査手続)

第五十五條 資格審査会は、審査に關し必要があるときは、當事者、關係人及び官公署その他に對して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 資格審査会は、登録の請求、登録換の請求若しくはそれらの進達を拒絶することを可とし、又は第十三條の規定による登録取消の請求を可とする議決をする場合には、あらかじめ、當事者に對してその旨を通知し、且つ、これに關して陳述及び資料の提出をする機会を與えなければならない。

第八章 懲戒

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六條 弁護士は、この法律又

は所屬弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所屬弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問はずその品位を失ふべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、その弁護士の所屬弁護士会が、懲戒委員会の議決に基いて行う。

(懲戒の種類)

第五十七條 懲戒は、左の四種とする。

一 戒告。
二 二年以内の業務の停止。
三 退会命令。
四 除名。

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十八條 何人も、弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士の所屬弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。

2 弁護士会は、所屬の弁護士について、懲戒の事由があると思料するときは又は前項の請求があつたときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。

3 弁護士会は、綱紀委員会が前項の調査により弁護士を懲戒することを相当と認めたときは、懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

(懲戒を受けた者の異議の申立)

第五十九條 懲戒を受けた者は、その処分を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立をすることが出来る。

2 日本弁護士連合会は、前項の申立を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基づき、その申立に理由があると認めるときはその処分を取り消し、その申立に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならない。

3 前項の処分については、第十四條第四項の規定を準用する。

(日本弁護士連合会の懲戒)

第六十條 日本弁護士連合会は、第五十六條第一項に規定する事案についてみずからその弁護士を懲戒することを適当と認めるときは、懲戒委員会の議決に基づき、これを懲戒することができる。

(懲戒請求者の異議の申立)

第六十一條 第五十八條第一項の規定により弁護士に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会がその弁護士を懲戒しないとき又は相當の期間内に懲戒の手續を終えないときは、その請求をした者は、日本弁護士連合会に異議の申立をすることができ、弁護士会の懲戒の処分が不当に輕いと認料するときはまた同様とする。

2 日本弁護士連合会は、前項の申立を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基づき、その申立に理由があると認めるときは当該弁護士会にその旨を通知し、又は前條の規定によりみずから懲戒し、その申立に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならない。

3 前項の処分については、第十四條第四項の規定を準用する。

(訴の提起及びその手續)

第六十二條 第五十九條に規定する異議の申立を棄却され、又は第六十條の規定により懲戒を受けた者は、その処分につき違法又は不当を理由としてその通知又は処分を受けた後三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することができ、

2 前項の訴議については、第十六條第三項乃至第六項の規定を準用する。

(登録換等の請求の制限)

第六十三條 懲戒の手續に付された弁護士は、その手續が終了するまで登録換又は登録取消の請求をすることができない。

(除斥期間)

第六十四條 懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の手續を開始することができない。

第九章 懲戒委員会及び調紀委員会

委員会

(懲戒委員会の設置及び機能)

第六十五條 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ懲戒委員会を置く。

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、その所属の弁護士の懲戒に關して必要な審査をする。

(懲戒委員会の組織)

第六十六條 懲戒委員会は、委員長及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、委員の互選による。
3 委員長に事故のあるときは、あ

らかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 懲戒委員会に予備委員若干人を置く。

(懲戒委員会の審査手續)

第六十七條 懲戒委員会は、審査を求められたときは、すみやかに、審査の期日を定め、審査を受ける弁護士にその旨を通知しなければならない。

2 審査を受ける弁護士は、審査期日に出席し、且つ、陳述することができ、但し、委員長の指揮に従わなければならない。

3 第五十五條第一項の規定は、懲戒委員会の審査について準用する。

(懲戒手續の中止)

第六十八條 懲戒委員会は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、懲戒の手續を中止することができる。

(準用規定)

第六十九條 第五十二條第三項、第四項、第五十三條第二項、第三項及び第五十四條の資格審査会の会長、委員及び予備委員に關する規定は、それぞれ懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員に準用する。但し、この場合において、第五十二條第三項中「会長」とあるのは「弁護士会の懲戒委員会においてはその弁護士会の会長、日本弁護士連合会の懲戒委員会においてはその日本弁護士連合会の会長」と読み替へるものとする。

(調紀委員会の設置及び機能等)

第七十條 各弁護士会に調紀委員会を置く。

2 調紀委員会は、第五十八條第二項の調査その他その置かれた弁護士会の会員の調紀保持に關する事項をつかさどる。

3 調紀委員会の委員は、その置かれた弁護士会の会員の互選による。

(準用規定)

第七十一條 第五十二條第四項、第五十四條、第五十五條第一項及び第六十六條第一項乃至第三項の規定は、調紀委員会に準用する。但し、この場合において、第五十四條中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替へるものとする。

第十章 法律事務の取扱に關する取締

(非弁護士の法律事務の取扱等の禁止)

第七十二條 弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び訴訟、審査の請求、異議の申立等行政職に對する不服申立事件その他一般の法律事件に關して鑑定、代理、仲調若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。但し、この法律に別段の定めがある場合及び正当の業務に附随してする場合、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第七十三條 何人も、他人の權利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その權利の実行をすることを業とすることができない。

(非弁護士の虚偽表示等の禁止)

第七十四條 弁護士でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

第十一章 罰則

(虚偽登録の罪)

第七十五條 弁護士となる資格を有しない者が、日本弁護士連合会にその資格につき虚偽の申告をして、弁護士名簿に登録をさせたときは、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪を罰する。

(汚職の罪)

第七十六條 第二十六條の規定に違反した者(第七條第四項により準用する場合を含む)は、三年以下の懲役に処する。

(非弁護士の法律事務取扱等の罪)

第七十七條 第二十七條、第二十八條、第七十二條又は第七十三條の規定に違反した者(第七條第四項により準用する場合を含む)は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第七十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第七十二條又は第七十三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して前條の罰金刑を科する。

(虚偽表示等の罪)

第七十九條 第七十四條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

附則

(施行の日)

第八十條 この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

(従前の弁護士資格者)

第八十一條 従前の規定により弁護士となる資格を有する者は、この法律の適用については、その資格を得たときに司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(弁護士試験の特例)

第八十二條 この法律施行の際現に弁護士試験補である者が、従前の弁護士法の規定により一年六箇月以上の実務修習を終え試験を離れたときは、その考試を離たときに司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(弁護士士の欠格事由の適用)

第八十三條 第六條の規定の適用については、従前の計理士法(昭和二年法律第三十一号)の規定により業務の禁止の処分を受けた者は、懲戒の処分により公認会計士の登録をまつ消された者とみなし、官吏懲戒令(明治三十二年勅令第六十三号)により免官の処分を受けた者は、公務員であつて懲戒の処分により免職された者とみなす。

(従前の弁護士名簿の登録)

第八十四條 従前の規定による弁護士名簿の登録は、この法律による

弁護士名簿の登録とみなす。

(従前の登録又は登録換の請求)

第八十五條 従前の規定により法務総裁に對してなされた登録又は登録換の請求は、この法律により日本弁護士連合会に對してなされた登録又は登録換の請求の進達とみなす。

(従前の弁護士の事務所)

第八十六條 従前の規定により法務総裁に届け出たある弁護士の事務所は、その弁護士がこの法律の規定により届出をした法律事務所とみなす。

(従前の弁護士名簿等の引継)

第八十七條 法務府は、従前の規定により同府に備えられた弁護士名簿その他弁護士及び弁護士会に関する関係書類を、日本弁護士連合会の求めにより、これに引き継がなければならない。

(現存の弁護士会及び弁護士会連合会)

第八十八條 この法律施行の際現に存する弁護士会又は同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会連合会は、この法律による弁護士会又は弁護士会連合会とみなす。

前項の弁護士会又は弁護士会連合会は、すみやかに、その会則又は規約について日本弁護士連合会の承認を受け、なお弁護士会にあつては設立の登記をしなければならない。

3 前項の登記については、第三十四條第二項及び第四項乃至第六項の規定を適用する。

(同じ区域内の弁護士会の特例)

同区域内の弁護士会の特例

第八十九條 この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内に在る二箇以上の弁護士会は、第三十二條の規定にかかわらず、この法律施行後もなお存続させることができる。

2 前項の弁護士会は、何時でも合併又は解散することができる。

3 前項の合併又は解散については、第四十三條第二項乃至第四項の規定を適用する。

(日本弁護士連合会設立の準備手続)

第九十條 日本弁護士連合会の設立について必要な準備手続は、第八十條に規定する期日より前に行うことができる。

(弁護士及び弁護士試験補の資格の特例に関する法律の適用)

第九十一條 弁護士及び弁護士試験補の資格の特例に関する法律(昭和二十一年法律第十一号)の適用については、なお従前の例による。

(法律事務取扱の取締に関する法律の廃止)

第九十二條 法律事務取扱の取締に関する法律(昭和八年法律第五十四号)は、廃止する。但し、同法廃止前になした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(岡部常君遺囑、拍手)

岡部常君 只今上程せられました認

知の訴の特例に関する法律案並びに弁護士法案の二法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

現在認知の訴は、民法の規定によりまして、親の死亡の日から三年経てば提訴することができないことになつておるのであります。今次の戦争におきまして、親が戦地等で死亡したとき等について、その事実を知ることが困難なために、時日を経過し、訴の提起ができなくなる虞れがあるので、この点につき民法に特例を設け訴の提起期間の延長を図つたのが本法案の趣旨であります。委員会におきましては、原案に立法技術上多少不備な点があるのを発見いたしましたので、この点に關し適當なる修正を加へ、死亡の事実を知つたときから三年、死んだときから十年を限り訴が起せることにいたしました。右修正案及びその他の原案共に全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に弁護士法案について申し上げますが、本法は、新憲法下、裁判所法及び檢察廳法と共に司法權運営の機能を定める法律の一環として必要欠くべからざる重要法案でありまして、右両者につきましては、すでに改正法の立法を見て現在施行せられておるのであります。が、ひとり弁護士法のみは諸般の事情からその立案が遅れていたのであります。が、今回漸くここに成案を得て上程を見たと次第であります。本法案の要旨といたしましては、先ず第一に、弁護士士の使命は基本的人權の擁護と社會正義の実現にあることを明らかにいたしました。第二に、法律専門家たる

る弁護士を以て構成するべき弁護士会に高度の自治を認め、従来の法律による官廳の監督を排し、第三に、右兩原則の調和を図ることをその大綱といたしまして、その三原則の下に廣汎多岐に亘る詳細な規定を設けたものであります。全文九十二條に亘る大法典であります。が、その詳細につきましてはお手許の法案によつて御承知願うことといたします。委員会におきましては前後七回に亘り熱心な審議を重ね、その間、各界の代表者四名より証人の形式によりましてその意見を聞き、本法案の取扱に慎重を期した次第でございます。

向、大野、松井、松村、鬼丸の各委員より、それらのお手許に配付せられた趣旨の適切な修正案が提出せられましたので、これを一括採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。更に右修正部分を除くその余の原案につきましても全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案とも委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長の報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て委員会の修正通り議決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第二十一、地方財政法の一部を改正する等の法律案、日程第二十二、地方税法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。

〔報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方財政法の一部を改正する等の法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十二日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

(小字は衆議院修正)
地方財政法の一部を改正する等の法律案
地方財政法の一部を改正する等の法律

- 目次
- 第一條 地方財政法の一部改正
 - 第二條 河川法の一部改正
 - 第三條 砂防法の一部改正
 - 第四條 懸予防法の一部改正
 - 第五條 府縣災害土木費國庫補助ニ關スル法律の一部改正
 - 第六條 結核予防法の一部改正
 - 第七條 「トラホーム」予防法の一部改正
 - 第八條 都市計画法の一部改正
 - 第九條 道路法の一部改正

第十條 衛生虫病予防法の一部改正

第十一條 生活保護法の一部改正

第十二條 特別都市計画法の一部改正

第十三條 保健所法の一部改正

第十四條 災害救助法の一部改正

第十五條 食品衛生法の一部改正

第十六條 國家公務員共済組合法の一部改正

第十七條 藥事法の一部改正

第十八條 民生委員法の一部改正

第十九條 金庫附置法の一部改正

附則

第一條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「職員」の下に「義務教育に従事する職員を除く。」を加える。

第十七條の次に次の一條を加える。

(地方公共団体の負担金)

第十七條の二 國の行方河川、道路、砂防、港灣等の土木事業で地方公共団体を利するものに對する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならぬ。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。

2 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、内閣に對し意見を申し出ることができる。

(第二十七條の次に次の一條を加える。)

(支出金の決定又は支出時期等に関する意見の提出)

第二十條の二 國の支出金又は前條の國の負担

に關する支出金の決定又は支出時期その他支出について不服のある地方公共団体は、内閣を經由して國會議に意見を提出することができる。

2 第二十條第三項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

第三十二條中「都道府縣の下に」並びに「京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市」を加える。

第三十三條中「書類」の下に「及び同法第三十五條第二項に規定する調査」を加える。

第二條 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第二項を削る。

第二十六條第一項を次のように改める。

河川ノ改良工事ニ要スル費用ニ付テハ國庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ二分ノ一ヲ負担ス

第二十六條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第四項中「既ニ與ヘタル補助金」を「既ニ交付シタル金」に改め、同條第二項を削る。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 第六條但書ニ依リ主務大臣ニ於テ河川ノ管理若ハ其ノ維持修繕ヲナス場合又ハ第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ國庫ノ負担トシ但シ府縣ハ第六條但書ニ依リ主務大臣ニ於テ河川ノ管理若ハ其ノ維持修繕ヲナス場合ニ於テハ其ノ二分ノ一ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ三分ノ一ヲ負担ス

第二十八條 前條但書ノ規定ニ依リ府縣ガ工事費用ノ一部ヲ負担スル場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ予算金額ヲ國庫ニ納付スベシ

前項ノ場合ニ於テ工事費用精算ノ上予算ヨリ減スルコトアルモ既ニ納付シタル金額ハ之ヲ還付セザルコトヲ得

第三條 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

ニ付テハ國庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ三分ノ二ヲ負担ス

工事費用精算ノ上予算ヨリ減スルコトアルモ既ニ交付シタル金額ハ之ヲ還付セシメザルコトヲ得

災害ニ因リ必要ヲ生シタル砂防工事ニ要スル費用ハ本條ニ依リ限ニ在ラス

第十四條第二項中「三分ノ一以內ヲ負担セシムルコトヲ得」を「三分ノ一ヲ負担セシム」に改める。

第四條 懸予防法(明治四十年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「ノ負担トス」を「ニ於テ之ヲ支弁ス」に改める。

第七條ノ二を次のように改める。

第七條ノ二 削除

第八條中「支出」を「支弁」に、

「六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

ルモノトス」を「其ノ二分ノ一ヲ負担ス」に改める。

第五條 府縣災害土木費國庫補助ニ關スル法律(明治四十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を「都道府縣災害土木費國庫負担ニ關スル法律」に改める。

「政府」を「國庫」に、「勅令」を「政令」に、「府縣」を「都道府縣」に、「一部ヲ補助スルコトヲ得」を「三分ノ二ヲ負担ス」に改める。

第六條 結核予防法(大正八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八條中「ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス」を「中其ノ創設費及び擴張費並ニ之ニ伴フ初度調査費ノ二分ノ一其ノ他ノ諸費ノ四分ノ一ヲ負担ス」に改める。

第十二條中「補助」を「負担」に改める。

第七條 「トラホーム」予防法(大正八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條中「補助ヲ爲スベシ」を「三分ノ二ヲ支出スベシ」に改める。

第七條中「補助」を「負担」に改める。

第八條 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第五條第一項を次のように改める。

都市計画及都市計画事業ハ政令

ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ行

フ

第六條第一項を次のように改め

都市計画及都市計画事業ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ行フ場合ニ在リテハ國ノ負担トシ公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ公共團體ノ負担トシ前條第二項ノ規定ニ依リ行政廳ニ非サル者都市計画事業ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ事業ニ要スル費用ハ其ノ者ノ負担トス

第六條の次に次の一條を加える。

第六條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ公共團體ヲ統轄スル行政廳ノ行フ重要ナル都市計画及都市計画事業ニ要スル費用ハ政令ノ定ムル所ニ依リ國ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ負担ス

第九條 道路法（大正八年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項中「命令」を「政令」に、「其ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得」を「其ノ三分ノ一ヲ負担セシム」に改める。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ二分ノ一ヲ國庫ニ於テ負担ス

特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ

要スル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得

第十條 衛生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五條中「補助ヲ爲スヘシ」を「三分ノ二ヲ支出スベシ」に改める。

第七條中「補助」を「負担」に改める。

第十一條 生活保護法（昭和二十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八條及び第十九條中「の負担とする」を「を」がこれを支弁する」に改める。

第二十一條第一項中「の負担とならない」を「を」がこれを支弁しない」に、同項及び同條第二項中「の負担とする」を「を」がこれを支弁する」に改める。

第二十二條中「の負担」を「の支弁」に改める。

第二十三條中「の負担とする」を「を」がこれを支弁する」に改める。

第二十四條及び第二十五條中「負担」を「支弁」に改める。

第二十六條中「補助」を「支出」に改める。

第二十七條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。

第二十八條及び第二十九條中「負担」を「支弁」に、「補助」を「負担」に改める。

第三十條中「負担」を「支出」に、「補助」を「負担」に改める。

第三十二條から第三十四條まで中「負担」を「支弁」に改める。

第三十二條 特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 行政廳が行フ特別都市計画及び特別都市計画事業に要する費用については、都市計画法第六條及び第六條の二の規定を適用する。

第十三條 保健所法（昭和二十二年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十條中「の二分の一以内を補助する」を「を」について、保健所の創設費及びこれに伴フ初年度調升費については、その二分の一、その他の諸費については、その三分の一を負担する」に改める。

第十四條 災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三條から第三十五條まで中「負担」を「支弁」に改める。

第三十六條中「負担」を「支弁」に、「營業稅」を「事業稅」に、「補助」を「負担」に改める。

第三十七條中「負担」を「支弁」に改める。

第四十條中「補助額」を「負担額」に、「負担」を「支弁」に改める。

第四十四條中「負担」を「支弁」に改める。

第十五條 食品衛生法（昭和二十二年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「補助」を「負担」に改める。

第十六條 國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八十六條の次に次の一條を加える。

第八十六條の二 國庫は、予算の範圍内において、前條第一項に規定する公立学校の職員のうち義務教育に従事するもので新組合の組合員である者について地方公共團體が負担する組合の事務に要する費用に相当する金額を限度として、毎年度当該地方公共團體に補助金を交付することが出来る。

2 國庫は、予算の範圍内において、前項の組合員について地方公共團體が負担する給付に要する費用の二分の一に相当する金額を限度として、毎年度当該地方公共團體に補助金を交付することが出来る。

第十七條 藥事法（昭和二十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「省令の定めるところにより、手数料を納めて、及び同條第二項中「厚生大臣の定める手数料を納めて、」を削る。

第二十九條第一項中「省令の定めるところにより、手数料を納めて、及び同條第二項中「厚生大臣の定める手数料を納めて、」を削る。

第十八條 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「の負担とする」を「を」がこれを支弁する」に改める。

第二十七條中「の負担とする」を「を」がこれを支弁する」に改める。

第二十八條及び第二十九條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。

第十九條 當せん金附屬法（昭和二十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條の見出しを「（國庫府縣等の當せん金附屬の發賣）に改め、同條第一項中「（國庫府縣會の下に）並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市以下五大市」というの語句を、同條第二項中「（國庫府縣の下に）並びに五大市」と改める。

第六條第一項から第三項まで中「（國庫府縣等）の下に」若しくは「五大市の市長」を加える。

第八條第一項中「（國庫府縣等）の下に」又は「五大市の市長」を加える。

第十一條第二項中「（國庫府縣の下に）五大市の市長」を加える。

第十五條中「（國庫府縣等）の下に」若しくは「五大市の市長」を加える。

第十六條中「（國庫府縣等）の下に」若しくは「五大市の市長」を加える。

第十七條第一項及び第二項中「（國庫府縣等）の下に」若しくは「五大市の市長」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。但し、地方財政法第十五條の改正規定は、昭和二十四年度分から、國家公務員共済組合法第八十六條の二の規定は、昭和二十三年七月一日から、適用する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十二日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

(小字及び一は衆議院修正)

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

地方税法目次第一章第三節中第二款の次に「第三款 滞納処分」を加える。

第十一條中「標準賦課率をこえて課税してはならない。」を「標準賦課率で課税しなければならない。」に改める。

第十三條本文中「これらの附加税並びに遊興飲食税を」と並びにこれらの附加税に改め、同條第十五号中「農業共済組合」の下に「農業保險組合」を加え、第十三号の次に次の一号を加える。

十三ノ二 船舶運賃の事業

第十八條第二項中「道府縣知事又は」を削る。

第十九條中「市町村長又は」を削る。

第二十一條第一項中「受けた日」の下に「(年税又は期税で納期を分けたものについては、第一期分の徴税令書には徴税傳令書の交付を受けた日)」を加え、同條に次の但書を加える。

但し、第五十一條の規定による配当に基く道府縣民税の賦課につ

いては、市町村長に異議の申立をしなければならない。

同條第三項中「受けた日」の下に「(第一期分の徴税令書を受けた日)」を加える。

同條第四項中「前項の場合」を「第一項但書及び前項の場合」に改め、

同條第六項中「市町村長又は」を削り、同條第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

第一項及び第三項から第六項までの規定による異議の申立、訴願又は出訴があつても、税金の徴収は、これを停止しない。但し、道府縣知事又は市町村長は、職権により又は関係人の請求により必要があると認めるときは、これを停止することができる。

第二十二條第一項中「道府縣知事若しくは及び市町村長若しくは」を削り、同項に次の但書を加える。但し、第二十七條の規定により税金を徴収するときは、この限りでない。

第二十三條第二項中「市町村長又は」を削る。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除 第一項中「道府縣知事若しくは及び市町村長若しくは」を削る。

第二十六條第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方税の督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、地方税に先だつて、これを徴収する。

3 納税者の財産上に質権又は抵当権を有する者が、その質権又は抵当権が地方税の納期限より一年前

に設定されたことを公正証書で証明したときは、その財産の価額を限度として、当該質権又は抵当権が担保する債権に対して地方税を先取しない。

第二十六條の次に次の一條を加える。(時効)

第二十六條の二 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、五年間これを行使しないときは、時効に因り消滅する。

2 附加税又は都市計画税たる市町村税のうち、本税の課税標準が決定しなければ賦課することができないものの時効は、その課税標準決定の日から進行する。

3 この法律の規定による地方税納入の告知(徴税令書、徴税傳令書、納期限変更告知書又は督促状の交付をいう。)は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第二十七條第二項を次のように改める。

前項の規定により納期前に税金を徴収しようとするときは、道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員は、納期限変更告知書を発しななければならない。

同條に次の二項を加える。

3 第一項第一号から第三号まで及び第五号の場合において徴収すべき地方税は、これらの場合における國税及び地方税以外の公課の督促手数料、延滞金及び滞納処分費、強制執行の費用、破産手続上の費用並びに裁量費用に先だつ

て、これを徴収しない。

4 地方税の督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項第一号から第三号まで及び第五号の場合における國税及び地方税以外の公課の督促手数料、延滞金及び滞納処分費、強制執行の費用、破産手続上の費用並びに裁量費用に先だつてこれを徴収しない。

第三十一條中「共有物、」の下に「共同使用物、」を加える。

第三十二條の見出しを「過納徴収金の取扱」に、同條中「税金」を「地方団体の徴収金」に改める。

第三十三條及び第三十四條中「又は事務所」を「事務所又は業務所」に、第三十五條中「若しくはは業務所」を「事務所若しくはは業務所」に、「及び事務所」を「事務所及び業務所」に改める。

第三十六條第一項第五号中「電話加入権税」を削り、「電話加入権税」を「電話税」に改め、第七号中「遊興飲食税」を「第八号中「入湯税」、第九号中「と畜税」及び第十号中「廣告税」を削る。

第四十一條中「道府縣知事若しくは及び市町村長若しくは」を削る。

第四十三條中「第二十四條」を「第二十五條」に、「及び第三十二條」を「第三十三條及び第三十三條」に改める。

第四十四條第一項本文に次の但書を加える。

但し、入湯税については、條例で定める場合を除く外、道府縣が発行する証紙をもつて拂い込まなければならない。

なければならぬ。

同條第五号中「遊興飲食税」を「第六号中「入湯税」及び第七号中「廣告税」を削る。

同條第二項中「前項」の下に「(但書を除く。)」を加える。

第四十五條第一項中「道府縣知事若しくは及び市町村長若しくは」を削る。

第四十五條の次に、第三款として次の一款を加える。

第三款 滞納処分

(財産差押)

第四十五條の二 左に掲げる場合には、道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員は、納税者の財産を差押えなければならない。

一 第二十二條の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに督促手数料及び税金を完納しないとき。

二 第二十七條第一項第一号、第四号及び第七号の場合において、納税者が納期限満期の告知を受けて、その納期限までに税金を完納しないとき。

(証券の呈示)

第四十五條の三 前條の規定により財産を差押えようとするときは、その命令を受けた吏員であること証明する証券を呈示しなければならない。

(差押禁止物件)

第四十五條の四 左に掲げる物件は、これを差押えることができない。

- 一 滞納者及びその同居の親族の生活上欠くことのできない衣服、寝具、家具、飲食器具及び調理具
- 二 滞納者及びその同居の親族に必要な三月間の食料及び薪炭
- 三 実印その他の職業に必要な印鑑
- 四 祭祀、礼拝のために必要と認めらるる物、石碑及び墓地
- 五 系譜並びに滞納者に必要な日記及び書付類
- 六 職務上必要な制服、祭服及び法衣
- 七 勳章その他の榮典の標章
- 八 滞納者及びその同居の親族の修学上必要な書籍及び器具
- 九 発明又は著作に係る物であつて、まだ公表しないもの
- 第四十五條の五 左に掲げる物件は、滞納者が他に督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金に充てるに足る物件を提供するときは、その選択によつて差押えないものとする。
 - 一 農業に必要な器具、種子、肥料、牛馬及びその飼料
 - 二 職業に必要な器具及び材料
- （財産の搜索）
- 第四十五條の六 道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員が財産を差押えようとするときは、滞納者の家屋、倉庫等を搜索し、又は錠をはずし、封を開きその他搜索に必要な処分をすることが出来る。滞納者の財産を占有する第三者がその財産の

引渡を拒んだとき、又は第三者が滞納者の財産を隠匿している疑がある場合において、その第三者について、また、同様とする。

2 前項の規定による処分は、日出から日没までの間にこれをしなければならぬ。

（立会人）

第四十五條の七 前條第一項の規定による処分をするときは、滞納者若しくは前條第一項の第三者又はこれらの者の同居の親族若しくは使用人を立ち合わせなければならぬ。但し、これらの者を立ち合わせることができないときは、成年者二人以上又は警察官若しくは警察吏員を立ち合わせなければならない。

（差押調書の作成）

第四十五條の八 道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員は、財産を差押えたときは、左に掲げる事項を記載した差押調書を作成してこれに記名押印しなければならない。前條の規定により立ち会わせられた場合においては、立会人をして差押調書に記名押印させなければならない。但し、立会人が記名押印を拒み、又は記名押印することができないときは、その事由を附記しなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 差押財産の名称、数量、性質、所在、見積価格その他重要な事項

三 差押の事由

四 差押調書を作成した場所及び年月日

2 差押調書を作成したときは、その原本を滞納者及び立会人に交付しなければならない。但し、債権及び所有権以外の財産権のみを差押えたときは、この限りでない。

（共有財産の差押）

第四十五條の九 差押えるべき財産が共有に係るときは、滞納者の持分について差押え、その持分の定がないときは、持分が等しいものとして差押えなければならない。

（滞納処分の特則）

第四十五條の十 差押えるべき財産が、当該地方団体の区域外にあるときは、その財産所在の地方団体の徴税吏員に滞納処分を委託することが出来る。

2 第四十五條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する滞納処分の委託に、これを準用する。

（執行の中止）

第四十五條の十一 差押えるべき財産の価額が督促手数料、延滞金、滞納処分費及び第二十六條第三項の規定により地方税に對し先取すべき債権額を控除して残余を得る見込がないときは、滞納処分の執行を中止しなければならない。

（買物の引渡）

第四十五條の十二 滞納者の財産を

差押えるに當りその財産中に質権の設定された物件があるときは、その質権者は、質権設定の時期にかかわらず、買物を道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員に引き渡さなければならない。

（取戻の請求）

第四十五條の十三 差押えられた財産について、第三者がその所有権を主張して取戻を請求しようとするときは、当該第三者は買却処分が行われる日の五日前までに、所有者であることの証拠をそなえて、道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員にその旨を申し出なければならない。

2 前項の規定による取戻の請求に係る財産が当該第三者の所有物であることが判明したときは、道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員は、直ちに当該財産の差押を解除して、これを返還しなければならない。

（詐害行為の取消請求）

第四十五條の十四 滞納者が差押を免れるためにその財産を譲り渡し、譲受人が情を知つてこれを譲り受けたときは、道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員は、その行為の取消を裁判所に対して請求することが出来る。

（動産及び有価証券の差押）

第四十五條の十五 動産及び有価証券の差押は、道府縣徴税吏員又は

市町村徴税吏員が占有して、これを行う。但し、差押物件を運搬することが困難であるときは、滞納者又はその物件を占有する第三者をして、これを保管させることができる。この場合においては、封印その他の方法で差押物件であることを明白にするともに、保管者から保管証を徴しなければならない。

2 差押物件が滅失、腐敗若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものであるときは、これを公賣して供託することが出来る。

3 前項の規定によつて公賣をしようとするときは、当該物件の名称及び数量、公賣の事由並びに公賣の場所及び日時、その他必要な事項を公告しなければならない。

4 第二項の規定によつて供託をしたときは、その旨及びその金額を差押當時の所有者に通知しなければならない。

5 第一項の保管証については、印紙税を課さない。

（債権の差押）

第四十五條の十六 債権を差押えるときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

2 前項の通知をしたときは、当該地方団体は、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金の金額を限度として債権者に代位する。

（債権及び所有権以外の財産権の差押）

第四十五條の十七 債権及び所有権以外の財産権を差押えるときは、その旨を権利者に通知しなければならない。

2 前項の財産権でその移轉について登記又は登録を必要とするものは、差押の登記又は登録を関係行蔵機關に嘱託しなければならない。その抹消又は変更についても、また、同様とする。

(不動産又は船舶の差押)

第四十五條の十八 不動産又は船舶を差押えるときは、これを権利者に通知しなければならない。

2 前項の場合においては、差押の登記を管轄登記所に嘱託しなければならない。その解除又は変更の場合においても、また、同様とする。

3 差押のために不動産を分割し、又は区分したときは、その分割又は区分の登記を管轄登記所に嘱託しなければならない。その合併又は変更についても、また、同様とする。

(質権又は抵当権の設定された財産の差押)

第四十五條の十九 質権又は抵当権が設定されている財産を差押えたときは、遅滞なく、督促手数料、延滞金及び滞納処分費及び税金の金額その他必要と認める事項をその質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、抵当証券

を発行した抵当権についてその証券所持人が判明しないときは、債務者又は証券の譲渡人等についてこれを調査し、なお判明しないときは、前項の規定により通知すべき事項を公告しなければならない。

3 前二項の場合において、地方税に対し先取権を有する債権者がその権利を行使しようとするときは、当該債権者は、証拠書類をそなえてその事実を証明しなければならない。

(仮差押等を受けた財産の差押)

第四十五條の二十 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第七百三十七條又は第七百三十八條の規定による仮差押(以下仮差押という)を受けた財産を差押えたときは、遅滞なく、これを執行裁判所又は執行吏若しくは強制管理人に通知しなければならない。同法第七百五十五條の規定による仮処分(以下仮処分という)を受けた財産を差押えたときも、また、同様とする。

(差押の効力の範囲)

第四十五條の二十一 差押の効力は、差押財産から生ずる天然及び法定の果実及びそのものとする。

(仮差押及び仮処分との関係)

第四十五條の二十二 滞納処分は、仮差押又は仮処分のためにその執行を妨げられない。

(差押の解除)

第四十五條の二十三 第四十五條の十三第三項に規定する場合の外、左の各号の一に該当する事由があるときは、直ちに財産の差押を解除しなければならない。この場合においては、その旨を当該財産の差押を解除された者及び当該財産について権利を有する第三者に通知しなければならない。

一 滞納者が督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金を完納したとき。

二 賦課の取消によつて納税義務が消滅したとき。

三 差押財産について第四十五條の十一に規定する事由があることが判明したとき。

四 差押財産が無価値であることが判明したとき。

(賣却処分)

第四十五條の二十四 差押えた動産、有価証券、不動産、債権その他の財産権及び第四十五條の十六第二項の規定により第三債務者から給付を受けた物件は、通貨を除く外、すべて命令の定める手続に従つて公賣に付する。

2 公賣に付しても買受人がないか又はその価格が見積価格に達しないときは、当該地方團體は、前項に規定する財産権及び物件をその見積価格で買い上げることができ

3 左の各号に掲げる場合において

は、第一項の公賣に替えて隨意契約により処分することができる。

一 公賣すべき物について物價統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)に基き統制額の定があるとき。

二 公賣すべき物が臨時物資供給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の適用を受けるものであるとき。

三 公賣すべき財産の保全又は移轉について、公安を維持するため法令による制限があるとき。

4 地方團體の職務に従事する職員で公賣処分に関係がある者及び滞納者は、その公賣物件を買い受けることができない。

(賣却代金等の処理)

第四十五條の二十五 前條の規定による財産の賣却代金又は差押えた通貨若しくは第四十五條の十六第二項の規定により第三債務者から給付を受けた通貨は、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

2 賣却財産に質権又は抵当権が設定されているときは、その代金からまず督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金を控除し、次にその質権又は抵当権により担保された債権に相当する金額を当該債権者に交付し、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

はならない。但し、質権又は抵当権が第二十六條第三項の規定に該当するものであるときは、その代金からまず督促手数料、延滞金及び滞納処分費を控除し、次にその質権又は抵当権により担保された債権に相当する金額を当該債権者に交付し、次に税金を控除し、なお残余があるときは、これを滞納者に交付するものとする。

3 賣却財産が抵当証券を発行した抵当権の目的物であつて、第二十六條第三項の規定による証明をしなければならない抵当証券の所持人が判明しない場合において、その代金から督促手数料、延滞金及び滞納処分費を控除した残額がその抵当権により担保された債権に相当する金額と徴収すべき税金額との合計額に達しないときは、当該抵当権により担保された債権に相当する金額は、当該道府縣徵税吏員又は市町村徵税吏員がこれを保管しなければならない。この場合において、債権の弁済期限後四月を経過しても抵当証券の所持人が第二十六條第二項の規定による証明をしないときは、その保管した金額は、これを税金に充て、なお残余があるときは、これを抵当証券の所持人に交付しなければならない。賣却処分後二年を経過してもなお抵当証券の所持人が判明しないときも、また、同様とする。

〔無限責任社員に対する滞納処分〕
第四十五條の二十六 全社に対して滞納処分を執行する場合において、全社財産をもつて督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金に充て、なお不足があるときは、無限責任社員財産について滞納処分することができる。

〔供託〕
第四十五條の二十七 この款の規定により債権者又は滞納者に交付すべき金銭は、これを供託することができる。

〔滞納処分の終了又は中止〕
第四十五條の二十八 滞納処分を終了し、又は中止したときは、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金を納付する義務は、消滅する。

2 滞納処分を終了したときは、その処分に関する計算書を作成して、これを滞納処分を受けた者に交付しなければならない。
〔訴訟出訴等〕
第四十五條の二十九 滞納処分に関し、不服がある者は、当該処分のあつた日から二十一日以内に、都府縣知事に訴願することができる。

2 都府縣知事は、前項の規定による訴願の提起があつたときは、その提起の日から三十日以内に裁決してなければならない。

3 滞納処分に関しては、前項の規定による裁決を経た後でなければ

ば、裁判所に訴願することができない。

4 市町村税に関する第一項の規定による裁決については、市町村徴税員からも、裁判所に訴願することができる。

〔交付要求〕
第四十五條の三十 第二十七條第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に該当する事由がある場合においては、都府縣徴税員又は市町村徴税員は、当該行政機関、地方團體、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管理人又は清算人に対して、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金の交付を求めることができる。但し、他に差押えるべき財産があるときは、これを差押えることを妨げない。

〔滞納処分費〕
第四十五條の三十一 滞納処分費は、財産の差押、保管、運搬及び公賣に要する費用並びに通信費とする。

第四十五條の三十二 この款の規定は、地方税の延滞金の滞納処分について、これを適用する。

第四十五條の三十三 この款に規定するものの外、滞納処分の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、命令でこれを定める。

〔特別徴収義務者に関する運用規定〕

第四十五條の三十四 この款の規定は、特別徴収義務者がその徴収した地方税を納入する場合に、これを適用する。

第四十五條の三十五 この款の規定による登録又は登記については、登録税を課さない。

第四十六條第一項中「十四 電話加入権税」を「十四 電話税」に改める。

第四十七條第一項第二号中「事業所」の下に「業務所」を加え、同項第三号を次のように改める。
三 道府縣内に事務所、事業所、又は業務所を有する法人及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの
第四十七條第二項中「法人」の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を「事業所又は業務所」に改める。

第四十九條中「九月（二期に分けるときは九月及び十二月）」を「九月及び十二月（一期とするときは、九月）」に、「事情のあるときは」を「事情がある場合においては」に改める。

第五十條第一項中「四百五十円」を「七百円」に改め、同條第二項中「法人」の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を「事業所又は業務所」に改める。

第五十二條に次の五項を加える。
土地台帳法により貸賃価格を定め、評定貸賃価格をもつて、第一項の貸賃価格とする。

4 第一項に規定する所有者、賃権者又は地上権者が國、地方團體その他地方税を課することができないものであるときは、第一項の規定にかかわらず、地租は、土地に對し、評定貸賃価格を標準として、その所在の道府縣において、その使用者に、これを課する。但し、道府縣知事が公用又は公共の用に供するものと認める部分については、この限りでない。

5 前二項の評定貸賃価格は、道府縣條例の定めるところにより、類地の貸賃価格に比準し、且つ、当該土地の品位及び情況に應じ、道府縣知事が、これを定めなければならない。

6 第四項において使用者とは、その土地の地上権者（第一項の地上権者を除く）、地役権者、永小作権者、又は土地の所有者との契約その他の權原に基きその土地を使用する權利を有する者をいう。

7 第四項の所有者は、毎年五月一日現在につき、前項の使用人を、命令の定めるところにより、五月二十日までに届け出なければならない。

6 第三十三條第一項中「第三十四條の法人を除く。」を「第三十四條の法人及び宗教法人を除く。但し、収益を目的とする事業を行う部分については、この限りでない。」に改め、同條第二項中第二十一号を削り、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第六十五條第二項中「終了の日」を「十二月三十一日」に改める。

第六十九條第一項を第三項とし、同項中「事業税の課税標準については、」を「第一項に規定する事業以外の事業に対する事業税の課税標準については、」に改め、同條第二項を第四項とし、同條に第一項及び第二項として次の二項を加える。

5 前二項の評定貸賃価格は、道府縣條例の定めるところにより、類似家屋の貸賃価格に比準し、且つ、当該家屋の品位及び情況に應じ、道府縣知事が、これを定めなければならない。

6 第四項において使用者とは、その家屋の所有者との契約その他の權原に基きその家屋を使用する權利を有する者をいう。

7 第四項の所有者は、毎年五月一日現在につき、前項の使用人を、命令の定めるところにより、五月二十日までに届け出なければならない。

6 第三十三條第一項中「第三十四條の法人を除く。」を「第三十四條の法人及び宗教法人を除く。但し、収益を目的とする事業を行う部分については、この限りでない。」に改め、同條第二項中第二十一号を削り、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第六十五條第二項中「終了の日」を「十二月三十一日」に改める。

第六十九條第一項を第三項とし、同項中「事業税の課税標準については、」を「第一項に規定する事業以外の事業に対する事業税の課税標準については、」に改め、同條第二項を第四項とし、同條に第一項及び第二項として次の二項を加える。

電氣供給業、ガス供給業及び運

送業(運送取扱業を含む。)に對する事業税の課税標準は、第六十三條第一項及び第六十五條第一項の規定にかかわらず、法人の行うものにあつては、各事業年度の収入金額及び清算所得、個人の行うものにあつては、当該年度の前年における事業の収入金額とする。収入金額を課税標準とする場合における標準賦課率は、第六十七條第一項の規定にかかわらず、百分の一とする。

2 第七條、第八條及び第六十五條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七十條中「前條第一項」を「前條第三項」に改める。

第七十一條第三項中各号を次のように改める。

- 一 弁護士業
 - 二 司法書士業
 - 三 行政書士業
 - 四 公証人業
 - 五 弁理士業
 - 六 税務代理士業
 - 七 公認会計士業
 - 八 設計監督士業
 - 九 理容師業
 - 十 諸醫師業
 - 十一 その他これらに類する業務
- 第七十五條を次のように改める。
- (入場税の納税義務者等)
- 第七十五條 入場税は、第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種若しくは第四種の施設の利用に對し、入場料金又は利用料金を標準として、その場所又は施設所

在の道府縣において、その入場者又は利用者に、これを課する。

2 前項の第一種の場所とは、左に掲げるものとする。

一 演劇、映画又は観劇(すもう、野球、その他の競技で公衆の観覧に供することを目的とするものを含む。)を催す場所

二 競馬場、競輪場及び遊園地

三 その他これらに類する場所

3 第一項の第二種の場所とは、左に掲げるものとする。

一 博物館、美術館及び展覽会場

二 植物園、動物園及び水族館

4 第一項の第三種の施設とは、左に掲げるものとする。

一 舞踏場、まあじやん場及びたまつき場

二 ゴルフ場及びスケート場

三 つりぼり場及び貸船場

四 その他これらに類する施設

5 第一項の第四種の施設とは、遊覧船及び遊覧自動車とする。

6 遊覧船又は遊覧自動車については、その定め、場又は定置場の所在をもつて第一項の施設の所在とみなす。

7 第一項の入場料金又は利用料金は、何らの名義をもつてするものを問はず、第一種若しくは第二種の場所(演劇、映画、観劇、競馬、競輪その他これらに類するもの)をいう。若しくは場所の主催者若しくは經營者又は第三種若しくは第四種の施設の經營者が、第一種若しくは第二種の場所へ入場し、又は第三種若しくは第四種の施設を利用する者から、その入場又は施設の利用につき取得すべき金額をいう。

8 第一項の場所への入場又は施設の利用について入場料又は利用料の定めのある場合において、その入場料金又は利用料金の全部又は一部を支拂わないで入場し、又は利用したときは、公務又は業務によるものを除く外、その入場料金又は利用料金の全額を支拂つたものとみなして入場税を課することが出来る。

9 第一項の場所若しくは施設の主催者若しくは經營者又はこれらの場所若しくは施設を借り受けた者がこれらの場所への入場又は施設の利用について、入場料又は利用料の定めを設けず、且つ、入場料金又は利用料金を徴収しないで入場又は利用させた場合は、これらの者をもつて入場者又は利用者と、催物等の経費、借り受け料金その他これらの場所への入場又は施設の利用について要した経費をもつて入場料金又は利用料金とみなして、入場税を課することが出来る。

第七十六條中「賦課率百分の五十」を「前條第一項の第一種の場所への入場又は第三種の施設の利用者に對しては賦課率百分の五十、第二種の場所への入場又は第四種の施設の利用に對しては賦課率百分の二十に改

め、同條但書を次のように改める。

但し、学生、生徒又はその競技をなすことを業としない者が前條第一項の場所で行う運動競技について、観覧のため入場する者から料金を徴収する場合においては、賦課率は、百分の二十とする。

第七十七條第一項中「買受者」の下に「(第九十五條第一項の場所の經營者及び船車内における販賣業者からの買受者を除く。)」を、「販賣業者」の下に、「(第九十五條第一項の場所の經營者及び船車内における販賣業者を除く。)」を加える。

同條第二項を削り、第三項を第二項とし、同項中「第一項」を「前項」に改め、「酒税法第二十七條の四に掲げる者を含む。」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 酒の製造者がその製造に係る酒を自ら消費し、又は贈與した場合においては、その酒の價格を標準として、製造場所在の道府縣において、その製造者に酒消費税を課する。

第七十九條第三項中「又は電気事業者でない者が自ら発電する電氣を電氣事業者でない者に使用せるときは」を「又は電氣事業者若しくはガス事業者でない者が自ら製造するガスを電氣事業者若しくはガス事業者でない者に使用せるときは」に、「又はその発電者」を又はその発電者若しくはガス製造者に改め、同條第四項中「自ら発電するもの」の下に「若しくはガス事業者でない者が自らガスを製造するもの」を加える。

第八十一條の次に次の二條を加える。

(飲区税の賦課期日)

第八十一條の二 飲区税の賦課期日は、十一月一日とする。

(飲区税の納期)

第八十一條の三 飲区税の納期は、十二月において、條例でこれを定める。但し、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

第八十二條第一項中「十円」を「十五円」に、「二十円」を「三十円」に改める。

第八十六條を次のように改める。

(電話税)

第八十六條 電話税は、電話の使用又はその加入に對し、電話機所在の道府縣においてその使用者又はその加入者に、これを課する。

2 前項の電話機とは、電話の設備及び利用に關する國との契約に基いて設置されたものを、使用者とは、当該契約の当事者を、加入者とは、新たに使用者となつた者をいう。

第九十四條を次のように改める。

(狩猟者税の賦課率)

第九十四條 狩猟者税は、その賦課率を千八百円として、これを課さなければならぬ。

第九十九條中「十三 電加入権税附加税」を「十三 税附加税」に改め、第二十一号中「独立税附加税」の下に「(但し、第一百一條第四項の規定により道府縣條例で定めるものを除く。)」を加える。

第百九條中「並びに」を、「」の納期を「並びに」に改め、納税の納期に改める。

第百九條第二十一号に規定する独立税附加税については、道府県は、当該独立税附加税による負担を軽減するために必要があるとき、その賦課を禁止し、又はその賦課率を制限することができる。

この場合においても、第百三條第三項の規定は、適用を妨げられないものとする。

第百四條第一項第二号中「事業所」の下に「業務所」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 市町村内に事務所、業務所又は業務所を有する法人及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるものを加え、

「又は事業所」を「業務所又は業務所」に改める。

第百六條中「九月（二期に分けるとは九月及び十二月）」を「九月及び十二月（一期とするときは、九月）」に、「事情があるときは」を「事情がある場合においては」に改める。

第百七條第一項中「四百五十円」を「七百五十円」に改め、同條第二項中「法人」の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるものを加え、」又は「事業所」を「業務所又は業務所」に改める。

「業務所又は業務所」に改める。

第百九條中「所有者」の下に（所有者が國、地方團體その他地方税を課することができないものであるときは、その使用者）を加える。

第百十六條中「準用する。」の下に「この場合においては賦課率に關する定は、入場税にあつては三倍、釐金税にあつては二・五倍、木材引取税にあつては一・五倍、その他の税にあつてはそれぞれ二倍に相當する率を定めたものとする。」を加える。

第百十八條を次のように改める。

（道府県の都市計画法）
第百十八條 道府県は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）及び特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の施行に要する費用に充てるため、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税又は事業税若しくは特別所得税（第六十九條第三項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税又は特別事業税）については、その税額を同年度分の第六十三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業税又は特別所得税の賦課率をもつて除して得たものに、第六十七條第一項又は第七十二條第一項に規定する区分に應じ、百分の七・五若しくは百分の五又は百分の四若しくは百分の五を乗じて得たものをいう。第百十九條につき、また同じ。）の百分の十以内において、都市計画法として、道府県税獨立税額を課することができる。

第百十九條を次のように改める。

（市町村の都市計画法）

第百十九條を次のように改める。

（市町村の都市計画法）

（市町村の都市計画法）

（市町村の都市計画法）

第百十九條 市町村は、都市計画法及び特別都市計画法の執行に要する費用に充てるため、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税又は事業税若しくは特別所得税の百分の三十以内において、都市計画法として、道府県税獨立税額を課することができる。

2 市町村は、前項に規定するものの外、別に税目を超えて、都市計画法を課することができる。

第百二十條第一項中「その他土地」を「林道に關する事業その他土地又は山林」に改める。

第百二十一條第一項中「共同集荷場」の下に「汚物処理施設」を加える。

第百二十二條第一項に次の二号を加える。

六 第百一條第四項の規定により道府県税獨立税に對する附加税の賦課を禁止し、又はその賦課率を制限したとき。

七 第百三十四條の二第一項の規定により入場税附加税の賦課率を制限したとき。

第百二十六條の次に次の一條を加える。

（犯罪取締）

第百二十六條の二 地方税に關する犯罪事件（以下犯罪事件という。）については、國稅犯罪取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定（第二十二條の規定を除く。）を準用する。

事が、税務署長の職務は道府県知事、地方自治法第五十五條第一項の支廳又は地方事務所の長が、これを行い、市町村税については、國稅犯罪取締法に規定する財務局長の職務は京都府、大阪府、横濱市、神戸市及び名古屋市（以下五大市という。）の長が、税務署長の職務は市町村長（五大市の長を除く。以下本條中同じ。）又は地方自治法第五十五條第二項の区の事務所長の長が、これを行う。但し、道府県知事が税務署長の職務を行う場合は、地方自治法第五十五條第一項の支廳は地方事務所の所管区域外において犯罪事件が発見された場合に限る。

3 第一項の場合において、道府県税については、國稅犯罪取締法に規定する財務局長又は税務署の收税官吏の職務は、道府県知事がその職務を定めて指定する道府県税吏員（以下道府県税吏員という。）が、これを執行し、市町村税については、國稅犯罪取締法に規定する財務局長の收税官吏の職務は、五大市の長がその職務を定めて指定する市吏員（以下五大市税吏員という。）が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村税吏員（以下市町村税吏員という。）が、これを執行する。

4 第一項の場合において國稅犯罪取締法第十一條及び第十二條の規定は、道府県税又は五大市の市税に關する犯罪事件の調査についてのみ、且つ、当該道府県又は市の区域内に關する限り、これを準用する。

5 第一項の場合において、道府県税吏員、五大市税吏員又は市町村税吏員は、当該道府県税又は市町村税に關するその所屬する地方團體の区域外においても犯罪事件の調査を行うことができる。

6 第一項の場合においては、入場税、酒消費税、木材引取税、遊興飲食税及び入場税並びにこれらの加税その他政令で定める税に關する犯罪事件は、間接國稅に關する犯罪事件とする。

7 市町村長は、前項の税のうち道府県税附加税に關して第一項において準用する國稅犯罪取締法第十四條第一項の規定による通告処分をしようとするときは、あらかじめ道府県知事の許可を受けなければならない。

8 道府県知事は、前項の規定により許可をする場合においては、更に許可をすることが出来る。

9 財務局長の收税官吏の職務を行う道府県税吏員又は税務署の收税官吏の職務を行う道府県税吏員は、第六項の税のうち道府県税附加税に關する犯罪事件について五大市税吏員又は市町村税吏員の職務を行うことができる。

10 第一項において準用する國稅犯罪取締法第十四條第一項の規定による通告処分により納付された金銭その他の物品は、当該地方團體の收入とする。

第百二十七條第二項中「四百五十円に第四十條を、七百五十円に第四十七條に、」四百五十円に東京府を、七

百円に東京都に、「四百五十円に特別区を「七百五十円に特別区に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 東京都の特別区に存する区域及び特別市においては、第百十八條の規定の準用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と読み替へるものとする。

同條第四項の次に次の一項を加える。

5 東京都の特別区に存する区域における都税の賦課徴収については、東京都條例の定めるところにより、これを特別区長に委任することができ、この場合における前條第二項の規定の準用については、「地方自治法第五十五條第一項の支應又は地方事務所の長」とあるのは「地方自治法第五十五條第一項の支應若しくは地方事務所所長の長又は特別区長」と、「地方自治法第五十五條第一項の支應又は地方事務所の所管区域外」とあるのは「地方自治法第五十五條第一項の支應若しくは地方事務所の所管区域外又は特別区に存する区域外」とそれぞれ読み替へるものとする。

第百三十二條第二項中「市町村徴税吏員」を「市町村徴税吏員若しくは市町村徴税吏員」に改める。

第百三十三條中「並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市」を「及び五大市」に改める。

第百三十四條の次に次の一條を加える。

(入場税附加税の賦課率の特別制限)

第百三十四條の二 入場税附加税の収入見込額が市町村民税の標準賦課額の見込額に政令で定める率を乗じた額をこえる市町村については、道府県は、條例の定めるところにより、当該市町村の入場税附加税の収入見込額が当該市町村の市町村民税の標準賦課額の見込額に政令で定める率を乗じた額に相当する率まで当該市町村の入場税附加税の賦課率を制限することができる。

2 前項の規定により賦課率を制限した場合においては、その市町村における当該道府県の入場税の賦課率は、その賦課率に、その制限により切り捨てた率に相当する率を加えたものとしなければならない。この場合においては、当該道府県の入場税の徴収額中同項の規定による賦課率の制限により切り捨てた率に相当する率による額は、條例の定めるところにより、これを他の市町村に與えなければならない。

3 前項の制限に對し異議のある市町村は、内閣総理大臣に異議の申立をすることができる。

4 第二十一條第七項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第百三十六條中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改める。

第百三十七條の次に次の三條を加える。

(不納せんと動に関する罪)

第百三十七條の二 納税義務者のすべき課税標準に関する申告(以下本章において申告という。)をしないこと、若しくは虚偽の申告をする、又は税金の徴収若しくは納付をしないことをせん動した者は、これを三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 納税義務者のなすべき申告をさせないため若しくは虚偽の申告をさせるために又は税金の徴収若しくは納付をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、また、前項の懲役又は罰金に処する。

3 前二項の規定は、特別徴収義務者のすべき特別徴収に関する報告及びその徴収にかかる税金について、前二項に規定する行為をした者に、これを準用する。

(濫納処分に関する罪)

第百三十七條の三 納税義務者(特別徴収義務者を含む。以下本條中同じ。)が濫納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免がれる目的で財産を隠匿し、損がいし、地方團體の不利に処分し、若しくは財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けたとき、又は当該処分の執行を受けた後その執行を免がれる目的でこれらの行為をしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 納税義務者の財産を占有する第三者が納税義務者のために前項に掲げる行為をした場合においてその納税義務者に対し濫納処分の執行があつたときも、また、前項の懲役又は罰金に処する。

3 情を知つて、第一項に掲げる行為につき納税義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、その納税義務者に対し濫納処分の執行があつたときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十七條の四 第百二十六條第一項若しくは第二項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。

第百三十九條中「第百三十六條又は第百三十七條」を「第百三十六條、第百三十七條又は第百三十七條ノ三」に改める。

第百四十條の次に次の二條を加える。

(過料)

第百四十條の二 第百二十五條の規定により納税義務者が申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなく、申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、條例で三万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

2 前項の規定により過料を課せられた者は、その処分に不服があるときは、道府県に對し、市町村に對しは道府県知事に訴願し、その裁決に不服があるときは裁判所に訴訴することができる。

3 前項の裁決については、市町村長からも裁判所に訴訴することができる。

4 地方自治法第二百五十六條第一

項の規定は、第二項の訴願の場合に、これを準用する。

第百四十條ノ三 第五十二條第七項又は第五十七條第七項の規定により所有者が届け出なければならぬ事項について、届出をしなかつた場合においては、その者に對し、條例で三万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に、これを準用する。

第百四十五條中「百分の百」及び「百分の百二十五」を「百分の二百五十」に改める。

第百四十六條第一項中「減租年地、免租年地その他旧地租法(昭和六年法律第二十八号)その他の法律により一定の期間賃貸賃格に關し特別の取扱をなす旨の定めあつた土地、土地台帳法により賃貸賃格を決定若しくは修正すべきもの及び旧家屋税法(昭和十五年法律第八号)により賃貸賃格を定めないう旨の定めあつた家屋で家屋台帳法により賃貸賃格を決定すべきものについて、この法律施行の際に土地台帳法により賃貸賃格を設定し、又は修正すべき土地及び家屋台帳法により賃貸賃格を決定すべき家屋について、まだ」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、入場税及び入場税附加税に関する改正規定は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十四年度分

の地方税から適用する。但し、入場税及び入場税附加税に関する改正規定は、昭和二十四年六月一日から、第六十九條第一項の電気供給業、ガス供給業及び運送業（運送取扱業を含む。）に対する事業税に関する改正規定は、その料金について物價統制令による統制額があるときは、昭和二十四年四月一日以後においてそれぞれの統制額が改訂されたときの属する年度分の地方税から適用する。

3 地方税法第六十六條ノ二の規定は、この法律前にした行為には、適用しない。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 昭和二十三年分以前の地方税並びに昭和二十四年五月三十一日までの入場税及び入場税附加税については、なお、従前の例による。

6 改正前の地方税法第十三條中遊興飲食税の非課税からの除外に關する部分、第三十六條第一項の規定による電話加入権税、遊興飲食税、入湯税、と蓄税、及び廣告税の特別徴収、第四十四條第一項の規定による遊興飲食税、入湯税及び廣告税の証紙による拂込又は第六十八條第一項並びに第六十九條第一項及び同條第三項の規定による道府縣獨立税、及び市町村税獨立税、については、昭和二十四年度分に限り、なお、従前の例による。この場合において、電話加入権税の課税標準は、電話税とする。

7 この法律施行前に電話加入権税及び電話加入権附加税については昭和二十四年度分としてした行為は、改正後の地方税法の規定による電話税及び電話税附加税及び電話税附加税についてした行為とみなす。

8 昭和二十四年度分の地租にあつては、第五十二條第七項中「四月二十日」とあるは「六月二十日」と、同年度の家屋税にあつては第五十七條第七項中「五月二十日」とあるは「六月二十日」とそれぞれ読み替へるものとする。

9 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五條中「國税」を「地方税」に改める。

（岡本愛蔵君登壇、拍手）

○岡本愛蔵君 只今上程になりました地方財政法の一部を改正する等の法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の地方行政委員会における審議の結果及び結果について御報告申し上げます。

先ず地方財政法の一部を改正する等の法律案は、昨年七月地方財政法の制定施行によつて、地方財政運営の基本方針並びに國と地方公共団体との財政關係の基本原則が明らかにされたのであります。尚、地方財政法中に若干附加すべき点があるのと、河川法その他地方財政に關係する諸法律について、國費、地方費の負担区分に關する規定を明確にする必要がある等のため、本法案が提出されたのであります。その内容について申し上げますと、先ず地方財政法自体に關しましては、

國の直轄工事に關する地方公共団体の負担金について、從來國の決定通知が著しく遅延し、ために地方財政の計畫的運営を非常に阻害して參つた経緯に鑑み、國は工事着手前に当該地方公共団体に負担金の予定金額を通知すべきものとし、その予定金額に不服のある地方公共団体は内閣に對し意見を申出ることができるとし、その他、地方公共団体の負担を伴う予備費使用調書についても地方財政委員会の意見を求めることを要する等の改正を加えております。

河川法以下の十五に上る各法律の改正規定は、すべて國費と地方費との負担区分を明確にするために、經費に關する規定を合理化せんとするものであります。又國家公務員共済組合法及び藥事法についても改正を企てております。本委員会は慎重審議の結果、政府提出の原案以外に次の二点について修正すべきものと認めました。

即ち第一は、國の支出金及び國の負担に屬する支出金の算定又は支出時期等について不服のある地方公共団体は、内閣を經由して國會に意見書を提出し得ることとし、内閣がその意見書を受取つたときは、内閣の意見を添えて遅滞なくこれを國會に提出せしむること、第二は当せん金附証票、いわゆる宝くじの発行は、現行法においては都道府縣に限られておりますが、大阪、京都、神戸、名古屋、横浜等の五大都市にもその發賣を認むること、これでありまゝ。然るに衆議院においても同様の趣旨により修正案を決定し、政府原案を修正可決して送附して参りましたので、本委員会は全会一致を以

て衆議院の送附の通りこれを可決すべきものと決定いたしました。

次に地方税法の一部を改正する法律案は、御承知のごとく昨年七月実施した地方税制の改正により、地方の財源は相當に強化されましたが、その後における給與ベースの改訂、物件費の高騰及び委任事務費の増加等の原因から、地方公共団体の財源は再び窮乏を告げるに至りましたので、税収入の増加と徴税確保の措置を講ずる等のため、本法案が提出されたのであります。

政府提出案の要旨について申し上げますと、先ず既存税目の変更につきましては、住民税は納税義務者一人当りの平均賦課額を現在の九百円から千四百五十円に増加し、約八十七億円の増収を圖りました。地租及び家屋税の標準賦課率を百分の五百に引上げ、約八十億円の増収を圖りました。それから電気供給業、ガス供給業、運送業等につきましては、現行利益主義の課税に代へまして、収入金額を標準として事業税を課し、その標準賦課率を本税附加税と合せ収入金額の百分の二と決定しました。尤もこの規定は、料金について物價統制令による統制額があるときは、その統制額の改訂されたときの属する年度分から適用することとしたのであります。入場税についてはその課税対象を四種類に分ち、博物館、美術館及び展覽会場、植物園、動物園及び水族館への入場税率を引下げて百分の六十とし、新たに遊覧船や遊覧自動車の利用に對しても入場税を賦課し得るものとし、又無料入場に對する規定を整備しました。尚、入場税収入が

偏在し、入場税附加税の収入がその團體の規模から見ても必要以上に多額に上る特殊の市町村については、道府縣においてその賦課率を制限し得るものとし、その制限した率だけは道府縣の手によつて他の市町村に再配分するの措置を採らしめることとしたのであります。尚、鉅区税、狩獵税、電話加入税にも所要の改正を加えてあります。次に道府縣法定外獨立税につきましては、道府縣は特別の事情ある場合においては條例を以てこれに對する市町村附加税の賦課率を禁止し、又賦課率に制限を加へることができるといたしましたのであります。又目的税のうち都市計畫税、水利地益税及び共同施設税についても改正を施してあります。次に地方税の徴收手續を合理化し、地方團體の租税徴收權の強化を圖るため所要の改正を加へ、道府縣の徴税吏員に對し國稅犯則取締法による同様の権限を與へ、入場税の徴收方法については、特別徴收義務者をして道府縣が発行する証紙を以て徴收せしめるとし、罰則を強化して新たに不納せんと動に關する罪及び滞納処分に関する罪を法定すると共に、申告又は報告の義務を怠つた納税義務者に對しては過料を課し得る規定を復活することとしたのであります。

地方行政委員会は予備審査におきまして次の二点の修正を考慮いたしました。即ち第一点は、滞納処分に關する規定を削除し、從來の通り國稅滞納処分の例によること、第二点は、博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館に對し入場税を課する規定を削除することとこれでありまゝ。然るに衆議院は、

政府原案に對し、右本委員會の修正事項と同様の事項に加えて、尙、入場税に關し遊覽自動車、遊覽船等に課税する規定を削除し、展覧會等に對する課事を現行法規通り百分の百五十とする修正議決をいたしまして本院に送付して参りました。本委員會はこの修正に對し遊覽自動車、遊覽船等に對する課税を削除することに同意いたしました。が、展覧會等に對する課税が修正によつて政府案より重くなることは適當でないと思ひまして、西郷委員の発言によりこの点につき政府原案通りとする修正を多数を以て可決いたしました。尙、討論に當り、社會黨の三木委員より衆議院送付原案に對し反對意見が述べられました。が、地方行政委員會は、右修正部分を除き、衆議院送付案の通り多数を以て可決すべきものと決定いたしました。即ち衆議院送付案に對する修正議決でございます。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 討論の通告がございます。中野重治君。

○中野重治君登壇、拍手】
中野重治君　日本共産党は、この地方財政に関する二つの法案に反対であります。その理由を簡単に申述べます。

地方財政が非常に貧しい、そのために地方の都市民、農民、漁民が非常に困つておるといふことは、我々がここで改めて言うまでもないことと思ひます。今度のこの改正案の趣旨は、細かいことは沢山ありますけれども、その土台は、國が受持つべき財政上の仕事をやらないうで、それを地方に押付け、國は煩被りするといふ建前になつ

ております。公共事業費が殆んど計上されてはいない。或いは極めて大幅に削られておるといふことは今までも非常に大きく問題になっておりまして、殊に学校関係、六・三制の問題がそのために殆んど壊滅に瀕しておるといふことについては、決議案その他も出ておるわけであります。一口に言いますと、水害、洪水の害、地震による被害、或いは震災による被害、こういうことはどうしても國が費用を持つてやらなければ完全にはできない。もう今日の状態で國が負担してやるのでなければ、完全にできないどころか不完全にさえもできない。このことは關東一円の水害の後の現状、東北地方の水害の後の現状、福井地方の地震の後の現状を見れば明らかであります。当然これは國が費用を持たなければならぬのに、國の費用を縮めるというふうな形に持つて行つて、この残つた部分を地方に無理に押付ける。昔の話にあるように、悪者が人間を鉄のベッドに縛り付けて、そうしてベッドからはみ出

したところは鑛を以てこれを切括てるといふ、こういう話がありますが、こういうことをやろうとしておる。これによつてもとより乏しい地方財政がますます乏しくなる。地方の人々は殆んど

ど裸になつておる上に、更に皮までも剥かれるということになるわけであります。殊に地方財政法の一部改正のところで、國が果すべき責任を非常に惡辣に頒被りしようとする点が明らかに現われております。國が地方に委任した仕事でその費用を國が当然拂わなければならぬ場合、それを國が拂つていない場合は、地方は内閣を通じて國

會に意見を述べられるというふうなことが今問題になつておりますが、これは全く間違ひであつて、この場合は当然地方が國に対して請求權を持たなければならぬ。拂うべきものと拂わぬものに對して、意見を述べる事ができるとか、申出ることができるとかいうことは、これは非常に間違つておる。今年の春の選挙の費用のうち、一億八千万円の金を國は地方に未だ拂つていないのですが、そのために地方が非常に困つておるのですが、こういう場合に借りた方に對して貸した方が意見を述べる事ができるとか、申出ることができるとかいうことは、これは強盜の論理に外ならない。このことは明瞭であると思います。そこで、この鉄のベツトに縛り付けて切り捨てゝる部分を地方に押付ける。これは押付けても、むしろ地方財政は非常に乏しいののですから、押付けられてもなか／＼出はしない。併しどういうふうにして金を取立てるかということは地方に任せらる。それだからいろ／＼その後反響が

ありまして、修正が加えられました
が、動物園の入場料に税金をかけると
か、展覧会の入場料に税金をかけると
か、入場料を取らない無料入場の仕事
に對してさへも税金をかけるとかいう

ふりな方式が出て来るわけでありま
す。出ないものを出させようとすれ
ば、どうしてもそういう無理がかかっ
て来る。こういう無理をやつて行け
ば、これに対する反対運動はどうし
ても起つて来ます。そこで、この反対運
動を抑え付けて、無理にも抑え付ける
ために、潜納処分を嚴重にするとか、或
いは衆議院の入江洋子局長自身が疑問

を出しておるような、滞納者に對してはその財産の捜査をやるというふうなことをやろうとすると、人々がこういふ不當なやり方に對してどうして對應しようかと相談して、事を正しく運ばうとする場合に、これを不納を煽動する、税金を納めないように人民を煽動するものであるというふうな名目を付けてこれを罰しようとする。こういうところへ行くわけであります。修正案においても不納煽動に関する罪というものゝを徹底的に削除しようという意見は強く現われていない。それでですから、これは余程考えて見る必要があることでありまして、こういうことは若しこのままに行われれば、日本の地方の農民、都会の人々、殊に洪水、地震、震災等からまだ立ち上ることができなideいである人々も非常に苦しむことになる。今我々はここで水産漁業関係に關する金融の問題を決議しましたのが、我々が若しこの決議を本當に政府に実行させようという正直な肚であるならば、乏しい地方財政を更に裸にし

て、そうして上から無理に押付けると
いうふうなこの法案には、二つともど
うしても反対しなければならないだろ
うと、こう考えます。これは非常に重
大な問題であつて、こういう法案に賛

成するかしないかということは、その人々が國會において苦しい地方の人々の利益のために立つているか、それとも、その不利益のために立つておるか、この大きな問題を、これがありかを最も単純に見分ける目安であります。このことは諸君を選出した日本全國の人々がよく知っております。この点を考えられて、この二つの法案は今

水産關係に關して決議をしたその立場
においても否定せられんことを望みま
す。これが共產黨の反對意見であり、
諸君に對する希望であります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) これにて討論の
通告者は終ゐりました。討論は終
局したものと認めます。これより兩案
の採決をいたします。先ず地方財政法
の一部を改正する法律案全部を問題に
供します。本案に賛成の諸君の起立を
請います。

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に地方税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は委員会修正通り議決
せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二十三、
國立學校設置法案(内閣提出、衆議院
送付)を議題といたします。先ず委員
長の報告を求めます。文部委員長田中
耕太郎君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

國立學校設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄
(小字及び一は衆議院修正)
国立学校設置法案
国立学校設置法
目次
第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 国立大学(第三條・第八條)
第三章 国立高等學校(第九條)
第四章 国立の各種學校(第十條・第十一條)
第五章 職員及び職(第十二條・第十四條)

第六章 雜則(第十五條)
附則 第一章 總則
(設置及び所轄)
第一條 この法律により、国立學校を設置する。
2 国立學校は、文部大臣の所轄に

属する。
(定義)
第二條 この法律で「国立學校」とは、學校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める學校のうち、国立の大学及び高等學校並びに同法第八十三條に定める

各種學校で国立のものをいう。
第二章 国立大学
(名称及び位置等)
第三條 国立大学の名称、位置、學部及びその国立大学に包括される學校は、左表に掲げる通りとする。

国立大学の名称	位置	學部	學校教育法第九十八條の規定による學校で、上開の国立大学に包括されるもの
北海道大学	北海道	文學部 理學部 醫學部 農學部 水産學部	北海道大学附屬農林專門部 北海道大学附屬醫學專門部 北海道大学附屬農學專門部 北海道大学附屬水産專門部 北海道第一師範學校 北海道第二師範學校 北海道第三師範學校 北海道青年師範學校
室蘭工業大学		工業部	北海道大学附屬土木專門部 室蘭工業專門學校
小樽商科大学		商學部	小樽經濟專門學校
帯広畜産大学		畜産學部	帯広農業專門學校
弘前大学	青森縣	文學部 理學部 醫學部	弘前医科大学 弘前高等學校 青森高等學校 青森青年師範學校
岩手大学	岩手縣	文學部 理學部 農學部	盛岡農林專門學校 盛岡工業專門學校 岩手青年師範學校
東北大学	宮城縣	文學部 理學部 農學部 醫學部 法學部 教育學部	東北大学附屬醫學專門部 東北高等學校 仙台工業專門學校 宮城青年師範學校 宮城青年師範學校

大学	縣	學部	附屬專門學校
東京大学		文學部 理學部 農學部 醫學部 法學部 教育學部	東京大学附屬醫學專門部
千葉大学	千葉縣	文學部 理學部 農學部 醫學部 工學部	千葉医科大学 千葉工業專門學校 千葉農學專門學校 千葉青年師範學校
埼玉大学	埼玉縣	文學部 理學部 教育學部	埼玉高等學校 埼玉青年師範學校
群馬大学	群馬縣	文學部 理學部 醫學部 工學部	前橋医科大学 前橋工業專門學校 群馬青年師範學校
宇都宮大学	栃木縣	文學部 理學部 農學部	宇都宮農林專門學校 栃木青年師範學校
茨城大学	茨城縣	文學部 理學部 工學部	水戸高等學校 茨城工業專門學校 茨城青年師範學校
福島大学	福島縣	文學部 理學部 農學部 醫學部 經濟學部	福島經濟專門學校 福島青年師範學校
山形大学	山形縣	文學部 理學部 農學部 工學部	山形高等學校 山形工業專門學校 山形青年師範學校
秋田大学	秋田縣	文學部 理學部 農學部 醫學部	秋田山形專門學校 秋田青年師範學校

東京外國語大學	東京學藝大學	東京農工大學	東京藝術大學	東京 ^市 文教大學	東京工業大學	お茶の水女子大學	電氣通信大學	一橋大學	東京水産大學	横浜國立大學	新潟大學	富山大學
東京都												
經濟學部 醫學部 農工學部	學藝學部	農學部 纖維學部	美術學部 音樂學部	文學部 教育學部 理學部 農學部 體育學部	工學部	文學部 理家政學部	電氣通信學部 法學社會學部 經濟學部 商學部	水産學部	神奈川縣		新潟縣	富山縣
第一高等學校 東京高等學校	東京第一師範學校 東京第二師範學校 東京第三師範學校 東京青年師範學校	東京農林專門學校 東京纖維專門學校	東京美術學校 東京音樂學校	東京文理科大學 東京高等師範學校 東京農業教育專門學校 東京體育專門學校	東京工業大學 東京工業大學附屬高等工業教員養成所	東京女子高等師範學校	中央無線電信講習所 東京商科大学 東京商科大学附屬商學專門部	第一水産講習所	横浜經濟專門學校 横浜工業專門學校 神奈川師範學校 神奈川青年師範學校	新潟醫科大學 新潟醫科大學附屬醫學專門部 新潟高等專門學校 新潟第二師範學校 新潟第一師範學校 新潟青年師範學校	富山高專學校 富山工業專門學校 富山師範學校 富山青年師範學校	富山縣

滋賀大学	三重大学	愛知工業大学	愛知学藝大学	名古屋大学	静岡大学	岐阜大学	信州大学	山梨大学	福井大学	金沢大学
滋賀縣	三重縣	愛知縣	愛知縣	愛知縣	静岡縣	岐阜縣	長野縣	山梨縣	福井縣	石川縣
文学部 法学部 経済学部	文学部 農学部	工学部	文学部 教育学部 法学部 理学部 工学部	文学部 教育学部 法学部 理学部 工学部	文学部 教育学部 工学部	文学部 教育学部 農学部	文学部 教育学部 医学部 農学部 経済学部	工学部	工学部	法学部 教育学部 理学部 医学部 薬学部 工学部
彦根経済専門学校 滋賀師範学校 滋賀青年師範学校	三重農林専門学校 三重師範学校 三重青年師範学校	名古屋工業専門学校	愛知第一師範学校 愛知第二師範学校 愛知青年師範学校	名古屋大学附屬医学専門部 名古屋大学附屬経済専門部 名古屋大学附屬経済専門部 岡崎高等師範学校	静岡高等専門学校 静岡第一師範学校 静岡第二師範学校 静岡青年師範学校	岐阜農林専門学校 岐阜師範学校 岐阜青年師範学校	松本医科大学 松本医学専門学校 松本高等専門学校 上田健康専門学校 長野工業専門学校 長野師範学校 長野青年師範学校	山梨工業専門学校 山梨師範学校 山梨青年師範学校	福井工業専門学校 福井師範学校 福井青年師範学校	金沢医科大学附屬医学専門部 金沢医科大学附屬薬学専門部 金沢高等専門学校 金沢工業専門学校 金沢高等師範学校 石川師範学校 石川青年師範学校

京都大学	京都学藝大学	京都工農繊維大学	大阪大学	大阪外国語大学	大阪学藝大学	神戸大学	奈良学藝大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学	島根大学
京都府			大阪府			兵庫縣	奈良縣	奈良縣	和歌山縣	鳥取縣	島根縣
文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	工学部	文学部 教育学部 理学部 工学部	外国語学部	文学部 教育学部 理学部 工学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部	文学部 教育学部 理学部 工学部	文学部 教育学部 理学部 工学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部
京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校	京都大学 京都大学附屬医学專門部 第三高等学校

岡山大学	廣島大学	山口大学	徳島大学	香川大学	愛媛大学	高知大学	福岡学藝大学	九州大学	九州工業大学
岡山縣	廣島縣	山口縣	徳島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣
文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部
岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部	岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部	岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部	岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部	岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部	岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部	岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部	岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部	岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部	岡山大学 岡山大学附屬医学專門部 岡山大学附屬医学專門部

(附置の研究所)

東北大学										千葉大学	
選鉱製錬研究所										腐敗研究所	
抗酸菌病研究所										傳染病研究所	
科学計測研究所										東京天文台	
高速力学研究所										地震研究所	
電氣通信研究所										東洋文化研究所	
非水溶液化学研究所										立地自然科学研究所	
ガラス研究所										ふく射線化学研究所	
宮城県										理工学研究所	
重要金属の選鉱及び製錬に関する学理及びその應用の研究										社会科学研究所	
抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその應用の研究										新聞研究所	
科学計測に関する学理及びその應用の研究										生産技術研究所	
高速力学に関する学理及びその應用の研究										千葉縣	
電氣通信に関する学理及びその應用の研究										腐敗に関する学理及びその應用の研究	
非水溶液化学に関する学理及びその應用の研究										傳染病その他の病源の検査並びに予防治療に関する学理及びその應用の研究	
ガラスに関する学理及びその應用の研究										天文學に関する事項の攻究並びに天象観測、曆書編纂、時の測定、報時及び時計の檢定に関する事務	
地震の学理及び震災予防に関する事項並びに地震爆風及び地震探鉱法に関する事項の研究										國民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその應用の綜合研究	
東洋文化に関する綜合研究										電波、赤外線、光波等のふく射線に関する化学的事項の学理及びその應用の研究	
東京都										理工学及び工学に関する学理及びその應用の綜合研究	
社会科学に関する綜合研究										新聞及び時事についての出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成	
生産に関する技術的問題の科学的綜合研究並びに研究成果の實用化試験										千葉縣	

東京文科大学	光学研究所	東京都	光学に関する学理及びその應用の研究
	建築材料研究所		建築用材料に関する学理及びその應用の研究
東京工業大学	資源化学研究所	東京都	資源に関する化学の学理及びその應用の研究
	精密機械研究所		精密機械に関する学理及びその應用の研究
	窯業研究所		窯業に関する学理及びその應用の研究
	電氣科学研究所		電氣科学に関する学理及びその應用の研究
一橋大学	燃料科学研究所	東京都	燃料科学の学理及びその應用の研究
	経済研究所		日本及び世界の經濟の綜合研究
金沢大学	結核研究所	石川縣	結核の予防及び治療に関する学理及びその應用の研究
	環境医学研究所	愛知縣	環境医学に関する学理及びその應用の研究
名古屋大学	空電研究所	愛知縣	空電に関する学理及びその應用の研究
	化学研究所		化学に関する特殊事項の学理及びその應用の研究
京都大学	人文科学研究所	京都府	世界文化に関する人文科学の綜合研究
	結核研究所		結核の予防及び治療に関する学理及びその應用の研究
	工学研究所		工学に関する学理及びその應用の綜合研究
	木材研究所		木材に関する学理及びその應用の研究
大阪大学	食糧科学研究所	大阪府	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究
	微生物病研究所		微生物病に関する学理及びその應用の研究
大阪大学	産業科学研究所	大阪府	自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なもの基礎的学理及びその應用の研究
	音響科学研究所		音響に関する学理及びその應用の研究

第五條 (学部附屬の研究施設)
国立大学の学部に、左表の通り研究施設を置く。

大学の名称	学部	研究施設	名称
神戸大学	経済経営研究所	兵庫縣	經濟並びに經營に関する学理及びその技術的研究
	放射能泉研究所	鳥取縣	放射能泉に関する学理及びその應用の研究
岡山大学	理論物理学研究所	廣島縣	物理学の基礎理論に関する綜合研究
	温泉治療学研究所	大分縣	温泉治療学に関する学理及びその應用の研究
九州大学	流体力学研究所	福岡縣	流体に関する工学の学理及びその應用の研究
	弾性工学研究所		弾性工学に関する学理及びその應用の研究
	産業労働研究所		産業労働に関する綜合研究
	生産科学研究所		産業に関する基礎的及び應用的研究
長崎大学	風土病研究所	長崎縣	風土病に関する学理及びその應用の研究
	體質医学研究所	熊本縣	體質医学の学理及びその應用の研究
熊本大学	理學部	附屬臨海実験所	附屬臨海実験所
	医学部		
北海道大学	農學部	附屬植物園、附屬農場、附屬演習林	附屬植物園、附屬農場、附屬演習林
	農學部		
帯廣畜産大学	畜産学部	附屬農場	附屬農場
	農學部		
弘前大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設	附屬病院、看護婦養成施設
	農學部		
岩手大学	理學部	附屬臨海実験所	附屬臨海実験所
	農學部		
東北大学	医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
	農學部		
宇都宮大学	農學部	附屬農場、附屬演習林	附屬農場、附屬演習林
	農學部		
群馬大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設	附屬病院、看護婦養成施設
	農學部		

千葉大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	園藝学部	附属農場
	文学部	史料編纂所
	理学部	附属臨海実験所、附属植物園
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	工学部	附属総合試験所
東京大学	農学部	附属農場、附属演習林、附属水産実験所
東京農工大学	農学部	附属農場、附属演習林
東京 ^{教育} 大学	理学部	附属臨海実験所
	農学部	附属農場、附属演習林
東京水産大学	水産学部	附属実験実習場
新潟大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
金沢大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
信州大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
岐阜大学	農学部	附属農場、附属演習林
名古屋大学	理学部	附属臨海実験所
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設

三重大学	農学部	附屬農場、附屬演習林
京都大学	理学部	附屬臨海実験所、附屬臨湖実験所、附屬火山温泉研究所
	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
	農学部	附屬農場、附屬演習林
大阪大学	医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
	農学部	附屬農場、附屬演習林
鳥取大学	農学部	附屬農場、附屬演習林
岡山大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
廣島大学	理学部	附屬臨海実験所
徳島大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
	農学部	附屬農場、附屬演習林、附屬水産実験所
九州大学	農学部	附屬農場、附屬演習林、附屬水産実験所
長崎大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
熊本大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
宮崎大学	農学部	附屬農場、附屬演習林
鹿児島大学	農学部	附屬農場、附屬演習林

(附屬圖書館)

第六條 國立大學に、附屬図書館を置く。

(附属の学校)

第七條 國立大学に附屬の學校を置く場合においては、その組織その他必要な事項は、法律又は政令で定める。

(講座等)

第八條 國立大学の各学部に置かれ
る講座又はこれに代るべきものの
種類その他必要な事項は、文部省
令で定める。

第三章 國立高等學校

(名称及び位置)

第九條 國立高等學校の名称及び位
置は、左表に掲げる通りとする。

國立高等學校 の名稱	仙台電波高 等學校	詫間電波高 等學校	熊本電波高 等學校
位 置	宮城縣	香川縣	熊本縣

第四章 國立の各種學校

(名称及び位置等)

第十條 國立の各種学校の名称、位

置及び目的は、左表に掲げる通りとする。

國立育英學校	國立育英學校	國立育英學校	國立育英學校
千振縣	東京都	東京都	東京都
研究並に教育の養成	研究並に教育の養成	研究並に教育の養成	研究並に教育の養成

(附屬の學校)

第十一條 國立盲教育學校に、附屬の盲學校を置く。

2 國立ろろ教育学校に、附屬のろろ学校を置く。

第五章 職員及び職

(國立學校の職員の定員)

第十二條 各國立學校に置かれる職員
員の定員は、別表第一から第三ま
でによる。

(國立学校の職)

第十三條 國立學校（附則第三項

及び第五項に規定する学校を含む。に置かれる職の種類及び定員については、文部省令で定める。

(國立學校に置かれる職員の任免等)

第十四條 國立學校に置かれる職員の任免、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の定めるところによる。

第六章 雜則

第十五條 この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除く外、國立学校の組織及び運営の細目に

つては、文部省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、学校の修業年限及び学年の進行に關しては、昭和二十四年四月一日から適用があるものとする。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。
國立総合大学令（大正八年勅令第二号）
國立総合大学官制（昭和二十一年勅令第二百五号）

國立総合大学及び其の学部に関する件（大正八年勅令第十三号）
東京大学講座令（大正八年勅令第十四号）
京都大学講座令（大正八年勅令第十五号）
東北大学講座令（大正八年勅令第十六号）
九州大学講座令（大正八年勅令第十七号）
北海道大学講座令（大正八年勅令第十八号）
大阪大学講座令（昭和六年勅令第六十九号）
名古屋大学講座令（昭和十四年勅令第四百十四号）
官立大学官制（昭和二十一年勅令第二百六号）
教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）
臨時教員養成所官制（明治三十五年勅令第百号）
官立高等学校官制（昭和二十一年勅令第二百九号）
官立専門学校官制（昭和二十一年勅令第二百九号）

年勅令第二百十号）

國立総合大学及び官立医科大学に臨時医学専門部を設置するの件（昭和十五年勅令第二百七十八号）
工務技術講習所官制（昭和十五年勅令第七百六十九号）
無線電信講習所官制（昭和十七年勅令第二百七十四号）
水産講習所官制（昭和四年勅令第二百二号）

官立盲学校及聾啞学校官制（昭和二十一年勅令第二百十一号）
低温科学研究所官制（昭和十六年勅令第一千一百一十号）
應用電氣研究所官制（昭和十八年勅令第五十六号）
輻射研究所官制（昭和十八年勅令第五十七号）
金属材料研究所官制（大正十一年勅令第三百六十一号）
農学研究所官制（昭和十四年勅令第五百二十一号）
選製製鐵研究所官制（昭和十六年勅令第二百六十八号）
抗酸菌研究所官制（昭和十六年勅令第四百十九号）
科学計測研究所官制（昭和十八年勅令第五百十四号）
高速度力学研究所官制（昭和十八年勅令第七百六十一号）
電氣通信研究所官制（昭和十九年勅令第六号）
非水溶液化学研究所官制（昭和十九年勅令第七号）
硝子研究所官制（昭和二十年勅令第二百五号）

傳染病研究所官制（大正五年勅令第四十七号）
東京天文台官制（大正十年勅令第四百五十号）
地震研究所官制（大正十四年勅令第三百十一号）
東洋文化研究所官制（昭和十六年勅令第一千二百号）
立地自然科学研究所官制（昭和十九年勅令第十七号）
輻射線化学研究所官制（昭和二十年勅令第三百十九号）
理工学研究所官制（昭和二十一年勅令第七十三号）
社会科学研究所官制（昭和二十一年勅令第三百九十四号）
環境医学研究所官制（昭和二十一年勅令第七十四号）
化学研究所官制（大正十五年勅令第三百十三号）
人文科学研究所官制（昭和十四年勅令第五百二十号）
結核研究所官制（昭和十六年勅令第二百六十七号）
工学研究所官制（昭和十六年勅令第四百二十二号）
木材研究所官制（昭和十九年勅令第三百五十四号）
食糧科学研究所官制（昭和二十一年勅令第四百二十三号）
微生物研究所官制（昭和九年勅令第二百七十七号）
産業科学研究所官制（昭和十四年勅令第八百三十三号）
管轄科学研究所官制（昭和十九年勅令第八号）

溫泉治療學研究所官制（昭和六年勅令第二百六十六号）
流体力学研究所官制（昭和十七年勅令第三十号）
彈性工学研究所官制（昭和十八年勅令第五十五号）
史料編纂に關する職員令（明治三十八年勅令第九十五号）
第三條に規定する大学は、それぞれその包括する学校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業及びそれらの課程を担当する教職員の身分等に関する事項並びに第三條に規定する大学に包括する学校に附置される学校については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4 前項の規定の実施に關し必要な事項は、文部省令で定める。
5 学校教育法第九十八條の規定による学校のうち、國立大学に包括されないで、当分の間、なお従前の例により存続するものは、左に掲げる通りとする。但し、東京医学歯学専門学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、東京医科歯科大学、大阪工業專門学校及び大阪青年師範学校は、昭和二十六年三月三十一日まで、存続するものとする。

東京医科歯科大学
東京医学歯学専門学校
秋田山形專門學校
秋田師範學校
秋田青年師範學校

上田鐵道專門學校
大阪工業專門學校
大阪青年師範學校
水産講習所のうち、東京水産大学に包括されないもの（第二水産講習所）については、水産講習所官制は、別に農林省の設置に關する法律が制定施行されるまでの間、なお効力を有する。
7 従前の規定による國立の大学の大学院は、当分の間、なお従前の例により取り扱うものとする。
8 國立大学に包括される学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校を包括する國立大学の職員の定員に含まれるものとする。
9 第五項に掲げる学校に置かれる職員の定員は、別表第四による。
10 第十二條及び前項の規定は、別に政府職員の定員に關して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。
11 國立学校のうち、東京水産大学は、第一條第二項の規定にかかわらず、昭和二十五年三月三十一日まで、農林大臣の所轄とする。
12 第八條、第十三條、第十五條及び第四項中「文部省令」とあるのは、前項に定める日まで、東京水産大学にあつては「農林省令」と読み替へるものとする。
13 第四章に定める國立の各種学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、存続するものとする。

(別表第一)

国立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
北海道大学	二、五七二人
北海道学藝大学	六六〇人
室蘭工業大学	一四七人
小樽商科大学	九八人
帯広畜産大学	一五一人
弘前大学	八二五人
岩手大学	五九八人
東北大学	三、九九七人
秋田大学	四九六人
山形大学	五五八人
福島大学	四二六人
茨城大学	五七八人
宇都宮大学	四六五人
群馬大学	九〇二人
埼玉大学	三五〇人
千葉大学	一、六二八人
東京大学	五、八六七人
東京外国語大学	一一一人
東京学芸大学	九二六人
東京農工大学	三三三人
東京藝術大学	二九四人
東京文芸大学	九四五人
東京工業大学	九一八人
お茶の水女子大学	三三〇人
電気通信大学	一四九人

一橋大学	三二四人
東京水産大学	三二二人
横浜国立大学	六三二人
新潟大学	一、四九一人
富山大学	四九二人
金沢大学	一、七〇三人
福井大学	三八一人
山梨大学	四一三人
信州大学	一、〇七二人
岐阜大学	四五二人
静岡大学	七三二人
名古屋大学	一、九四〇人
愛知学芸大学	五八八人
愛知工業大学	一七八人
三重大学	四七〇人
滋賀大学	三〇七人
京都大学	三、四五三人
京都学芸大学	三一九人
京都工芸繊維大学	三四七人
大阪大学	二、五三一人
大阪外国語大学	一〇五人
大阪学芸大学	六七三人
神戸大学	一、〇一五人
奈良学芸大学	二六一人
奈良女子大学	二三六人
和歌山大学	三三二人

鳥取大学	八二一人
島根大学	三五五人
岡山大学	一、三、七、四、人
広島大学	一、三、〇、九、人
山口大学	六、七、〇、八、人
徳島大学	八、六、三、八、人
香川大学	三、六、七、八、人
愛媛大学	五、六、一、八、人
高知大学	三、六、五、八、人
福岡学藝大学	四、八、七、八、人
九州大学	二、九、一、六、八、人
九州工業大学	二、三、三、三、人
佐賀大学	三、三、一、一、人
長崎大学	一、一、五、六、八、人
熊本大学	一、四、八、四、八、人
大分大学	三、六、五、八、人
宮崎大学	四、二、五、八、人
鹿児島大学	八、二、三、八、人

〔別表第二〕	
国立高等学校の名称	高等学校に置かれる職員の定員
仙台電波高等学校	四六八
鹿間電波高等学校	五〇八
熊本電波高等学校	五二八
〔別表第三〕	
国立各種学校の名称	各種学校に置かれる職員の定員
国立盲教育学校	六五八
国立ろう教育学校	九四八
〔別表第四〕	
附則第五項に掲げる学校の名称	上欄の学校に置かれる職員の定員
東京医科歯科大学	七四三
東京医学歯学専門学校	三五八
秋田鉱山専門学校	二四三
秋田師範学校	三三五
秋田青年師範学校	二八八
止田織維専門学校	一五二
大阪工業専門学校	一四〇
大阪青年師範学校	六一八

〔田中耕太郎君登壇、拍手〕
 ○田中耕太郎君 国立学校設置法案は、国家行政組織法に基きまして、主として国立の新制大学の設置を目的とするものであります。主として申し上げますのは、高等学校以下の国立の学校は極めて少いのでありますし、又その以外に専門学校、盲学校等もございますからでございます。この法律によりまして、旧制の大学、高等専門学校、師範学校等が従来二百六十七存在しており

ます。それらの学校が六十八の大学に編成せられるのであります。本法案の内容をいたしましては、要約して申し上げますれば、主として国立の大学に関する事項、それから大学附置の研究所の名称、位置及び各学部、又各研究所の目的について規定を設け、更に各国立学校に置かれます職員、定員を各学校ごとに具さに規定したものでございます。

次に質疑応答によりまして、明瞭に
 されました諸点を申し上げます。第一に、大学設置委員会と本国会の審議権との関係につきましては、国会の修正を設置委員会の議に付する必要があるというものでございます。第二に、学校の定員は従来の既存の学校の定員を標準としたということでございます。第三に、文部省令で講座の設置や国立学校の組織及び運営の細目が定められるということになっておるが、これは従来の大学の自治を十分尊重し、大学当局と

解し合つて行いから弊害がないということなどでございます。尚その他、各大学や各学部の名称の由来や、その名称が妥当なりや否やにつきましても、質疑応答が反復せられたのでございまして、更に討論の段階におきましては、鈴木、藤田、岩間、河野の各委員から、或いは本法案において政令又は省令に委任しておる事項が非常に多いとか、或いは新制大学は予算の裏付けを欠いており、又地方財政を圧迫することに

なるとか、或いは法案作成の過程が民主的でなかつたとか、或いは大学の質的内容の低下を来す虞れがあるではないか、或いは審議期間が不十分であるとか、或いは第十五條の政令委任は学生運動を圧迫する虞れがあるとかいう理由で、反対意見が述べられまして、次に細則委員会からは、將來予算的措置を十分講ずることとか、省令を濫用しないというような希望を附しまして、賛成意見の開陳がございました。

採決の結果、衆議院修正の国立学校設置法案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。右を以て御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 本案に対し討論の通告がございます。岩間正男君。

(岩間正男君登壇、拍手)

○岩間正男君 反対の諸点はいろ／＼ありますけれども、一番この中で重要視しなければならぬのは、財政的な裏付けがないということであり、六十八の新制大学を新たに満足せよとしておるのでありますけれども、その運営費並びに新築費を含めて、九億四千万円というものがこのたび予算に計上された費用なのであります。これは新しい大学の機能を十分に発揮することができないことは余りに明白であります。一校当たり大体一千四百万円というよりなことなるのでありますけれども、新しい時代の教育の機能を十分にこの予算によつて達成するといふことは不可能であると断ぜざるを得ないのであります。従つてその結果は、今国会におきまして、たゞ／＼問題になりましたところの地方財政を押し圧迫せざるを得ないということになるのであります。而も現在の教育行政の状態を見ますときに、この二年間におきまして、い／＼な改革がなされてゐる。六・三制を初めとして、更に新制高等学校、その中には勤労大衆の教育を合理化しようとするところの定時制の高等学校の問題があり、更に過般通過を見ました社会教育法案の制定によりまして、当然公民館を中心とするところの相当莫大な、これは我々の計算によりまして、約百二

十億ぐらいの予算が必要とされてゐる。こういうような形におきまして、地方財政が教育費の負担のために大きな圧迫を受け、或いは破滅を見、そのために政治的な責任問題まで起り、過般通過とか岡山縣におきましては、これら関係の町長、村長が自殺をしたという問題が傳へられてゐるようなところに、又新たに大学が設けられまして、その負担が全面的に地方に加重させられる。こういうような形になるのであります。その結果は、当然この大学そのものが十分にその運営をすることができない、更にその内容を豊かにすることができないことは明らかであります。教員配置の面から見ても、優秀な六十八の大学の教授を果してここで充足することができるとか、その他い／＼な面から考えまして、大学の質的な低下が経済的裏付けの非常に少いことと相俟ちまして、ここに当然起るといふことは、余りに明白なのであります。

このようにしまして、日本の教育改革の全般を総合的に見ますときに、一應小学校から大学、更に社会教育、更に盲聾学校の特設教育、これら結び付けられましたので、大体日本の教育改革はなされたというやうなことが傳へられ、これは世界にも恐らく宣傳されておるのであります。併しながらその具体的な内容において何が起つてゐるかといふことを我々は冷静に現在の客観的な情勢を直視せざるを得ないのであります。例えば六・三制の予算が全面的に切られましたことによりまして起つてゐるところのこの破滅的な事実、更に、ともすると目が新制中学だ

けに奪われておりますけれども、一番教育の土台であり基礎であるところの小学校の部面におきましては、もつとも大きな基本的な破壊が起つてゐる。このことを指摘せざるを得ないのであります。例えば全国におきまして、新制中学の校舎が不足のために、小学校の教室が新制中学に取られておる数は約二万七千に及んでおります。その結果勢い学級を、二学級を一つにするとか、二部、三部教授に迫りやるとか、そういうやうなことになるのであります。一学級の児童数が、七十人、八十人になるというやうなことになるのであります。これでは、どのような新しい民主的な教育もできないのであります。そうして、このことは日本の多量生産的な教育は、戦争とも深い繋がりを持つてゐるのであります。もつと一人々々の個性の尊厳を認め、これに研究心、自主性を與えるところの、そのやうな新しい民主的な教育を作らなければならぬのであります。それが破壊されてゐるやうな現状の上に、いわば砂上に建てましたところの土台のないところに、新制大学だけの一つの機構を形式的に定めました。これはいわば形の上だけの教育改革といふことに終らざるを得ないのであります。こういう点を冷静に、我々は教育の専門的立場から見ても、社会の現実の情勢から見ても、経済の情勢から見ても、もつと／＼基本的な体系付けられた、そしてそれを年度計画されたところの、そして十分に予算と資料の裏付けを十分に持つて、何年度には何をやる、何年度にはこの部面をやるというやうな一つの

体系付けられた教育改革が、日本民族の将来と脱み合せて考えるときには、非常に重要だと思ふのであります。併しながらこのことなくして、日本の教育改革は、すでに惨しい二千年の間に窮乏を見まして、而も今日のやうな大混乱が起つておるのである。我々は従いまして、これを形式的な面からだけ賛成をして見送るというやうな態度は慎まなくてはならない。我々は無論、よりよき大学の設置を衷心から望むものではありますけれども、これには今申しましたところの手段と方法の全部を盡して適切にこれをやらなければならぬ。そういう点に立ちまして考えるときに、この大学のやり方は時期尚早であり、六・三制と現状のやうな状態に置かれておるときに、單に名目的に大学だけを満足させて何とか事態を糊塗するといふ態度は、眞に日本の現実に対して、更に將來に対して、徹底的な系統的な文教政策を遂行する上から考えまして、我々は基本的には賛成することはできないのであります。

又次にこの法案は、立法の措置におきまして十分に民主的な手段を盡したとは言ふことができない。大学設置の基準というものが大学設置委員会によつて決められて、それによつて、すべて年度の大学の発足を見たのでありますけれども、この大学設置委員会の構成の仕方、その基準の定め方、こういうやうな面におきまして、十分に関係者の意見というものを反映してゐないのであります。殊にもうこの一番深い關係を持つところの大学の学生諸君の意思というものが、相当今後の教育

行政におきましては、いわゆる教育の民主化の立場から反映させることが必要である。ここにこそ学問の、更に教育の民主化があると私は確信するものでありますけれども、このやうなことは何らなされなかつた。従いまして、この大学の設置に對しまして講座がどう作られるかというやうな問題、それから大学がどのように組織され、どのように運営されるかというやうな問題につきまして、從來の文部行政がともすると、まだ天下りの的である、命令的である、そして本當に現実の要求を採り上げていないという、こういうやうな非民主的な態度からしまして、この大学の運営並びに組織その他い／＼な面におきまして法律的な措置をとらない、政令によつて決められるということに對しまして、今日非常な不安が巻き起つて、全国的に学生諸君の反対運動が展開されておるのであります。従いましてこのやうな法案が作られて、これが天下りの施行されるとしても、その結果、い／＼そこに摩擦が起るであらうじやないか。円満に果してこの運行ができるかどうかといふことは、今後の運営の面におきまして、多くの不安を感じざるを得ないのであります。こういうやうな点を総合して考えますときに、この法案は日本の現実には合わない問題であり、もつとも十分にこの問題を検討し、財政的な裏付け、万般の処置よろしきを得て、その時に見通しを以て満足すべき法案であるという立場におきまして、日本共産党はこの法案に對しまして反対するものであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の

通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。これにて午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時五十分開議

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際、日程第二十四、協同組合による金融事業に関する法律案、日程第二十五、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件(いずれも内閣提出、衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長松平恒雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

協同組合による金融事業に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

官報号外 昭和二十四年五月二十七日

〔小字及び一は衆議院修正〕
協同組合による金融事業に関する法律案
協同組合による金融事業に関する法律
(目的)
第一條 この法律は、協同組織による金融業務の健全な經營を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて協同組織による金融の発達を図ることを目的とする。
(免許)
第二條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第 号)に規定する信用協同組合(同法第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を含む。以下「信用協同組合」といふ。)は、大蔵大臣の免許を受けなければ、事業を行うことができない。
2 前項の免許を受けようとする信用協同組合は、申請書に、定款並びに業務の種類及び方法を記載した書面及び事業計画書を添附し、大蔵大臣に提出しなければならない。
3 大蔵大臣は、第一項の規定により免許の申請があつた場合において、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反するところを除いて、免許しなければならない。
(出資の金額)
第三條 信用協同組合の出資の額は、外部負債の総額の百分の三以上でなければならない。

2. 前項の「外部負債の総額」とは、貸借対照表の負債の部の総額及び繰越損の額の合計額から出資金、積立金(配当引当積立金以外の特定の目的のために積み立てられた積立金を除く。)及び繰越金の合計額を控除した額をいう。
(余剰金の運用の制限)
第四條 信用協同組合は、左の方法による以外に、その業務上の余剰金を運用してはならない。
一 銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合連合会、水産業協同組合連合会又は信用協同組合への預金、貯金又は金銭信託
二 大蔵省預金部への預金又は郵便貯金
三 國債、地方債又は大蔵大臣の認可を受けた有價証券の取得(事業年度)
第五條 信用協同組合の事業年度は、四月から翌年三月までとする。
(銀行法及び貯蓄銀行法の適用)
第六條 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第八條(法定準備金)、第十條(業務報告書)、第十二條から第十四條まで(監査書、役員、職員制限及び合併の認可)及び第十九條から第三十一條まで(預金の拂戻の停止並びに主務大臣及び裁判所の監督権限)並びに貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)第十六條(定款又は業務の変更)の規定は、信用協同組合について準用する。

(罰則)
第七條 第二條第一項の規定に違反した場合には、その違反行為をした信用協同組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者を五千元以下の罰金に処する。
第八條 左の各号に該当する場合に、その違反行為をした信用協同組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者を一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。
一 第四條の規定に違反したとき。
二 第六條において準用する銀行法(以下本條及び第九條中「銀行法」といふ。)第十條の規定による業務報告書又は銀行法第十二條の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官廳又は公衆を欺こうとしたとき。
三 銀行法第二十一條の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。
第九條 左の各号に掲げる場合には、その違反行為をした信用協同組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者を十元以上千円以下の過料に処する。
一 銀行法第八條又は第十三條の規定に違反したとき。
二 銀行法第十二條の規定により信用協同組合に備えて置かなければならない書類の備付を怠り、又は銀行法第十條若しくは第二十條の規定により主務大臣に提出しなければならない書類の提出を怠り、これに記載すべき事項を記載せず、若しくはこれに不実の記載をしたとき。

三 銀行法第十九條の規定による届出若しくは公告をすることを怠り、又は不実の届出若しくは公告をしたとき。
四 銀行法第二十二條、第二十三條、第二十六條又は第二十九條の規定により主務大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。
五 第六條において準用する貯蓄銀行法第十六條第一項の規定に違反したとき。
六 第六條において準用する貯蓄銀行法第十六條第二項の規定により主務大臣のした命令に違反したとき。
第十條 第八條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。
第十一條 信用協同組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその信用協同組合の業務に關して第七條又は第八條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その信用協同組合に対して各本條の罰金を科する。
附則
この法律の規定中信用協同組合(中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)に関する部分は、同法施行の日から、同法第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に關する部分は、同法施行の日から八月を經過した日から施行する。但し、第三條の規定は、この法律公布の日から一年を經過した日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の
規定に基き、税務署の増設に関し
承認を求めるの件
右は本院においてこれを承認するこ
とを議決した。
よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十四年五月二十一日

税務署増設案

税務署名	都道府縣	位置	管轄区域
(東京財務局) 墨	東京	東京都杉並区	杉並区の内宿町外四十 八ヶ町
(関東信越財務局) 宮	埼玉	大宮市	大宮市、北足立郡の一 部
(大阪財務局) 佐	兵庫	城崎郡香住町	城崎郡の一部、美方郡 上川郡の一部
(札幌財務局) 川	北海道	旭川市	三島市、田方郡の一部 島田市、榛原郡、志太 郡の一部
(名古屋財務局) 島	静岡	三島市	
(名古屋財務局) 田	同	島田市	

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました
協同組合による金融事業に関する法律
案の審議の経過並びに結果を御報告い
たします。

先ず政府提出の原案の内容について
申し上げます。中小企業等協同組合法の
制定に伴ひまして、協同組合による金
融事業の健全な經營を確保し、一般金
融秩序との調整を図るために、協同組
合による金融事業を行うに當つては大

衆議院議長 幣原喜重郎
衆議院議長松平恒雄殿

地方自治法第五十六條第四項の
規定に基き、税務署の増設に関し
承認を求めるの件
最近に於ける税務行政の実情にか
んがみ、別紙の通り税務署増設外五
税務署を増設する必要が生じたの
で、地方自治法第五十六條第四項
の規定による國會の承認を求める。

本法案の修正の要点は、大蔵大
臣の監督を有効ならしめ、協同組合に
よる金融事業の健全な經營を確保する
見地から、第二條第三項の大蔵大臣の
免許の規定を削除する等であります。

蔵大臣の免許を必要とし、その金融事
業に關しては概ね銀行法又は貯蓄銀行
法の例によつた規律を設け、以て一般
金融秩序の中における協同組合による
金融の健全化を図ろうというのであり
ます。

次に衆議院の修正の要点は、大蔵大
臣の監督を有効ならしめ、協同組合に
よる金融事業の健全な經營を確保する
見地から、第二條第三項の大蔵大臣の
免許の規定を削除する等であります。

免許の規定を削除する等であります。

本法案の修正の要点は、大蔵大
臣の監督を有効ならしめ、協同組合に
よる金融事業の健全な經營を確保する
見地から、第二條第三項の大蔵大臣の
免許の規定を削除する等であります。

免許の規定を削除する等であります。

免許の規定を削除する等であります。

免許の規定を削除する等であります。

免許の規定を削除する等であります。

報告通り承認を與へることに御異議ご
さいませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。よつて本件は承認を與へるこ
とに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二十六、
自轉車競技法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)を議題といたします。先
ず委員長の報告を求めます。商工委員
会理事山田佐一君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

自轉車競技法の一部を改正する法
律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
衆議院議長松平恒雄殿

自轉車競技法の一部を改正する
法律
自轉車競技法(昭和二十三年法律
第二百九号)の一部を次のように改
正する。

第一條第一項中「市」を「市町村」
に、「指定市」を「指定市町村」に改め
る。

第四條中「指定市」を「指定市町村」
に改める。

第六條中「指定市の市長」を「指定
市町村の市町村長」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○山田佐一君登壇、拍手

自轉車競技法の一部を改正する法律案
の商工委員会における審議の経過並び
に結果について簡単に御報告申し上げま
す。

本法案は、自轉車競技を実施できるの
が都道府縣及び主務大臣の指定する市
に限りていたのを、町村でも指定さ
れれば実施できるように改めようとい
うのであります。こうして戦災町村に
財政収入の機会を與へようというので
あります。本委員会では賭博を奨励す
るようには思へるので慎重に考慮したの
であります。が、町村が競輪場等の施設
を新たに作るのではありませんので、既
設のものを借受けて施行することと
でもあり、指定可能な町村の数も恐ら
く二十數ヶ町村の少数であらうとのこ
とでありました。よつて若干の質疑の
後、討論を省略し採決いたしました。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本法案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の
順序を変更して、日程第二十七、競馬
法の一部を改正する法律案(衆議院提
出)日程第二十九、競馬法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
を一括して議題とすることに御異議ご
さいませんか。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本法案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本法案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本法案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本法案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本法案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本法案は全会一致を以て可
決せられました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

競馬法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

(小字及び一は衆議院修正)

競馬法の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律案
競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「年二回」を「年三回」に、「年三回」を「年四回」に、同條第二項中「年四回」を「年六回」に改める。
第四條中第一項但書及び第三項を削る。

第六條中「及び連勝式の三種」を「連勝式及び重勝式の四種」に改める。

第七條第五項の次に次の二項を加える。

6 重勝式勝馬投票法においては、同一の日の二以上の競走につき第一着となつた馬を一組としたものを勝馬とする。
7 重勝式勝馬投票法において、その投票につき一組とした各競走の

うちいずれかに出走すべき馬が七頭以上あるときは、第四項及び第五項の例により重勝式番号をつけることができる。

第八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定により拂戻金を算出する場合において、勝馬投票の的中者のない勝馬があるときは、その勝馬は、その算出については、勝馬でないものとする。

第十一條の次に次の一條を加える。
(重勝式の競馬への充て)

第十一條の二 政府は、勝馬投票券の發賣による収入金のうち、勝馬投票券の賣得金の總額の三分の一に相当する金額を、重勝式の競馬のために必要経費に充てなければならぬ。

第十二條を次のように改める。
(投票の無効)

第十二條 單勝式、複勝式及び連勝式勝馬投票法において、勝馬投票券を發賣した後、当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走についての投票は、これは無効とする。

一 出走すべき馬がなくなり、又は一頭のみとなつたこと。

二 競走が成立しなかつたこと。

三 当該投票法について競走に勝馬がなかつたこと。

2 重勝式勝馬投票法において、勝馬投票券を發賣した後、左の各号の一に該当する事由を生じたときは、その投票は、これを無効とする。

一 該馬の出走しなかつたこと。

二 該馬の出走したとき、その競走の勝馬がなかつたこと。

三 該馬の出走したとき、その競走の勝馬がなかつたこと。

一 その投票において一組とした各競走のすべてについて出走すべき馬が一頭のみとなつたこと、又はいずれかの競走出走すべき馬がなくなつたこと。

二 その投票において一組とした各競走のうちいずれかが成立しなかつたこと。

三 その投票につき勝馬がなかつたこと。

3 發賣した勝馬投票券に表示された馬が出走しなかつた場合は、その馬(連勝式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあつてはその馬の属する組)に対する投票は、これを無効とする。連勝式勝馬投票法において同一の連勝式番号をつけられた馬を一組とした場合において、表示された馬のうちいずれか一頭のみが出走したときは、その組に対する投票についてもまた同様である。

4 入場者以外の者に対し發賣した勝馬投票券の發賣金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由に因り、入場者に対し發賣した勝馬投票券の發賣金額と合計することができなかつた場合には、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、これを無効とする。

5 前四項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に対し、その勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

6 前項の請求権は、当該勝馬投票券發賣の日から一年以内に、これを行使しなければならぬ。

第十三條第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 一年以上の懲役に処せられた者

第二十條第三項中「前二項」を「前七項」に改め、同項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3 都道府縣とその都道府縣の区域内にある指定市とが組織する組合の行つた競馬の開催は、競馬場ごとに、一年につき、その組合に加入している指定市の数に二を乗じた回数に四を加えたもの(その組合に加入している都道府縣及び指定市が、加入前、その年に、その競馬場において競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの)以内とする。

4 前項の組合の行つた競馬の開催は、一年につき、その組合に加入している指定市の数に二を乗じた回数にその組合の競馬場の数に四を乗じた回数を加えたもの(その組合に加入している都道府縣及び指定市が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの)以内とする。

5 同一の都道府縣の区域内にある指定市の組合の行つた競馬の開催は、一年につき、その組合に加入している指定市の数に二を乗じた回数(その組合に加入している指定市が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの)以内とする。

6 第三項の組合の組織団体でなくなつた都道府縣のその年において行つた競馬の開催は、競馬場ごとに、その組合が、その年に、その競馬場において開催した競馬の回数とあわせて四回以内とする。

7 第三項又は第五項の組合の組織団体でなくなつた指定市のその年において行つた競馬の開催は、その組合が、その年に開催した競馬の回数とあわせて二回以内とする。

第二十一條但書を削る。

第二十三條第一項中「都道府縣」の下に「又は指定市」を、「当該都道府縣」の下に「又は当該指定市」を加える。

第二十四條中「又は競走の公正」を「その他競馬の公正」に改める。

第二十五條第一項中「都道府縣」に對し、「を」を「都道府縣又は指定市に對し、」に改める。

第三十條中「十万円」を「五十万円」に改め、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 國營競馬又は地方競馬の競走に關し勝馬投票類似の行爲をさせて利を圖つた者

第三十一條中「五万円」を「三十万円」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 削除

第三十一條第二号の次に次の一号を加える。

三 競走について財産上の利益を得又は他人に得させるため競走において馬の全能力を發揮せしめなかつた騎手

第三十三條中「二万円」を「十万円」に、同條第二号中「第三十一條第一号」を「第三十條第三号」に改める。

第三十四條中「千円」を「五万円」に改める。

第四十條中「施行の日から一年を経過した日までは」と「昭和二十五年三月三十一日まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の日現に馬主の登録を受けている者であつて第十三條第三号に該当する者については、その登録をまつ消する。

3 國營競馬特別會計法（昭和二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四條中「第十二條第二項及び第四項」を「第十二條第五項」に改める。

4 この法律施行前にした行爲に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

競馬法の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十四年五月十二日

衆議院議長 幣原喜重郎

衆議院議長 松平恒雄殿

競馬法の一部を改正する法律案競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「市」を「市町村」に、「指定市」を「指定市町村」に改める。

第二十條第二項中「指定市」を「指定市町村」に改める。

第二十一條中「指定市」を「指定市町村」に、「市長」を「市町村長」に改める。

第二十二條、第二十三條第二項、第二十五條第一項及び第二十六條第一項中「指定市」を「指定市町村」に改める。

第二十九條中「指定市職員」を「指定市町村職員」に、「指定市」を「指定市町村」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔意見書男君登壇、拍手〕

〇補見議員男君 只今議題となりました二つの法律案につきまして、農林委員會における審議の状況並びに結果を御報告申し上げます。

先ず最初に衆議院の原議三郎君外六名の議員提出にかかる競馬法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

この法律案の趣旨は、現在地方競馬の経営主体と申しますか、開催主体は、都道府縣と著しく災害を受けた市で内閣総理大臣が指定するものに限られていてございまして、この開催主体として新たに著しく災害を受けた町村で内閣総理大臣の指定するものを加えんとするものであります。その理由は、現在の競馬法制定の際に、國會の修正によりまして、著しく災害を受けた市が競馬の開催主体として追加せられたものと全く同様の理由に基くものでございまして、即ち災害を受けた町村に對しましても、その財源確保

のために競馬を行うことを認めんとする趣旨でございまして、提案者の説明によりまして、概ねその五〇％以上の被災を受けている町村は全國で町が二十五、村が四、合計二十九でございまして、競馬を行なつてこの法律案の目的が達成せられるような條件を備えていゝるものは主として京阪神地方のものでありうることとございまして、委員會は本案につきまして、慎重審議をいたしました結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に政府提案にかかる競馬法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

先に第二國會において成立いたしました現行競馬法の第四十條によりまして、「この法律は、施行の日から一年を経過した日までに、改廢の措置をとらなければならぬ」という規定があるものでございまして、この規定の趣旨は、昨年競馬についての制度が從來の民營から國營又は公營に改められることになりましたことにつきましては、法律施行一年の実績に鑑み、更に改めて検討の上、法律改廢の手續をとるべきことを予定したのであります。而して本改正法律案は、昨年の八月現行競馬法が施行せられて以來の実績に鑑みて、現行法に所要の改正を加えんとする趣旨の下に提案せられたものであります。その内容の主なるものは、

第一に競馬の公正を維持する措置といたしまして、一年以上の懲役に処せられた者は馬主となることができないようにすること、指定市が行う地方競馬については農林大臣が監督できるよ

うにすること、地方競馬の開催主体である都道府縣及び指定市間に組合の結成を認めまして、地方競馬の秩序を維持すること、その他罰則を強化いたしておるのであります。第二の点は、國營競馬の開催日数を一競馬場について年二十四日と改め、地方競馬と同様に、且つ國營、地方競馬を通じて新たに重勝式勝馬投票法を採用し、買得金額の増大を図ることとし、その外無料入場制度を廃止せんとしておるのであります。

次に委員會の審議の状況を申し上げますと、競馬につきましては常に起る議論でございまして、一体競馬は馬事改良なり或いは又畜産振興なりに如何に役立つておるかということ、それからもう一つは、單に國家乃至地方公共團體の収入増加のみを目的としての公認の賭博的行爲としての観念すべきかどうかと、この二つ問題でありまして、これらの問題につきましては、終始活潑な論議が行われたのでございまして、詳細は會議録に譲りたいと存じます。

勿論政府の見解としましては、畜産振興と財政収入の増加のこの二点にあることは從來通りでございまして、旧競馬法のごとく、競馬収入の一定割合は必ず畜産に振向けなければならぬというような法律上の制限規定も現行法にはなくなりました。而も一面においては最近の社會事情の変化もございまして、賭博的行爲として競馬を利用し、或いは又一般からもさように見られる傾向が強くなつて参りました点に問題が存するわけでございまして、而してこの点につきましては衆議院において政府提出原案に修正を加え、即ち第十一

條の二としまして「政府は、勝馬投票券の發賣による収入金のうち、勝馬投票券の買得金の總額から拂戻金及び返還金の總額を控除した残額の三分の一に相當する金額を、畜産業の振興のために必要な経費に充てなければならぬ。前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとす。このようになつて規定を新たに挿入することによりまして、競馬と畜産振興との関連を明確にいたしましたのであります。委員會はこの修正を諒といたしまして、討論を省略し採決に付した結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。（拍手）

〔起立者多数〕

〇議長（松平恒雄君） 過半数と認めます。よつて同案は可決せられました。

〇議長（松平恒雄君） この際、日程第二十八、農林災害補償法の一部を改正する法律案、（衆議院提出）日程第三十、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めの件、日程第三十一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めの件（いずれも内閣提出、衆議院送付）を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月二十日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條から第四條まで、第五條第二項、第十三條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條、第八十二條第一項、第九十一條、第四章題名、第二百一十一條から第二百四十四條まで、第二百四十五條第一項、第二百四十六條から第三百三十一條まで、第三百三十一條第一項、第三百三十二條から第三百四十一條まで、第三百五十三條第二項及び第三百五十六條中「農業共済保險組合」と「農業共済組合連合会」に、第六十七條第二項中「農業共済保險組合登記簿」と「農業共済組合連合会登記簿」に改める。
第十五條第一項に次の一号を加える。
三 第八十三條第一項第四号の任意共済事業を行う農業共済組合にあつては、当該農業共済組合

官報号外 昭和二十四年五月二十七日

参議院會議録第三十五号 農業災害補償法の一部を改正する法律案外二件

の区域内に住所を有し、当該共済事業の共済目的である農作物の耕作の業務を営む者又は当該共済事業の共済目的である農産物、建物若しくは農機具等を所有する者で農業を営むもの
第十六條第三項中「前條第一項第二号のみに該当する者」と組合員たる資格を有する者で前條第一項第一号に該当しないものに改める。
第十九條第二項中「第十五條第一項第二号のみに該当するもの」と第十五條第一項第一号に該当しないものに改める。
第二十條中「第十五條第一項第一号又は第二号」と「第十五條第一項各号」に改める。
第三十條第一項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 共済事業又は保險事業の種類
第三十條第二項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。
農業共済組合の定款には、前項の事項の外、総代会を設ける場合には、総代の定数及び選挙に関する規定を記載しなければならぬ。
第三十五條に次の一項を加える。
理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會又は総代会を招集することができる。
第三十六條に次の後段を加える。
総代が総代総数の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求したときも、また同様とする。

第三十七條、第三十九條第一項及び第八十一條中「總會」の下に「又は総代会」を加え、第三十七條及び第三十八條第三項中「總會招集」を「總會又は総代会の招集」に改める。
第四十二條中「第五十九條及び第六十一條第一項」と及び第五十九條に、「民法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「行政廳」とを「民法第五十三條及び第五十五條中「總會」とあるのは「總會又は総代会」と、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは「行政廳」とに改める。
第四十五條の次に次の一條を加える。
第四十五條の二 農業共済組合は、定款の定めるところにより、總會に代るべき総代会を設けることができる。但し、左の場合には、総代会は、總會に代ることができない。
一 役員又は総代の選挙
二 清算人又は合併に因る農業共済組合の設立委員の選任
三 定款の変更（第三十條第一項第六号又は第七号に掲げる事項についての変更を除く。）事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、不足金処理案、合併及び解散の議決並びに第三百一十一條の議決
四 解散に因る財産処分の方法又は決算報告書の承認
総代の定数は、三十人以上でなければならぬ。
総代は、農業共済組合の組合員でなければならない。
総代会には、第四十三條第二項

及び第四十四條並びに民法第六十四條及び第六十六條の規定を、総代には、第三十一條第三項乃至第五項、第三十二條及び第四十一條の規定を適用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農業災害補償法第三十八條第三項」と読み替へるものとする。
第八十三條第一項に次の一号を加える。
四 任意共済
第八十四條に次の一項を加える。
農業共済組合は、任意共済にあつては、第一項第一号に掲げる食糧農作物以外の農作物、農産物、建物、農機具その他命令で定める物について生じた損害又は家畜の輸送中に生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。
第八十五條に次の一項を加え、同條第二項中「第八十三條」と「第八十三條第一項第一号乃至第三号」に改める。
農業共済組合は、その所屬する農業共済組合連合会が第二百一十一條第二項の規定により保險事業を行う場合に限り、当該農業共済組合連合会の承認を経て、第八十三條第一項第四号に掲げる共済事業を行うことができる。
第九十三條第二項中「家畜共済」を「家畜共済又は任意共済」に改める。
第九十一條を第二百一十二條の二とし、同條の前に次の一條を加える。
第二百一十一條 第十六條第一項の規定による組合員は、總會においてそ

の旨の議決をしたときは、命令で定める場合を除き、その所有又は管理する出生後第五月の月の末日を超過し十二歳以下の牛及び明け二歳以上明け十六歳以下の馬を当該農業共済組合の死亡廢用共済に付さなければならぬ。
第二百一十四條を次のように改める。
第二百一十四條 家畜共済の共済金額は、左の金額とする。
一 死亡廢用共済にあつては、定款で定める共済掛金に對應する金額を最低の額とし、家畜の價額の百分の八十に相當する金額を最高の額として定款で定める額
二 疾病傷害共済にあつては、主務大臣の定める額を超えない範圍内において定款で定める額
三 生産共済にあつては、胎兒に於いては母畜の價額の百分の十六に相當する金額の範圍内において定款で定める額、出生した牛及び馬については生後満一箇月までは胎兒の共済金額と同額とし、生後一箇月を加えることにその額にその百分の十五を加えた額
前項第一号の最低の額に對應する共済掛金の額の基準は、主務大臣が定める。
第二百二十條の次に次の一節を加える。
第四節 任意共済
第二百二十條の二 主務大臣は、必要があるとき、任意共済の共済金額について、その最高額

を定めることができる。この場合には、任意共済の共済金額は、当該金額を超えてはならない。

第二百二十條の三 任意共済には、第一百十一條の二並びに前法第六百三十一條、第六百三十七條、第六百三十九條乃至第六百四十一條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第二百二十一條中「農業共済組合が」の下に「第八十三條第一項第一号乃至第三号に掲げる」を加え、同條に次の二項を加える。

農業共済組合連合会は、前項の規定による目的の外、組合員たる農業共済組合が第八十三條第一項第四号に掲げる共済事業に因つてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とすることができる。

主務大臣は、前項の規定により保険事業を行う農業共済組合連合会に対して、当該事業について監督上必要な事項を指示することができる。

第二百二十三條第一項に次の一号を加える。

三 任意共済にあつては、その共済金額の百分の九十以上で定款で定める金額

第二百二十五條第一項に次の一号を加える。

三 任意共済にあつては、組合員が支拂すべき共済金に、共済金額に対する保険金額の割合を乗じて得た金額。
第二百三十二條の次に次の一條を加える。

第三百三十二條の二 農業共済組合連合会は、第二百二十一條の規定による保険事業の外、總會の議決を経て、所属農業共済組合又は当該農業共済組合連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金の支拂を受け、第八十四條第三項に掲げる損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。

第二百三十三條中「保險事業」を「農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済に係る保險事業」に改める。
第二百三十四條中「保險關係」を「前條の保險關係」に改める。

第二百三十七條第五号中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同條第七号中「第四十一條第四項」の下に「(第四十五條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則
1 この法律中第百十一條の規定は、昭和二十四年八月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

2 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「農業共済保險組合」を「農業共済組合連合会」に改める。

3 地方税法(昭和二十三年法律第

百十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十五号中「農業共済保險組合」を「農業共済組合連合会」に改める。

4 第六條の規定により主務大臣が定める農作物共済及び蚕繭共済の共済金額の基準額は、同條の規定にかかわらず、当分の間、最高額と最低額に代えて一律にその額を定めることができる。

5 この法律施行の際現に存する農業共済保險組合の名称中「農業共済保險組合」とあるのは、この法律施行の際「農業共済組合連合会」と改められたものとみなす。

6 前項の農業共済組合連合会は、農業災害補償法第六十二條の規定に基づき、名称変更の登記をしなければならない。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めらるる件
右は本院において承認することを議決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十四年五月二十日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 松平恒雄
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めらるる件

び出張所の設置に關し承認を求めらるる件
農林省輸出品検査所令(昭和二十四年政令第二十五号)に基づき別表に掲げる位置に輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所を設置する必要があるため、これらの設置について地方自治法第百五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

別表
一、輸出食糧品検査所

区分 位置
支所 静岡市
同 神戸市
出張所 小樽市
同 横濱市
同 門司市

二、輸出農林水産物検査所
区分 位置
支所 小樽市
同 神戸市
同 岡山市
出張所 横濱市
同 清水市
同 名古屋市

参照
政令第二十五号 昭和二十四年二月二十五日
農林省輸出品検査所令
内閣は、輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)による農林水産物の検査を実施するため、臨時に、行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)第十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

(設置)
第一條 農林水産物であつて輸出

品取締法第三條の規定によつて指定されるもの及び同法第四條に掲げるものの検査に關する事務をつかさどらせるため、農林省に輸出品検査所を置く。

2 輸出品検査所は、農林大臣の管理に屬し、商工大臣の監督をも受けるものとする。

(輸出品検査所の名称、位置、所掌事務及び内部組織)
第二條 輸出品検査所の名称、位置及び所掌事務は左の通りとする。

2 輸出品検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(支所及び出張所)
第三條 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を置くことができる。

2 前項の支所又は出張所の位置、名称及び内部組織については、農林省令で定める。

(職員)
第四條 輸出品検査所に所長を、支所に支所長を、出張所に出張所長を置く。
2 所長は、二級の農林事務官又は農林技官をもつて、支所長及び出張所長は、二級又は三級の農林事務官又は農林技官をもつて充てらる。

計	農林技官	農林事務官	職員の種別
	二七	四	
三一	四九	六	
五五	七六	一〇	
八六			

(別表)

名 稱	位 置	管 轄 区 域
函館館作物報告事務所 北海道 函館市	北海道 函館市	小室市 茅渚市 檜山郡 奥尻郡 美路郡 忍路郡 美内郡 岩内郡 歌志内郡 幌加無郡 勇拂郡 (北海道の内)
札幌館作物報告事務所 北海道 札幌市	北海道 札幌市	旭川市 留萌市 厚岸郡 空知郡 知床郡 網走郡 龍谷郡 勇拂郡 (北海道の内)
釧路館作物報告事務所 北海道 釧路市	北海道 釧路市	釧路市 小浜郡 中川郡 上川郡 天塩郡 (北海道の内)
旭川館作物報告事務所 北海道 旭川市	北海道 旭川市	旭川市 留萌市 厚岸郡 空知郡 知床郡 網走郡 龍谷郡 勇拂郡 (北海道の内)
網走館作物報告事務所 北海道 網走市	北海道 網走市	網走市 上川郡 天塩郡 (北海道の内)
稚内館作物報告事務所 北海道 稚内市	北海道 稚内市	稚内市 上川郡 天塩郡 (北海道の内)

衆議院議長 幣原喜重郎

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めぬの件
主要農作物の調査の正確迅速をより一層期すため、現在の北海道作物報告事務所を廃止し、函館作物報告事務所外三報告事務所を新設することについて、地方自治法第百五十六條第四項の規定による國會の承認を求めらる。

現行農業災害補償法は昭和二十二年

ス、アイオン台風に対処いたしました。顯著な成績を収め、その使命を果すことができたのであります。併しながら今後における農業の維持発展を期する上に、農業災害補償制度はいよいよその重要性を痛感せられますのであります。この際、本制度を一段と充實させるために、現行法の改正を行わんとするものであります。

改正の第一点は、農業共済組合の共済事業の拡張であります。即ち現行法では、農業共済組合の共済事業は、米麥等主穀食糧農作物を対象とする農作物共済、蚕繭を対象とする蚕繭共済、及び牛、馬、山羊、緬羊、種豚を対象とする家畜共済に限定されているのであります。

帶廣作物報告事務所	北見作物報告事務所
北海道 帶廣市	北海道 北見市
釧路市 帶廣市 上川郡 十勝 十勝 河東郡 中川郡 阿路郡 新富郡 幌泉郡 川路郡 阿路郡 新富郡 幌泉郡 十勝 十勝	（北海道の内） 網走市 紋別市 釧路市 帯廣市 上川郡 十勝 十勝 河東郡 中川郡 阿路郡 新富郡 幌泉郡 川路郡 阿路郡 新富郡 幌泉郡 十勝 十勝

ますが、この限られた共済事業のみを以てしては、共済事業の所期の目的達成は望み得ない実情であります。そこで現行の農業共済団体の必須共済事業の外に、団体限りにおいて任意に行うことができるものとして、地方的特殊農作物、建物、農機具、輸送中の家畜等を対象とする共済事業を加えんとするものであります。

第二の点は牛馬を死亡廢用共済に付することを義務付けんとするものである。現行法では家畜共済は組合員の申込によつて行われることになつておりますが、牛馬は重要な農業生産手段でありまして、その死亡廢用によつて農家の破産する損失は甚大なるものがありますから、今回農家が無理なく加入できる掛金負担の範囲内におきまして、總會の議決を経て、牛馬を死亡廢用共済に付すべく義務付けんとするものであります。

第三の点は、農業共済組合に総代会の制度を設けんとするものであり、ます。現行法には総代会の制度がなく、総会によるの外、運用の途がないので

ありまして、これでは組合員たる農家の迷惑は非常に大きく、又事実上運用も困難であります。従いまして農業共済組合に三十人以上の総代からなる総代会を設けることができ、総会に代つて議決することができるものとせんとするものであります。第四の点は、現行法の「農業共済保障組合」の名称を「農業共済組合連合会」に改めまして、市町村農業共済組合の連合体であるという組織上の関連を明確にせんとするものであります。以上がこの法律案の内容の要旨であります。

農林委員会におきましては、本法律案は我が國農業の現狀、將又將來の發展を期する上において、極めて適切機宜の措置でありますので、別に質疑もなく、採決の結果、満場一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

次に地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件について、農林委員会の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

先ず政府提案の理由を申し上げます。
昭和二十三年十月施行になりました輸出品取締法に基いて、輸出農林水産物の検査を行うため、先に東京都に輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所を設置し、この三月十五日から事業を行なつて参つたのであります。元來検査は輸出港又は生産地で行うことになつてゐるのであります。検査の都度一々検査官が出張いたしますことは、能率の上からも亦経費の点からも不利不便がありますので、輸出食糧品検査所については静岡市及び神戸市に支所

を、又小樽市、横濱市及び門司市に出張所を、又輸出農林水産物検査所については小樽市、神戸市及び岡山市に支所を、横濱市、清水市及び名古屋市に出張所を設置することにいたしました。これに伴つて地方自治法第五十六條第四項の規定に基づいて承認を求めんとするものであります。農林委員会におきましては、出張所及び支所の設置を必要とする具体的な理由等について当局の所見を質し、審議を重ねたのであります。その詳細は速記録で御承知を願うことといたしたのでございします。かくて討論を省略し、採決の結果、全会一致を以て承認を與うべきものと結論を得た次第でございます。以上御報告申し上げます。

次は地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件であります。本件について農林委員会の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

先ず政府提案の理由を申し上げます。作物報告事務所は、昭和二十二年四月各都道府県に各一ヶ所設置せられ、昭和二十二年産の米及び甘藷の收穫高調査から事業を始めまして、その後、標本調査法による科学的な調査を行なつて、主要農作物の作付面積及び收穫高等の正確な把握に努めて進んでまいりました。北海道におきましても、現在これを作物報告事務所の管轄の下に調査を行なつておりますが、その管轄区域は余りに廣大であり、且つ各種の農耕地帯が含まれておりますので、調査を行います上においていろいろの不便があるものであります。そこで北海道を道南地帯、札幌及び旭川を中

心とする水田地帯、帯広を中心とする畑作地帯及び北見を中心とする冷温帯な特殊地帯の四地帯に分ち、各地帯ごとにそれ／＼作物報告事務所を設けて管轄せしめるために、現在の北海道作物報告事務所を廃止しまして、これに代つて函館、札幌、帯広及び北見の四作物報告事務所を新設することといたしました。これに伴つて地方自治法第五十六條第四項の規定による承認を求めんとするものであります。農林委員会におきましては、作物報告事務所設置の必要性及びその事業の運営等について政府当局の所見を質し、慎重に審議を重ねたのであります。これが詳細については速記録によつて御承知をお願いいたします。ごさいします。かくて討論を省略し、採決の結果、満場一致を以て承認を與うべきものと結論に相成つた次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず農産災害補償法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、輸出農産物検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件、及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、作物

報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件全部を問題に供します。委員長報告の通り同件に承認を與へることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて同件は承認を與へることに決しました。

○議長(松平恒雄君) この際、日稱第三十二、海上運送法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて國會法第八十三條により送付する。昭和二十四年五月二十一日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 松平恒雄殿

(小字及び一は衆議院修正)

報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件全部を問題に供します。委員長報告の通り同件に承認を與へることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて同件は承認を與へることに決しました。

○議長(松平恒雄君) この際、日稱第三十二、海上運送法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて國會法第八十三條により送付する。昭和二十四年五月二十一日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 松平恒雄殿

(小字及び一は衆議院修正)

海上運送法案 海上運送法

目次 第一章 総則(第一條-第二條) 第二章 船舶運送事業(第三條-第三十二條) 第三章 船舶貨運業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、検査業、鑑定業及び検査業(第三十三條-第三十九條) 第四章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級(第四十條-第四十一條)

第五章 雜則(第四十二條-第四十五條) 第六章 罰則(第四十六條-第五十條) 附則 第一章 總則 (この法律の目的) 第一條 この法律は、海上運送の秩序を維持し、海上運送事業の健全な発達を圖り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。(定義) 第二條 この法律において「海上運送業」とは、船舶運送事業、船舶貨運業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、検査業、鑑定業及び検査業をいう。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に旅客船十人以上の旅客定員を有する船舶をいう。を就航させて一定の日程表と貨率表とに従つて運送する旨を公示して行つた船舶運送事業をいい、「不定期航路事業」とは、その他の船舶運送事業をいう。 4 この法律において「船舶貨運業」とは、船舶の貨運(期間より船を含む。以下同じ。)又は運航の委託をする事業をいう。

5 この法律において「海上運送取扱業」とは、自己の名をもつて海上における船舶による物品の運送(以下「物品海上運送」という。)の取次をする事業をいう。

6 この法律において「海運仲立業」とは、物品海上運送又は船舶の貨運、買賣若しくは運航の委託の媒介をする事業をいう。

7 この法律において「海運代理店業」とは、船舶運送事業又は船舶貨運業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をいう。

8 この法律において「検査」とは、船舶貨物の積込又は陸揚を行うに際し、その貨物の個数の計算又は受渡の証明をすることをいい、「検査業」とは、検査をする事業をいい、「検査人」とは、職業として検査に従事する者をいう。

9 この法律において「鑑定」とは、船舶貨物の積込に關する証明、調査及び鑑定をすることをいい、「鑑定業」とは、鑑定をする事業をいい、「鑑定人」とは、職業として鑑定に従事する者をいう。

10 この法律において「検査」とは、船舶貨物の積込又は陸揚を行うに際し、その貨物の容積又は重量の計算又は証明をすることをいい、「検査業」とは、検査をする事業をいい、「検査人」とは、職業として検査に従事する者をいう。

第二章 船舶運送事業 (事業の免許) 第三條 定期航路事業を営もうとす

第三條 定期航路事業を営もうとす

第三條 定期航路事業を営もうとす

第三條 定期航路事業を営もうとす

る者は、航路ごとに、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けようとする者は、省令の定める手続により、事業計画を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の免許には、条件を附することが出来る。

(免許基準)

第四條 運輸大臣は、定期航路事業を永続的に確保するために、前條の免許の申請が左に掲げる基準(第二十條の規定により補助金を受けることができるような定期航路事業について、第二号及び第五号を除く。)に適合するときは、これを免許しなければならない。

一 当該事業が免許されることによつて、当該航路における全供給輸送力が全輸送需要に對し著しく供給過剰にならないこと。

二 当該事業が供給する単位輸送力が当該航路における平均輸送需要量に對し著しく均衡を失しないものであること。

三 当該事業に使用する船舶及びいし留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適したものであること。

四 当該事業が利用者の利便に適合する運輸計画を有すること。

五 当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。

六 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

七 当該事業を営もうとする者が

左に掲げる事由に該当しないこと。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないこと。

ロ 定期航路事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しないこと。

ハ 当該事業を営もうとする者が法人である場合において、その法人の役員がイ又はロに掲げる事由に該当すること。

(免許の決定)

第五條 運輸大臣は、第三條の免許の申請が、前條の基準に適合しているかどうかを決定しようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。(公聴会)

第六條 運輸審議会は、前條の規定により附議された事項について決定しようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、申請者及び利害関係人の意見を聞かなければならない。(運輸開始の義務)

第七條 定期航路事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する期間内に当該事業計画に基き運輸を開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請によりその期間を延長することができる。

(運賃及び料金の認可)

第八條 定期航路事業を営む者(以下「定期航路事業者」という)は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金に

ついては、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、運輸審議会にはかりなければならない。

(運送約款の認可)

第九條 定期航路事業者は、省令の定める手続により、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 運送約款においては、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

(運賃及び料金等の公示)

第十條 定期航路事業者は、省令の定める方法により、第八條第一項の運賃及び料金並びに前條の運送約款を公示しなければならない。(運輸計画の変更)

第十一條 定期航路事業者がその運輸計画を変更しようとするときは、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(運送の引受義務)

一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するときは、

二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき、

三 当該運送が第九條の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

(運送の順序等)

第十三條 定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送の申込の順序により運送しなければならない。但し、第二十六條の規定による運輸大臣の命令があるときは、この限りでない。

2 定期航路事業者は、旅客及び手荷物の運送をする場合において、特定の利用者に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

(事業計画に定める運輸の確保)

第十四條 定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合の外、事業計画に定める運輸を怠つてはならない。

2 運輸大臣は、定期航路事業者が前項の規定に違反すると認めるときは、当該定期航路事業者に対し、事業計画に従い運輸すべきことを命ずることが出来る。

3 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該定期航路事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該定期航路事業者は、聴聞の場において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

述べる。及び証拠を提出することができる。

(事業の休止の許可)

第十五條 定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、省令の定める手続により、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、運輸審議会にはかりなければならない。

3 第六條の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定をしようとする場合に準用する。

(事業の停止及び免許の取消)

第十六條 運輸大臣は、定期航路事業者が左の各号の一に該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令若しくは処分違反したとき。

二 資産状態が不良となり、又は事業設備が不十分となつたため事業の経営が著しく困難になつたと認められるとき。

2 運輸大臣は、前項の処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

三 第六條の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定をしようとする場合に準用する。

(免許の失効)

第十七條 定期航路事業の免許は、第七條第一項の規定により運輸大臣の指定する期間内又は同條第二項の規定に基き延長された期間内

に事業を開始しないときは、その効力を失う。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八條 定期航路事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 定期航路事業を經營する会社の合併及び解散は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、定期航路事業を經營する会社が定期航路事業を行わない会社を合併する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により認可を受けて定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて定期航路事業を經營する会社が他の会社と合併した場合における合併後存続する会社若しくは合併により設立された会社は、免許に基く権利義務を承継する。

4 定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた定期航路事業を引き継ぎ營業するとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第三條第一項の規定にかかわらず定期航路事業を營むことができる。

6 運輸大臣は、第一項、第二項又は第四項の認可 〇をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

7 第六條の規定は、前項の規定により附屬された事項について運輸審議会が決定をしようとする場合に準用する。

(サービスの改善に関する命令)

第十九條 運輸大臣は、定期航路事業者の事業について利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、運輸審議会にはかり、当該定期航路事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金その他の運送条件又は運送約款を変更すること。

二 運輸計画を変更すること。

2 第六條の規定は、前項の規定により附屬された事項について運輸審議会が決定をしようとする場合に準用する。

(補助金の交付)

第二十條 政府は、定期航路事業であつて当該航路の性質上經營が困難なものに対し、郵便物の運送等公益上必要な最少限度の運送を確保するため、毎年予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を受けている者の帳簿の整理及び保存その他会計の処理に關して必要な事項は、省令で定める。

(報告の徴収)

第二十一條 運輸大臣は、必要があるとき認めるときは、定期航路事業者に対し、省令の定める様式により、その業務に關し報告を求めることができる。

2 定期航路事業者は、前項の報告

を求められたときは、眞実且つ正確な報告をしなければならぬ。

(立入検査)

第二十二條 運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に關し検査をさせ又は質問をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、定期航路事業者その他の関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(不定期航路事業の届出)

第二十三條 省不定期航路事業を營む者は、省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十四條 不定期航路事業を營む者が、その事業を中止したときは、省令の定める手続により、その事業を中止した日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第二十五條 第二十一條の規定は、不定期航路事業に準用する。

(航海命令)

第二十六條 運輸大臣は、当該航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、且つ、自発的に当該航海を行つ者がない場合又は著しく不足する場合に限る、船舶運航事業者を營む者(以下

「船舶運航事業者」という。)に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。省令で定める重要物資の運送を確保するため必要であり、且つ、自発的に当該航海を行つ者がない場合又は著しく不足する場合についても同様である。

2 前項の規定による命令で次條の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償の金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でこれをしなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の命令をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除く外、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

(損失の補償)

第二十七條 前條の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該船舶運航事業者がその航海を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 運輸大臣は、前項の補償の額を決定しようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

4 前三項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、省令で定める。

(私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外)

第二十八條 船舶運航事業者が他の船舶運航事業者とする運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取に關する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下「協定等」という。)であつて左の各号に該當する事項を内容としないものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の規定を適用しない。但し、不正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不当に運賃及び料金を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一 運賃のべもどし(荷主が一定期間内においてその荷物の全部又は一部の運送をもつばら当該協定等に参加している船舶運航事業者にさせることを約束し、且つ、これを履行することを條件として右期間経過後当該荷主に對し、当該期間内に受け取つた運賃その他の料金の一部を返還することをいう。)により荷主を拘束すること。

二 競争抑圧(当該協定等に參加している船舶運航事業者が競争を抑圧し、又は制限することを目的として当該協定等に參加していない船舶運航事業者の船舶を特定航路から排除するため当該航路に使用する船舶をいう。)を使用すること。

三 荷主が当該協定等に参加していない船舶運航事業者による荷物の運送をさせたことを理由として、当該荷主に対し、その荷物の運送を拒絶し、制限し、その他差別的取扱をする。

(公正取引委員会の権限)
第三十一條 この法律の規定に基づく運輸大臣の処分は、協定等が第二十八條各号若しくは前條各号に該当するかどうかについての公正取引委員会の認定を拘束し、又は公正取引委員会が当該協定等について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の疑があるという理由に基づいて審判開始決定書を送付し、その他同法に基く権限を行使することを妨げるものと解釈してはならない。

(禁止行為)
第三十二條 船舶運航事業者は、左の各号に掲げる事項をしてはならない。
一 荷物の量の多寡によつて、荷主と締結する契約につき不正又は不当に差別的な取扱をし、又は荷物の積付の場所その他の施設、通常の条件における荷物の積込若しくは陸揚若しくは損害賠償の請求の調整及び解決について荷主に対して不正又は不当に差別的な取扱をすること。

二 特定の人、地域又は運送の方法に対して、不当に優先的な取扱をし、若しくは利益を與え、又は不当に不利な取扱をし、若しくは不利益を與えること。

三 船舶運航事業者が加入を申し出た場合において他の加盟者と同等の条件で加入することを認めず、又は荷主若しくは港によつて、若しくは日本の輸出業者に対して外國の競争者に比べ不当に差別的な運賃及び料金を設定し、その他不当な運賃及び料金を設定し、その他不正な運賃及び料金を設定しようとする明示又は默示の貨客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加すること。

(公正取引委員会の権限)
第三十一條 この法律の規定に基づく運輸大臣の処分は、協定等が第二十八條各号若しくは前條各号に該当するかどうかについての公正取引委員会の認定を拘束し、又は公正取引委員会が当該協定等について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の疑があるという理由に基づいて審判開始決定書を送付し、その他同法に基く権限を行使することを妨げるものと解釈してはならない。

第三十三條 第二十一條、第二十三條及び第二十四條の規定は、船舶貨運業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、検査業、鑑定業及び検査業に準用する。

(船名の明示)
第三十四條 検査業、鑑定業又は検査業を営む者は、検査、鑑定又は検査(以下「検査等」という。)の依頼を受けた場合には、当該検査等に従事する者の氏名を依頼者及び関係人に告げなければならない。

(登録)
第三十五條 検査人、鑑定人又は検査人(以下「検査人等」という。)にならうとする者は、その者の住所を管轄する海運局の検査人登録簿、鑑定人登録簿又は検査人登録簿に、法令の定める手続により、登録を受けなければならない。

(登録事由)
第三十六條 左の各号の一に該当する者は、検査人等になることができる。
一 禁治産者又は準禁治産者
二 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者
三 第三十九條第二項の規定により登録のまつ消を受けた日から一年を経過しない者

(登録のまつ消)
第三十七條 海運局長は、検査人等が左の各号の一に該当する場合に、その登録をまつ消しなければならない。
一 業務を廃止したとき。
二 死亡したとき。
三 前條各号の一に該当するに至つたとき。

(登録料の納付)
第三十八條 検査人等の登録を受けようとする者は、登録料として千円を納めなければならない。

(禁止行為)
第三十九條 検査人等は、船舶貨物の運送に左の各号に該当する行為をしてはならない。

一 簡数の不正な計算又は受渡の虚偽の証明
二 積付に関する虚偽の証明又は鑑定
三 容積又は重量の不正な計算

海運局長は、前項に規定する処分をしようとするときは、当該検査人等に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該検査人等に、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第四章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級
第四十條 運輸大臣は、海上運送事業に使用する鋼製船舶についてその規格を定め、これを公示し、当該規格により船舶を建造することを奨励することができる。

(船級の規格)
第四十一條 運輸大臣は、海上運送事業の健全な発達を図るため必要があるとして認めるときは、船舶の建造を注文しようとする者に対し、日本又は外國の船級協会の定める船級の登録を受けることのできる船舶を建造することを勧告することができる。

第五章 雜則
第四十二條 この法律の規定は、國、日本國有鉄道又は船舶運賃會が海上運送事業を営む場合には、適用しない。

運輸大臣が日本國有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十三條の規定により日本國有鉄道の連絡船航路の開始の認可をする場合において、定期航路事業については、この法律第四條の規定の趣旨をまあせ考慮して行わなければならない。

三 國において定期航路事業を営もうとするときは、当該官廳は、運輸大臣に協議しなければならない。

(五トン未満の船舶等に関する規定)
第四十三條 この法律の規定は、左に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。
一 総トン数五トン未満の船舶
二 二つのみをもつて運轉し、又は主として二つのみをもつて運轉する舟

(湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業)
第四十四條 この法律の規定は、もつぱら湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業に準用する。この場合において前條中「総トン数五トン未満の船舶」とあるのは「総トン数二十トン未満の船舶」と読み替へるものとする。

(罰則)
第四十五條 この法律に基いてした行政官廳の処分不服がある者は、訴願をすることができる。

第四十六條 この法律に基いてした行政官廳の処分不服がある者は、訴願をすることができる。

第六章 罰則

第四十六條 第二十六條第一項の規定による命令に従わない者は、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十七條 第三條第一項の規定による免許を受けずに定期航路事業を営んだ者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第八條第一項、第九條第一項、第十一條又は第十五條の規定により認可又は許可を受けなければならぬ事項を受けなかった者
- 二 第十條、第十二條、第十三條又は第三十四條の規定に違反した者
- 三 第三十五條の規定による登録を受けずに職業として檢教等に從事した者
- 四 第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五 第二十一條（第二十五條及び第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第二十九條の規定により届出をしなければならない事項をしないでした者

第四十九條 第二十三條又は第二十四條（第三十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽

の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第五十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十六條から第四十八條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内において、政令で定める。
- 2 この法律第二十六條第一項後段の規定は、この法律施行の日から二年を経過した日にその効力を失ふ。

（施行期日）
（有効期間の特例）
（他の法律の改廃）
臨時船舶管理法（昭和十二年法律第九十三号）は、廃止する。

第六條を次のように改める。
第十五條第四号中「第六條又は」を削る。
第六條 附則
第四十五條第四号中「第六條又は」を削る。
第七條第二号の次に次の一号を加える。

- 二の二 海上運送法（昭和二十四年法律第 号）第二十八條

運輸省設置法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 定期航路事業を免許し、助成し、及び定期航路事業の業務に関し、許可し、又は認可すること。

第四條第一項第十六号の次に次の二号を加える。

十六の二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善を助成すること。

十六の三 船舶の製造及び修繕の用に供する施設の新設、拡張及び移轉を許可すること。

第六條第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 海上運送法（昭和二十四年法律第 号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項（経過規定）

6 この法律施行の際現に定期航路事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に当該航路について定期航路事業の免許を申請した場合において、その申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様である。

7 運輸大臣が前項の申請を受けた日から百日内に、当該申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知をしないときは、当該申請は、免許されたものとする。

8 この法律施行の際現に定期航路事業以外の海上運送事業を営んでいる者は、省令の定める手続により、この法律施行の日から六十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

9 この法律施行の際現に職業として檢教等に從事している者は、この法律施行の日から六十日以内は、第三十五條の規定による登録を受けて檢教等に從事する者となる。

10 改正前の臨時船舶管理法に關する規則の適用については、まづ従前の例による。

（板谷順助君登壇、拍手）
○板谷順助君 只今議題となりました海上運送法案に對する運輸委員會における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

從來海上運送は産業、經濟及び國民の生活上重要な位置にあるにも拘わらず、断片的臨時法規の運用乃至は實際上の行政指導によつて來た実情でありましたが、憲法の趣旨に則りまして海上運送事業を規律する統一的基本法規として、この法律の提出を見たのであります。

今その法案の要点を申し上げますれば、第一に、海上運送事業は、その事業活動が國際間に跨る性質から、原則としてその自由活動に任じられてゐるが、たゞ定期航路事業につきましても、國民生活に直接重大な關係があり得るため、事業の免許制その他監督規定を設けると共に、公共利益のため必要ある場合には航路補助金を與える途を開いてあります。第二に、海運業者相互が國內的又は國際的に運賃同盟等の協定を締結し得ることは國際海運の慣行でありますから、獨禁法及び事業者團體法はかかる協定を一切禁止してありますので、これらの法律の絶対禁止を緩和いたしておるのであります。第三に、差当りの經濟情勢に對して、重要物資の運送を確保するため、有効期間を限定して航路命令の規定を設けますと共に、命令による損失について補償の途を開いてあります。第四に、檢數、鑑定、檢査人につきましては、それが貨物運送に占める公共的地位に鑑みまして、登録制として、一定の資格者を排除し、質の向上を図つておるのであります。第五に、運輸大臣の権限行使の適正を図りますため、運輸審議会への諮問、公聴會及び聽聞に關しまして、必要な規定を設けてあります。

次に本委員會の審議に當りまして質疑應答の要点を申し上げますれば、その一は、曾て我が國が世界有数の海運國であつた時代においては、別に法的規律はなかつたのであるが、船腹が激減した今日、本案のごとき法的規律を設けることは、日本海運の發展を阻害する虞れはないかと質問に對しまして、政府委員より、本案は原則として事業の發展助長のため必要な届出等と現状把握に必要な規定を設けるに止めてゐる。たゞ定期航路事業については、從來は公共の利益に反する不都合な事態が起り又は起る虞れのある場合、行政官廳の斡旋、補助金の交付等その間の調整を図つていたのであるが、行

政民主化の見地から、かかる事項については法律に明定するを適當とし、所要の規定をしたのであるという答弁がありました。その二は、定期航路事業の開設について、運輸大臣の免許制と運輸審議会への諮問とを規定しているが、一地方海運局管轄区域内における港相互間の定期航路の免許については、当該地方機関に行わしむる方がよくはないかとの質問に対して、政府委員より、運輸省設置法案において、運輸審議会は輕微と認めまする事案については、運輸審議会に諮らないで措置し得るよう規定してあるから、右のごとき場合については、運輸審議会が輕微と認めれば、そのように取計らうことにしたいとの答弁があつたのであります。かくして質疑を終りまして討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第三十二を後に、只今のを訂正いたします。この際、日程第三十三、兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長城本重蔵君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

兒童福祉法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄郎

兒童福祉法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正)

兒童福祉法の一部を改正する法律案

兒童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條、第二十七條、第三十四條第二項及び第五十條第七号中「療育施設」の下に、「育ち、あそび施設」を加える。

〔第二節 兒童福祉委員会〕を「第二節 兒童福祉審議会」に改める。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條 兒童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議するため、中央兒童福祉審議会及び都道府縣兒童福祉審議会を置く。

都道府縣兒童福祉審議会は、都道府縣ごとに、これを置く。

市町村(特別区を含む。以下同じ。)、第一項の事項を調査審議するため、市町村兒童福祉審議会を置くことができる。

中央兒童福祉審議会は、厚生大臣の、都道府縣兒童福祉審議会は、

都道府縣知事の、市町村兒童福祉審議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。の管理に属し、夫、その諮問に答へ、又は関係行政機関に意見を具申すること)がである。

兒童福祉審議会は、特に必要があるとき、関係行政機関に對し、所屬職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

兒童福祉審議会は、必要に應じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

中央兒童福祉審議会及び都道府縣兒童福祉審議会は、兒童の福祉を圖るため、書籍、出版物、玩具、遊樂等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販賣する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第九條 中央兒童福祉審議会は、委員四十五人以内で、都道府縣兒童福祉審議会及び市町村兒童福祉審議会は、委員二十人以内で、これを組織する。

兒童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

兒童福祉審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の官吏又は吏員、兒童の保護、保健その他福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣、都道府縣知事又は市町村長が、これを命じ、又は委嘱する。

兒童福祉審議会に、委員の互選

による委員長及び副委員長各一人を置く。

第十條中「及び委員長」を、委員長及び副委員長に改め、「兒童福祉委員会」を「兒童福祉審議会」に改める。

第十一條第三項を次のように改める。

兒童福祉司は、都道府縣知事の定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

第十二條第一項中「(特別区を含む。以下同じ。)」を削り、同條第二項を次のように改める。

兒童委員は、兒童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の狀態をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に關し、援助及び指導をすることともに、兒童福祉司の行う職務に協力するものとする。

第十二條第四項を次のように改める。

兒童委員は、その職務に關し、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

第十三條を次のように改める。

第十三條 市町村長は、第十一條第二項又は第十二條第二項に規定する事項に關し、兒童福祉司又は兒童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求めることができる。

外、兒童福祉司に必要な援助を求め、兒童委員に必要な指示をすることができる。

その担当区域を管轄する兒童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

兒童委員が、兒童相談所長に前項の通知をするときは、市町村長を經由するものとする。

兒童相談所長は、その管轄区域内の兒童福祉司又は兒童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十九條第一項及び第二項中「医師」の下に「歯科医師」を加える。

第二十條本文を次のように改める。

妊娠した者は、速やかに、医師又は助産婦の妊娠証明書を添え、特別区においては保健所長を經て都知事に、保健所法第一條の規定に基き政令で定める市においては保健所長を經て市長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をしなければならぬ。

第二十一條第二項中「医師」の下に「歯科医師」を加える。

第二十三條但書を次のように改める。

但し、附近に母子寮がない等やむを得ない事由があるときは、適當な施設への入所、あつ、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。

第二十四條但書を次のように改める。

第二十四條 市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳兒、幼児又は第三十九條第二項に規定する兒童の保育に欠けることがあると認めるときは、それらの兒童を保育所に入所させて保育し、及び

ればよい。但し、附近に保育所がない等
やむを得ない理由があるときは、その他〇〇〇
切を保護を加えなければならぬ。

第二十五條但書を次のように改め
る。

但し、罪を犯した満十四歳以上
の児童については、この限りでな
い。この場合においては、これを
家庭裁判所に通告しなければなら
ない。

第二十六條第一項中「前條の規定
による通告」の下に「又は少年法第十
八條第一項の規定による送致」を加
える。

第二十七條第一項中「前條第一項
第一号の規定による報告」の下に「又
は少年法第十八條の規定による送
致」を加え、同條第二項中「前項」を
「第一項」に改め、同項中「児童に親
権者があるときは」の下に「前項の
場合を除いては」を加え、同條第一
項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、少年法第十八
條第二項の規定による送致のあつ
た児童につき、前項の措置をとる
にあつては、家庭裁判所の決定
による指示に従わなければならない。

第二十七條の次に次の一條を加え
る。

第二十七條の二 都道府県知事又
は児童相談所長は、たまたま児童
の行動の自由を制限し、又はその
自由を奪うような強制的措置を必
要とするときは、第三十三條及び
第四十七條の規定により認められ
る場合を除き、事件を家庭裁判所
に送致しなければならない。

第二十八條第一項中「前條」を「第
二十七條」に改める。

第三十條を次のように改める。

第三十條 四親等内の児童以外の兒
童を、その親権者からなして、
自らの家庭（單身の世帯を含む）
に、三箇月（乳児については、一
箇月）を越えて同居させる意思を
もつて同居させた者又は継続して
二箇月以上（乳児については、二
十日以上）同居させた者（法令の
定めるところにより児童を委託さ
れた者及び児童を単に下宿させた
者を除く。）は、同居を始めた日か
ら三箇月以内（乳児については、一
箇月以内）に、命令の定めるところ
により、市町村長を経て、都道府
県知事に届け出なければならない。
但し、その届出期間内に同居
をやめたときは、この限りでな
い。

前項に規定する届出をなした者
が、その同居をやめたときは、同
居をやめた日から一箇月以内に、
命令の定めるところにより、市町
村長を経て、都道府県知事に届け
出なければならない。

保護者は、経済的理由等によ
り、児童をそのもとにおいて養育
しがたいときは、児童相談所、兒
童福祉司又は児童委員に相談しな
ければならない。

都道府県知事は、里親及び第一
項に規定する者に、児童の保護に
ついて、必要な指示をし、又は必
要な報告をさせることができる。
第三十一條中「第二十七條第一項
第三号の規定により、」の下に「養護

施設」を「療育施設」の下に「盲ろう
あ児施設」を加える。
第三十四條第一項に次の二号を加
える。

八 成人及び児童のための正当な
職業紹介の機関以外の者が、営
利を目的として、児童の養育を
あつて旋する行為

九 児童が四親等内の児童である
場合及び児童に対する支配が正
当な雇用関係に基づくものである
か又は家庭裁判所、都道府県知
事又は児童相談所長の承認を得
たものである場合を除き、児童
の心身に有害な影響を與える行
爲をさせる目的をもつて、これ
を自己の支配下に置く行為
第二章第三十四條の次に次の一
條を加える。

第三十四條の二 國及び都道府県以
外の者であつて児童福祉事業を行
う施設（この法律で定める児童相
談所及び児童福祉施設を除く。）を
設置するものは、その事業の開始
前に、命令の定めるところによ
り、都道府県知事に届け出なけれ
ばならない。
前項の児童福祉事業の開始は、命令でこ
れを定める。

第一項に規定する届出をなした
者が、その施設を廃止したとき
は、廃止した日から十日以内に、
命令の定めるところにより、都道
府県知事に届け出なければならない。
都道府県知事は、命令の定める
ところにより、第一項の施設の設
備及び運営に関し、その施設の長

に對し、必要な報告をさせること
ができる外、児童の福祉に関する
事務に従事する吏員に、実地につ
き監督をさせ、児童の福祉に欠け
るところがあると認めるときは、
その施設の設置者に対し、必要な
改善を命ずることができる。

第三十五條第二項中「行政廳」を
「都道府県知事」に、同條第三項中
「地方児童福祉委員会」を「都道府
県児童福祉審議会」に改め、同條に次
の一項を加える。

市町村その他の者は、児童福祉
施設を廃止し、又は休止しよう
とするときは、命令の定めるところ
により、都道府県知事の承認を受
けなければならない。

第三十九條に次の一項を加える。
保育所は、前項の規定にかかわ
らず、特に必要があるときは、日
日保護者の委託を受けて、その他
の児童を保育することができる。
第四十三條の次に次の一條を加
える。

第四十三條の二 盲ろうあ児施設
は、盲児（強度の弱視児を含む）
又はろうあ児（強度の難聴児を含
む。）を入所させて、これを保護す
るとともに、独立自活に必要な指
導をすることを目的とする施設と
する。

第四十五條中「中央児童福祉委員
会」を「中央児童福祉審議会」に改め
る。

第四十六條第二項中「その改善を
命じ、」を「その施設の設置者に対
し、必要な改善を命じ、」に「児童福
祉委員会」を「児童福祉審議会」に

改める。

第四十八條第一項及び第五十四條
中「及び療育施設」を「療育施設及び
盲ろうあ児施設」に改める。

第四章中第五十條の前に次の一條
を加える。

第四十九條の二 國庫は、市町村長
又は都道府県知事が、第二十二條
から第二十四條まで又は第二十七
條第一項第三号に規定する措置に
より、國の設置する児童福祉施設
に入所させた者につき、その入所
後に要する費用を支弁する。
第五十條第一号を次のように改め
る。

一 都道府県児童福祉審議会に要
する費用

第五十條、第五十一條及び第五十
三條中「負担」を「支弁」に改める。

第五十一條第一号中「第二十二條
から第二十四條まで」を「第二十二
條、第二十三條本文及び第二十四條
本文」に改め、同條に次の一号を加
える。

三 市町村児童福祉審議会に要す
る費用

第五十二條から第五十五條までの
各條中「補助」を「負担」に改める。

第五十三條中「第五十一條」を「第五十二條
（第三号を除く。）」に改める。

第五十六條第一項及び第二項を次
のように改める。

主務大臣は、第四十九條の二に
規定する費用を、都道府県知事
は、第五十條第六号から第八号ま
でに規定する費用を、市町村長
は、第五十一條第一号に規定する
費用を、夫、本人又はその扶養親

務者から徴収しなければならない。

前項に規定する費用の徴収に当り、市町村長において、児童福祉司又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者がその費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該費用は、前項の区分に従い、國、都道府県又は市町村が代わつて負担しなければならない。

第五十六條第二項の次に次の一項を加える。

保護を受ける者、同居の配偶者、直系尊属又は直系卑属が、一年以上引き続き居住する市町村は、前項の規定により都道府県が代わつて負担する費用の十分の一を負担しなければならない。

第五十八條第一項中「行政廳」を「都道府県知事」に改め、第二項を次のように改める。

第三十六條から第四十四條までの各條に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第二項の認可を受けず若しくは前項の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は第三十四條の二に規定する施設であつて同條第四項の命令に違反し、且つ、その設備及び運営が児童の福祉に著しく有害であると認められるものについては、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

第六十條第二項中「第七号」を「第七号から第九号まで」に改める。

第六十二條の次に次の一項を加える。

第三十條第一項又は第三十四條の二第二項に規定する届出を怠つた者についても、前項と同様とする。

第六十二條の次に次の一項を加える。

第六十二條の二 第四十六條第二項又は第五十八條第二項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

第七十一條中「第五十六條第一項の次に「及び第二項を加え、第五十六條第二項を「第五十六條第三項に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四條の二の規定は、この法律施行の日から一箇月を経過した日から施行する。

2 第三十四條の二の規定の施行の際、現に同條第一項に規定する施設を設置している者は、その日から十日以内に同條に規定する届出をしなければならない。

3 前項に規定する届出を怠つた者については、第六十二條の規定を準用する。

4 第三十條第一項に規定する者で同條第一項による届出期間が昭和二十四年八月三十一日までに満了するものについては、その届出期間は、同年同月一日から同年同月三十一日までとする。但し、同年同月三十一日までに同居をやめた者は、届出をなすを要しない。

〔塚本重蔵君登壇、拍手〕

○塚本重蔵君 只今議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の結果並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず本改正案の要点を概略して申し上げます。第一は、児童福祉法と少年法との調整であります。児童福祉法は、満十八歳に満たない児童の福祉を目的としながら、刑罰法令に触れる行為をした十四歳未満の児童と満十四歳以上十八歳未満の児童であつてその性格又は環境に照らして将来犯罪を犯す虞のあるいわゆる虞犯児童は、いずれも少年法によつて取扱われることになつておつたのであります。併しながら児童の犯罪を予防すると共に、その不良化を防止し、これが保護指導を全うするために、児童福祉法による処置に移すことが、より適切と考えられるのであります。よつて刑罰法令に触れる行為をした十四歳未満の児童は、これを児童福祉法によつて取扱ひ、満十四歳以上十八歳未満の虞犯児童は、これを児童福祉法と少年法との双方によつて扱へるよう、少年法との間に調整を図り、児童福祉法の適用範囲を拡張し、児童の福祉を徹底するようにいたしましたのであります。第二は、児童の自由、人権を保障し、その福祉を図るために、営利を目的として他人の児童の養育を斡旋することを禁止すると共に、法令により児童を委託された場合、及び児童を単に下宿させる場合の外、他人の児童をその家庭に置く者に届出の義務を課し、その届出に基いて必要な指導監督ができるようにいたしました点であります。第三は、市町村長は、児童福祉

社司及び児童委員から、状況の通報及び資料の提供を求めることができる外、児童福祉司に対して必要な援助をなし、又児童委員に対しては必要な指示をすることができるようにする等の改正を行い、尚、市町村における児童福祉の円滑な運営を図るため、従来中央及び都道府県に設置せられていた児童福祉委員会に準じ、市町村児童福祉審議会を置くことができるようにいたしましたのであります。第四は、児童の精神的環境とも申すべき遊樂、出版物、玩具等のあり方は、児童福祉の上から特に重視しなければならぬのであります。よつて今後中央及び都道府県児童福祉審議会が、このような文化財の製作者等に対して、その自主的な改善を促進し得るよう規定を整備いたしましたのであります。第五の点は、児童の不良化を防止するため、児童の背後にあつてこれを不当に支配している者に対する取締の規定を加えると共に、この法律にいう児童相談所又は児童福祉施設でない児童相談事業を行う施設について、その指導取締を行うための規定を追加し、その他、従来療育施設の中に含まれていました児童福祉施設を新たに児童福祉施設として独立せしむる等、法條の整備をいたしましたのであります。以上が内閣提出原案の要点であります。

厚生委員会におきましては、先に院議に基きまして、過般東北及び関東地方における児童人身売買事件等について出張調査をいたしましたのみならず、又併せて関西及び中国各地方における児童福祉の実施状況の査察の結果に照らしまして、現下誠に重要な改正法案で

あるので、本案予備審査付託以來極めて慎重に審議を進めて参つたのであります。かかる間におきまして、去る五月十日に、本案即ち衆議院修正案が送付せられて本付託となつたのであります。衆議院の修正された点については、第一は第二十四條本文のよう

に改めることになりました。即ち「市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳兒、幼兒又は第三十九條第二項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない。」右のように修正いたしましたのであります。右のような修正によりまして、市町村長が必要に応じて児童を保育所に入所せしめ、費用を負担できないものについては國又は公共團體が代つてその費用を負担することにしたのであります。その他第七十一條中第五十六條第二項の次に「及び第二項」を加え、「第五十六條第二項」を「第五十六條第三項」に改める。等の改正が行われたのであります。これらの衆議院修正の諸点につきましては、参議院におきましては、衆議院送付案を原案といたしまして連日委員会を開き、慎重に審議を重ねて参つたのであります。その間の審議に關しましては、速記録によつて御了承願ひたいのであります。

かくいたしまして討論に入りましたところ、山下委員、中平委員、谷日委員、姫井委員、竹中委員、井上委員等

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て衆議院の修正に同意することに決定しました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第三十六、第三十七の請願を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長中井光次君。

人事委員会諸願審査報告第二号 一議院の会談に付するを要するもの。

請第九百七十号 稚内市官公吏勤務地手当支給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十七日

人事委員長 中井 光次

参議院議長松平 恒雄殿

人選委員会諸願特別報告第二号 稚内市官公吏勤務地手当支給に関する請願

請第九百七十号 北海道稚内市 恵比須通二 高橋敏男外十八名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月十七日

人事委員長 中井 光次

参議院議長松平 恒雄殿

意見書案

稚内市官公吏勤務地手当支給に関する請願

請願者 北海道稚内市恵比須通

二 高橋敏男外十八名

右の請願は

稚内市における物価指数は、全国でも上位を占め勤労者の生活は深刻化しているから、同市の実情を考慮されて、在市官公廳職員に對し勤務地手当を支給されたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 吉田茂

人事委員会請願審査報告書第三号

三三三

一議院の會議に付するを要するもの。

第千六百六号 大阪府豊能郡内郵便局従業員の地域給引上げに

関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十日

人事委員長 中井 光次

参議院議長 松平 恒雄

人事委員会請願特別報告書第三号

大阪府豊能郡内郵便局従業員の地域給引上げに關する請願

第千六百六号 大阪府豊能郡地

村地郵便局内 前田正治外

五十三名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十日

人事委員長 中井 光次

参議院議長 松平 恒雄

意見書案

大阪府豊能郡内郵便局従業員の地域給引上げに關する請願

請願者 大阪府豊能郡地村地

實郵便局内 前田正治外五十

三名

右の請願は

大阪府豊能郡地区の小学校、中学校等各種学校職員に對しては甲地として地域給の引上げが行われ、又、他の官廳(警察署)も以前から甲地として認められてゐるにかかわらず、ひとり通信関係者のみは丙地となつてゐる。他面交通、文化、商工業、物價等各種の状況より見て当地区より悪環境でありながら、隣接する東能勢村、吉川村が乙地である等不合理であるから、他の官廳並に地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 吉田茂

〔中井光次君登壇、拍手〕

○中井光次君 只今議題となりました稚内市官公吏勤務地手当支給に關する請願及び大阪府豊能郡内郵便局従業員の地域給引上げに關する請願について人事委員会における審議の経過を御報告申し上げます。

これらの請願はいずれも標記の地区に勤務する官公廳職員に對して勤務地手当を支給せられたいとの趣旨であります。これに關しましては関係政府委員の説明を求め、本委員会としても調査審議を行いました結果、その願意も妥當でありますので、前回同様これを採択して、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものであると決定いたしました。簡單ながら右報告いたします。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

(議員起立)

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の順序を変更して、日程第三十八より第四十一までの請願及び日程第六十七より第六十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

法務委員会請願審査報告書第二号

第六百二十六号 還付期限後拾得物を自治体警察に充當の請願

右の請願は

警察制度が地区及び自治の二者に区分された現在、還付期限後の拾得物を今なお國庫に帰属せしめる理由は

ないから、自治体警察に属する拾得物は、自治体警察の收入として、その經費に充當せしめられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

遺失物法改正に關する請願

請願者 京都市役所内京都市公安委員会内 田畑忍

右の請願は

現行の遺失物法第十五條によると「警察官若しくは保管スル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權國庫ニ帰屬ス」と規定されており、取扱總数の三十三パーセントが國庫に帰屬しているが、地方財政窮乏の現在、各自自治体警察費の一部に振り替へることが、地方自治体警察発展のため適切であるから、遺失物法第十五條を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

遺失物法改正に關する請願

請願者 京都市役所内京都市公安委員会内 田畑忍

右の請願は

現行の遺失物法第十五條によると「警察官若しくは保管スル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權國庫ニ帰屬ス」と規定されており、取扱總数の三十三パーセントが國庫に帰屬しているが、地方財政窮乏の現在、各自自治体警察費の一部に振り替へることが、地方自治体警察発展のため適切であるから、遺失物法第十五條を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

遺失物法改正に關する請願

請願者 京都市役所内京都市公安委員会内 田畑忍

右の請願は

現行の遺失物法第十五條によると「警察官若しくは保管スル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權國庫ニ帰屬ス」と規定されており、取扱總数の三十三パーセントが國庫に帰屬しているが、地方財政窮乏の現在、各自自治体警察費の一部に振り替へることが、地方自治体警察発展のため適切であるから、遺失物法第十五條を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

遺失物法改正に關する請願

請願者 京都市役所内京都市公安委員会内 田畑忍

右の請願は

現行の遺失物法第十五條によると「警察官若しくは保管スル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權國庫ニ帰屬ス」と規定されており、取扱總数の三十三パーセントが國庫に帰屬しているが、地方財政窮乏の現在、各自自治体警察費の一部に振り替へることが、地方自治体警察発展のため適切であるから、遺失物法第十五條を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

遺失物法改正に關する請願

請願者 京都市役所内京都市公安委員会内 田畑忍

右の請願は

現行の遺失物法第十五條によると「警察官若しくは保管スル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權國庫ニ帰屬ス」と規定されており、取扱總数の三十三パーセントが國庫に帰屬しているが、地方財政窮乏の現在、各自自治体警察費の一部に振り替へることが、地方自治体警察発展のため適切であるから、遺失物法第十五條を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

福島市の東北少年院に関する請願
第五号 福島市議會議長 松本
忠雄外一名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十二日

法務委員長 伊藤 修

参議院議長 松平 恒雄

意見書案

栃木縣小川町に簡易裁判所及び檢察廳設置の請願

請願者 栃木縣下都賀郡小川町長 高崎秀雄外五十四名

右の請願は

小川町を中心とする栃木縣下都賀郡一帯は、大小工場及び各種官公署が多数存在し、栃木縣下の重要な地位を占めているが、一市三十四町村の廣大な地域を包容する当地方に簡易裁判所並びに檢察廳がないため、司法事犯に經濟事犯の処遇に極めて不便であるから、司法事務の迅速なる処理のため、当地方の産業、經濟、文化の中心地で、且つ交通の利便に恵まれている小山町に簡易裁判所及び檢察廳を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

法務委員会陳情審査報告書第二号

一議院の會議に付するを要するもの。

第百八十九号 島根縣津和野町に簡易裁判所及び檢察廳設置の陳情

第百八十二号 きより正保護事業費全額國庫補助等に関する陳情

第百九十二号 釧路司法事務局大樹出張所存置及び昇格に関する陳情

右の陳情は

津和野町は島根縣の西南端に位し、鹿足郡の政治の中心であり、また山口縣隣接地区を含めての教育文化、經濟の中心であつて諸官公署多数設置せられている。しかして、本町は

地区警察署 自治警察署の二署あるが、逮捕狀の請求には關係を有する隣郡益田町に赴かねばならない等の不便はなほだしものがあるから、國營バスの開通とともに郡内いたる處に連絡のできる地位にある本町に簡易裁判所及び區檢察廳を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

福島市の東北少年院に関する請願

第五号 福島市議會議長 松本

忠雄外一名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十二日

法務委員長 伊藤 修

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十二日

法務委員長 伊藤 修

参議院議長 松平 恒雄

法務委員会陳情特別報告第二号

島根縣津和野町に簡易裁判所及び區檢察廳設置の陳情

第百八十九号 島根縣鹿足郡津和野町長 鹿野明外一名提出

きより正保護事業費全額國庫補助等に関する陳情

第百八十二号 愛媛縣松山市二(愛媛保護會館内)愛媛司法保護委員會内 大野健提出

釧路司法事務局大樹出張所存置及び昇格に関する陳情

第百九十二号 北海道廣尾郡大樹村長 高橋新市外八名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十二日

法務委員長 伊藤 修

参議院議長 松平 恒雄

意見書案

島根縣津和野町に簡易裁判所及び區檢察廳設置の陳情

陳情者 島根縣鹿足郡津和野町長 鹿野明外一名

右の陳情は

津和野町は島根縣の西南端に位し、鹿足郡の政治の中心であり、また山口縣隣接地区を含めての教育文化、經濟の中心であつて諸官公署多数設置せられている。しかして、本町は

地区警察署 自治警察署の二署あるが、逮捕狀の請求には關係を有する隣郡益田町に赴かねばならない等の不便はなほだしものがあるから、國營バスの開通とともに郡内いたる處に連絡のできる地位にある本町に簡易裁判所及び區檢察廳を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

北海道廣尾郡大樹村には長い間司法事務局出張所の設置がなかつたので、村民は最寄の司法事務局出張所へ行くために、無駄な努力と経費を費してゐたのであるが、漸く昭和十八年に乙号出張所が設置されるに至つた。しかるに、行政簡素化と行政整理の断行により、司法事務局乙号出張所が廢止せられる由であるが、この措置は以前の不利不便を繰り返す結果となり、産業の進展を阻害するものである。又、当村は十勝國南部の中心にある大村であるが、現在の月給、供託事務等については、六十數キロ離れた釧路司法事務局出張所に行くため、關係者の不利不便は少くないから、大樹出張所を存置せられ更に甲号出張所に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

北海道廣尾郡大樹村には長い間司法事務局出張所の設置がなかつたので、村民は最寄の司法事務局出張所へ行くために、無駄な努力と経費を費してゐたのであるが、漸く昭和十八年に乙号出張所が設置されるに至つた。しかるに、行政簡素化と行政整理の断行により、司法事務局乙号出張所が廢止せられる由であるが、この措置は以前の不利不便を繰り返す結果となり、産業の進展を阻害するものである。又、当村は十勝國南部の中心にある大村であるが、現在の月給、供託事務等については、六十數キロ離れた釧路司法事務局出張所に行くため、關係者の不利不便は少くないから、大樹出張所を存置せられ更に甲号出張所に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

北海道廣尾郡大樹村には長い間司法事務局出張所の設置がなかつたので、村民は最寄の司法事務局出張所へ行くために、無駄な努力と経費を費してゐたのであるが、漸く昭和十八年に乙号出張所が設置されるに至つた。しかるに、行政簡素化と行政整理の断行により、司法事務局乙号出張所が廢止せられる由であるが、この措置は以前の不利不便を繰り返す結果となり、産業の進展を阻害するものである。又、当村は十勝國南部の中心にある大村であるが、現在の月給、供託事務等については、六十數キロ離れた釧路司法事務局出張所に行くため、關係者の不利不便は少くないから、大樹出張所を存置せられ更に甲号出張所に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

北海道廣尾郡大樹村には長い間司法事務局出張所の設置がなかつたので、村民は最寄の司法事務局出張所へ行くために、無駄な努力と経費を費してゐたのであるが、漸く昭和十八年に乙号出張所が設置されるに至つた。しかるに、行政簡素化と行政整理の断行により、司法事務局乙号出張所が廢止せられる由であるが、この措置は以前の不利不便を繰り返す結果となり、産業の進展を阻害するものである。又、当村は十勝國南部の中心にある大村であるが、現在の月給、供託事務等については、六十數キロ離れた釧路司法事務局出張所に行くため、關係者の不利不便は少くないから、大樹出張所を存置せられ更に甲号出張所に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

請願者 千葉縣東葛飾郡行徳町
長 赤塚幸道

請願者 千葉縣市川市長 浮谷
竹太郎

請願者 東京都目黒区大原町一
二二四全國國立病院患者同盟

請願者 茨城縣水戸市松本町二
ノ二、二九四和田洋一外七千
九百二十八名

請願者 神奈川縣高座郡座間町
入谷二、〇八九 一杉善治

請願者 京都市上京区紫野北舟
岡町四一 小池幸市外一万一
千九百五十八名

請願者 富山市總曲輪一九五富
山縣燃料販賣株式会社取締役
社長 中村長次郎外二名

請願者 大分市國立大分病院内
後藤十郎外九十三名

右の請願は
國立病院は從來生活困窮者、一般勤
労者の医療機関としてその使命を達
成してきたのであるが、今回國立病
院に特別会計制が実施されんとし
て、若しこの制度が実施されると國
立病院は一般大衆の機関としての機
能を失つて営利事業化し、國民生活
を極度の窮地に陥し入れる虞がある
から、國民大衆の唯一の医療機関と
してその社会性の保持と社会保障制
の確立のために、國立病院の特別会
計制に反対するとの趣旨であつて参
議院は、願意の大体は妥當なものな
りと思ふ。よつて内閣は鋭意これが
実現に努力せられたい。ここに國會
法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
船員失業保険料引下げに関する請
願

請願者 東京都千代田区丸ノ内
一ノ一船舶運管会理事長 渡
辺一良外五名

右の請願は
現行の船員失業保険料は、現下の海
運経営並びに船員生活の窮迫した実
情よりみて極めて高額であつて、負
担にたえ得ないから、船員の特種性
と日本海運再建のために、船員失業
保険料率を現行の千分の二十二より
千分の十六以下に是正せられたいと
の趣旨であつて参議院は、願意の大
体は妥當なものなりと思ふ。よつて
内閣は鋭意これが実現に努力せられ
たい。ここに國會法第八十一條によ
り別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
健康保険法及び生活保護法による
診療報酬支拂促進等に関する請願

請願者 東京都港区芝田村町五
東京慈恵会医科大学附屬東京
病院内 内桶源外十一名

請願者 東京都港区芝田町二
ノ一〇五東京慈恵医大附屬病
院内 内桶源

請願者 横浜市南区上大岡町三
〇三朝倉病院内 朝倉了外十
名

右の請願は
國民生活の窮乏に伴い、健康保険利
用者は激増の一途をたどつてゐるが
病院経営を左右するこの保険支拂が
遅れるため、開業医師に重大な脅威
を與えているので、(一)健康保険及
び生活保護法による診療報酬の支拂
を請求当月拂とする、(二)一、
二、三ヶ月分を即時支拂うこと、(三)
健康保険及び生活保護法による診療
報酬については税金を免除すること
等の措置を採られたいとの趣旨であ
つて参議院は、願意の大体は妥當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意
これが実現に努力せられたい。ここ
に國會法第八十一條により別冊を送
付する。
昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
未亡人の保護対策促進に関する請
願

請願者 兵庫縣芦屋市三條南町
八五 山本周子外七十七名

右の請願は
社会情勢の窮迫に伴い、戦争未亡人
の生活苦はいよいよ深刻となり、生
きながらために賣笑婦に轉落するもの
も多い実情であるから、これらの婦
人を救済し、文化國家を再建するた
めに、(一)廣範圍にわたる職業輔導
を行うこと、(二)生活保護額を上げ
ること、(三)共同住宅を増設するこ
と、(四)社会的施設を増設すること
等、等の施策を講ぜられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は
妥當なものなりと思ふ。よつて内閣
は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに國會法第八十一條により
別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
國民健康保険法中一部改正等に関
する請願

請願者 佐賀縣杵島郡白石町長
薄上次郎外十一名

右の請願は
社会保障制度の確立は、憲法第二十
五條の趣旨を実現するため緊急な施
策であり、このために最も重要なこ
とは國民健康保険制度の強化拡充で
ある。しかし、國民の医療難が益
益深刻化の一途にある現在におい
て、國民大衆に現代医療の均等な機
會を與えるため、國民健康保険法の
一部を改正されて、(一)國民健康保
險制度の強化、(二)國及び都道府縣
市町村の負担割合の合理的改正、
(三)國民健康保険都道府縣連合會の
事務費に対する負担金の交付、(四)
改正法案第四十六條の條件緩和等に
ついて必要な措置を採られたいとの
趣旨であつて参議院は、願意の大体
は妥當なものなりと思ふ。よつて内
閣は鋭意これが実現に努力せられた
い。ここに國會法第八十一條により
別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
廣島縣下の兒童福祉施設費國庫補
助に関する請願

請願者 廣島縣内廣島縣兒童
福祉委員會内 陰山裕

右の請願は
廣島縣下の兒童福祉施設の要收容見
と現在施設との間隔がはなはだしい
ので、縣下各地に各種施設の設置が
計画されているから、実施に當り國
庫の補助を圖られたいとの趣旨であ
つて参議院は、願意の大体は妥當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意
これが実現に努力せられたい。ここ
に國會法第八十一條により別冊を送
付する。
昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
兒童福祉法中一部改正に関する請
願

請願者 大阪府大阪府兒童課内
京都府大阪府兵庫縣連合地方
兒童福祉委員會内 居川喜太
郎

右の請願は
兒童福祉法は實施以來著々実績を収
めてゐるが、地方兒童福祉委員會の
任務は重要であるのに、権限は至つ
て微弱で、單に都道府縣知事の諮問
機関に過ぎず、委員會設置の目的に
副われない現状であるから、委員會の
法的権限を擴大強化され、充分に機
能が発揮できるように關係法令を改
正され、同時に専任書記の設置につ
いて、國庫の補助をせられたいとの
趣旨であつて参議院は、願意の大体
は妥當なものなりと思ふ。よつて内
閣は鋭意これが実現に努力せられた

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
廣島縣下の兒童福祉施設費國庫補
助に関する請願

請願者 廣島縣内廣島縣兒童
福祉委員會内 陰山裕

右の請願は
廣島縣下の兒童福祉施設の要收容見
と現在施設との間隔がはなはだしい
ので、縣下各地に各種施設の設置が
計画されているから、実施に當り國
庫の補助を圖られたいとの趣旨であ
つて参議院は、願意の大体は妥當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意
これが実現に努力せられたい。ここ
に國會法第八十一條により別冊を送
付する。
昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
廣島縣下の兒童福祉施設費國庫補
助に関する請願

請願者 廣島縣内廣島縣兒童
福祉委員會内 陰山裕

い。ここに国会法第八十一條により
別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願特別報告第六号

厚生省児童局廃止反対に関する請願

第百九十五号 福島縣郡山市清

水台一二五あさか幼児園内

宗穆外一名提出

第百九十三号 福島縣郡山市本

町二一 佐藤せつ外七名提出

第百八十九号 福島縣郡山市

池ノ森一三二橋小学校内 太

田一郎提出

厚生省業務局存置に関する請願

第百八十二号 三重縣津市日

本衛生家庭婦科協会内 三谷祇

賀外一名提出

第百八十七号 新潟市東区

通一之町新潟縣藥劑師協内

齋藤喜八郎提出

第百八十四号 東京都中央区

新川町一ノ八日本製藥團體連

合会内 堀野義三郎提出

第百四十四号 東京都中央区

日本橋室町二ノ二東京医薬品

工業協内 堀野義三郎提出

第百五十六号 山口縣下関市

長府町土居之内 香下七郎提

出

第六百三十号 東京都港区芝白

金台町厚生省内務事委員会内

緒方章提出

第七百七十三号 茨城縣水戸市

天王町九〇九 丹善一郎外十

三名提出

第七百七十四号 福島市中町五

〇福島縣藥劑師協内 大和

田英男外二名提出

第八百十九号 大阪市東区道修

町四ノ二大阪医薬品協内

瀧野勇外二名提出

第千二十五号 横濱市鶴見区鶴

見町一、三三二協和化学工業

株式会社社神奈川縣製藥協内

内 中井利正提出

青少年禁酒法制定に関する請願

第六百五十九号 神戸市灘区高

羽住田五 小石九代外一千六

百二十一名提出

衛生保護法中一部改正に関する請願

第六百六十二号 東京都杉並区

阿佐谷四ノ九二五 佐成篤三

郎提出

第八百三十四号 神戸市生田区

楠町四兵庫縣醫師会内 小川

達五郎提出

厚生省公衆衛生、予防局存置等

に関する請願

第八百三十三号 東京都港区原宿

三ノ二六六ノ二社団法人日本

助産婦保健婦科看護協内

長 井上なつと提出

厚生省予防局存置に関する請願

第千四十一号 東京都港区芝白

金台町一厚生省内務省職員

組合内 宮澤貞雄提出

右十九件の請願は内閣に送付するを

要しないものと審査決定した。よつ

て別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書

厚生省児童局廃止反対に関する請願

請願者 福島縣郡山市清水台一

二五あさか幼児園内 宗穆外

一名

請願者 福島縣郡山市本町二一

佐藤せつ外七名

請願者 福島縣郡山市池ノ森一

三二橋小学校内 太田一郎

右の請願は

児童の福祉増進のために制定された

児童福祉法を、完全に施行する必要

上誕生した厚生省児童局が、今回の

行政機構の整備によつて、廃止せら

れる由であるが、かくては、児童福

祉法に掲げられた立法精神は完全に

その意義を失ひ、將來の児童行政に

大なる禍根を残し、文化國家建設の

將來に一大暗影を投ずることになる

から、児童局の廃止に反対するとの

趣旨であつて本委員会は、願意の大

体は妥當なものなりと決定した。よ

つて本院においても議決されんこと

を希望する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書

厚生省業務局存置に関する請願

(二通)

請願者 三重縣津市日本衛生家

庭婦科協会内 三谷祇賀外一名

請願者 新潟市東区通一之町

新潟縣藥劑師協内 齋藤喜

八郎

請願者 東京都中央区新川町一

ノ八日本製藥團體連合会内

堀野義三郎

請願者 東京都中央区日本橋本

町三、万有ビル社団法人朝商

製藥協内 高野六郎

請願者 東京都中央区日本橋室

町二ノ二東京医薬品工業協内

堀野義三

請願者 山口縣下関市長府町土

居之内 香下七郎

請願者 東京都港区芝白金台町

厚生省内務事委員会内 緒方

章

請願者 茨城縣水戸市天王町九

〇九 丹善一郎外十三名

請願者 福島市中町五〇福島縣

藥劑師協内 大和田英男外

二名

請願者 大阪市東区道修町四ノ

二大阪医薬品協内 瀧野勇

外二名

請願者 横濱市鶴見区鶴見町

一、三三二協和化学工業株式

会社社神奈川縣製藥協内 中

井利正

右の請願は

國民休位の向上、疾病に対する予防

並びに治療、それに要する医薬品の

製造及び配給監督等の完べきを期す

るため、業務行政機構の充實強化

が必要であるとき、行政機構刷新の

一環として厚生省業務局の廃止せら

れることは遺憾にたえないから、從

來通りこれを存置せられたいとの趣

旨であつて本委員会は、願意の大体

は妥當なものなりと決定した。よつ

て本院においても議決されんことを

希望する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書

青少年禁酒法制定に関する請願

(十一通)

請願者 神戸市灘区高羽住田五

小石九代外一千六百二十一

名

右の請願は

心身發育の途上にある青少年を酒害

から守り、飲酒の悪へきを未然に防

止することは、新日本將來のために

必要である。さきに未成年者飲酒禁

止法が制定されたものこの趣旨に

基くものであるが、更に青少年の体

力の強化と精神の健全を圖り、民

族の優生を期するため同法の範圍を

擴大して適用年齢を二十五歳未満と

する青少年禁酒法を制定せられたい

との趣旨であつて本委員会は、願意

の大体は妥當なものなりと決定し

た。よつて本院においても議決され

んことを希望する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書

衛生保護法一部改正に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷四

ノ九二五 佐成篤三郎

請願者 神戸市生田区楠町四兵

庫縣醫師会内 小川達五郎

右の請願は

経済力と人口との比例的關係に著しい差をきたしている今日、自立經濟確立のためには、人口問題の解決が現下喫緊の要事とされているが、その方途として國民の經濟的貧困を防ぎ、社會福祉の増進を計るためには、合理的な出生調節を斷行する以外にはないから、現行優生保護法を大幅に改正されて、妊娠予防及び優生保護に関する諸條項を明確に規定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

參議院議長松平恒雄殿

意見書

厚生省公衆衛生、予防局存置等に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿三ノ

二六六ノ二社團法人日本助産婦保健看護婦会協会の会長

井上なつる

右の請願は、今回の行政整理に當り、中央、地方ともに医療並びに衛生関係の局部課の一部廃止、または縮小を行うとのことであるが、これは新日本建設の方針と背反する重大問題であるから、(一)中央官廳の機構改革に當つては医療及び公衆衛生関係の局部課の縮小、一部廃止等を絕對に行わぬこと、(二)地方行政機構においては衛生部を獨立の部として存続すること、(三)保健所の整備拡充を行うこと、(四)助産婦、看護婦、保健婦等

の待遇を新制中学校教員と同等以上に引き上げるとともに開業助産婦に対する課税を軽減する等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

參議院議長松平恒雄殿

意見書

厚生省予防局存置に関する請願

請願者 東京都港区芝白台台町

一厚生省内厚生省職員組合

内 宮澤眞雄

右の請願は

厚生省予防局は總司令部指導の下に強化拡充され、終戦後激増した急性傳染病、結核、性病等の予防に大なる成果を挙げてきた。しかるに、今回の行政整理に當つて予防局を廃止することであるが、これは衛生行政をいへば、これは國民大衆の負担を増大し、憲法第二十五條の精神にも反するから、予防局の特殊な使命にかんがみ、同局を存置せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

參議院議長松平恒雄殿

厚生委員会請願審査報告書第六号

一議院の會議に付するを要するもの。

第百六十号 妙高山地帯を國立

公園に指定の請願
第二百七十五号 組合立傳染病院建設費國庫補助等に関する請願

第四百二十号 大阪市周辺地区の水害防止のため下水道工事施工に関する請願

第五百八十号 國立國府台病院の整備拡充に関する請願

第八百十四号 朝日連峰、出羽三山、鳥海山一帯及び莊内海岸を國立公園に指定の請願

第九百十三号 青函連絡船検査経済証明方法改善に関する請願

第一千三百一十一号 神戸市の多井畑療養所施設市費復元に関する請願

第一千六百七十七号、第一千六百八十八号 戰爭犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一千八百十号、第一千三百三十二号 戰爭犠牲者遺族の保護対策強化に関する請願

第一千八百七十七号 國立療養所の病床増設に関する請願

第五百八十号 千葉縣市川市長 浮谷竹次郎外九名提出

朝日連峰、出羽三山、鳥海山一帯及び莊内海岸を國立公園に指定の請願

第八百十四号 山形縣鶴岡市長 加藤精三外一名提出

青函連絡船検査経済証明方法改善に関する請願

第一千三百一十一号 北海旭川市本町三 木下禮二提出

神戸市の多井畑療養所施設市費復元に関する請願

第一千三百一十一号 兵庫縣神戸市議會議長 木原仙松提出

戰爭犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一千六百七十七号 愛媛縣松山市二番町一三五愛会館内日本道族

厚生通關愛媛縣支部内 本田理雄外三千四百九十八名提出

妙高山地帯を國立公園に指定の請願

第百六十号 新潟縣高田市長 關成雄提出

組合立傳染病院建設費國庫補助等に関する請願

第二百七十五号 新潟縣長岡市 中島町長岡赤十字病院院長 多

★見越元外一名提出

大阪市周辺地区の水害防止のため下水道工事施行に関する請願

第四百二十号 大阪府北區中之島一大阪市役所内大阪市會建設委員會内 柏原平太郎外九名提出

國立國府台病院の整備拡充に関する請願

第五百八十号 千葉縣市川市長 浮谷竹次郎外九名提出

朝日連峰、出羽三山、鳥海山一帯及び莊内海岸を國立公園に指定の請願

第八百十四号 山形縣鶴岡市長 加藤精三外一名提出

青函連絡船検査経済証明方法改善に関する請願

第一千三百一十一号 北海旭川市本町三 木下禮二提出

神戸市の多井畑療養所施設市費復元に関する請願

第一千三百一十一号 兵庫縣神戸市議會議長 木原仙松提出

戰爭犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一千六百七十七号 愛媛縣松山市二番町一三五愛会館内日本道族

厚生通關愛媛縣支部内 本田理雄外三千四百九十八名提出

妙高山地帯を國立公園に指定の請願

第一千六百八十八号 神奈川縣高座郡 寒川町田端八四七 佐藤信外 三万三千二百二十名提出

戰爭犠牲者遺族の保護対策強化に関する請願

第一千八百十号 山口市八幡馬場一九 吉富幸助提出

第九百十三号 熊本縣飽託郡 走瀨村二、三二〇 齋藤清九郎外三千四百五十五名提出

國立療養所の病床増設に関する請願

第一千六百七十七号 新潟縣柏崎市新潟縣下國立病院運営會議會内 吉田捷治外六十八名提出

保健婦の法的裏付け實現に関する請願

第一千二百二十四号 福岡市水茶屋 八一家飲福利協會福岡支部内 福岡縣保健婦部會内 眞島智茂提出

済生会の機構改革に関する請願

第一千二百二十八号 東京都港区芝 赤羽町恩賜財團済生會乳兒院内 中山安外二名提出

都市清掃事業に関する請願

第一千三百三十三号 東京都廳内都市清掃協會内 安井誠一郎提出

右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

厚生委員長 塚本 重藏

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

妙高山地帯を國立公園に指定の請願

請願者 新潟縣高田市長 関威雄

右の請願は
妙高山地帯は、山容秀麗な主峰妙高山を始めとし、雄大なしゅん嶽が多く、ふもと妙高ヶ原には、赤倉、妙高、池の平、新赤倉、関、燕等の温泉が各所に点在し、又世界的スキー場としても有名である。なお昭和十一年、國際觀光局より國際スキー場に指定され、大蔵省の融資を得て、縣營國際觀光ホテルの建設を見、又内外人の別荘も多く、國際的避暑地として、又スキー場として、天恵の大公園であるため、既に昭和二十二年第一國會において請願が採択されているのであるから、すみやかに國立公園に指定せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

組合立傳染病院建設費國庫補助等
に關する請願
請願者 新潟縣長岡市中島町長
岡赤十字病院長 多々見徳元
外一名

右の請願は

長岡赤十字病院内の傳染病棟は戰災により患者の收容に大支障を生じているので、長岡市、三島郡、古志郡連合で約七百万円の予算をもつて、長岡赤十字病院構内に組合立傳染病

院の建設を期しているが、資金、資材難のため進捗よくを防いでいる実情である。一方患者発生状況よりみて当病院の建設は緊急を要するから、建設に對する補助金の交付、及び指定生産資材の割當を急速に取り計らわれたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪市周辺地区の水害防止のため下水道工事施行に關する請願
請願者 大阪府北區中之島一大阪市役所内大阪府會建設委員
会内 柏原平太郎外九名

右の請願は

大阪市の周辺地区は、大部分戰災を免れたため、全市人口の約七十八パーセントをしめ、商業都市大阪の中核をなしている。しかるに、戰時中及び戰後の情勢により、下水道工事が停とんして排水設備の見るべきものなく、その上々々地盤沈下の懸念を伴つてゐるため、汚水停滯し、降雨の際には汚水、雨水が市中にはん溢して著しく工場生産を阻害するとともに、悪疫流行の温床となり、衛生上に及ぼす影響も重大であるから、すみやかに大阪市周辺地区に下水道工事を施行せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。

ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

國立國府台病院の整備拡充に關する請願
請願者 千葉縣市川市長 浮谷竹次郎外九名

右の請願は

現在國立病院の数が少くないので、國民医療の大部分は一般開業医の手に委ねられてゐるが、医療費が高いため長期療養を要する精神病患者の如きは負担にたえ得ないので、充分の療養もできない有様である。しかして、國立國府台病院は精神科を有する全國唯一の綜合國立病院であるが、收容可能病床数はわずか六百であり、勤務人員も少いので充分に機能を發揮することができない現状であるから、その重要性を考慮されて整備拡充を圖られたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

朝日連峰、出羽三山、鳥海山一帯及び莊内海岸を國立公園に指定の請願
請願者 山形縣鶴岡市長 加藤精三外一名

右の請願は
山形縣下の朝日連峰、出羽三山、鳥海山一連の山岳地帯は複雑なる地質、地形と豪雪地帯特有の極めて変化に富み特色ある風物景觀を見え、他地域に優る高山植物は、大雪山中部山岳の三國立公園にあるのみであり、著名の神社聖場を併せ有する一大風景地域を成してゐる。加うるに羽越線、奥羽本線、陸羽西線等による採勝の便がよく、更に上の山湯の浜湯田川温泉等数多の温泉が周辺にあり、また南北四十キロに及ぶ莊内海岸はつり魚場、海水浴場を形成してゐる等保健上、觀光上本地域を國立公園に指定せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

青函連絡船検査證明方法改善に關する請願
請願者 北海道旭川市本町三木下禮二

右の請願は

青函連絡船客に對し、防疫施行後その證明方法として人体にスタンブを押しこは、はなはだしく人権を無視するものであり、人格の尊嚴を害するものと思慮せられるから、その方法を證明書交付の方法に改善せられたいとの趣旨であつて參議院は、

願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

神戸市の多井畑療養所施設市償復元に關する請願
請願者 兵庫縣神戸市議會議長 木原仙松

右の請願は

神戸市所在の多井畑療養所の施設は、その出資條件に従い医療團の解散により、当然神戸市に還付されるべきものである。しかして、政府は今回結核対策の國策を完遂するため、土地建物その他の施設を國において買収し、更に昭和三十年まで國營とする旨を明らかにされたのであるが、昭和三十年度後における施設の帰属如何の点に不安があるから、還付價格は政府買上代金と同額とするか又は政府買上は無償とするともに還付の際もまた無償とするもの何れかの條件により、昭和三十年度にそれぞれの出資者に還付することを明確にせられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願
請願者 愛媛縣松山市二番町一三友愛会館内日本遺族厚生連盟愛媛縣支部内 本田理雄外三千四百九十八名

右の請願は
戦争の災禍によつて一家の支柱を失つた戦死者、戦災者等の遺族の窮状は最も悲惨であるから、夫婦、遺児に対する年金制度の設定、生活扶助金の引き上げ、住宅の世話、衣料品の配給等の援護対策を強化して経済的、精神的の両面に更生の機会を與えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国立療養所の病床増設に関する請願
請願者 新潟縣柏崎市新潟縣下國立病院運営協議会内 吉田捷治外千六百八十八名

右の請願は
戦後わが國における結核のまん延状況は憂うべき問題であり、新潟縣下においても結核の発生および死亡数も増加しているの、患者をすみやかに療養所に收容して、適切な治療を施し、適切な療養生活を営ますことは現下の急務であるが、国立療養所の病床数は患者数に比して少く、本縣下においても最少限度の三分の一にも達していない現状であるから、予防対策上病床の増設を圖りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
済生会の機構改革に関する請願
請願者 東京都港区芝赤羽町一恩賜財團済生会乳兒院内 中山安外二名

よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
保健婦の法的裏付け実現に関する請願
請願者 福岡市水茶屋町八一炭鉱福利協会福岡支所内福岡縣保健婦部会内 眞島智茂

右の請願は
保健婦は、工場従業員の疾病予防、緊急手当、災害の防止および健康の増進等の重要な職責を有しているが、職務上の法的裏付けをしていないので、職場においても不安定な状態にあるから、地位の安定と向上のため、法的裏付けの実現を圖りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
都市清掃事業に関する請願
請願者 東京都廳内都市清掃協同会内 安井誠一郎

右の請願は
昭和二十四年度予算中都市清掃事業費の計上額が極めて少ないため、都市財政の窮乏と相まつて本事業遂行の前途は暗澹たるものがある。しかし、本事業の重大性にかんがみて、(一)環境衛生法の制定促進と清掃事業費の國庫補助規定の設定、(二)起債その他の財政措置、(三)資材の優先割当、(四)労働者用配本その他の物資の確保等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

つた現在では、会の自立運営のためには、本部機構の簡素化が必要であり、また現状に即しない規程が今なお存しているから、機構の民主化を圖るとともに役員には本会の民主化に熱意のある人を選定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
厚生委員会請願審査報告書第七号の會議に付するを要するもの。
第二十五十二号 未復員者災害給與法中一部改正に関する請願

第四百十号、第四百九十五号 未復員者給與法中一部改正に関する請願
第五百二十一号、第七百一十号 未復員者災害給與法の療養費中食費に関する請願
第四百十一号 公益質屋事業振興に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十四年五月二十二日
厚生委員長 塚本 竜藏
参議院議長 松平 恒雄殿

厚生委員会請願特別報告第八号 未復員者災害給與法中一部改正に関する請願
第二百五十二号 栃木縣宇都宮市戸祭國立栃木病院内 高橋功提出
未復員者給與法中一部改正に関する請願

第四百十号 東京都目黒区大原町一二四國立病院患者同盟内 小田島健二郎外二名提出
第四百九十五号 東京都目黒区大原町一二四國立東京第二病院東治会内 浅野敏雄外三百九十一名提出
未復員者災害給與法の療養費中食

未復員者災害給與法の療養費中食

未復員者災害給與法の療養費中食

未復員者災害給與法の療養費中食

未復員者災害給與法の療養費中食

未復員者災害給與法の療養費中食

未復員者災害給與法の療養費中食

未復員者災害給與法の療養費中食

費に関する諸願

第五百二十一号 石川縣金澤市
國立金澤病院内 瀬戸武外五
百二十二名提出

第七百一十号 石川縣金澤市下石
引町七六國立金澤病院患者自
治会内 石田吉雄外四百九十
四名提出

公益質屋事業振興に関する諸願
第百一十一号 大阪府藤内大阪
府公益質屋協会内 赤間文三
提出

右六件の諸願は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十二日

厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長 松平 恒雄

意見書案

未復員者災害給與法中一部改正に
関する諸願

請願者 栃木縣宇都宮市戸祭岡
立栃木病院内 高橋功

右の諸願は

未復員者給與法によつて復員患者は
療養の前途に光明を見出しているの
であるが、現下の社会情勢下におい
て、経済的に極度の窮乏に陥つてい
る療養患者の救済を図るため、(一)
本法の適用者は給食費も國家におい
て負担すること、(二)過去に一時金
を受けた者でも本法の療養費の適用
を受けられるようにすること、(三)
傷害一時金は傷病恩給とは別箇に支
給すること等の事項が実現するよう
未復員者給與法の一部を改正せられ
たいとの趣旨であつて参議院は、願
意の大体は妥當なものなりと思ふ。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに國會法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案

未復員者給與法中一部改正に關す
る諸願

請願者 東京都目黒区大原町一
二四四國立東京第二病院東治
会内 浅野敏雄外三百九十一
名

請願者 東京都目黒区大原町一
二四四國立東京第二病院東治
会内 小田島健二郎外二名

右の諸願は

現下の社会情勢下において、経済的
に極度の窮乏に陥つている療養患者
の救済を図るため、(一)療養費に給
食費を含むこと、(二)結核性患者等
長期療養を要する者には期間の延長
を保障すること、(三)傷害一時金の
支給額を傷病恩給と別箇に支給する
こと等の事項が実現するよう未復
員者給與法の一部をすみやかに改正
せられたいとの趣旨であつて参議院
は、願意の大体は妥當なものなりと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案

未復員者災害給與法の療養費中食
費に関する諸願

請願者 石川縣金澤市國立金澤
病院内 瀬戸武外五百二十二
名

請願者 石川縣金澤市下石引町
七六國立金澤病院患者自治会
内 石田吉雄外四百九十四名

右の諸願は

國立病院入所患者に対する國費支拂
の療養費中には、食費は含まれてお
らないで、別に生活保護法に定めら
れた医療券によることになつてい
るが、傷病者に対する医療券の送付が
不十分であるため、
経済的に苦しい立場に置かれて、療
養に専念でき兼ねることになつてい
るから、食費を療養費中に加えるよ
う適當の措置を講ぜられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は
妥當なものなりと思ふ。よつて内閣
は鋭意これが実現に努力せられた
い。ここに國會法第八十一條により
別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案

公益質屋事業振興に関する諸願
請願者 大阪府藤内大阪府公益
質屋協会内 赤間文三

右の諸願は

戦後の國民生活は極度に困窮してお
り、庶民金融の施設である公益質屋
の利用者は激増しつつあるにもか
かわらず、資金の枯渇により利用者の
大半を高利な民営質屋に追い込んで
いる。しかし、現下の地方財政で
は、公益質屋への注入資金は到底望
めない状況であるから、防食政策の

一方途として公益事業振興に適切な
措置を講ぜられたいとの趣旨であ
つて参議院は、願意の大体は妥當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意
これが実現に努力せられたい。ここ
に國會法第八十一條により別冊を送
付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 吉田茂

厚生委員会陳情審査報告書第五
号

一議院の會議に付するを要するも
の。

第五号、第二十号、第五十四
号 兒童福祉法一部改正に關す
る陳情

第二百二号 京都市のジフテリ
ア予防注射事故解決に關する
陳情

第二百四号 國立病院に特別会
計制実施反對に關する陳情

第三百三十一号 國民健康保險
法中一部改正等に関する陳情

第七十八号、第二百三十五
号、第三百三十三号、第三百五
十四号 厚生省藥務局存置に關
する陳情

第三百五十一号 社会保険診療
報酬支拂基金法改正反對に關
する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長 松平 恒雄

厚生委員会陳情特別報告第五号
兒童福祉法一部改正に関する陳情
第五号 岡山市岡山縣廳内岡山
縣社会事業協会内 西岡廣吉
提出

第二十号 東京都葛谷区原宿三
ノ二六六財團法人日本社会事
業協会内 中川望提出

第五十四号 大阪府知事 赤間
文三提出

京都市のジフテリア予防注射事故
解決に關する陳情

第二百二号 京都府知事 木村
梓外三名提出

國立病院に特別會計制実施反對に
關する陳情

第二百四号 北海道函館市長
宗藤大陸外一名提出

國民健康保險法中一部改正等に關
する陳情

第三百三十一号 滋賀縣杵島郡
白石町長 溝上太郎外十二名
提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長 松平 恒雄

意見書案

兒童福祉法一部改正に関する陳情
陳情者 岡山市岡山縣廳厚生課
内岡山縣社会事業協会内 西
岡廣吉

陳情者 東京都葛谷区原宿三ノ
二六六財團法人日本社会事業
協会内 中川望

陳情者 大阪府知事 赤間文三

右の陳情は

平和國家建設のため兒童の健全な育成を目指して、兒童福祉法が施行されているが、同法中には兒童の生活環境の改善を図る各種文化厚生施設に対する國庫補助の途が講ぜられていないため、施設がすくなく、対策に苦心しているから、將來の福祉対策のため、同法の一部を改正されて、國庫補助の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

京都市のジフテリア予防注射事故解決に関する陳情

陳情者 京都府知事 木村幹外 三名

右の陳情は

昨秋京都市に発生したジフテリア予防注射事故は、九百三十余名の患者と六十八名の犠牲者を出した未曾有の慘禍であつて、調査の結果、その責任が政府にあることが認められた。しかるに今なおその明確な解決を見ていないことは、衛生行政の前途に一大暗影を與えるから、(一)遺族に対する弔慰金 (二)被害者に対する慰しや金 (三)府市の支出した経費の全部國庫負担等一日も早く熱意ある解決をつけられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は

鋭意これが實現に努力せられたい。

ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

國立病院に特別会計制実施反対に関する陳情

陳情者 北海道函館市長 宗藤 大陸外一名

右の陳情は

國立兩館病院は、当市における國營医療機関として一般市民の診療特に治療費の減免を必要とする患者や療太方面の引揚患者救済に努力している。しかるに最近國立病院の特別会計制が考慮され、次期國會に提出される由であるが、かくては國立病院を利用する市民の負担を増大し、医療内容の低下を招来するは必然であつて、現下市民生活が窮迫しているときこれらに及ぼす影響は甚大であるから、國立病院の特別会計制に反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

厚生省藥務局存置に関する陳情特別報告第六号

第百七十八号 京都市中區二條通室町東入京府藥劑師協會

内 高木誠司外六名提出

第百三十五号 東京都千代田區神田旅町二ノ九區藥品販賣業者協會内

塩野義三郎外八十六名提出

大阪府東區道修町二ノ一六區藥品販賣業者協會内

小西兵衛外二名提出

高知縣藥劑師會内 徳田貞雄提出

第百三十三号 大阪府東區道修町二ノ一六區藥品販賣業者協會内

小西兵衛外二名提出

高知縣藥劑師會内 徳田貞雄提出

第百三十四号 高知市本丁筋

高知縣藥劑師會内 徳田貞雄提出

右の陳情は

社會保障制度の確立は、憲法第二十五條の趣旨を實現するため緊急な施策であり、このために最も重要なことは國民健康保險制度の強化拡充である。しかして、國民の医療難が益々深刻化の一途にある現在において、國民大衆に現代医療の均等な機会を與えるため、國民健康保險法の一部を改正されて、(一)國民健康保險制度の強化 (二)國及び都道府縣町村の負担割合の合理的改正、(三)國民健康保險都道府縣連合會の事務費に対する負担金の交付、(四)改正法案第四十六條の條件緩和等について必要な措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

社會保險診療報酬支拂基金法改正反対に関する陳情
第百五十一号 滋賀縣大津市
滋賀縣醫師會内 小林清祐提
右五件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。
昭和二十四年五月二十日
厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長松平恒雄殿
意見書
厚生省藥務局存置に関する陳情(七通)
陳情者 京都市中區二條通室町東入京府藥劑師協會内
高木誠司外六名
陳情者 東京都千代田區神田旅町二ノ九區藥品販賣業者協會内
塩野義三郎外八十六名
陳情者 大阪府東區道修町二ノ一六區藥品販賣業者協會内
小西兵衛外二名
陳情者 高知市本丁筋五高知縣藥劑師會内 徳田貞雄
右の陳情は
國民地位の向上、疾病に対する予防並びに治療、それに要する医薬品の製造及び配給監督等の完べきを期するため、藥事行政機構の充實強化が必要であるとき、行政機構刷新の一環として厚生省藥務局の廃止せられることは遺憾にたえないから、從來通りこれを存置せられたいとの趣旨であつて本委員會は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書

社會保險診療報酬支拂基金法改正反対に関する陳情

陳情者 滋賀縣大津市滋賀縣醫師會内 小林清祐

師會内 小林清祐

右の陳情は

保險医の指導及び監督については、現行法律に規定してある條項で充分であるのに、政府は、社會保險診療報酬支拂基金法の一部改正法案を國會に提出して、基金の審査委員會を法定化し、その権限を強化して、これにより保險医の手足をしばらうとしているが、これは、國民の保健衛生上考慮に堪えないから、右改正法案に反対するとの趣旨であつて本委員會は、願意の大体は妥當なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。
昭和二十四年五月二十日
厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長松平恒雄殿
意見書
厚生委員會陳情審査報告第六号
一議院の會議に付するを要するもの。
第四号 北海道の厚生省醫務局出張所存置に関する陳情
第百三十一号 櫻島、屋久島間一帯を國立公園に指定の陳情
第百九十八号 戰爭犠牲者遺族の保護對策強化に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十一日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平 恒雄

厚生委員会陳情特別報告第七号

北海道の厚生省医務局出張所存置

に関する陳情

第四号 札幌市外環似国立札幌

療養所長 石井 潔提出

櫻島、屋久島間一帯を国立公園に

指定の陳情

第三百七十一号 鹿児島市鹿内

鹿児島県市町村議会議長会内

島中三次郎提出

戦争犠牲者遺族の保護対策強化に

関する陳情

第三百九十八号 静岡県藤原郡

袖師村嶺吉 富幸助外三十六

名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要

するものと審査決定した。よつて別

紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平 恒雄

意見書案

北海道の厚生省医務局出張所存置

に関する陳情

陳情者 札幌市外環似国立札幌

療養所長 石井 潔

右の陳情は

さきに新聞紙上において中央出先機

関の廃止が傳えられた中に、厚生省

医務局出張所も含まれていたようにで

あるが、廣はんな地域に多くの施設

が散在している北海道のような地区

においては、各施設の連絡統制上、

一々中央官廳との交渉に努めること

は、時間的、労力的、費用的に大なる

損失を招くことになるから、とく

に北海道地区だけでも、同出張所を

存続せられたいとの趣旨であつて参

議院は、願意の大体は妥當なものな

りと思ふ。よつて内閣は鋭意これが

実現に努力せられたい。ここに國會

法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田 茂藏

意見書案

櫻島、屋久島間一帯を国立公園に

指定の陳情

陳情者 鹿児島市鹿内鹿児島縣

市町村議會議長会内 島中三

次郎

右の陳情は

鹿児島縣の櫻島より南方屋久島に至

る一帯は、本部の最南端に位置する

唯一の亜熱帯として特異な氣候に恵

まれ、明びな風光はすでに内外の一

部の人々に知られているが、近時觀

光國策が叫ばれるに及んで、同地方

の詳細なる調査の結果国立公園とし

ての各種の條件を具備していること

が明らかになつたから、櫻島、屋久

島間一帯を国立公園として指定せら

れたいとの趣旨であつて参議院は、

願意の大体は妥當なものなりと思

ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に

努力せられたい。ここに國會法第八

十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田 茂藏

意見書案

戦争犠牲者遺族の保護対策強化に

関する陳情

陳情者 静岡県藤原郡袖師村嶺

吉富幸助外三十六名

右の陳情は

今次大戦によつて一家の支柱を失つ

た遺族の生活は、敗戦後の道義たい

廃と困達の荒波にさいなまれて、慘

たんたる有様であるが、精神的慰安

も、経済的支援もなく、ますます途

炭の苦しみを受けているから、(一)

遺族年金制度の確立、(二)未亡人及

び老父母の救済諸対策を実施せられ

たいとの趣旨であつて参議院は、願

意の大体は妥當なものなりと思ふ。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力

せられたい。ここに國會法第八十一

條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田 茂藏

厚生委員会陳情審査報告書第七

号

一議院の會議に付するを要するも

の。

第四百四十二号 未復員者災害給

與法の療養費中食費に関する

陳情

右の通り審査決定した。よつて報告

する。

昭和二十四年五月二十二日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平 恒雄

厚生委員会陳情特別報告第八号

未復員者災害給與法の療養費中食費に

関する陳情

第四百四十二号 石川縣江沼郡

原村国立石川療養所内 武田

正雄外三百四十九名提出

右一件陳情は内閣に送付するを要す

るものと審査決定した。よつて別紙

意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十二日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平 恒雄

意見書案

未復員者災害給與法の療養費中食

費に関する陳情

陳情者 石川縣江沼郡原村國

立石川療養所内 武田正雄外

三百四十九名

右の請願は

国立療養所入所患者に対しては未復

員者災害給與法の改正実施によつて

療養費の國費支給が決定されたが、

この療養費には全入所費の三十パー

セントにも達する食費が含まれてお

らないで、別途に生活保護法の医療

費によるものとである。これでは

全患者の四十パーセントをしめる生

活保護法による被適用者以外の者

は、多額の食費を依然支拂はねばな

らないため、長期療養の關係上経済

的、精神的の負担により、治ゆすべ

きもの治ゆできない結果となる。

また生活保護法は地方自治体の財政

状態等により、その適用如何に差が

あるから、当然未復員者災害給與法

の療養費中に食費を包含せられたい

との趣旨であつて参議院は、願意の

大体は妥當なものなりと思ふ。よつ

て内閣は鋭意これが実現に努力せら

れたい。ここに國會法第八十一條に

より別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田 茂藏

「塚本重蔵君、拍手」

○塚本重蔵君 只今議題となりました

請願並びに陳情について厚生委員会の

審議の結果を御報告申し上げます。

お手許に配付せられてあります議

事日程第四十八より第六十七までの請

願並びに日程第七十四より第七十七に

至りまする請願、合計いたしました三

十九件はいずれも院議に付して内閣に

送付すべきものと決定いたしました。

日程の第六十八から日程の第七十三に

至りまする十九の請願につきまして

は、院議に付して、内閣に送付を要し

ないものと決定いたしました。

次に日程の第七十七より第七十六に

至りまする陳情の九件はいずれも會議

に付して内閣に送付すべきものと決定

いたしました。日程の第七十七、第

百七十八、第七十九の三件はいずれ

も會議に付して、内閣に送付を要しな

いものと決定いたしました。以上御報

告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな

ければ、これより採決いたします。こ

れらの請願及び陳情は委員長報告の通

り採決し、日程第六十八より第七十三

までの請願及び日程第七十七、第七

十八、第七十九の陳情の外は内閣に

送付することに賛成の諸君の起立を

請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認め

ます。よつてこれらの請願及び陳情は

全会一致を以て採決し、日程第六十八

一〇三九

より第七十三までの請願及び日程第七十七、第七十八、第七十九の陳情の外は内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第四十二より第四十七までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事九鬼紋十郎君。

大蔵委員会請願審査報告書第四号

一 議院の會議に付するを要するもの。

第九百四十六号 軍事貯金拂戻しに関する請願

第九百九十八号 學童用水彩絵具の物品税撤廃に関する請願

第一千一百一十号 医薬品等の取引高税免除に関する請願

第一千九百九号 授産場の購入する必要原料、資材の取引高税免除に関する請願

第一千一百十号 授産場製品の取引高税免除に関する請願

第一千一百十八号 重要産業労働者住宅建設資金融資に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十二日
大蔵委員会理事 黒田 英雄
参議院議長松平恒雄殿

大蔵委員会請願特別報告第四号
軍事貯金拂戻しに関する請願
第九百四十六号 東京都港区芝赤羽町一 高橋西之助外三名
提出

學童用水彩絵具の物品税撤廃に関する請願
第九百九十八号 東京都大田区久ヶ原町五四八全日本絵具クレヨン工業連合会内 三吉勉外八名提出

医薬品等の取引高税免除に関する請願
第一千一百一十号 廣島市露町廣島縣製藥協会内 井上靜夫外一名提出

授産場の購入する必要原料、資材の取引高税免除に関する請願
第一千九百九号 愛媛縣宇和島市妙典寺前財團法人宇和島市民共済会内 松本良之助外一名提出

授産場製品の取引高税免除に関する請願
第一千一百十号 岡山市上伊福岡山縣民生部厚生課内岡山縣授産場連盟内 加藤武徳提出

重要産業労働者住宅建設資金融資に関する請願
第一千一百十八号 大阪市浪速区日本橋筋三ノ四五日立造船株式會社厚生課内 佐竹渡提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十二日
大蔵委員会理事 黒田 英雄
参議院議長松平恒雄殿

意見書案

軍事貯金拂戻しに関する請願

請願者 東京都港区芝赤羽町一 高橋西之助外三名

右の請願は

今次戦争中外地にあつた軍人軍属は、万一に備へて零細な給料の中から軍事貯金を預け入れていたが、終戦後の混乱のため通帳を紛失したり、あるいは、接収等によつて現在これ等に属する百八十四万いわれる腫脹原簿として権利放棄の形となつてゐるから、遺族族の生活保護及び貯蓄奨励の見地より、預入局別に氏名索引簿を作成する等の方法によつて、軍事貯金の拂戻しを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

學童用水彩絵具の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都大田区久ヶ原町五四八全日本絵具クレヨン工業連合会内 三吉勉外八名

右の請願は
公定價格の設定されている學習用絵具は、義務教育學童を対象として計画生産がなされており、純粹な教育用品として從來から免税の措置が講ぜられて嚴格な配給統制下に置かれてきたが、自由配給に移した現在

でもその複雑な手續が煩ひして免税の趣旨が失われ、生産者にとつては長期の立替納税となり負担の過重により生産の阻害となつてゐるから、現在學童用絵具に對し課せられてゐる物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

医薬品等の取引高税免除に関する請願

請願者 廣島市露町廣島縣製藥協会内 井上靜夫外一名

右の請願は
藥事法に定められた医薬品、衛生材料及び医療品は、疾病の予防治療及び手当に要する必需品で、時には主食以上の重要性がある。しかして医薬品等に課せられる取引高税の負担者は即ち傷病者であり、經濟力を失つて病床にあるときの負担であるため、物心両面に及ぼす影響は極めて大きく、又勤勞者の健康維持改善、福祉増進に及ぼす障害はじん大である点等より、第三回國會において免稅方を請願して兩院において採択となつてゐるのであるから、取引高稅法の一部を改正して医薬品、衛生材料及び医療品の取引高税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

授産場の購入する必要原料、資材の取引高税免除に関する請願

請願者 愛媛縣宇和島市妙典寺前財團法人宇和島市民共済会内 松本良之助外一名

右の請願は、生活困難な貧困者、失業、者、寡婦、虚廢者等を救済する社会事業施設であるが、資力が薄弱の上、國家の補助がないため、その經營は困難を極めてゐる。これらの社会事業は、國家の行へべき施策である点から、民間の社会事業團體の施設する授産所に対しては、地方廳の証明等適正な方法により、必要資材の購入分に限り、取引高税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

授産場製品の取引高税免除に関する請願

請願者 岡山市上伊福岡山縣民生部厚生課内岡山縣授産場連盟内 加藤武徳

右の請願は

授産場は要保護者を收容して、これに生業を授ける社会事業施設であるが、その製品は施設の性質上價格の点において、一般業者に圧倒されてゐる現状であるから、これらの施設を保護するために製品價格を低廉にする必要があるもので、授産場よりその製品を販賣する場合は、取引高税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂

意見書案

重要産業労働者住宅建設資金融資に關する請願

請願者 大阪市浪速区日本橋筋三ノ四五日立造船株式会社厚生課内 佐竹渡

右の請願は
現在大阪府下においては、十四万五千戸に達する住宅が不足している。殊に各種重要産業労働者の住宅難は深刻を極めてゐるので、生産能力の増進を阻害して、わが國産業復興に重大なる悪影響をもたらす結果となつてゐるから、とりあえず早急に建設供給を要する最少限度の労働者住宅および附屬施設費として二十億円の融資実現を圖りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂

「九鬼敏十郎君登壇、拍手」

○九鬼敏十郎君 只今議題となりました大蔵委員会における請願の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
請願九百四十六号、軍事貯金拂戻しに關する請願、請願九百九十八号、学童用水彩絵具の物品税撤廃に關する請願、請願千七百七号、医薬品等の取引高税免除に關する請願、請願千九百九号、授産場の購入する必要原料資材の取引高税免除に關する請願、請願千一百一十号、授産場製品の取引高税免除に關する請願、請願千一百一十八号、重要産業労働者住宅建設資金融資に關する請願、以上六件はいずれも採択しまして内閣に送付する必要があるものと認めた次第であります。以上御報告申し上げます。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の順序を変更して、日程第七十八より第百四十三までの請願及び日程第百八十一より第百五十五までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事藤野繁雄君。

〔農林組合技術員設置費國庫補助に關する請願外三十九件の審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

農林委員会請願審査報告書第二号

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事藤野繁雄君。

〔農林組合技術員設置費國庫補助に關する請願外三十九件の審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

農林委員会請願審査報告書第二号

第六十号 國營福島競馬開催に關する請願

第三百三十四号 農家に純木綿織物特配の請願

第五百二十九号 農家超過供出物代金即時拂に關する請願

第六百三十三号、第三百八十八号、第九百三十五号、第八千八百四十四号 縣單位農業協同組合連合会統合に關する請願

第七百七十七号、第七百七十六号、第八百八十五号、第八百七十五号、第八百八十四号、第八百九十五号、第九百四十四号、第九百六十五号、第九百九十三号、第九千九十八号、第九千九十九号、第九千二百一十号 農業災害補償法の強化拡充に關する請願

第二百八十三号 輸出製糸経営安定に關する請願

第二百九十八号 乳製品、品質、包装及び價格改善に關する請願

第三百九十九号 農業協同組合法中一部改正等に關する請願

第三百八十八号 種子じやがいもの配給統制改善に關する請願

第三百四十一号 愛媛縣南予地区の農業計画特別取扱に關する請願

第四百七十五号 漁業労働者の加配米制度設定に關する請願

第五百三十二号 農業災害復旧費國庫補助等に關する請願

第五百八十九号 農業技術態勢確立に關する請願

第五百九十二号、農業協同組合医療施設に關する請願

第二百二十一号 東北七縣の農家負担軽減等に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十二日
農林委員長 楠見 義男
参議院議長松平恒雄殿

農林委員会請願特別報告第二号

國營福島競馬開催に關する請願

第六十号 福島市長 佐藤元治 提出

農家に純木綿織物特配の請願

第三百三十四号 福島縣郡山市字桑野北町六六 山崎石太郎外二十九名提出

農家超過供出物代金即時拂に關する請願

第三百三十九号 福島縣郡山市字桑野北町六六 山崎石太郎外二十九名提出

農家に肥料増配の請願

第四百四十号 福島縣郡山市字桑野北町六六 山崎石太郎外二十九名提出

縣單位農業協同組合連合会統合に關する請願

第六百六十三号 長崎縣南松浦郡崎山村下崎山郷七八ノ五崎山村農業協同組合長 宮前三郎 提出

第三百八十八号 長崎縣南高來郡多比良町農業協同組合長 野口源雄外二十二名提出

第九百三十五号 長崎縣北松浦郡津谷村 青崎庄藏外二十四名提出

一〇四一

第千八百四号 長崎縣南高來郡
山田村中三二 大久保重治外
三十五名提出
農業災害補償法の強化拡充に關する請願

第百七十号 青森縣陸奥市青森縣
農業共済保險組合長 松尾節
三提出

第百七十七号 茨城縣多賀郡
豐浦町豐浦町農業共済組合長
理事 立川溪外十四名提出

第百八十五号 新潟市東仲通
り二新瀧農業共済保險組合
長 今井丈平提出

第百七十六号 德島縣阿波郡市
嶋町共済組合内 那須實外七
名提出

第百五十二号 名古屋市中區
南外別町六ノ一愛知縣農業共
済保險組合長 小島慎一郎提
出

第百七十一号 前橋市曲輪町
群馬縣農業共済保險組合長
濱名一雄提出

第百七十五号 宮崎市旭通
(農業會館内)宮崎縣農業共済
保險組合長 長友繁雄外十四
名提出

第百八十四号 奈良市林小路
一八奈良縣農業共済保險組合
長 上田龍三提出

第百九十五号 長崎縣雄早市
農業共済組合長 川上藤次郎
外七名提出

第百九十四号 愛知縣岡崎市明大
寺町宇天白前五三愛知縣農業
共済保險組合類田支部内 本
田義治提出

第百六十五号 島根縣松江市
坂町一〇〇島根縣農業共済保
險組合長理事 野津乙三郎提
出

第百九十三号 名古屋市中區
南堀町六ノ一愛知縣農業共済
保險組合名古屋支部内 坪井
研精提出

第百九十八号 愛知縣渥美郡田
原町愛知縣農業共済保險組合
渥美支部内 金原金太提出

第百九十九号 愛知縣丹羽郡布
袋町愛知縣農業共済保險組合
丹羽支部内 安藤信太郎提出

第百二十号 佐賀縣藤内佐賀
縣農業共済保險組合長 西岡
勝次外七名提出

養蜂研究機關増強に關する請願
第百四十八号 神奈川縣小田
原市早川三九二社團法人日本
養蜂協會長 加村正直外一名
提出

農地委員會機構縮小反對に關する
請願
第百五十五号 島根縣知事
原夫次郎提出

輸出製米經營安定に關する請願
第百八十三号 岩手縣二戸郡
福岡町岩手縣農業協會内 牛
山作治外三名提出

乳製品品質、包裝及び價格改善
に關する請願
第百九十八号 大阪市都島區
相生町九五 北村彌右衛門外
百五十名提出

農業協同組合法中一部改正等に關
する請願
第百九号 長崎縣南高來郡愛
野村第一農業協同組合長 田

中水説提出
種子じやがいもの配給統制改善に
關する請願
第百十八号 東京都千代田區
神田駿河台二ノ五農業復興會
議内種子馬鈴薯確保実行委員
會内 安井七次提出

愛媛縣南予地區の農業計畫特別取
扱に關する請願
第百四十一号 愛媛縣宇和島
市長 國松福祿外十六名提出

漁業勞務者の加配米制度設定に關
する請願
第百七十五号 廣島市宇品町
三七西日本水産振興會内 林
與一郎提出

農業災害復旧費國庫補助等に關す
る請願
第百三十二号 岩手縣盛岡市
岩手縣農内岩手縣水害復興會
議内 佐藤公一提出

農業技術進歩確立に關する請願
第百八十九号 福島市中町六
七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

農業協同組合医療施設に關する請
願
第百九十二号 福島市中町六
七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

農業協同組合活動の適正化に關す
る請願
第百九十四号 福島市中町六
七福島縣指導農業協同組合連
合會長 木田森之助提出

主要食糧供出關係縣穀類國庫補
助に關する請願
第百二十二号 岐阜市議會議
長 松原真八提出

北見種畜牧場施設拂下げに關する
請願
第百三十二号 北海道紋別郡
遠輕町長 本宮章太郎提出

水害耕地復旧事業費等國庫補助に
關する請願
第百七十九号 岩手縣膽澤郡
雄偉村雄偉ノ口三六水害復旧工
事促進期成同盟會内 板屋泰
治外六名提出

獸醫師法案附則第六項修正に關す
る請願
第百二十四号 三重縣阿山郡
新田村大字中友田六五ノ二
号 中井成一提出

轉落農家に食糧配給の請願
第百三十七号 奈良市長 片
岡安太郎外十一名提出

水田單作地帯の諸施策に關する請
願
第百六十九号 宮城縣仙台市宮
城區內宮城縣農業共済保險
組合長 小野村誠毅提出

東北七縣の農家負担軽減等に關す
る請願
第百二十一号 宮城縣仙台市
宮城縣農内農業調整委員會東
北地區協議會内 佐々木家壽
治提出

右四十四件の請願は内閣に送付する
を要するものと審査決定した。よつ
て別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十四年五月二十二日
農林委員長 楠見 義男
衆議院議長 松平 恒雄
意見書案
國宮福島農馬開催に關する請願
請願者 福島市長 佐藤元治
右の請願は
福島は全國屈指の馬産地として知ら
れ、地方民もまたこの振興の熱意に
もてているが、戰爭のため公認競馬
が休止されていたのであるが、全國
に名を知られ馬事獎勵に貢獻した東
北地方唯一の公認競馬として、復活
の緊要にかんがみ、早急に設備の方
全を期し、國營福島競馬としての開
催を計られたとの趣旨であつて參
議院は、願意の大体は妥當なものな
りと思ふ。よつて内閣は鋭意これが
實現に努力せられたい。ここに國會
法第八十一條により別冊を送付す
る。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣 吉田茂殿

意見書案
農家に純米棉織物特配の請願
請願者 福島縣郡山市宇桑野北
町六六 山崎石太郎外二十九
名

右の請願は
農作物の供出報奨物資として幾多の
物資が特配されるが、そのうち特に
衣料品については高級な絹織物の銘仙
が配給され、價格は供出米一俵の値に

西蔵する高價なものであるため、受給辞退も出てくる実情である。耕作農家では一人一年純米綿織で二反を作業用に消費するのであるから、実用な綿織の特配をされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農家超過供出物代金即時拂に關する請願

諸願者 福島縣郡山市桑野北町 六六 山崎石太郎外二十九名

右の請願は

政府は目下米の超過供出を極力要望してゐるが、主食物の超過供出に對する代金の支拂及び特別報償物資の配給等の約束にもかかわらず、昭和二十三年七月以後未だにその交付がないため、農家は供出に對し氣乗り薄となり協力も鈍るから、超過供出に對する代金支拂は物品引換に即時支拂われないとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農家に肥料増配の請願

官報号外 昭和二十四年五月二十七日

諸願者 福島縣郡山市字桑野北町 六六 山崎石太郎外二十九名

右の請願は

食糧増産に最善の努力を拂ひ、供出割当の完遂は勿論、超過供出についても積極的に協力することを惜むのではないが、増産の主要條件である肥料の配給はまことに僅少なものである。しかるに基壇草耕作者には充分支給されてゐることは、農家の増産意欲をいぢるしく削減するものであるから、必要量の肥料を増配せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

縣單位農業協同組合連合会統合に關する請願

諸願者 長崎縣南松浦郡崎山村 下崎山郷七八ノ五崎山村農協 協同組合長 宮前三郎

諸願者 長崎縣南高来郡多比良町農協協同組合長 野口源雄

外二十二名

諸願者 長崎縣北松浦郡津谷村 青崎庄蔵外二十四名

諸願者 長崎縣南高来郡山田村 甲三二 大久保重治外三十五名

右の請願は

長崎縣における縣單位農業協同組合連合会は、現在信用、販賣その他の

連合会及び酪農養蠶二組合が設立されてゐるが、町村農業協同組合から各連合会の事業実施状況をみると、單位農業協同組合の業務も複雑を呈し、経費負担も増加して經營難を招きしつゝある。一面、各連合会の統合によつては資金の強化と経費の節減と相まつて、強大円滑な運営ができると思料されるから、この際縣單位農業協同組合連合会統合に關する行政措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償法の強化拡充に關する請願

諸願者 青森縣陸奥市青森縣農業共済保險組合長 松尾節三

諸願者 茨城縣多賀郡豐浦町豐浦町農業共済組合長理事 立川溪外十四名

諸願者 新潟市東区通二新潟縣農業共済保險組合長 今井太平

諸願者 新潟縣阿波郡市場町共済組合内 那須實外七名

諸願者 名古屋市中区南外堀町六ノ一愛知縣農業共済保險組合長 小島慎一郎

諸願者 前橋市曲輪町群馬縣農業共済保險組合長 浜名一雄

諸願者 宮崎市旭通(農業会館

内)宮崎縣農業共済保險組合長 長友繁雄外十四名
諸願者 奈良市林小路一八奈良縣農業共済保險組合長 上田能三
諸願者 長崎縣諫早市農業共済組合長 川上藤次郎外七名
諸願者 愛知縣岡崎市明大寺町宇天白前五三愛知縣農業共済保險組合額田支部内 本田義治
諸願者 島根縣松江市殿町一〇〇島根縣農業共済保險組合長 理事 野津乙三郎
諸願者 名古屋市中区南堀町六ノ一愛知縣農業共済保險組合名古屋支部内 坪井研精
諸願者 愛知縣瀧尾郡田原町愛知縣農業共済保險組合瀧美支部内 金原金太
諸願者 愛知縣丹羽郡布袋町愛知縣農業共済保險組合丹羽支部内 安藤信太郎
諸願者 佐賀縣藤井町佐賀縣農業共済保險組合長 西岡勝次外七名

右の請願は

農業災害補償法は公布以來既に一年有余を越したが、その内容には多くの改善を必要とし、充分にその機能を發揮してゐないから、農業經營の安定と食糧増産の見地より本制度を一層拡充強化して農業災害に對処せしめるため、(一)農家負担の軽減、(二)共済目的及び共済事故の拡充、(三)標準被害率の引下げ、(四)家畜共済の強化、(五)農業災害金融機關の確立、(六)災害の予防防止の強化等の

基本的措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養蜂研究機關増強に關する請願

諸願者 神奈川縣小田原市早川三九二社團法人日本養蜂協會 長 加村正直外一名

右の請願は

養蜂は蜜はみつばちを飼うことにより花粉を媒介し、農作物の大増収を計りながら天の恵みの医薬原料たるはちみつ、みつろうを生産する空間農業であり、本業こそせまいわが國土を二重に活用し無から有を生ずる國益事業である。しかるにわが國においては唯一研究機關である千葉の農林省畜産試験場の一部にあるみつばち科は有名無実にとしく、養蜂業界の前途が憂慮されるから、研究機關の増強を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農地委員会機構縮小反對に關する請願

右の請願は

昭和二十三年のアイオン台風によつて、岩手県下の農耕地及び公共施設は甚大な被害を受けたので、復旧工事施行の必要があるが、地方財政窮乏の折柄地元の負担では完全な施行ができないから、二十四年度予算に多額の國庫補助額を計上され、同時に地方融資額の増額を図られたとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業技術協同組合に関する請願

請願者 福島市中町六七福島縣

指導農業協同組合連合会長

木田森之助

右の請願は

農地制度の改革、農業協同組合の設立等による新基盤の上に立つて近代的な農業技術協同組合を確立するために、(一)農業技術員を農業協同組合に配置するために最大限の國庫補助を行ふこと、(二)農業技術員の待遇を保障するとともに、活動用資材(自動車、作業衣、地下足袋等)を確保すること、(三)農業技術員養成施設を整備充実し、普及指導員及び協同組合技術員の養成並びに再教育を行ふこと、(四)供出課税に對し特別な措置を講ずること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院

は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業協同組合医療施設に関する請願

請願者 福島市中町六七福島縣

指導農業協同組合連合会長

木田森之助

右の請願は

農業協同組合の病院及び診療所は、一般的に公立施設として公衆衛生の向上のために貢献しているが、山間へき地の山村には、無医地帯が多く未だに近代的な医療設備が、不完全なために医療に困難をきたしている実情であるから、その施設を充実し、医療法制定に當つては、農業協同組合の病院、診療所を公共医療機関として認め、その運営費を國家及び府縣負担するとともに、農業協同組合の医療施設に対する員外利用の制限を撤廃すること等を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蚕糸業振興に関する請願

請願者 福島市中町六七福島縣

指導農業協同組合連合会長

木田森之助

請願者 山形市香澄町二二山形

縣蚕糸振興農業協同組合連合

会長 梅津茂右衛門

右の請願は

蚕糸業は日本再建の經濟的な根幹をなす重要な産業であるにもかかわらず、過度の課税や業者の意志に反した補助給付等のため、業者の養蚕意欲を減退させている現状であるから、蚕糸業の振興のために、(一)新米價決定に伴い本年度秋産繭を新米價基準パリティによる六、六八〇掛に即時改訂すること、(二)單一爲替レート設定に當りこりむる打撃をカバーするよう補助金を支出し輸出の振興を図ること、(三)蚕繭、蚕種に対する取引高税、事業税をすみやかに撤廃すること、(四)縣内産繭は縣内製糸工場並びに座繰生糸業者に所要量を確保せしめ、余剩繭數量のみ縣外移出を図るため配給割当制度を実施すること、(五)蚕糸業技術員の身分を安定せしめるため簡集荷手数料を減價の五パーセントとし、技術員設置費を引き上げること、等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業協同組合活動の適正化に関する請願

請願者 福島市中町六七福島縣

指導農業協同組合連合会長

木田森之助

右の請願は

農業協同組合の健全なる発達を図るため、(一)連合会の整理統合、(二)報奨物資の配給は農業協同組合による一元取扱、(三)農林物資、肥料、油糧等農業用物資を取り扱う中間機關の全廃、(四)指定配給物資取り扱いについては卸、小賣とも一般業者と平等、(五)行政官廳、公園等の農業協同組合に對する許可、認可の手續の簡易化及び事業運営を阻害する諸統制法規の撤廃、(六)農林中央金庫の民主的改組の断行と金融業法の組合金融制度の特殊性の確立、(七)農業協同組合に對する法人税、事業税、所得税、取引高税の廃止、(八)教育情報資金補助等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

主要食糧供出関係経費全額國庫補助に関する請願

請願者 岐阜市議會議長 松原

喜八

右の請願は

現在市町村では、主要食糧供出の円滑公正な運営のために多額の経費を

要しているが、國庫補助額は極めて少額で、ほとんど市町村の負担となつてゐるから、自治体財政窮乏の折柄これらの人件費、事務費を全額を國庫負担せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北見種畜牧場施設排下げに関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町長

本宮章太郎

右の請願は

北海道の農業は今後一層の開墾と増産が必要であり、また各種の特産物の生産増収には一貫した指導方針が必要であるが、道内には現在國立の農業指導機關がなく、農事指導上に不便支障が多いから、遠軽町所在の北見種畜牧場廃止後の施設を國立農事指導機關に轉換充當せられ、同時に附屬山林及び不利用建物を無償にて本町へ拂ひ下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

主要食糧供出関係経費全額國庫補助に関する請願

請願者 岐阜市議會議長 松原

喜八

右の請願は

現在市町村では、主要食糧供出の円滑公正な運営のために多額の経費を

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

主要食糧供出関係経費全額國庫補助に関する請願

請願者 岐阜市議會議長 松原

喜八

意見書案

水害耕地復旧事業費等國庫補助に關する請願

請願者 岩手縣陸奥郡雄物川村
ノロ三六水害復旧工事促進期
成同盟会内 板屋泰治外六名

右の請願は

岩手縣下の土地改良、水害耕地の復旧は、食糧の増産、供出の確保上極めて重要であるが、昭和二十四年度予算において、これに要する予算が全面的に削減され、公共施設費も大幅に削減される由であるが、かくては農民の生産意欲を減退し、國家再建に重大な影響を及ぼすから、從來通りに、土地改良事業及び水害耕地復旧事業に對し國庫補助をせられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
轉落農家に食糧配給の請願

請願者 奈良市長 片岡安太郎
外十一名

右の請願は

奈良縣はわずかに奈良市以南に奈良盆地を有するのみで、周囲には山岳が起伏して平坦部と山間部の割合は七対一である。従つて、耕作面積が極めて少く、山間部には零細農家が多く、平坦部もまた半農半商の農家によつて占められている。これらの農家の大部分は一年間の保有米を有せず轉落農家として配給を要するものが増加しているが、現在政府の食糧配給割当量が少いため欠配を余儀なくされ、市町村の行政運営に悪影響を與えているから、本縣の特殊事情を考慮して、これら轉落農家に対する食糧の要配給量を確保せられたいとの趣旨であつて參議院は、その趣旨は概ね妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力

意見書案
獸医師法案附則第六項修正に關する請願

請願者 三重縣阿山郡御田村大字中友田六五ノ二号 中井 成一

右の請願は

獸医師は法の規定により、從來獸醫師と実務上同等の資格において畜産指導のために農村実態に即應して、全接りようをもつて農村の中核として活動してきたのである。獸医師

は、昭和十五年以降の獸医師試験制度の改正によつて、獸医師と同等の能力を有しているが、今回獸医師の廃止により全國三千余名は即日生活に一大恐慌をきたすことになるから、獸医師法案附則第六項を修正せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
水田單作地帯の諸施策に關する請願

請願者 宮城縣仙台市宮城區内宮城縣農業共済保險組合長 小野村誠毅

右の請願は

農業災害補償法は、水田單作地帯農家にとつて不合理な点があるから、(一)單作地帯の農作物共済金の最高限度を反當收量八十パーセント以上とすること、(二)單作地帯の事故限額率を現行の三割以上を一割以上に改めること、(三)單作地帯の農業者の生産する主要食糧の政府買上價格を特別價格とすること、その他農業災害補償法による管農上完全なる安定補償制度とする措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
東北七縣の農家負担軽減等に関する請願

請願者 宮城縣仙台市宮城區内農業調整委員會東北地區協議會内 佐々木家清治

右の請願は

東北七縣および新潟縣下農村の食糧増産と、農村民の負担軽減を圖るために、農業所得税の軽減、供出および報償制度の改善、管農資金の円滑な運用、土地改良事業の助成および農業調整委員會經費の國庫負担増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
農林委員會陳情審査報告書第一號

農林委員會陳情審査報告書第一號

一議院の會議に付するを要するもの。

第十四号 長野縣小諸町地内稲林地存在に關する陳情
第十七号 苗木の輸送助成に關する陳情
第二十一号 廣島縣御幸村外九箇村の片山病撲滅のため耕地整理等の諸対策に關する陳情
第二百十五号 造林事業費國庫補助増額等に関する陳情
第二百十八号 新潟縣の土地改良事業費國庫補助に關する陳情
第二百十五号 林道開設予算増額に關する陳情
第二百十七号 兵庫縣のかん苧恒久対策事業費國庫補助に關する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十一日
農林委員長 楠見 義男
參議院議長 松平 恒雄殿

農林委員會陳情特別報告第一號
長野縣小諸町地内稲林地存在に關する陳情
第十四号 長野縣北佐久郡小諸町 小山宗一外二名提出
第十七号 新潟市川端町二山林種苗協會内 花野真太郎提出
廣島縣御幸村外九箇村の片山病撲滅のための耕地整理等の諸対策に關する陳情
第二十一号 廣島縣深安郡御幸村長 三好興一郎外八名提出
造林事業費國庫補助増額等に関する陳情
第二百十五号 奈良市東向町奈良縣森林組合連合會長理事 岡橋清左衛門提出
新潟縣の土地改良事業費國庫補助

第二百十九号 長崎縣の災害復旧耕地事業費國庫補助に關する陳情
第二百四十九号 中國四縣林道開設事業費國庫補助増額に關する陳情(五通)

第三百一十号、第三百十八号 山林復興対策に關する陳情
第三百二十三号 開拓地の電氣設備費國庫補助に關する陳情
第三百五十七号 養魚場を未墾地買収の對象より除外するの陳情

に關する陳情

第百八十八号 新潟縣知事 岡田正平外二名提出

林道開設予算増額に關する陳情

第百八十五号 滋賀縣大津市滋賀縣會議長 小林郁提出

兵庫縣のかん害恒久対策事業費國庫補助に關する陳情

第百八十七号 神戸市下山手四兵衛縣土地改良實業會議員連盟

長崎縣の災害復旧耕地事業費國庫補助に關する陳情

第百八十九号 長崎縣會議長 岡本直行提出

中國四縣林道開設事業費國庫補助増額に關する陳情(五通)

第百四十九号 島根縣松江島根縣會議長 恒松安夫外六名提出

山林復興対策に關する陳情

第百三十一号 東京都品川区東大崎五ノ七全國森林組合連合会

内 井山太郎外二名提出

第百三十八号 千葉市長洲町一千葉縣森林組合連合会内 齋藤方壽雄提出

開拓地の電氣設備費國庫補助に關する陳情

第百二十三号 島根縣會議長 恒松安夫提出

養魚場を木地買収の対象より除外する陳情

第百五十七号 名古屋市中津區森後町二ノ三愛知縣池中養殖特別漁業會事務理事 駒澤昌外九名提出

右十三件の陳情は内閣に送付するを

要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長 楠見 義男

參議院議長 松平 恒雄

意見書案

長野縣小諸町地内植林地存置に關する陳情

陳情者 長野縣北佐久郡小諸町 小山宗一外二名

右の陳情は

長野縣小諸町地内高峯部分林現地は國有林野開拓適地調査の結果開拓地に決定されたが、この林野は小諸町の水道及び附近一帯農地かんがいの重要な水源地として、すでに造林三箇年計画のもとに十萬本の落葉松が植林してあるから、沿山治水並びに食糧増産の見地より従来通り植林地として存置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

廣島縣御幸村外九箇村の片山病撲滅のため耕地整理等の諸対策に關する陳情

陳情者 廣島縣深安郡御幸村長 三好與一郎外八名

右の陳情は

廣島縣の東端に在る備後、神辺平野は、水利交通の便もよく農業經營上最も理想的な地域であるが、深安郡神辺町を中心とする二箇町七箇村にわたつて、日本にまれな地方病すなわち日本住血吸虫片山病がまん延して人畜の死亡するものも少なくない状況である。しかしてこの低濕地帯を改良し片山病を徹底的に撲滅し天與のよく土も最も効果的に活用するため、關係町村の耕地整理事業を國費で行われるとともに本事業に要する資材の優先的割當を考慮せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

苗木の輸送助成に關する陳情

陳情者 新潟市川端町二山林種苗協會内 花野眞太郎

右の陳情は

山林復興のための造林には優良な苗木の供給が一大必要條件であるが、苗木を山出しするに當つて、輸送が円滑でないため多くの時日を要するを

係上、苗木の損傷が甚だしく、從つて活着率が悪く造林者に迷惑をかけているが、山林種苗協會の経済力では、苗木輸送のためのトラックの整備等は困難であるから、苗木輸送について助成されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

造林事業費國庫補助増額等に關する陳情

陳情者 奈良市東向町町奈良縣森林組合連合會會長理事 岡橋清左衛門

右の陳情は

造林事業については逐次、時宜に應じた諸策を実施せられるとともに、民間においても造林意欲が増進されてきたことは喜ぶべきことであるが、補助交付額が全國法定の一律補助であるため、技術的經濟的に特異性のある本縣では、恩恵に浴することとが他府縣に比して低率である。そのため經濟的に造林事業進ちよくのあい路となつてゐるから、現在のよるな法定額の半額補助を改められ地方の實情に則した實際の要造林費を基礎として、地区別差補助制度を採用するとともに、造林の緊急なるにかんがみ、植栽後十箇年程度までの幼齡林の生育、手入れに費力する必要上これに対する補助金をも交付せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

林道開設予算増額に關する陳情

陳情者 滋賀縣大津市滋賀縣會議長 小林郁

右の陳情は

滋賀縣下の山林は戦時中の濫伐のため日毎に荒廢しつつあり、半面燃料事情その他再建事業の緊急性によつて林産物の需要は増大してゐる。しかるに、昭和二十四年度林道開設予算は昭和二十三年に比してははだししく減額される由であるが、これが事実とすれば林産物の生産確保はもと論、奥地開発に至難で森林の合理的經營は不可能となり、林業の振興は到底望みえない結果となるか

條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

造林事業費國庫補助増額等に關する陳情

陳情者 奈良市東向町町奈良縣森林組合連合會會長理事 岡橋清左衛門

右の陳情は

造林事業については逐次、時宜に應じた諸策を実施せられるとともに、民間においても造林意欲が増進されてきたことは喜ぶべきことであるが、補助交付額が全國法定の一律補助であるため、技術的經濟的に特異性のある本縣では、恩恵に浴することとが他府縣に比して低率である。そのため經濟的に造林事業進ちよくのあい路となつてゐるから、現在のよるな法定額の半額補助を改められ地方の實情に則した實際の要造林費を基礎として、地区別差補助制度を採用するとともに、造林の緊急なるにかんがみ、植栽後十箇年程度までの幼齡林の生育、手入れに費力する必要上これに対する補助金をも交付せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

林道開設予算増額に關する陳情

陳情者 滋賀縣大津市滋賀縣會議長 小林郁

右の陳情は

滋賀縣下の山林は戦時中の濫伐のため日毎に荒廢しつつあり、半面燃料事情その他再建事業の緊急性によつて林産物の需要は増大してゐる。しかるに、昭和二十四年度林道開設予算は昭和二十三年に比してははだししく減額される由であるが、これが事実とすれば林産物の生産確保はもと論、奥地開発に至難で森林の合理的經營は不可能となり、林業の振興は到底望みえない結果となるか

意見書案

新潟縣の土地改良事業費國庫補助に關する陳情

陳情者 新潟縣知事 岡田正平 外二名

右の陳情は

米の産額全國一をほこる新潟縣は、土地改良によつて更に一段の増産を加へ、國家食糧自給態勢の完べきを期するために努力してゐるが、現下の物價暴騰は生産費を上昇せしめ、工事の進ちよくを阻害し、未だ改良されないものが十有餘万町歩に及んでゐる現状であるから、二十四年度計画において、本事業費の國庫補助をせられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂

意見書案

林道開設予算増額に關する陳情

陳情者 滋賀縣大津市滋賀縣會議長 小林郁

右の陳情は

滋賀縣下の山林は戦時中の濫伐のため日毎に荒廢しつつあり、半面燃料事情その他再建事業の緊急性によつて林産物の需要は増大してゐる。しかるに、昭和二十四年度林道開設予算は昭和二十三年に比してははだししく減額される由であるが、これが事実とすれば林産物の生産確保はもと論、奥地開発に至難で森林の合理的經營は不可能となり、林業の振興は到底望みえない結果となるか

ら、本縣の林道開設予算の増額を國
られたことの趣旨であつて参議院
は、願意の大体は妥當なものなりと
思う。よつて内閣は鋭意これが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫縣のかん害恒久対策事業費國
庫補助に関する陳情
陳情者 神戸市下山手四兵衛縣
土地改良費徴議員連盟内 水
島榮一外二名

右の陳情は

兵庫縣はわが國有数の農業縣である
が、地勢上用水に恵まれないので昭
和二十三年においては大きな害のため
二十七万石の減収をみた。しかし
て、政府においても農民の苦境を察
知せられて十九万四千石の補正を承
認せられ、農民は幸うじて供出を完
了したのである。上記のような本縣
の実情を察せられて、本年度にお
いてかん害恒久対策事業に対し、相
当額の國庫補助金を交付せられたい
との趣旨であつて参議院は、願意の
大体は妥當なものなりと思う。よつ
て内閣は鋭意これが実現に努力せら
れたい。ここに國會法第八十一條に
より別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎縣の災害復旧耕地事業費國庫

補助に関する陳情

陳情者 長崎縣議會議長 岡本
直行

右の陳情は

長崎縣は耕地面積が狭いため小農家
多く農業経済に余裕がないので、一
旦耕地に災害を受けた場合にはこの
復旧にあたり自力による復旧は不可
能であるので國庫補助のわく内で努
力を續けている現況である。しかる
に、今回耕地復旧事業費補助を全面
的に停止されるとのことであるが、
かくては災害耕地の復旧は不可能と
なり農業生産増加上、大きな障害を
招来する結果となるから、積極的に
耕地復旧事業費の國庫補助金を計上
されたいとの趣旨であつて参議院
は、願意の大体は妥當なものなりと
思う。よつて内閣は鋭意これが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

中國四縣林道開設事業費國庫補助
増額に関する陳情(五通)
陳情者 島根縣松江島根縣議會
議長 恒松安夫外六名

右の陳情は

山林經營の確立は、治山治水に及び
産業經濟復興上最も重要な國家的施
策である。しかし、林業として
知られている島根、鳥取、岡山、山
口の四縣における造林事業の積極的
実施と山林保護管理の徹底を期する
ため、森林資源の育成強化を図ると
ともに、林産物の集約的利用の方途

を講ずることが緊要であるから、林
道網を拡充強化するために林道開設
の國庫補助を増額せられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は
妥當なものなりと思う。よつて内閣
は鋭意これが実現に努力せられた
い。ここに國會法第八十一條により
別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

山林復興対策に関する陳情
陳情者 東京都品川区東大崎五
の七全國森林組合連合会内
井出一太郎外二名

右の陳情は

國土の保安、産業の興隆は、治山治水
に重大な關係があるが、わが國山林
の現状は戦時、戦後の濫伐によつて荒
廢の極に達しているから、その急速
なる復興を図るため、(一)森林法の
改正を急速に実施すること、(二)森
林組合を拡充強化すること、(三)造
林用種苗を確保すること、(四)造林
事業を拡充強化すること、(五)絶対
林業地を急速に確立すること、(六)
治山行政を統一すること、(七)林業
金融機關を設置すること、等の措置
を採らねばならぬとの趣旨であつて参議
院は、願意の大体は妥當なものなり
と思う。よつて内閣は鋭意これが実
現に努力せられたい。ここに國會法
第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

山林復興対策に関する陳情
陳情者 千葉市長洲町一千葉縣
森林組合連合会内 森藤万壽
雄

右の陳情は

荒廢せる國土の再建は森林の緑化が
基礎的條件であるが、これが復興を
図るためには、(一)山林の所有権確
立明瞭化を期すること、(二)造林証
券制度を排しないこと、(三)強力
な補助金制度を確立すること、(四)
復金融資の森林関係活用のための強
力な措置を断行すること、(五)復金
制度の複雑化を排除すること、(六)
九五五厘の金利を引き下げること、
(七)森林組合の強化を図ること、
(八)造林技術の確立化を図ること、
(九)薪炭木の撫育改良に関する補助
金制度を確立すること、(一〇)森林
省所管の治山治水事業を建設省に移
管しないこと、(一一)林道開設予算
を増額すること、(一二)林野局を廢
し民有林野部を含む林野廳を設置す
ること、等の措置を講ぜられたい
との趣旨であつて参議院は、願意の
大体は妥當なものなりと思う。よつ
て内閣は鋭意これが実現に努力せら
れたい。ここに國會法第八十一條に
より別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓地の電気設備費國庫補助に関
する陳情
陳情者 島根縣議會議長 恒松
安夫

右の陳情は

島根縣下二十六箇所の開拓地の五千
名に余る入植者は、裸一貫祖國に帰
還した者が多く、不とう不屈の努力
を拂つて開拓農業その他の生産事業
に従事して自活しているが、開拓地
の改善と定住の目的のため道路、交
通、かんがい、生産工業、娯樂、文
化等の施設を必要とするものである
が、これに先んじて現在不自由なる
燈油生活を續けていて夜間の作業等
困難をきたしているために電氣の導
入を必要とするが、これから入植者
はもとより自力導入の余力もなく、
縣としても現下の縣財政では如何と
も致し難い状況であるから、國庫補
助により開拓地への電氣導入を図ら
れたいとの趣旨であつて参議院は、
願意の大体は妥當なものなりと思
う。よつて内閣は鋭意これが実現に
努力せられたい。ここに國會法第八
十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

養魚場を未墾地買収の對象より除
外する陳情
陳情者 名古屋市熱田區森後町
二ノ三 愛知縣池田養殖特別
漁業會事務理事 駒沢昌外九
名

右の陳情は

最近愛知縣下各地において、耕地と
しての價値のない養魚場を未墾地買
収の對象として強制買上げされてい
るが、これは、縣下四百名近くの養
魚會員の死活問題であつてたん白質

源を補給する養魚事業は最大の危機に直面しているといつても過言ではない。養魚場は昔から水たまり、沼、用水等の内水面を区画して造られたものであり、限られた土地を経済的に利用して正当な事業を行つてゐるものであるから、池中養殖業の振興と土地の経済的利用を図るため、養魚場を農地法による未墾地買収の対象から除外せられたことの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第二号

一議院の會議に付するを要するもの。

第十三号 農地委員会に対する

國庫補助の陳情

第二十八号 供出に要する經費

國庫補助の陳情

第三十八号 食糧増産施設に關

する陳情

第四十一号 第二百八十四号、

第三百二十八号、第三百九十号

(十五通) 農業災害補償法の強

化拡充に關する陳情

第四十二号 農業災害補償法に

基く共済團休事務費國庫補助

の第四十四号、第四百十号

酪農業の拡充強化に關する陳

情

第六十八号 農林復興融資のわ

く復活並びに増額の陳情

第二百三十二号 食糧追加供出等

に關する陳情

第二百三十七号、第二百五十五

号、第二百九十三号 養蚕業振

興に關する陳情

第二百一十一号 農地委員会機構

縮小反對に關する陳情

第二百二十七号 蘭の檢定、格

付等の改善に關する陳情

第二百七十四号 養蚕業振興に

關する陳情

第二百九十四号 過少農家に對

する主要食糧配給の陳情

第二百七十四号 農業共済團休

事務費國庫補助増額に關する

陳情

右の通り審査決定した。よつて報告

する。

昭和二十四年五月二十二日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長松平恒雄殿

農林委員会陳情特別報告第二

号

農地委員会に対する國庫補助の陳

情

第十三号 島根縣仁多郡馬場上村

農地委員会内 堀江重義提出

供出に要する經費國庫補助の陳情

第二十八号 鹿兒島縣知事 重

成格提出

食糧増産施設に關する陳情

第三十八号 東京都港区芝西久

保巴町三五全園町村会内 吉

沢仁太郎提出

農業災害補償法の強化拡充に關す

る陳情(十八通)

第四十一号 福島市中町六七福

島縣農業共済保險組合長 佐

藤善太提出

第二百八十四号 高知市北本町

一ノ七九高知縣農業共済保險

組合長 山崎正辰提出

第三百二十八号 岐阜縣岐阜市

今小町二岐早縣農業共済保

險組合長 山田治一外五十三

名提出

第三百九十九号 愛知縣津島市太

字津島町愛知縣農業共済保險

組合支部支内 戸谷靜雄外

二百四十七名提出

農業災害補償法に基く共済團休事

務費國庫補助の陳情

第四十二号 福島市中町六七福

島縣農業共済保險組合長 佐

藤善太提出

酪農業の拡充強化に關する陳情

(二通)

第四十四号 愛知縣飯飯郡蒲郡

町大字清田字中岡宝飯豐川畜

産農業協同組合長 羽田慶次

部外四百四十五名提出

第四百四十号 山口市大字上宇野

令山口縣農業組合連合会内

田中順治外三百三十二名提出

農林復興融資のわく復活並びに増

額の陳情

第六十八号 大阪府知事 赤間

文三提出

食糧追加供出等に關する陳情

第三百三十二号 山梨縣山梨市山梨

縣町村会内 深山昇提出

養蚕業振興に關する陳情(三通)・

第二百三十七号 名古屋市中村區

堀内町一ノ一二愛知縣養蚕販

賣協同組合連合會長 八木一

郎提出

第二百五十五号 熊本市櫻井町

三熊本縣養蚕販賣農業協同組

合連合會會長理事 松本秀文

外六名提出

第二百九十三号 熊本市櫻井町

三熊本縣養蚕販賣農業協同組

合連合會會長理事 松本秀文

外六名提出

農地委員会機構縮小反對に關する

陳情

第二百一十一号 長崎縣會議長

岡本直行提出

蘭の檢定、格付等の改善に關する

陳情

第二百二十七号 群馬縣前橋市

群馬縣會議長 高山和助提

出

養蚕業振興に關する陳情

第二百七十四号 東京都議會議

長 石原永明外九名提出

過少農家に對する主要食糧配給の

陳情

第二百九十四号 群馬縣會議

長 高山和助提出

農業共済團休事務費國庫補助増額

に關する陳情

第三百七十四号 兵庫縣知事

岸田幸雄提出

右二十件の陳情は内閣に送付するを

要するものと審査決定した。よつて

別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十二日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

農地委員会に対する國庫補助の陳

陳情者 島根縣仁多郡馬場上村農

地委員会内 堀江重義

右の陳情は

昭和二十三年度農地委員会國庫補助

額は、要求額の半額程度であつて、農

地改革の完遂に多大の支障をきたし

てゐるから、すみやかに追加予算を

計上されたいとの趣旨であつて参議

院は、願意の大体は妥當なものなり

と思ふ。よつて内閣は鋭意これが実

現に努力せられたい。ここに国会法

第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

供出に要する經費國庫補助の陳情

陳情者 鹿兒島縣知事 重成格

右の陳情は

地方財政法第十一條第二項第五号に

よれば食糧供出に關する經費は、國

が負担することになつてゐるにもか

かわらず市町村に對して全然支出さ

れてゐない現状である。今日の町村

財政は全く窮乏し吏員の給料すら満

足に拂えない現状であつて、國の負

担に屬するこれ等經費を支拂ふ能力

は全然ないので、食糧供出事務のす

い行上重大支障をきたす虞れがある

から、すみやかに予算に計上交付さ

れたいとの趣旨であつて参議院は、

願意の大体は妥當なものなりと思

ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に

努力せられたい。ここに国会法第八

十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧増産施策に關する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町三五全園町村会内 吉沢仁太郎

右の陳情は 政府は未熟地開墾に主力を注ぎ、むしろ行き過ぎとさえ考えられるに比し、既耕地対策は等閑視する體がある。わが國食糧増産の緊要性にかんがみ、食糧増産の基本政策を、最も経済的にして能率的且つ実行確実性ある既耕地増産におくこと、あらたなる開拓計画は治山治水上の關係を考慮してこれに根本的檢討を加えること、すみやかに全國的耕地整理を實行すること、貯水池築造可能地域調査とこれが築造に併行する新田開発の促進、農地制度改革に伴う新事態に即應し農地改良と増産を達成せしむるような法的措置等をすみやかに實現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ひ、よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償法の強化拡充に關する陳情

陳情者 福島市中町六七福島縣農業共済保險組合長 佐藤善太

陳情者 高知市北本町一ノ七九 高知縣農業共済保險組合長 山崎正辰

陳情者 岐阜縣岐阜市今小町二一 岐阜縣農業共済保險組合長 山田治一外五十三名

陳情者 愛知縣津島市大字津島町愛知縣農業共済保險組合海部支部内 戸谷靜雄外二百四十七名

右の陳情は 農業災害補償法は公布以來既に一年有余を経たが、その内容には多くの改善を必要とし、充分その機能を發揮してないから、農業經營の安定と食糧増産の見地より本制度を一層拡充強化して農業災害に対処せしめるため、(一)農家負担の軽減、(二)共済目的及共済事故の拡充、(三)標準被害率の引下げ、(四)家畜共済の強化、(五)農業災害金融機關の確立、(六)災害の予防防止の強化等の基本的措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ひ、よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償法に基く共済團體事務費國庫補助の陳情

陳情者 福島市中町六七福島縣農業共済保險組合長 佐藤善太

官廳給與ベースは、一月から実質的に六千三百七十四ベースに改正されているにもかかわらず、共済團體職員給與は三千七百九十二ベースのままで改正されていないが、職員給與の確保は事業運営に至大の關係をもつから昭和二十三年度においては追加予算または予備金を以て支出されたい。なお農業災害補償法に基く本事業は、國家的性質をもつもので専任職員は、國家的性質をもつもので専任職員であるが、共済組合には一般事業の収入がなく共済掛金の増加は農民負担を加重するものであるから、昭和二十四年度より共済團體事務費を全額國庫負担にせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ひ、よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

酪農業の拡充強化に關する陳情

陳情者 愛知縣宝飯郡蒲郡町大字清田字中岡宝飯豊川畜産農業協同組合長 羽田慶次郎外百四十五名

陳情者 山口市大字上宇野令山口縣酪農組合連合会内 田中順治外三百三十二名

右の陳情は 人工栄養児、病弱者、妊産婦等に米麦以上に大切な牛乳を生産供給する酪農家に對し、米麦農作農家と同様に総合供出制度の確立による増力な

施策を圖られるとともに、酪農に必要な飼料は國內生産のみでは十分でないから輸入により必要量を確保せられたい。又一般農業においても乳牛飼育の希望が逐年増加しつつあるが、農村金融が極度にひつ迫しているため、酪農業發展上遺憾であるから、資金の融通について格別の処置を講ぜられ酪農業の拡充強化を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ひ、よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

農林復興融資のわく復活並びに増額の陳情

陳情者 大阪府知事 赤間文三

右の陳情は 農林復興融資は、さきに昭和二十三年度下半期において四十億のわくを設定されたが、その後二十八億に減額されたのである。しかしして年度末までの需要額は右のわくを相当上回るものと推定され、農林復興に非常な支障を來たしつゝあるから、融資のわくを復活されたとともに昭和二十四年度において更に増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ひ、よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧追加供出等に關する陳情

陳情者 山梨縣鹽山内山梨縣町村会内 深山昇

右の陳情は 今回の追加供出に對する價格差に關し、報奨物資のみならず、すべてに報奨金を支拂われ、供出不能農家に對し、干かんしよ代替供出をみとめられたい。又現在農家の生活状況にかんがみ、農業所得税の基礎控除及び扶養家族控除を大幅に引き上げられ、土地税及び家屋使用税を廃止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ひ、よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

蚕糸業振興に關する陳情

陳情者 名古屋市中村區堀内町一ノ一一愛知縣養蠶販賣協同組合連合会長 八木一郎

陳情者 熊本市櫻井町三熊本縣養蠶販賣農協同組合連合会会長理事 松本秀文外六名

陳情者 熊本市櫻井町三熊本縣養蠶販賣農協同組合連合会理事 松本秀文外六名

右の陳情は 蚕糸業の振興を圖り生糸の輸出を増進することは、現下のわが國經濟再建

のため絶対の要件であるが、対外偽替レートの設定並びにその善後対策如何によつては蚕糸業の減損が憂慮されるから、(一)繭價を養蚕家の手取り五千六百掛以上にする、(二)上繭集荷取扱手数料を繭價の外に五パーセント認めること、(三)玉屑繭全数量を養蚕家の自由にする、(四)養蚕に對する事業税及び取引高税の撤廃、(五)絹織物消費税を絹織物と同率にする等をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農地委員会機構縮小反對に關する陳情者 長崎縣議會議長 岡本直行

右の陳情はわが國民主化の一要件である農地改革は目下進行中であつて、各市町村農地委員会では昨今賣買農地の登記事務の處理に繁忙を極めて、最近傳えらるるに委員会の機構が縮小されて登記の定員が三分の一に削減されることになると、事務が停滯して、重要な農地改革の前途に暗影を投ずる虞があるから、業務執行の最前線にある市町村農地委員会には、すくなくとも二名づつの登記定員を確保せられたいとの趣旨であつ

て参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繭の檢定、格付等の改善に關する陳情者 群馬縣前橋市群馬縣議會議長 高山和助

右の陳情は現行の繭檢定方法はその大部分が人為的檢定によつてなされるので、正確度は疑念をはさむ余地が多分にあり繭檢定民主化の線に副い、難いから、これを科学的、機械的方法に改め當事者が納得できる合理的方法に定めることが必要であるが、そのためには繭格付及び評價についても、現行制度は繭質の改善及び繭の増産を阻んでゐるから、適正評價のできるよう改められるとともに、繭の檢定及び格付にあたつて養蚕、製糸両者の代表を立会せるように併せて改善せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養蚕業振興に關する陳情者 東都府議會議長 石原永明外九名

右の陳情は生糸はわが國の重要輸出商品であるが單一レートを三百三十四圓に決定すれば、生糸には重大な打撃を與えるものであつて、原料繭は原價構成が六〇パーセントを占めるだけ、わが國の養蚕業は潰滅の悲運に至るから、戦後復興の途上にある養蚕業振興のため特別の救済手段を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養蚕業振興に關する陳情者 東都府議會議長 石原永明外九名

右の陳情は生糸はわが國の重要輸出商品であるが單一レートを三百三十四圓に決定すれば、生糸には重大な打撃を與えるものであつて、原料繭は原價構成が六〇パーセントを占めるだけ、わが國の養蚕業は潰滅の悲運に至るから、戦後復興の途上にある養蚕業振興のため特別の救済手段を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

陳情者 東都府議會議長 石原永明外九名

右の陳情は生糸はわが國の重要輸出商品であるが單一レートを三百三十四圓に決定すれば、生糸には重大な打撃を與えるものであつて、原料繭は原價構成が六〇パーセントを占めるだけ、わが國の養蚕業は潰滅の悲運に至るから、戦後復興の途上にある養蚕業振興のため特別の救済手段を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養蚕業振興に關する陳情者 東都府議會議長 石原永明外九名

右の陳情は生糸はわが國の重要輸出商品であるが單一レートを三百三十四圓に決定すれば、生糸には重大な打撃を與えるものであつて、原料繭は原價構成が六〇パーセントを占めるだけ、わが國の養蚕業は潰滅の悲運に至るから、戦後復興の途上にある養蚕業振興のため特別の救済手段を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養蚕業振興に關する陳情者 東都府議會議長 石原永明外九名

右の陳情は生糸はわが國の重要輸出商品であるが單一レートを三百三十四圓に決定すれば、生糸には重大な打撃を與えるものであつて、原料繭は原價構成が六〇パーセントを占めるだけ、わが國の養蚕業は潰滅の悲運に至るから、戦後復興の途上にある養蚕業振興のため特別の救済手段を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養蚕業振興に關する陳情者 東都府議會議長 石原永明外九名

右の陳情は生糸はわが國の重要輸出商品であるが單一レートを三百三十四圓に決定すれば、生糸には重大な打撃を與えるものであつて、原料繭は原價構成が六〇パーセントを占めるだけ、わが國の養蚕業は潰滅の悲運に至るから、戦後復興の途上にある養蚕業振興のため特別の救済手段を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業共済團体の事務費國庫補助増額に關する陳情者 兵庫縣知事 岸田幸雄

右の陳情は農業災害補償法に基いて設立された農業共済團体の拡充強化に伴い、今後の積極的活動が期待されるが、この團體運営の経費も市町村農業組合においては、年額十数万円を要するにもかかわらず、國庫交付金は、昭和二十三年度において一組合平均二万六千九百円にすぎず、他は農家の負担によらなければならぬが、現下の農業経済事情は多額の負担に堪へ得ない実情にあるから、組合事務費に對する國庫交付金を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業共済團体の事務費國庫補助増額に關する陳情者 兵庫縣知事 岸田幸雄

右の陳情は農業災害補償法に基いて設立された農業共済團体の拡充強化に伴い、今後の積極的活動が期待されるが、この團體運営の経費も市町村農業組合においては、年額十数万円を要するにもかかわらず、國庫交付金は、昭和二十三年度において一組合平均二万六千九百円にすぎず、他は農家の負担によらなければならぬが、現下の農業経済事情は多額の負担に堪へ得ない実情にあるから、組合事務費に對する國庫交付金を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業共済團体の事務費國庫補助増額に關する陳情者 兵庫縣知事 岸田幸雄

右の陳情は農業災害補償法に基いて設立された農業共済團体の拡充強化に伴い、今後の積極的活動が期待されるが、この團體運営の経費も市町村農業組合においては、年額十数万円を要するにもかかわらず、國庫交付金は、昭和二十三年度において一組合平均二万六千九百円にすぎず、他は農家の負担によらなければならぬが、現下の農業経済事情は多額の負担に堪へ得ない実情にあるから、組合事務費に對する國庫交付金を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業共済團体の事務費國庫補助増額に關する陳情者 兵庫縣知事 岸田幸雄

右の陳情は農業災害補償法に基いて設立された農業共済團体の拡充強化に伴い、今後の積極的活動が期待されるが、この團體運営の経費も市町村農業組合においては、年額十数万円を要するにもかかわらず、國庫交付金は、昭和二十三年度において一組合平均二万六千九百円にすぎず、他は農家の負担によらなければならぬが、現下の農業経済事情は多額の負担に堪へ得ない実情にあるから、組合事務費に對する國庫交付金を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

保、農業生産及び農家生活必需品の供給、農業災害補償制度の拡大、農業協同組合の強化、競馬場の開設、農地委員会の縮小反對、治山治水事業及び造林の促進、林道の開設、薪炭買上停止の解除、その他税制改善、國有林野の地下の製炭、森林組合技術員の設置、開拓、干拓、土地改良及び農地の災害復旧の促進、開拓地の管農助成及び農林地政策の調整等各般の事項に亘つておりました。その内容の詳細につきましては文書表によつて御覽を願ひたいと思ふのであります。農林委員会におきましては、各案件につきましまして慎重審査いたしました結果、只今議題となりましたところの議案第七十八から第四百三十三までの請願八十五件、及び議案第四百八十八から第五百五十三までの陳情三十三件の願意は、農林業の発達及び國民生活の安定のため一日も早くその實現を期する必要があると認めまして、院議に付し、内閣に送付を要するものと結論に相成つた次第でございます。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御報告もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日録第四百四十四より第四百四十六までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

一〇五一

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

水産委員会請願審査報告書第三号

一議院の會議に付するを要するもの。

第七十一号 長崎縣富江港の漁港施設費國庫補助に関する請願

第七十八号 岡山縣樫木定置漁業者に兒島灣干拓工事による損害補償の請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長松平恒雄殿

水産委員会請願審査特別報告第五号

長崎縣富江港の漁港施設費國庫補助に関する請願

第七十一号 長崎縣南松浦郡富江町長 五島聰千代外一名提出

岡山縣樫木定置漁業者に兒島灣干拓工事による損害補償の請願

第七十八号 岡山縣兒島郡小串村長 伊丹宅治外十六名提出

寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

内) 全國寒天原漁協内 佐野寅雄外一名提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

長崎縣富江港の漁港施設費國庫補助に関する請願

第七十一号 長崎縣南松浦郡富江町長 五島聰千代外一名

右の請願は

長崎縣富江港は、四面海におおわれた國境の大漁場を有する五島第一の良港であるが、大正初期以來港灣施設が放棄されていたため、土砂のたまりはなほだしく、船着場附近の水深は二、三メートルに過ぎないの

で、三百トン級船舶は八百メートル沖合にて泊する現況であり、本港の港灣施設の完否は五島地方水産の盛衰に多大の影響を與えるものであるから、すみやかに、國庫補助による漁港施設を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

岡山縣樫木定置漁業者に兒島灣干拓工事による損害補償の請願

第七十八号 岡山縣兒島郡小串村長 伊丹宅治外十六名提出

寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

請願者 岡山縣兒島郡小串村 長 伊丹宅治外十六名

右の請願は、兒島灣は古來から魚貝類の繁殖地であつて、多量の魚獲があつたが兒島灣内の干拓工事の進むにつれて魚獲は減少し、第七区の潮止工事終了の翌日からは四ツ手網を除く漁業は従前の十分の一以下に極減して、灣内漁業者の窮状は見るにしのびない状態に立至つてゐる。特に定置漁業(樫木張網漁業)者は、魚獲皆無と物價高および納税のため四苦八苦の現況であるから、これら漁業者は何等かの救済措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

右の請願は

寒天原そりを即時撤廃すると漁民の利益と漁村の秩序を混乱せしめ、生産的経済的に直ちに悪影響を及ぼす恐れがあるので、撤廃の場合は少くも明年一月以降にせられたい。また統制撤廃の如何にかかわらず寒天原そりは重要な輸出資源であるから、漁業会もしくは集荷機關に融資の道

を講ぜられるとともに原そり輸出を許可されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

岡山縣樫木定置漁業者に兒島灣干拓工事による損害補償の請願

第七十八号 岡山縣兒島郡小串村長 伊丹宅治外十六名提出

寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました請願第七十一号外二件の請願に對しまして、水産委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和二十四年五月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

右の請願は

寒天原そりを即時撤廃すると漁民の利益と漁村の秩序を混乱せしめ、生産的経済的に直ちに悪影響を及ぼす恐れがあるので、撤廃の場合は少くも明年一月以降にせられたい。また統制撤廃の如何にかかわらず寒天原そりは重要な輸出資源であるから、漁業会もしくは集荷機關に融資の道

を講ぜられるとともに原そり輸出を許可されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

岡山縣樫木定置漁業者に兒島灣干拓工事による損害補償の請願

第七十八号 岡山縣兒島郡小串村長 伊丹宅治外十六名提出

寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願
第七十九号 寒天原そり統制撤廃反対等に関する請願

の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の順序を変更して、日程第四百七十七より第六十三までの請願及び日程第二百六より第二百一十一までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

運輸委員会請願審査報告書第四号

一議院の會議に付するを要するもの。

第九百四十九号、第九百六十六号、第九百八十八号、第九百八十一号、第九百九十二号、第九百二十号、第九百五十六号、第九百八十六号、第九百九十三号、道路運送監理事務所の地方移転反対に関する請願

第九百五十三号 草津、石山両駅間に瀬田駅設置の請願
第九百五十四号 滋賀縣に地方陸運局分室設置の請願
第九百七十八号 興津神燈台設置に関する請願

第九百七十九号 北見市に道路運送監理事務所廃止に伴う新機軸設置の請願
第九百八十九号 札幌地方施設

部存置に関する請願
第九百九十九号 小名浜測候所業務縮小反對に関する請願
第九百九十八号 岡山縣新見、成羽兩町間に國營自動車運送開始の請願
第九百九十七号 國鉄電化促進等に関する請願
第九百九十六号 山梨縣に陸運局分局設置の請願
第九百九十五号 糸魚川機關區存置に関する請願
第九百九十四号 人吉駅、樺木間外二路線に國營自動車運送開始の請願
第九百九十三号 門司鐵道局小倉工機部能本分工場存置に関する請願
第九百九十二号 須賀川、小野新町阿間間外二路線に國營自動車運送開始の請願
第九百九十一号 福島縣に陸運局分室設置の請願
第九百九十号 買収鐵道引繼職員の退職金制度補正に関する請願
第九百八十九号 名古屋工機部伊那松島電氣車工場存置に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十四年五月二十二日
運輸委員長 板谷 順助
參議院議長松平恒雄殿
運輸委員會請願特別報告第四号
道路運送監理事務所の地方移讓反對に関する請願
第九百四十九号 岩手縣盛岡市

大通 菅原喜七外十一名提出
第九百六十六号 東京都中央区銀座西四ノ三東京都乗合自動車協會内 柏村毅提出
第九百八十八号 大分縣中津市大字島田二二四ノ一日本通運株式會社中津支店內 嶋澤六郎外一名提出
第九百八十七号 熊本市花畑町九州産業交通株式會社取締役社長 野上進提出
第九百九十二号 東京都板橋區板橋町六ノ七七〇板橋運送株式會社取締役社長 田中實一郎提出
第九百九十一号 鹿児島市西千石町九三鹿児島縣乘合自動車組合内 林田熊一外四名提出
第九百九十六号 大分市大工町大分縣自動車俱樂部内 松岡能秀提出
第九百八十六号 東京都中央区日本橋濱町二ノ五〇日本通運株式會社社長 經德省三提出
第九百九十三号 熊本市米屋町一ノ七熊本糧運株式會社取締役社長 中島小太郎提出
草津、石山岡間に瀬田駅設置の請願
第九百五十三号 滋賀縣栗太郡瀬田町長 吉田鐵外十八名提出
滋賀縣に地方陸運局分室設置の請願
第九百五十四号 滋賀縣神崎郡能登川町 山脇次外六名提出
興津神燈台設置に関する請願

第九百七十八号 高知縣高岡郡興津村長 岡部金重外二名提出
北見市に道路運送監理事務所附止に伴う新機務設置の請願
第九百七十九号 北海道北見市三ノ西一民主自由党北見支部内 青木茂重郎提出
札幌地方施設部存置に関する請願
第九百八十九号 札幌市南十五條西一二丁目 今井正之提出
小名浜測候所業務縮小反對に関する請願
第九百九十九号 福島縣石城郡小名浜町長 樋口達外十三名提出
岡山縣新見、成羽町間に國營自動車運送開始の請願
第九百九十六号 岡山縣阿都郡本鄉村長 宮崎宗雄外二十三名提出
國鉄電化促進等に関する請願
第九百九十四号 東京都千代田區丸ノ内二ノ二一 三菱電機株式會社取締役社長 高杉晋一外二名提出
山梨縣に陸運局分局設置の請願
第九百九十三号 山梨縣甲府市長 山本達雄外五十四名提出
糸魚川機關區存置に関する請願
第九百九十八号 新潟縣西頸城郡糸魚川町糸魚川機關區内 細井宗一外四名提出
人吉駅、樺木間外二路線に國營自動車運送開始の請願
第九百七十八号 熊本縣人吉市長 小出政喜外二十三名提出
門司鐵道局小倉工機部能本分工場存置に関する請願

第九百八十八号 熊本縣議會議長 長 大久保勢輔外六名提出
須賀川、小野新町阿間間外二路線に國營自動車運送開始の請願
第九百九十一号 福島縣岩瀬郡須賀川町長 前田藤吉外十五名提出
福島縣に陸運局分室設置の請願
第九百九十六号 福島縣榮町二六福島縣自動車協會内 坪井万三外三名提出
買収鐵道引繼職員の退職金制度補正に関する請願
第九百九十六号 長野縣下伊那郡上郷村大字黒田二八六 山田勇五郎外一名提出
名古屋工機部伊那松島電氣車工場存置に関する請願
第九百九十二号 長野縣上伊那郡中箕輪町國鉄勞務組名工分會伊那松島班内 矢ヶ崎滿提出
右二十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十四年五月二十二日
運輸委員長 板谷 順助
參議院議長松平恒雄殿
意見書案
道路運送監理事務所の地方移讓反對に関する請願
請願者 岩手縣盛岡市大通 菅原喜七外十一名
請願者 東京都中央区銀座西四ノ三東京都乗合自動車協會内 柏村毅
請願者 大分縣中津市大字島田二二四ノ一日本通運株式會社中津支店內 嶋澤六郎外一名

請願者 熊本市花畑町九州産業交通株式會社取締役社長 野上進
請願者 東京都板橋區板橋町六ノ七七〇板橋運送株式會社取締役社長 田中實一郎
請願者 鹿児島市西千石町九三鹿児島縣乘合自動車組合内 林田熊一外四名
請願者 大分市大工町大分縣自動車俱樂部内 松岡能秀
請願者 東京都中央区日本橋濱町二ノ五〇日本通運株式會社社長 經德省三
請願者 熊本市米屋町一ノ七熊本糧運株式會社取締役社長 中島小太郎
右の請願は
道路運送監理事務所は、開所以來專門の知識と豊富な經驗とを生かして陸運行政の四端を運営を圖り、國民の期待に添いつつ業績を修めてゐる。しかるに最近行政整理の一環として道路運送監理事務所を地方自治体へ移讓することであるが、これは陸運行政の特殊事情から見て遺憾であるから、道路運送監理事務所を存置せられたことの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
草津、石山岡間に瀬田駅設置の請願

請願者 滋賀縣栗太郡瀬田町長
吉田俊外十八名

右の請願は

東海道線草津、石山兩駅間に瀬田駅設置については、現在の石山駅設置以來再三請願した結果既に衆議院において採択せられてゐるのであるが、未だに實現に至らないので、同地方住民は多大の不便を感じており、又文化の進展にも遅れつつある状態である。近年瀬田区域には工場が設立されたので、更に駅の設置が要望されてゐるから、京都、米原間に電化されるのを機会に、同区間に省線電車を延長されるときに、地方民年來の念願である瀬田駅を設置せられたいとの趣旨であつて衆議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は、鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

與津神燈台設置に關する請願
請願者 高知縣高岡郡與津村長
岡部金重外二名

右の請願は

與津神は室戸、足摺兩神のほぼ中央に位置して、漁業者及び航海業者の目標となる最も重要な箇所であり、又同神附近は悪天候の際に遭難事故が多いから、特に夜間航行の安全のために、燈台の新設は緊急事である。しかして、同神の西側に避難の良びより地もあり、本燈台新設の際には機帆船及び漁船の遭難事故は極減され、又、大型船にして万一荒天の際には本燈台により容易に須崎港に避難できるから、数十年前の懸案である與津神燈台の設置をすみやかに實現せられたいとの趣旨であつて衆議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀縣に地方陸運局分室設置の請願
請願者 滋賀縣神崎郡能登川町
山脇勤次外六名

右の請願は

今回道路運送監理事務所は地方廳に移譲され、これに代つて地方陸運局が全國二十四個所に設置される由であるが、滋賀縣下における自動車輸送は、おおむね八日市町、長浜市、彦根市を中心としている關係上、他府縣の分室に統合された場合は、距

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北見市に道路運送監理事務所廢止に伴う新機務設置の請願
請願者 北海道北見市三ノ西一
民主自由党北見支部内 青木茂重郎

右の請願は

道路運送監理事務所は、専門の知識と豊富な經驗を生かして陸運行政の円滑な運営を図り、國民の期待に添つた業績を修めてゐる。しかし、北見市においても陸運行政のよりよき發展向上と輸送力の増強のため、道路運送協會会館の建設もすでに着工の態勢にあるが、道路運送監理事務所を地方自治体に移譲することとは、現下最も重要視されてゐる輸送力の増強に影響するところじんだであるから、道路運送監理事務所の廢止に伴う新機務を当市に存続し、業務の統一化を図られたいとの趣旨であつて衆議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小名浜測候所業務縮小反對に關する請願
請願者 福島縣石城郡小名浜町
長 堀口連外十三名

右の請願は

行政整理の一環として福島縣小名浜測候所の業務も縮小される由であるが、小名浜港は第二種重要港灣に指定され、東北地方の商港として、また三陸航路の避難港として主要な役割を有しており、同港及び近隣の江名、中之作等の漁港に出入する多数の船舶は同測候所の氣象通報によつて行動してゐる実状であるから、その重要性を考慮されて、同測候所の業務縮小を行われたいとの趣旨であつて衆議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國鉄電化促進等に関する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内
二ノ二ノ一、三菱電機株式會社取締役社長 高杉晋一外二名

右の請願は

國鉄の電化五箇年計画は、昭和二十四年度よりの実施が期待されてゐるが、均衡予算の編成に伴い、新規の電化工事は一切削られ、電氣機關車の新造は認められないことになつたが、國鉄の電化は、石炭の節約、

意見書案

岡山縣新見成羽町間に國營自動車運轉開始の請願
請願者 岡山縣阿哲郡本郷村
長 宮崎宗雄外二十三名

右の請願は

岡山縣阿哲郡地方は、現在民營自動車運轉により幸うじて貨客の輸送を行つてゐるが、運行回数、汽車との連絡、運賃及び車りよりの質等を考へるとき、民營では到底山積してゐる貨客の完全輸送は望み得ない実状であるから、同縣阿哲郡新見、川上郡成羽町間に國營自動車運轉開始を圖られたいとの趣旨であつて衆議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

送力の増大、経営上の利益等に大なる利益をもたらすものであるから、わが國經濟再建のため、國鉄の電化を促進し、現在危機にひんしている電氣機關車工業を崩壊せしめないよう適當な措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨縣に陸運局分局設置の請願

請願者 山梨縣甲府市長 山本達雄外五十四名

右の請願は

今回の陸運行政機構の改革に際して、山梨縣の特殊事情を十分に考慮の上、地方陸運局の分局を必ず本縣に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

糸魚川機關區存続に関する請願

請願者 新潟縣西頸城郡糸魚川町糸魚川機關區内 細井宗一外四名

右の請願は

天下のけん親不知の難所を区間内に所有する北陸線の糸魚川機關區を廢止し、長距離運輸を採用すれば雪害による列車の不通は十二月から二月まで続くことは必至であり、又従業員並びに機關車乗務員の労働が強化され、地方産業が停滯して沿線地方民の生活をおびやかす、従業員の強制配置轉換と首切りによる社会不安が増大されるから糸魚川機關區を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

人吉駅、樺木間外二路線に國營自動車運輸開始の請願

請願者 熊本縣人吉市長 小出政喜外二十三名

右の請願は

熊本縣八代、球磨郡は古來仙崎五家莊として全國に聞え、數十万町歩にわたる山林資源を擁しながら從來交通機關に乏しきものがないため、未開發のまま放置されていたが今日本窒素肥料株式会社が球磨郡五木村地内に發電所建設工事ならびに高原開拓に着手し、やうやく地方産業開發の第一歩を踏み出したのであるが交通網の不備のため、その円滑なる完成を危ぶまれているからこの二大事業の完成と併せて沿線開發に

よる三十万住民の幸福のために是非共(一)人吉駅より有佐駅、(二)人吉駅より段原、(三)人吉駅より樺木間に至る國營自動車の運輸を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

門司鐵道局小倉工機部熊本分工場存置に関する請願

請願者 熊本縣議會議長 大久保勢輔外六名

右の請願は

門司鐵道局小倉工機部熊本分工場は、經濟九原則による經營の合理化、官廳機構の簡素化等の一環として、工場閉鎖が傳へられたのであるが、現に完成間近にある当工場の現有施設の將來に残された車より修繕能力等を考える時、今後これ等既設施設の完全なる活用による生産の増強を図ることが、經濟九原則の線に沿うものであると思慮せられたい。當工場の存置を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

須賀川、小野新町西町間外二路線に國營自動車運輸開始の請願

請願者 福島縣須賀川町長 前田藤吉外十五名

右の請願は

東北本線須賀川駅より小野新町に至り、磐越本線に連絡する路線と、同駅より東して富岡町に至り常磐線に接続し、西して、長沼町に至り路線は沿道に六町十一箇村、耕地六千八百町歩、山林二万三千町歩を擁し、農林産物及び畜産物の資源に富み、殊に葉煙草、馬、薪炭の産地として著名であるが現在わずかに須賀川、長沼間に私營バス一日五往復の運行をみるのみで他は私營トラックおよび牛馬車等による以外輸送の途なく、附近住民の不便、苦痛はいうに及ばず地方産業開發のためにも是非本路線に國營自動車の運輸開始をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

福島縣に陸運局分局設置の請願

請願者 福島市栄町二六福島縣自動車協會内 坪井方三外三名

右の請願は

福島縣は、東北地方の最南端に在り、東北の特産と関東及び中央の要素を持つ混合地帯を形成しており、

鉄産、林産、水産、農産等同様のわが國復興に負う使命は実に多大である。しかるに、地勢の關係上比較的鉄道の便には恵まれていないにもかかわらず、貨客輸送には多大の實績を挙げ得たのは道路運送監理事務所の設置によるものであるから、本縣の特異性にかんがみ道路運送監理事務所の廢止に伴う陸運局分局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

買収鐵道引續員の退職金制度補正に関する請願

請願者 長野縣下伊那郡上郷村大字黒田二八六 山田勇五郎外一名

右の請願は

總動員法によつて、私鉄の強制の買上げが實施された際に、買収鐵道従業員は、新規採用として引き継がれたが、買収時における退職金の殆どが、國債をもつて給付されたばかりでなく、購買も現金化も禁ぜられていたため、通貨として無價値の凍結状態のまま現在に至つてゐる。その後激しい世相の変遷とインフレによつて、諸物價は高騰し、又労働組合の発達により、一般職員の給與ならびに地位も向上しているから、買収鐵道引續者の退職金給付については、買収前の会社勤続年数を通算せ

られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現
に努力せられたい。ここに国会法第
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
名古屋工機部伊那松島電氣車工場
存置に関する請願
請願者 長野縣上伊那郡中箕輪
町國鉄労組名工分会伊那松島
班内 矢ヶ崎崎

右の請願は
長野縣上伊那郡中箕輪町所在の伊那
松島電氣車工場は、旧伊那電氣鐵道
株式會社から政府に買収されたもの
であるが、現在では伊那線の車輛以
外に、身延線や富山港線の電氣機關
車の修理にも當つて、立派な成績を
あげており、従業員の大半も地元農
民の子弟であるから、同工場を他に
移轉せずに、現状通りに存置せられ
たいとの趣旨であつて参議院は、願
意の大体は妥協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
名古屋工機部伊那松島電氣車工場
存置に関する請願
請願者 長野縣上伊那郡中箕輪
町國鉄労組名工分会伊那松島
班内 矢ヶ崎崎

右の請願は
長野縣上伊那郡中箕輪町所在の伊那
松島電氣車工場は、旧伊那電氣鐵道
株式會社から政府に買収されたもの
であるが、現在では伊那線の車輛以
外に、身延線や富山港線の電氣機關
車の修理にも當つて、立派な成績を
あげており、従業員の大半も地元農
民の子弟であるから、同工場を他に
移轉せずに、現状通りに存置せられ
たいとの趣旨であつて参議院は、願
意の大体は妥協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
名古屋工機部伊那松島電氣車工場
存置に関する請願
請願者 長野縣上伊那郡中箕輪
町國鉄労組名工分会伊那松島
班内 矢ヶ崎崎

右の請願は
長野縣上伊那郡中箕輪町所在の伊那
松島電氣車工場は、旧伊那電氣鐵道
株式會社から政府に買収されたもの
であるが、現在では伊那線の車輛以
外に、身延線や富山港線の電氣機關
車の修理にも當つて、立派な成績を
あげており、従業員の大半も地元農
民の子弟であるから、同工場を他に
移轉せずに、現状通りに存置せられ
たいとの趣旨であつて参議院は、願
意の大体は妥協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

建設の陳情
第三百七十号 鹿兒島、指宿同
駅間に列車増発の陳情

第三百八十三号 松江市に陸運
局分室設置に関する陳情

第三百九十四号 栃木縣に陸運
局分室設置の陳情

第三百九十六号 津津、藤枝同
駅間に新駅設置の陳情

第四百七号 常磐線電化促進に
関する陳情

昭和二十四年五月二十二日
運輸委員長 板谷 順助
参議院議長松平恒雄殿

運輸委員會陳情特別報告第四号
京都市に國際觀光ホテル建設の陳
情

第七号 京都府知事 木村博外
鹿兒島、指宿同駅間に列車増発の
陳情

第三百七十号 鹿兒島市廳内鹿
兒島縣市町村議會議長會内
島中三大郎

松江市に陸運局分室設置に関する
陳情
第三百八十三号 島根縣松江市
殿町三七七島根縣聯合旅客自
動車協會内 高橋米右衛門

栃木縣に陸運局分室設置の陳情
第三百九十四号 栃木縣宇都宮
市尾上町三二九九栃木縣貨物
自動車協會内 矢野政男外二
名

豐田村長 藤科茂七郎
常磐線電化促進に関する陳情
第四百七号 茨城縣土浦市長
天谷丑之助一名

右六件の陳情は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十二日
運輸委員長 板谷 順助
参議院議長松平恒雄殿

意見書案
京都市に國際觀光ホテル建設の陳
情

第七号 京都府知事 木村博外
右の陳情は
さきに觀光事業審議會において、觀
光施設整備計画に關して審議の結
果、觀光施設整備五箇年計画の成案
を決定され、京都市のホテル建設に
ついて前期計画に包含されたが、本
市の現状からみて、また外人旅行者
の増加を予想して國際觀光ホテルの
建設は、急務であるから同ホテル建
設に對して援助せられたいとの趣旨
であつて参議院は、願意の大体は妥
協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都市に國際觀光ホテル建設の陳
情

第七号 京都府知事 木村博外
右の陳情は
さきに觀光事業審議會において、觀
光施設整備計画に關して審議の結
果、觀光施設整備五箇年計画の成案
を決定され、京都市のホテル建設に
ついて前期計画に包含されたが、本
市の現状からみて、また外人旅行者
の増加を予想して國際觀光ホテルの
建設は、急務であるから同ホテル建
設に對して援助せられたいとの趣旨
であつて参議院は、願意の大体は妥
協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都市に國際觀光ホテル建設の陳
情

第七号 京都府知事 木村博外
右の陳情は
さきに觀光事業審議會において、觀
光施設整備計画に關して審議の結
果、觀光施設整備五箇年計画の成案
を決定され、京都市のホテル建設に
ついて前期計画に包含されたが、本
市の現状からみて、また外人旅行者
の増加を予想して國際觀光ホテルの
建設は、急務であるから同ホテル建
設に對して援助せられたいとの趣旨
であつて参議院は、願意の大体は妥
協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

市町村議會議長會内 島三中
大郎
右の陳情は
指宿線は鹿兒島駅より山川に至る支
線で、現在一日五往復の運轉が行わ
れているが、同線の交通量は九州にお
いては最高率であつて、その混亂は実
に言語に絶する現狀であり、老人、
幼児の危険は人道上放置できないか
ら、これが打開については、C一二
型機關車一りよりの増配により一日
最低一往復の増発をせられ、事故予
防と沿線住民の福祉の増進を圖られ
たいとの趣旨であつて参議院は、願
意の大体は妥協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都市に國際觀光ホテル建設の陳
情

第七号 京都府知事 木村博外
右の陳情は
さきに觀光事業審議會において、觀
光施設整備計画に關して審議の結
果、觀光施設整備五箇年計画の成案
を決定され、京都市のホテル建設に
ついて前期計画に包含されたが、本
市の現状からみて、また外人旅行者
の増加を予想して國際觀光ホテルの
建設は、急務であるから同ホテル建
設に對して援助せられたいとの趣旨
であつて参議院は、願意の大体は妥
協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都市に國際觀光ホテル建設の陳
情

第七号 京都府知事 木村博外
右の陳情は
さきに觀光事業審議會において、觀
光施設整備計画に關して審議の結
果、觀光施設整備五箇年計画の成案
を決定され、京都市のホテル建設に
ついて前期計画に包含されたが、本
市の現状からみて、また外人旅行者
の増加を予想して國際觀光ホテルの
建設は、急務であるから同ホテル建
設に對して援助せられたいとの趣旨
であつて参議院は、願意の大体は妥
協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都市に國際觀光ホテル建設の陳
情

第七号 京都府知事 木村博外
右の陳情は
さきに觀光事業審議會において、觀
光施設整備計画に關して審議の結
果、觀光施設整備五箇年計画の成案
を決定され、京都市のホテル建設に
ついて前期計画に包含されたが、本
市の現状からみて、また外人旅行者
の増加を予想して國際觀光ホテルの
建設は、急務であるから同ホテル建
設に對して援助せられたいとの趣旨
であつて参議院は、願意の大体は妥
協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
栃木縣に陸運局分室設置の陳情
陳情者 栃木縣宇都宮市尾上町
三二九九栃木縣貨物自動車協
會内 矢野政男外二名

右の陳情は
今回行政整理の一環として道路運送
監理事務所が縮小されるに伴い、栃
木縣は前橋陸運局分局の管轄下に置
かれる由であるが、これでは地理的
にも事務的にもいちじるしく不便を
きたし、事務の簡素化に逆行するも
ので、行政整理の趣旨にも反するか
ら、栃木縣に分局を設置するか、又
は東京陸運局の管轄下に置かれたい
との趣旨であつて参議院は、願意の
大体は妥協なものと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
東海道線津津駅は津港を経え、藤枝
駅は藤相鐵道の接続分岐駅として、
阿駅とも貨物旅客の混雑は言語に絶
する現況である。しかして、津津、
藤枝同駅間の中間に位する静岡縣志

焼津、藤枝同駅間に新駅設置の陳
情
陳情者 静岡縣志太郡豐田村長
藤科茂七郎

右の陳情は
東海道線津津駅は津港を経え、藤枝
駅は藤相鐵道の接続分岐駅として、
阿駅とも貨物旅客の混雑は言語に絶
する現況である。しかして、津津、
藤枝同駅間の中間に位する静岡縣志

焼津、藤枝同駅間に新駅設置の陳
情
陳情者 静岡縣志太郡豐田村長
藤科茂七郎

右の陳情は
東海道線津津駅は津港を経え、藤枝
駅は藤相鐵道の接続分岐駅として、
阿駅とも貨物旅客の混雑は言語に絶
する現況である。しかして、津津、
藤枝同駅間の中間に位する静岡縣志

焼津、藤枝同駅間に新駅設置の陳
情
陳情者 静岡縣志太郡豐田村長
藤科茂七郎

太郡豊田村内に新駅を設置すれば、本村をはじめ、近隣十三箇町村は文化的、経済的、距離的にも多大の利益を受け、商業の飛躍的發展は必然であると思われ、東海道線沼津、浜松間駅の電化工事の実施に伴い、本村地内に新駅を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常磐線電化促進に関する陳情

陳情者 茨城県土浦市長 天谷 丑之助外一名

右の陳情は

常磐線の電化は昭和二十四年六月をもつて漸く取手までの実現が予定されているが、上野、平間を結ぶ常磐線電化促進の第一段階としては、少くとも土浦市まで延長すべきであるから、すみやかに同市までの延長工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常磐線電化促進に関する陳情

陳情者 茨城県土浦市長 天谷 丑之助外一名

右の陳情は

常磐線の電化は昭和二十四年六月をもつて漸く取手までの実現が予定されているが、上野、平間を結ぶ常磐線電化促進の第一段階としては、少くとも土浦市まで延長すべきであるから、すみやかに同市までの延長工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常磐線電化促進に関する陳情

陳情者 茨城県土浦市長 天谷 丑之助外一名

右の陳情は

常磐線の電化は昭和二十四年六月をもつて漸く取手までの実現が予定されているが、上野、平間を結ぶ常磐線電化促進の第一段階としては、少くとも土浦市まで延長すべきであるから、すみやかに同市までの延長工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

請願及び陳情の日程第四百七十七から第百六十三まで及び日程第二百六十八から第二百七十一までは、願意妥協と認めて、内閣に送付すべきものと審査決定をいたしました。尚、本会議における詳細の報告は、議長のお許しを得て速記録に留めて置きたいと思ひます。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第百六十四、第百六十五の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。労働委員会理事早川慎一君。

労働委員会請願審査報告書第二号

一 議院の会議に付するを要するもの。

第六百六十五号 呉市の失業者救済緊急対策に関する請願

第八十五号 農業協同組合に労働基準法適用除外の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十一日

労働委員長 山田 節男

参議院議長松平恒雄殿

労働委員会請願特別報告第二号

呉市の失業者救済緊急対策に関する請願

第六百六十五号 廣島縣吳市長 鈴木術外一名提出

農業協同組合に労働基準法適用除外の請願

第八十五号 長崎縣南高来郡大正村甲六 大塚香苗外九名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

労働委員長 山田 節男

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

農業協同組合に労働基準法適用除外の請願

請願者 長崎縣南高来郡大正村 甲六 大塚香苗外九名

右の請願は労働基準法が農業協同組合に適用されているため、組合の活動に少くない支障をきたしているばかりでなく、組合に交渉の多い農家に不都合な点があるから、右組合が職員を役使して、利潤を受ける排他的なものでない点を考慮されて、農業協同組合法に基く団体に対し労働基準法の適用を除外されたいとの趣旨であつて参議院は、労働基準法の本旨を逸脱しない限りにおいて願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は願意に即應する行政措置を要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

労働委員長 山田 節男

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

農業協同組合に労働基準法適用除外の請願

請願者 長崎縣南高来郡大正村 甲六 大塚香苗外九名

探るよう努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

呉市の失業者救済緊急対策に関する請願

請願者 廣島縣吳市長 鈴木術 外一名

右の請願は

呉市は元東洋一の軍港で、市民の大部分が旧海軍関係の職業に従事していたが、終戦後は連合軍関係施設の撤去並びに旧軍施設解体作業等の土木工事によつて失業を免れてきた。しかるに、昭和二十二年以降連合軍の撤退に伴い失業状況は極度に深刻を極め、本年度に至つては失業者は約二万名に達した。従つて、これ等の失業者救済緊急対策として昨年度から呉市が実施してきた國庫補助事業を、大幅に拡張する必要があるから、呉市の特殊事情にかんがみ特に強力な援助諸対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

〔早川慎一君登壇、拍手〕

○早川慎一君 只今議題となりました請願第八十五号及び第六百六十五号

に關しまして、労働委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

先ず請願第八十五号、農業協同組合に労働基準法適用除外の請願は、農業協同組合の特殊性に鑑み、或いは又食糧増産や供出を促進する目的からいたしまして、組合の職員に対する労働基準法の適用を除外されたいとの趣旨であります。委員会におきましては、藤野紹介議員より説明を求め、又政府委員からもこれに關する意見を聴取いたしました結果、願意妥協なるものとして、政府において願意に副うよう適切な行政措置を講ずべきことの意見を附し、これを採択し、院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第六百六十五号、呉市の失業者救済緊急対策に関する請願は、呉市民の大部分は旧海軍関係の職業に従事していたのであります。終戦と共に職業を失いましたが、幸いに英海軍の進駐と共に旧海軍諸施設解体作業等の土木建築工事が起り、更に進駐軍業務に従事することによつて失業を免れておりましたが、最近これら事業の終結と共に英海軍の撤退に伴い、相次いで労働者は解雇されまして、失業状況は極度に深刻となり、これが救済は呉市の財政のみを以てしては到底如何ともなれないので、政府の援助を願ひたいとの趣旨であります。委員会におきましては佐々木鹿蔵議員より説明を求め、又政府委員からこれに關する意見を十分聴取いたしました結果、願意妥協なるものとして、これを採択し、院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) 日程第六十六の請願を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。在外同胞引揚問題に関する特別委員長報告第三号。

在外同胞引揚問題に関する特別委員長報告第三号 一議院の会に付するを要するもの。

第三百六十五号 戦争犠牲者に依世保引揚援護局所管の自動車等優先排下げの請願(外二通)

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十二日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長報告第三号

特別委員長報告第三号

参議院議長松平恒雄殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員長報告第三号

戦争犠牲者に依世保引揚援護局所管の自動車等優先排下げの請願(外二通)

第三百六十五号 長崎縣島原市今川町九三二、長崎縣引揚者連合会内 島崎辰美提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十二日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長報告第三号

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

戦争犠牲者に依世保引揚援護局所管の自動車等優先排下げに関する請願(二通)

請願者 長崎縣島原市今川町九三二長崎縣引揚者連合会内 島崎辰美外一名

引揚者、傷い者、未亡人等の戦争犠牲者が生活再建をはかり経済復興に参加するためには、國家の積極的な援助を不可欠條件として要されるのであるが、これについて近く佐世保引揚援護局が開設される機会に同局所管の貨物自動車、被服類その他國有財産を戦争犠牲者に對し、更生用として優先的に拂下げられたいとの趣旨であつて参議院は、顧慮の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

〔紅露みつ君登壇、拍手〕

○紅露みつ君 只今議題となりました請願につきまして、当特別委員会の審議の結果を御報告申し上げます。請願第三百六十五号、日程第六十六、戦争犠牲者に依世保引揚援護局所管の自動車等優先排下げの請願、右は議院の会に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました次第であります。簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本請願はこれを採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の順序を変更して、日程第二百二十二より第二百九十九までの請願及び日程第二百二十より第二百九十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

内閣委員会請願審査報告書第一号

一議院の会に付するを要するもの。

第二百八十五号、第八百五十六号 林野行政と砂防行政の一元化に関する請願

第四百六十八号、第九百四十四号 東京芝浦電気株式会社に對する過度集中排除法適用除外に関する請願

第五百三十一号、第五百六十一号 砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する請願

第七百四十七号、第七百四十八号、第七百四十九号、第七百五十一号、第七百五十四号、第七百五十五号、第七百五十六号、第七百五十七号、第七百五十九号、第七百六十号、第七百六十一号、第七百六十二号、第七百六十三号、第七百六十四号、第七百六十五号、第七百六十六号、第七百六十七号、第七百六十八号、第七百六十九号、第七百七十号、第七百七十一号、第七百七十二号、第七百七十三号、第七百七十四号、第七百七十五号、第七百七十六号、第七百七十七号、第七百七十八号、第七百七十九号、第七百八十号、第七百八十一号、第七百八十二号、第七百八十三号、第七百八十四号、第七百八十五号、第七百八十六号、第七百八十七号、第七百八十八号、第七百八十九号、第七百九十号、第七百九十一号、第七百九十二号、第七百九十三号、第七百九十四号、第七百九十五号、第七百九十六号、第七百九十七号、第七百九十八号、第七百九十九号

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長松平恒雄殿

内閣委員会請願特別報告第一号

東京芝浦電気株式会社に對する過度集中排除法適用除外に関する請願

第四百六十八号 神奈川縣川崎市堀川町七二東京芝浦電機組合連

合会内 石川忠延外十七名提出

第九百四十四号 福島縣信夫郡松川町天王原九東芝労働組合連合会内生産復興会内 杉浦三郎外十八名提出

主要統計調査費全額國庫補助に関する請願

第六百二十号 岐阜市議會議長松原喜八提出

恩給法臨時特例改正に関する請願

第七百四十七号 山形市香澄町木更小路二三三末野義四郎外千六百八十二名提出

第七百四十八号 群馬縣勢多郡前淵村上佐島一四八二 設樂治平外五千二百九十七名提出

第七百四十九号 徳島縣名東郡上八万村宇川北・吉本瀧二郎外六百三十七名提出

第七百五十号 和歌山縣那賀郡池田村 有本常太郎外六十六名提出

第七百五十四号 茨城縣潮来郡菅谷町大字菅谷一三三三美城縣恩給受給者連盟内 富田福次郎外四千四百四十八名提出

第七百五十五号 長野縣下高井郡瑞穂村 佐藤嘉市外四千二百名提出

第七百五十六号 佐賀市屋外町五二 福島清太郎外千三百五十一名提出

第七百五十七号 山口縣大島郡蒲野村東三浦四六六 難波庄作外九百八十一名提出

第七百五十九号 石川縣金沢市

町六番丁五ノ二 表鶴三郎
外千八百八十名提出

第七百八十号 兵庫縣多可郡西
脇町 小沢重藏外千七百四十
七名提出

第七百八十三号 鳥取市吉方町
三四〇 大森武夫外千三百十
六名提出

第七百八十四号 高知市昭和町
九六 坂本重壽外五百四十八
名提出

第七百八十五号 福岡市野間町
福岡縣恩給受給者連盟内 井
口末吉外七千三百二十七名提
出

第八百七号 鹿児島市冷水町二
三一 土岐久彦外三百六十六
名提出

第八百八号 岡山縣津山市山北
杉山宇三郎外千二百三名提出

第八百九号 福島市仲間町五八
高今朝四郎外六百五十七名提
出

第八百十号 熊本縣天草郡中村
浦本畔造外二千五百九名提出

第八百二十三号 宮城縣仙台市
北一番丁三一 有路政五郎外
九百九十八名提出

第八百三十八号 神戸市灘区將
軍通二ノ四六 緒方嘉藏外百
九名提出

第八百三十九号 大分市中島三
條通 河野伊多爾外千九百五
十二名提出

第八百五十四号 奈良縣高市郡
飯傍町大字島屋 逸崎貞三外
九百三十一名提出

第八百五十五号 岩手縣盛岡市
大沢川原 三田地勘治郎外二
百三十五名提出

第八百五十七号 富山縣上新川

郡能野村江本一〇八 中川元
治外四百十五名提出

第八百六十一号 宮崎市神宮東
町三三三 猪俣隆藏外九百九
十四名提出

第八百七十六号 浦和市高砂町
五ノ一四八 堀玉恩給受給者連
盟内 有元久五郎外三千三百
九十七名提出

第九百十三号 栃木縣宇都宮市
三條町一三〇四 長澤末次郎
外二千五百五十五名提出

第九百六十二号 東京都千代田区
神田金沢町二二 牧野彪一外
一万五千四百二十三名提出

第九百七十七号 札幌市南十條西
一五 大西正一外二千六十名
提出

機械行政の一元化に関する請願
第八百五十号 東京都中央区日
本橋室町一ノ七(三越五階)機
械工業連盟内 佐藤武三郎外
三十名提出

右三十二件の請願は内閣に送付する
ものと審査決定した。よつて別紙意
見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十三日
内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 松平 恒雄

意見書案
東京芝浦電気株式会社に對する過
度集中排除法適用除外に關する請
願

請願者 神奈川縣川崎市堀川町
七二東芝労働組合連合会内
石川忠延外十七名

請願者 福島縣信夫郡松川町天
王原九東芝労働組合連合会内

生産復興會議内 杉浦三郎外
十八名

右の請願は
過度経済力集中排除法に基いて特殊
整理委員會は東京芝浦電気株式會社
再編成の指令案を公示した。その要旨
は、同社が過度の経済力の集中であ
るとの理由から同社經營の二十八工
場の処分及び東芝車輛株式會社合併
を前提とする同社株式の再所得を含
むものであるが同指令案によれば、
同社は重電氣部分についてのみ経済
力の集中を認められていたが、これ
は先頃指定解除の三菱電氣會社と同
程度であり、また輕電氣部門の二十
三工場の処分と重電氣部門の子會社で
ある東芝車輛會社の合併を含む等の
不合理があつて、法令上の疑念も多
く残されてはいるが、特に東芝經營の
特性である各工場の有機的結合を破
壊し、漸く軌道にのりかけた生産を
阻害するものであるから、諸種の事
情を考慮されて、同社に對して適用
除外の措置を講ぜられたとの趣旨
であつて参議院は、願意の大体は妥
当なものなりと思ふ。よつて内閣は
鋭意これが實現に努力せられたい。
ここに國會法第八十一條により別冊
を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣 吉田茂

意見書案
恩給法臨時條例改正に關する請願

請願者 山形市香澄町木実小路
二二三 末野義四郎外千六百
八十二名

請願者 群馬縣多野郡前淵村上
佐島一四八二 設樂治平外五
千二百九十七名

請願者 福島縣名東郡上八万村
牛川北 吉本馬二郎外六百三
十七名

請願者 和歌山縣那賀郡池田村
有本常太郎外六十六名

請願者 茨城縣那珂郡菅谷町大
字骨谷一三三 茨城縣恩給受
給者連盟内 宮田龍太郎外四
千四百八十八名

請願者 長野縣下高井郡瑞穂村

右の請願は
中央の要請によつて地方が實施して
いる主要統計調査は、統計法第十七
條及び地方財政法第十一條によつて
その費用の全部國庫負担の義務が明
記されているにもかかわらず、実情
は各調査平均五割を下らない市費負
担となつてゐる。反面これら補助は
少額のため、諸費高騰の折衝調査の
万全を期しえないのみでなく、半途
にして放棄しなければならぬ事態
を招来する虞もあるから、主要統計
費を全部國庫補助せられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は
妥當なものなりと思ふ。よつて内閣
は鋭意これが實現に努力せられたい。
ここに國會法第八十一條により
別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣 吉田茂

意見書案
恩給法臨時條例改正に關する請願

請願者 山形市香澄町木実小路
二二三 末野義四郎外千六百
八十二名

請願者 群馬縣多野郡前淵村上
佐島一四八二 設樂治平外五
千二百九十七名

請願者 福島縣名東郡上八万村
牛川北 吉本馬二郎外六百三
十七名

請願者 和歌山縣那賀郡池田村
有本常太郎外六十六名

請願者 茨城縣那珂郡菅谷町大
字骨谷一三三 茨城縣恩給受
給者連盟内 宮田龍太郎外四
千四百八十八名

請願者 長野縣下高井郡瑞穂村

佐藤嘉市外四千二百名
請願者 佐賀市屋外町五二 福
島清太郎外千三百五十一名

請願者 山口縣大島郡蒲野村東
三浦四六六 難波庄作外九百
八十一名

請願者 石川縣金沢市櫻町六番
丁五ノ二 表鶴三郎外千八百
八十名

請願者 兵庫縣多可郡西脇町
小沢重藏外千七百四十七名

請願者 鳥取市吉方町三四〇
大森武夫外千三百十六名

請願者 高知市昭和町九六
坂本重壽外五百四十八名

請願者 福岡市野間町福岡縣恩
給受給者連盟内 井口末吉外
七千三百二十七名

請願者 鹿児島市冷水町二三一
土岐久彦外三百六十六名

請願者 岡山縣津山市山北
杉山宇三郎外千二百三名

請願者 福島市仲間町五八
高今朝四郎外六百五十七名

請願者 熊本縣天草郡中村
浦本畔造外二千五百九名

請願者 宮城縣仙台市北一番丁
三一 有路政五郎外九百九十
八名

請願者 神戸市灘区將軍通二ノ
四六 緒方嘉藏外百九名

請願者 大分市中島三條通 河
野伊多爾外千九百五十二名

請願者 奈良縣高市郡飯傍町大
字島屋 逸崎貞三外九百三十
一名

請願者 岩手縣盛岡市大沢川原
三田地勘治郎外二百三十五名

請願者 富山縣上新川郡能野村
江本一〇八 中川元治外四百
十五名

請願者 宮崎市神宮東町三五
三 猪俣陸蔵外九百九十四名
請願者 浦和市高砂町五ノ一四
八 増玉縣恩給受給者連盟
内 有元久五郎外三千三百九
十七名

請願者 栃木縣宇都宮市三條町
一、三〇四 長澤末次郎外二
千五百五十五名
請願者 東京都千代田区神田金
沢町二二 牧野彪一外一万五
千四百二十三名
請願者 札幌市南十條西一五
大西正一外二千六十名

右の請願は

第三回國會において、恩給法臨時特
例が改正されて、恩給の増額が実現
されたが、困窮の度を加えている恩
給受給者の生活を保障するため、更
に本特例を改正されて、國家公務員
に対する賃金ベース更改の都度、現
受給者の仮定はより給年額もこれと並
行して更改し、又恩給額の不均衡を
是正されて、受給者の生活維持に必
要な所得を給與されるよう措置せら
れたことと趣旨であつて参議院は、
願意の大体は妥當なものなりと思
ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に
努力せられたい。ここに國會法第八
十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

機械行政の一元化に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋室
町一ノ七(三越五階)機械工業
連盟内 佐藤武三郎外三十名

右の請願は

現在機械工業に関する行政が商工
省、運輸省、厚生省に分掌されてい
るため、幾多の不便と不合理をきた
しているから、車輛及び船舶と関連
機械の生産並びに修理に関する行政
を他の一般機械行政に統合一元化し
て各省に分散する多数の關係部局を
統合し、通商産業省の外局として簡
素強力な機械廳を設置せられたいと
の趣旨であつて参議院は、願意の大
体は妥當なものなりと思ふ。よつて
内閣は鋭意これが實現に努力せられ
たい。ここに國會法第八十一條によ
り別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

内閣委員會請願特別報告第二号
林野行政と砂防行政の一元化に関
する請願

第二百八十五号 愛媛縣松山市
三番町林業會館内四國地方治
山治水期成同盟會内 青木重
臣外十四名提出

第八百五十六号 福島縣縣内
福島縣森林土木協會内 大竹
作摩外一名提出

砂防事業の一元化及砂防局設置に
関する請願

第五百三十一号 愛媛縣周桑郡
中川村長 余吾一角外十名提
出

第五百六十一号 群馬縣群馬郡
室田町群馬縣治水砂防協會内
石井清提出

水道行政の一元化に関する請願
第六百三十三号 岐阜市議會議長
松原喜八提出

砂防事業の一元化に関する請願

第七百七十三号 愛媛縣喜多郡大
洲町長 田中耕藏外二十四名
提出

右六件の請願は内閣に送付するを要
しないものと審査決定した。よつて
別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長松平恒雄殿

意見書

林野行政と砂防行政の一元化に関
する請願

請願者 愛媛縣松山市三番町林
業會館内四國地方治山治水期
成同盟會内 青木重臣外十四
名

請願者 福島縣縣内福島縣森林
土木協會内 大竹作摩外一名

右の請願は、敗戦による國土の喪
失、森林面積の極度に縮小されたわ
が國にとつて重要な意義を持つが、
森林の育成、荒廢林地の復旧、ぜい
弱地盤の補強、砂防の施工等すべて
林野行政の一環として矛盾衝突する
ことなく運営されることが望まし
い。この意味において林野行政と砂
防行政はすべて農林省の所管として
一元化されたいとの趣旨であつて本
委員會は、願意の大体は妥當なもの
なりと決定した。よつて本院におい
ても議決されんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長松平恒雄殿

砂防事業の一元化及砂防局設置に
関する請願

第五百三十一号 愛媛縣周桑郡
中川村長 余吾一角外十名提
出

第五百六十一号 群馬縣群馬郡
室田町群馬縣治水砂防協會内
石井清提出

意見書
砂防事業の一元化及砂防局設置に
関する請願

請願者 愛媛縣周桑郡中川村
長 余吾一角外十名
請願者 群馬縣群馬郡室田町群
馬縣治水砂防協會内 石井清

右の請願は
愛媛縣下群馬縣下の各河川は、河床
が急こう配の上に、戦時中の山林の
乱伐のため、毎年の出水毎に沿岸地
域にじん大な災害を與えているか
ら、砂防事業の施行促進は喫緊の急
務とされているので、治水砂防五箇
年計画遂行のため、砂防事業費の増
額とともに、砂防局の設置によつ
て、農業水利行政と砂防行政との一
元化を圖られて、事業の強力な推進
を期せられたいとの趣旨であつて本
委員會は、願意の大体は妥當なもの
なりと決定した。よつて本院におい
ても議決されんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長松平恒雄殿

意見書
水道行政の一元化に関する請願

請願者 岐阜市議會議長 松原
喜八

右の請願は
今回厚生省に水道課が設置され、そ
の機構が既設の建設省水道課と対立
しているのので、水道事業者に對する
命令系統が二本立てとなり事業運営
に極めて支障が多いから、この両省
にまたがる兩課を統一して水道行政
の一元化を圖られたいとの趣旨であ

つて本委員會は、願意の大体は妥當
なものなりと決定した。よつて本院
においても議決されんことを希望す
る。

昭和二十四年 月 日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長松平恒雄殿

砂防事業の一元化に関する請願

請願者 愛媛縣喜多郡大洲町
長 田中耕藏外二十四名

右の請願は
現在砂防工事は、建設省と農林省の
各出先機關によつて行われていて
が、兩者の間に連絡協定がなく、統
一的な企圖がないため、砂防工事の
進ちよくを著るしく阻害しているか
ら、能率の向上と人件費の節減のた
め、砂防治水事業の施行機關を、建
設省河川局砂防課に統合強化せられ
たいとの趣旨であつて本委員會は、
願意の大体は妥當なものなりと決定
した。よつて本院においても議決さ
れんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長松平恒雄殿

意見書
砂防事業の一元化に関する請願

請願者 愛媛縣喜多郡大洲町
長 田中耕藏外二十四名

右の請願は
現在砂防工事は、建設省と農林省の
各出先機關によつて行われていて
が、兩者の間に連絡協定がなく、統
一的な企圖がないため、砂防工事の
進ちよくを著るしく阻害しているか
ら、能率の向上と人件費の節減のた
め、砂防治水事業の施行機關を、建
設省河川局砂防課に統合強化せられ
たいとの趣旨であつて本委員會は、
願意の大体は妥當なものなりと決定
した。よつて本院においても議決さ
れんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長松平恒雄殿

意見書
内閣委員會陳情審査報告書第一
号

一議院の會議に付するを要するも
の。

第二百二十七号、第二百六十三号
林野行政と砂防行政の一元化
に関する陳情

第二百二十二号、第二百四十二
号、第二百四十八号、第三百
七号 砂防事業の一元化及び

砂防局設置に関する陳情
第二百三十九号 砂防事業の一
元化に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 松平 恒雄殿

内閣委員会陳情特別報告第一号
林野行政と砂防行政の一元化に關
する陳情

第二百二十七号 東京都千代田区
永田町二ノ一社団法人日本治
山治水協会長 和田博雄外八
名提出

第二百六十三号 栃木縣林務部
内閣東治山治水連盟内 高際
總治外十四名提出

砂防事業の一元化及び砂防局設置
に関する陳情
第二百二十二号 栃木縣河内郡
篠井村長 沼尾六郎外三十九
名提出

第二百四十二号 大分縣宇佐郡
岡川村長 安部邦夫外百三十三
名提出

第二百四十八号 栃木縣那須郡
佐久山町長 森大晴外二十九
名提出

第三百七号 栃木縣芳賀郡眞岡
町長 飯山貞三郎外三十四名
提出

砂防事業の一元化に関する陳情
第二百三十九号 新潟縣中頸城
郡矢代村長 丸山善助外九名
提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要

しないものと審議決定した。よつて
別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 松平 恒雄殿

意見書

林野行政と砂防行政の一元化に關
する陳情

陳情者 東京都千代田区永田町
二ノ一社団法人日本治山治水
協会長 和田博雄外八名

右の陳情は

建設省において所管中の溪流砂防工
事は、山地砂防と不可分のものでは
あり、造林基地の確保に外ならないか
ら、これを農林省に統一して行ふべ
きであるのに、一般林野行政を分離
することは農林行政に破たんをまね
く恐れがあるから、農林省所管に統
一せられたい。なお治山施設は農業
經營を保障し、発電事業の増強をき
たすのみならず、鉱工業等他産業の
振興上重要な施設であるから、林野
關係公共事業費國庫予算の増額を計
られたいとの趣旨であつて本委員会
は、願意の大体は妥協なものなりと
決定した。よつて本院においても議
決せんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 松平 恒雄殿

意見書

林野行政と砂防行政の一元化に關
する陳情

陳情者 栃木縣林務部内閣東
治山治水連盟内 高際總治外
十四名

右の陳情は

治山事業中けい流砂防工事とは、農林
省所管の森林治水事業と建設省所
管の砂防事業と二元的に施行され
ている。しかしてけい流の荒廢は
林野の荒廢をより成し、林野の荒
廢は直ちにけい流の荒廢となり兩者
は正に因果關係に置かれてゐる。從
つてけい流が荒れてゐる場合は、治
山施設等の適切な林野行政と相ま
つていかなければ充分に効果を期
待することは出来ないものであるか
ら、今回の行政機構の刷新強化に際
しては、一定地区の砂防行政も併せ
て林野行政に包含せしめると共に、
林道開設事業の建設省への移管は、
わが國林業の將來を破局に導くもの
であるから取り止められたいとの趣
旨であつて本委員会は、願意の大体
は妥協なものなりと決定した。よつ
て本院においても議決せんことを
希望する。

昭和二十四年 月 日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 松平 恒雄殿

意見書

砂防事業の一元化及び砂防局設置
に関する陳情(五通)

陳情者 栃木縣河内郡篠井村長
沼尾六郎外三十九名

陳情者 大分縣宇佐郡岡川村長
安部邦夫外百三十三名(二通)

陳情者 栃木縣那須郡佐久山町
長 森大晴外二十九名(二通)

陳情者 栃木縣芳賀郡眞岡町長
飯山貞三郎外三十四名(二通)

右の陳情は
治水の根本施策である砂防工事が建

設省と農林省に分れてゐるため、一
貫した計画の施行が困難であるばか
りでなく、勞費ともに元費が多く治
山治水に遺憾であるから、この際農
林省所管の砂防工事を建設省に移
し、同省に砂防局を設置して山地け
い流を包含する水源治水の一貫施策
により治水の完べきを期せられたい
との趣旨であつて本委員会は、願意
の大体は妥協なものなりと決定し
た。よつて本院においても議決され
んことを希望する。

昭和二十四年 月 日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 松平 恒雄殿

意見書

砂防事業一元化に関する陳情
陳情者 新潟縣中頸城郡矢代村
長 丸山善助外九名

右の陳情は
終戦後数年間各地に大水害が相次い
で起り、國內各河川の強化荒廢はそ
の極に達してゐる状態であり、この
まま放置すれば日本建設の基礎はく
ずれて、民力復興は功まれなことに
なる。殊に新潟縣各村は全國的にま
れた地り地帯であるため、数十年前
前から砂防工事を実施してゐるが、
現在重要な砂防行政機構は建設省、
農林省の所管に属しており一連性
がないため、治水計画はいたすに
國費の浪費となりその効果を半減す
るものであるから、この際、兩者を
統合し、治山治水を強力に推進しそ
の効果を挙げるより、砂防事業の一
元化を図られたいとの趣旨であつて
本委員会は、願意の大体は妥協なも
のなりと決定した。よつて本院にお

いても議決せんことを希望する。

昭和二十四年 月 日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 松平 恒雄殿

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 日程第二百二十二より第
二百二十九までの請願、日程第二百二十
より日程第二百二十二までの陳情につ
きまして、委員会の審査の結果を御報
告申し上げます。

以上の請願及び陳情は委員会におい
ていずれもその願意は妥協なものとな
りまして、議院の會議に付すべきもの
と決定いたしました。而してそのうち
日程第二百十六より日程第二百十九ま
での請願、即ち三十二件であります
が、これは内閣に送付することを要す
るものと決定いたしました。日程二百
十二より二百十五までの請願、日程二
百二十より二百二十二までの陳情
は、これは内閣に送付するを要せず
と決定いたしました。この段御報告申
上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。
これらの請願及び陳情は委員長報告の
通り採択し、日程第二百十六より第二
百十九までの請願は内閣に送付するこ
とに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、日程第二百十
六より第二百十九までの請願は内閣に
送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
二百二十三より第二百五十七までの請

願及び日程第二百五十八より第二百七十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事松野喜内君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔松野喜内君登壇、拍手〕

○松野喜内君 只今議題となりました日程第二百二十三以下における請願について、文部委員会における審議の結果を御報告いたします。

請願第三百三十二号外三十三件は、主として六・三制の実施に關する政府予算の増額について、政府の善処を極めて強く要請したものであります。六・三制の完遂につきましては、すでにしばしば政府に対し善処を要請いたしましておる次第であります。政府の予算的措置は極めて不十分でありまして、校舍なく、設備なき學堂が相当多数に上り、甚だしきに至つては馬小屋等において授業を受けるという状態に立ち至つておるにも拘わらず、二十四年度予算においては公共事業費中全額削減しております。尙又教育費の全般に亘つても極めて不十分のものであります。かくては我が國における民主主義教育の遂行は衷心に堪えない現狀にあることが顯着となつておるのであります。次に請願第三百三十六号外八件は主として文化財の保存等に關するものであります。法隆寺その他國寶建造物の復旧保存等につきまして、政府の善処方を要請したものであります。すでに我が國における文化財の保存は

輿論として強く要請されておるのであります。この請願はそれを強く裏書きしたものであります。請願第三百三十四号外四件は、我が國習字教育の振興に關して政府の善処方を要請したものであります。請願第九十号、同第五百十一号、同第七十七号、同千三十六号、同千四十六号、同千四十七号は、いづれも教育並びに文化の諸問題に關するものであります。なかんずく千四十六号は、教育公務員特例法施行令のうち、附則第十六條を改正して、職員を兼ねる教職員は任期中議員の職を離れないでもよろしいというようにして呉れとの要請をしたものであります。

尙又請願第八百九十九号は、國立學校に在學する優良なる學生に対し授業料減免等の措置を講ぜられたいとの請願であります。

以上につきまして政府の意見を聴取し、慎重審議の結果、いづれも趣旨至極適切妥當なものと認め、全会一致を以て採択し、これを内閣に送付することと決定いたしました次第であります。

次に陳情について御報告申し上げます。陳情第六号外十件は、いづれも六・三制実施に關し、政府に対して予算の増額を強く要請したものであります。陳情第二百二十八号は、法隆寺の壁畫の安復保存に關し政府の善処方を要請したものであります。陳情第四百十号は宗教法の制定に關し政府に要請したものであります。陳情第二百五十号は我が國英制度に關するもの、陳情第三百十二号は習字教育の振興に關するものであります。

文部委員会といたしましては、政府の見解を聴取し、慎重審議の結果、いづれも適當と認め、これを採択し、政府に送付すべきものと決定いたしました次第であります。以上簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) 先程板谷運輸委員長より委員会の審査の経過報告に關し、この際報告を簡單にしたため、その報告の草稿を速記録の末尾に掲載いたすことの申出がございましたが、これを許すことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて板谷運輸委員長申出の通り取計いたします。

これにて本日の議事日程は全部終了いたしました。明日は午前十時より開会いたします。(拍手)議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

○本日の會議に付した事件

- 一、常任委員辭任及び補欠の件
- 一、日程第一 國家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律案
- 一、日程第二 國家公務員法の一部を改正する法律案

- 一、日程第四乃至日程第十七の請願及び日程第十八の陳情
- 一、日程第三 水産金融に關する決議案
- 一、日程第十九 認知の訴の特例に關する法律案
- 一、日程第二十 弁護士法案
- 一、日程第二十一 地方財政法の一部を改正する等の法律案
- 一、日程第二十二 地方税法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十三 國立學校設置法案
- 一、日程第二十四 協同組合による金融事業に關する法律案
- 一、日程第二十五 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めめるの件
- 一、日程第二十六 自動車競技法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十七 競馬法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十八 競馬法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十九 競馬法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三十 農業災害補償法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三十一 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めめるの件
- 一、日程第三十二 海上運送法案
- 一、日程第三十三 兒童福祉法の一部を改正する法律案

- 一、日程第三十四 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案
- 一、日程第三十五 優生保護法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三十六及び第三十七の請願
- 一、日程第三十八乃至日程第四十一の請願及び日程第六十七乃至日程第六十九の陳情
- 一、日程第四十八乃至日程第七十七の請願及び日程第七十九乃至日程第七十九の陳情
- 一、日程第四十二乃至日程第四十七の請願
- 一、日程第七十八乃至日程第四十三の請願及び日程第八十乃至日程第二百五五の陳情
- 一、日程第四百四十四乃至日程第四百四十六の請願
- 一、日程第四百四十七乃至日程第四百六十三の請願及び日程第二百六乃至日程第二百一十一の陳情
- 一、日程第六百六十四及び第六百六十五の請願
- 一、日程第六百六十六の請願
- 一、日程第二百二十二乃至日程第二百二十九の請願及び日程第二百二十乃至日程第二百二十二の陳情
- 一、日程第二百二十三乃至日程第二百五十七の請願及び日程第二百五十八乃至日程第二百七十の陳情

出席者は左の通り。

- 議長 松平 恒雄君
- 副議長 松嶋 喜作君
- 議員 阿竹齊次郎君 井上なつゑ君
- 岩本 月洲君 宇都宮 登君

江崎 哲翁君	小野 哲君	鈴木 安孝君	黒山 英雄君
加賀 操君	柏木 康治君	寺尾 豊君	草葉 隆圓君
鎌田 逸郎君	河井 彌八君	石坂 豊一君	柴田 政次君
来馬 琢道君	高良 とみ君	小杉 繁安君	板谷 順助君
小杉 イ子君	小宮山常吉君	松野 喜内君	黒川 武雄君
小林米三郎君	西郷吉之助君	石川 準吉君	紅霞 みつ君
新谷寅三郎君	鈴木 直人君	深川 マエ君	木内キヤウ君
竹下 豊次君	高田 寛君	藤井 新一君	深水 六郎君
高橋龍太郎君	田中耕太郎君	平岡 市三君	城 義臣君
中川 以良君	早川 慎一君	仲子 隆君	左藤 義詮君
東浦 庄治君	久松 定武君	重宗 雄三君	西山 亀七君
姫井 伊介君	藤井 丙午君	橋本萬右衛門君	伊東 隆治君
町村 敬貴君	松井 道夫君	佐々木鹿藏君	堀野 清雄君
松村眞一郎君	宮城 マコト君	浅井 一郎君	廣瀬 兵衛君
村上 義一君	矢野 西雄君	中川 幸平君	小串 清一君
山崎 恒君	赤木 正雄君	水久保善作君	平沼彌太郎君
安部 定君	飯田精太郎君	尾形六郎兵衛君	木橋三四郎君
伊藤 保平君	大山 安君	木内 四郎君	鬼丸 義壽君
奥 むねお君	岡部 常君	櫻内 辰郎君	田中 信儀君
岡本 愛祐君	岡元 義人君	谷口彌三郎君	油井賢太郎君
尾崎 行輝君	木下 辰雄君	星 一君	小畑 哲夫君
九鬼紋十郎君	楠見 義男君	入交 太蔵君	高橋 啓君
大屋 晋三君	植竹 春彦君	小林 勝馬君	内村 清次君
中山 彦彦君	島津 忠彦君	梅津 錦一君	大隈 信幸君
宿谷 榮一君	大野木秀次郎君	門屋 盛一君	鈴木 順一君
遠山 丙市君	小林 英三君	齋 武雄君	村尾 重雄君
徳川 宗敬君	玉屋 喜章君	門田 定蔵君	塚本 重蔵君
徳川 頼貞君	一松 政二君	池田七郎兵衛君	岩本 哲夫君
藤野 繁雄君	徳積眞六郎君	河野 正夫君	田中 利勝君
田口政五郎君	岡田喜久治君	山田 節男君	林屋龜次郎君
小野 光洋君	團 伊能君	中井 光次君	稻垣兵太郎君
山本 勇造君	結城 安次君	カニエ邦彦君	和田 博雄君
西山 天香君	渡邊 甚吉君	森下 政一君	青山 正一君
山田 佐一君	大隅 憲二君	若木 勝蔵君	天山 勝正君
北村 一男君	加藤常太郎君	坂野 勝次君	細川 嘉六君
川村 松助君	浅岡 信夫君	中野 重治君	中西 功君
池田宇右衛門君	堀 末治君	岩間 正男君	愛宕 傳一君
西川甚五郎君	大島 定吉君	鈴木 清一君	千葉 信君

鈴木 安孝君	黒山 英雄君	木村喜八郎君	原口忠次郎君
寺尾 豊君	草葉 隆圓君	池田 恒雄君	星野 芳樹君
石坂 豊一君	柴田 政次君	太田 敏兒君	金子 洋文君
小杉 繁安君	板谷 順助君	小泉 秀吉君	大野 幸一君
松野 喜内君	黒川 武雄君	赤松 常子君	千田 正君
石川 準吉君	紅霞 みつ君	國井 淳一君	藤田 芳雄君
深川 マエ君	木内キヤウ君	大島農夫雄君	岩崎正三郎君
藤井 新一君	深水 六郎君	河崎 ナツ君	栗山 良夫君
平岡 市三君	城 義臣君	川上 嘉君	丹羽 五郎君
仲子 隆君	左藤 義詮君	原 虎一君	下條 恭兵君
重宗 雄三君	西山 亀七君	島 清君	中村 正雄君
橋本萬右衛門君	伊東 隆治君	三好 始君	米倉 龍也君
佐々木鹿藏君	堀野 清雄君	波多野 昭君	三木 治朗君
浅井 一郎君	廣瀬 兵衛君	木下 源吾君	山下 義信君
中川 幸平君	小串 清一君	岡田 宗司君	駒井 藤平君
水久保善作君	平沼彌太郎君	岩男 仁蔵君	鈴木 憲一君
尾形六郎兵衛君	木橋三四郎君	國務大臣	池田 勇人君
木内 四郎君	鬼丸 義壽君	大蔵大臣	植田 俊吉君
櫻内 辰郎君	田中 信儀君	國務大臣	高瀬 太郎君
谷口彌三郎君	油井賢太郎君	文部大臣	林 譲治君
星 一君	小畑 哲夫君	厚生大臣	森 幸太郎君
入交 太蔵君	高橋 啓君	農林大臣	稻垣平太郎君
小林 勝馬君	内村 清次君	商工大臣	小澤佐重喜君
梅津 錦一君	大隈 信幸君	逓信大臣	鈴木 正文君
門屋 盛一君	鈴木 順一君	労働大臣	木村小左衛門君
齋 武雄君	村尾 重雄君	國務大臣	本多 市郎君
門田 定蔵君	塚本 重蔵君	國務大臣	
池田七郎兵衛君	岩本 哲夫君	政府委員	
河野 正夫君	田中 利勝君	内閣官房長官	増田甲子七君
山田 節男君	林屋龜次郎君	人事院総裁	浅井 清君
中井 光次君	稻垣兵太郎君	法務政務次官	遠山 丙市君
カニエ邦彦君	和田 博雄君	農林政務次官	池田宇右衛門君

〔参照〕
〔板谷運輸委員長の道路運送監理事務所の地方移譲反対に關する請願外二十五件及び陳情六件に關する報告〕

只今議題となりました請願第九百四十九号道路運送監理事務所の地方移譲反對に關する請願外二十五件、陳情六件の運輸委員会における審議の結果を、詳細は委員会における速記録にゆづりまして、一括して簡単に御報告申し上げます。

請願第九百四十九号外七件、道路運送監理事務所の地方移譲反對に關する請願

右請願の要旨は、道路運送監理事務所を移譲することは適切でないから存置すべきであると言ひであります。これにつきまして委員会におきまして慎重に審議しました結果、陸運行政は輸送の実態を把握し、一元的に、強力に運営する必要がある、地方に業務を移譲することは適切でないとの結論に達し、願意を妥協と認めました。

請願第九百七十八号、奥津岬燈台設置に關する請願

請願の要旨は、奥津岬が漁業者及び航海業者の目標となる重要地点であるから、燈台を設置して欲しいと言ひのであります。政府当局においてもその必要性を認めており、小委員会においても願意を妥協と認めました。

請願第九百九十九号、小名浜測候所業務縮小反對に關する請願

請願の要旨は、行政整理の一環として、その縮小が傳へられてゐるが、右は同港及び近隣の漁港に出入する幾多船舶の出漁航海に重大な支障を與えるから、現状維持を圖られたいと言ひのであります。政府当局においても陳情の趣旨に關りよう努力することとてあります。小委員会におきましてもその願意を妥協と認めました。

請願千六号、岡山縣新見、成羽両町間に國營自動車運輸開始の請願

請願千七十八号、人吉駅、樺木間外二路線に國營自動車運輸開始の請願

請願千九十一号、須賀川、小野新町両町間外二路線に國營自動車運輸開始の請願

以上の請願三件は、全区間或いは一部に民営自動車が行進中であるが、運行回数、車輛の現状等より見て、地方の産業開発は勿論のこと、現在の貨客の完全輸送も出来ない状態にあるから國營自動車の運行を開始して欲しいといふのであります。小委員会におきましては、民営強化を第一條件とし、已むを得ない場合においてのみ國營自動車の運行を考慮すると言ひことで採択することとしたました。

請願千十四号、國鉄電化促進等に關する請願

請願の要旨は、國鉄の電化五ヶ年計画は昭和二十四年度よりの実施が期待されてゐたが、均衡予算の編成により工事は一切削られ、電氣機關車の新造も認められないことになつたが、國鉄の電化は、經營上の利点が多いから電化を促進し、危機にひんしてゐる電氣機關車工事を援助して欲しいといふのであります。小委員会におきましては、その必要を認め、願意を妥協と認めました。

請願千百十六号、買収鉄道引續職員退職金制度補正に關する請願

請願の要旨は、總動員法により私鉄の強制買上げが実施された際、買収鉄道従事員は、新規採用として引續がれたが、買収時における退職金の殆んど

が國債をもつて給付されたばかりでなく、轉買も現金化も禁ぜられていたため、凍結状態のまま現在に至つてゐる。その後激しい世相の変遷とインフレにより、諸物價は高騰し、一般職員の給与並びに地位も向上しているから、買収鉄道引継者の退職金給付については、買収前の会社勤続年数を通算してはよいと言ふのであります。小委員会におきましては、充分審議いたしました結果、願意は妥協と認めました。

請願千二百二十二号、名古屋工機部伊那松島電氣車工場存置に関する請願

要旨は、最近工場が豊川へ移轉すると言ふ噂があるが、現在では伊那線の車輛以外に身延線、富山港線の電氣機車の修理もやつており、且つ従業員の大半が地元農民の子弟であるから、現状通りに存置してはよいと言ふのであります。小委員会におきましても願意を妥協と認めました。

請願九百五十三号、草津、石山両駅間に瀬田駅設置の請願

本請願につき、政府当局より米原、京都間が電化し、電車の運轉を行う際には考慮する旨の説明があり、小委員会においても願意を妥協と認めました。

陳情三百九十六号、焼津、藤枝両駅間に新駅設置の陳情

陳情の要旨は、焼津藤枝両駅は貨客の混雑が甚しく、距離も遠いので沼津、浜松両駅間電化実現に際して、その中間に新駅を設置して近隣、町村の文化、産業の発展に寄與して欲しいと言ふのであります。小委員会におきましては、願意は妥協と認めました。

陳情三百七十号、鹿兒島、指宿両駅間に列車増発の陳情

本陳情の要旨は、右区間は九州でも最も混雑する区間であるから列車の増発をして欲しいと言ふのであります。政府当局においてもダイヤ改正の際に、考慮する旨の説明があり、小委員会においても願意を妥協と認めました。

陳情四百七号、常磐線電化促進に関する陳情

常磐線の電化は昭和二十四年六月をもつて、漸く取手まで実現が予定されているが、上野、平間を結ぶ平盤線電化促進の第一段階として、少くとも土浦市迄延長を速かにして欲しいと言ふのであります。小委員会におきましては、願意を妥協と認めました。

陳情二二二号、京都市に國際觀光ホテル建設の陳情

要旨は、觀光ホテルの建設について、万般の援助をして欲しいと言ふのであります。政府当局においても京都に國際觀光ホテルの必要を認めておりますし、小委員会においても願意を妥協と認めました。

請願九百五十四号、滋賀縣に地方陸運局分室設置の請願

請願九百七十九号、北見市に道路運送監理事務所廃止に伴う新機構設置の請願

請願千二百三十三号、山梨縣に陸運局分局設置の請願

請願千二百号、福島縣に陸運局分室設置の請願

陳情三百八十三号、松江市に陸運局分室設置に関する陳情

陳情三百九十四号、栃木縣に陸運局分局設置の陳情

以上請願四件、陳情二件はいずれも道路運送監理事務所の地方移轉後、これに代つて設置される陸運局分室を設置して欲しいと言ふのであります。小委員会におきましては、審議の結果、いずれも願意を妥協と認めました。

以上請願二十五件、陳情六件はいずれも願意を妥協と認め、全会一致速に内閣に送付を要するものと議決いたしました。御報告申し上げます。

請願千八百八十八号、門司鉄道局小倉工機部熊本分工場存置に関する請願

要旨は、縣営合理化、行政整理に伴い工場の閉鎖が傳へられてゐるが、完成間近にある当工場の現有施設と將來の車輛修繕能力等を考えると存置すべきであると言ふのであります。小委員会におきましては願意を妥協と認めました。

ました。御報告申し上げます。

定價 一部 四四五十錢
送料 実費
所行 発
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段 五三一
振替東京一九〇〇〇〇
印刷局